

平成 28 年

第 2 回 定例会 会議録

奄美市議会

第2回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	4
6月15日(水)(第1日目)	
出席議員及び欠席議員	12
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	12
職務のため出席した事務局職員	13
会議録署名議員の指名	14
会期の決定	14
報告第2号～第4号(3件) 上程	14
議案第61号～第75号(15件) 上程	17
議案第76号(固定資産評価員の選任) 上程	19
発議2号(抗議決議) 上程	20
6月16日(木)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	22
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	22
職務のため出席した事務局職員	23
一般質問	
崎田 信正 君(日本共産党)	24
橋口 耕太郎君(公明党)	33
川口 幸義 君(自由民主党)	43
渡 雅之 君(無所属)	53
6月17日(金)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	62
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	62
職務のため出席した事務局職員	63
一般質問	
元野 景一 君(自由民主党)	64
三島 照 君(日本共産党)	73
津畑 誠 君(無所属)	82
林山 克巳 君(自由民主党)	93
6月20日(月)(第4日目)	

出席議員及び欠席議員	104
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	104
職務のため出席した事務局職員	105
一般質問	
安田 壮平 君（自民新風会）	106
関 誠之 君（社会民主党）	116
奥 輝人 君（自由民主党）	126
大迫 勝史 君（公明党）	137
6 月 22 日（水）（第 5 日目）	
出席議員及び欠席議員	149
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	149
職務のため出席した事務局職員	150
議案第 61 号～第 75 号（15 件） 上程	151
議案付託	157
7 月 1 日（金）（第 6 日目）	
出席議員及び欠席議員	159
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	159
職務のため出席した事務局職員	160
議案第 61 号～第 75 号（15 件） 上程	161
請願第 1 号，請願第 2 号（2 件） 上程	169
発議第 3 号（意見書） 上程	171
発議第 4 号（意見書） 上程	172
発議第 5 号（意見書） 上程	173
「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の中間報告	173
閉会中の継続審査申出	174
別紙	
各常任委員会審査報告書	175
閉会中の継続審査の申出について	178
「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の中間報告書	179
参考資料（意見書等）	183

会期・議事日程
付議事件

平成28年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○平成28年6月6日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 17日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	
6月15日	水	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (17日間) 3 報告第2号～第4号 (3件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第61号～第75号(15件) 上程 説明 5 議案第76号 (固定資産評価員の選任) 上程 説明 質疑 討論 採決 6 発議2号 (抗議決議) 上程 説明 質疑 討論 採決
6月16日	木	本会議	1 一般質問 - 崎田議員, 橋口(耕)議員, 川口議員, 渡 議員 (質問順)
6月17日	金	本会議	1 一般質問 - 元野議員, 三島議員, 津畑議員, 林山議員 (質問順)
6月18日	土	休 会	
6月19日	日	休 会	
6月20日	月	本会議	1 一般質問 - 安田議員, 関 議員, 奥 議員, 大迫議員 (質問順)
6月21日	火	休 会	
6月22日	水	本会議	1 議案第61号～第75号(15件) 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { <ul style="list-style-type: none"> 総務企画－議案第66号, 第70号, 第72号～第74号(5件) 文教厚生－議案第62号～第64号, 第67号, 第68号(5件) 産業建設－議案第65号, 第69号, 第71号, 第75号(4件) 全委員会－議案61号 平成28年度一般会計補正予算(第1号)は, 所管する各常任委員会に付託。 ※ 請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む。) 総務企画－ (継続分) 平成27年陳情第17号, 陳情第2号 (2件) 文教厚生－請願第1号, 請願第2号 (2件) 産業建設－ (継続分) 平成27年陳情第16号 (1件)
6月23日	木	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査 (文教厚生・産業建設)
6月24日	金	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査 (総務企画)
6月25日	土	休 会	報告書整理
6月26日	日	休 会	報告書整理
6月27日	月	休 会	報告書整理
6月28日	火	休 会	報告書整理
6月29日	水	休 会	報告書整理
6月30日	木	休 会	報告書整理
7月1日	金	本会議	1 議案第61号～第75号(15件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号, 請願第2号(2件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 発議第3号 (意見書) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 発議第4号 (意見書) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 発議第5号 (意見書) 上程 報告 質疑 討論 採決 6 「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の中間報告 上程 報告 7 閉会中の継続審査について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成 27 年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 27 年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 27 年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 27 年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
(1)	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 4 号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	H28. 6. 15	承認	本会議
(2)	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 5 号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	H28. 6. 15	承認	本会議
(3)	報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 8 号 平成 28 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)	H28. 6. 15	承認	本会議
(4)	議案第 61 号	平成 28 年度奄美市一般会計補正予算 (第 1 号) について	H28. 7. 1	原案可決	全委員会
(5)	議案第 62 号	平成 28 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (第 1 号) について	H28. 7. 1	原案可決	文教厚生
(6)	議案第 63 号	平成 28 年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	H28. 7. 1	原案可決	文教厚生
(7)	議案第 64 号	平成 28 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H28. 7. 1	原案可決	文教厚生
(8)	議案第 65 号	平成 28 年度奄美市水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H28. 7. 1	原案可決	産業建設
(9)	議案第 66 号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	H28. 7. 1	原案可決	総務企画
(10)	議案第 67 号	奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 7. 1	原案可決	文教厚生
(11)	議案第 68 号	奄美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 7. 1	原案可決	文教厚生
(12)	議案第 69 号	奄美市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 7. 1	原案可決	産業建設
(13)	議案第 70 号	奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 7. 1	原案可決	総務企画
(14)	議案第 71 号	奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 7. 1	原案可決	産業建設

(15)	議案第 72 号	奄美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 7. 1	原案可決	総務企画
(16)	議案第 73 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	H28. 7. 1	原案可決	総務企画
(17)	議案第 74 号	財産取得について	H28. 7. 1	原案可決	総務企画
(18)	議案第 75 号	奄美市道路線の廃止及び認定について	H28. 7. 1	原案可決	産業建設
(19)	議案第 76 号	固定資産評価員の選任について	H28. 6. 15	同意	本会議
(20)	発議第 2 号	米軍属による女性遺体遺棄事件に対する抗議決議について	H28. 6. 15	原案可決	本会議
(21)	請願第 1 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2017 年度政府予算に係る請願書採択の要請について	H28. 7. 1	採択	文教厚生
(22)	請願第 2 号	受動喫煙防止運動の展開について	H28. 7. 1	不採択	文教厚生
(23)	発議第 3 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2017 年度政府予算に係る意見書の提出について	H28. 7. 1	原案可決	本会議
(24)	発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	H28. 7. 1	原案可決	本会議
(25)	発議第 5 号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について	H28. 7. 1	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	平成 27 年 陳情第 16 号	「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	H28. 7. 1	継続審査	産業建設
(2)	平成 27 年 陳情第 17 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	H28. 7. 1	継続審査	総務企画
(3)	陳情第 2 号	「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情	H28. 7. 1	継続審査	総務企画

第2回定例会一般質問通告

6月16日（木）

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

(1) 消費税10%へ増税の再延期について

- ① 市長の見解は。
- ② 再延期ではなくキッパリ中止の要求を。

2 社会保障制度について

(1) 介護保険制度について

- ① 要支援1・2の訪問介護，通所介護が来年度から「総合事業移行」に移るが，「受け皿」づくりが心配される，現状と課題は。既に実施している自治体から教訓とするものはなにか。
- ② 安倍政権は，「介護離職0」を掲げているが，事業所や介護職員の実態は把握されているか。

3 子どもの貧困対策について

(1) 奄美市の実情についての認識と対策は。

4 土地の有効活用について

- (1) 末広港土地区画整理事業に伴う土地利用について
- (2) 名瀬港本港地区整備事業に伴う土地利用について
- (3) 佐大熊併存住宅跡地利用について
- (4) 朝仁なぎさ園跡地利用について
- (5) 平松町の土地利用について
- (6) 知名瀬港整備事業による新たな土地利用について

5 安心して住み続けられるまちづくり

(1) 住宅政策について

- ① 住宅マスタープランの進捗状況について
- ② 過疎地域対策として
- ③ 住み替えの促進を。

(2) 地域支え合いネットワーク体制づくりについて

- ① 現状について課題はなにか，その対策は。

◎公明党 橋口 耕太郎

1 奄美市地域防災計画について

- (1) 平成23年度の計画と平成28年度の計画で，見直しを行ったポイントは。
- (2) 防災訓練，出前講座の昨年度までの実施状況と課題について
- (3) 災害発生時の対策本部の体制について

- (4) 災害発生時の通信手段の確保や自家発電設備について
- (5) 熊本地震発生後の新たな課題について
- 2 奄美市教育大綱について
 - (1) 教育施策の5つの柱について
 - ① 新しい時代を拓く【あまみっ子】（「確かな学力」の定着と向上）の具体策は。
 - ② 心豊かで強い【あまみっ子】（「豊かな心」の醸成）の具対策は。
 - ③ 島を愛する【あまみっ子】（「郷土を愛する心，異なる文化を尊重する心」の醸成）の具体策は。
 - (2) 補完施策について
 - ① 教職員の資質向上の中で，教職員の意識改革，とあるが具体的にどのように改革していくか。
 - ② 開かれた学校・特色ある教育活動の中で，学校評議員会の充実とあるが，実際の提言に対し学校側が運営の改善を行ったか事例はあるか。
 - ③ 教育環境の整備・充実で，学校 ICT の環境整備に努めるとあるが具体的にどう整備していくか。
- 3 定住人口の促進について
 - (1) 定住促進住宅の応募状況について
 - (2) 空き家バンクの問い合わせ状況について
 - (3) 上記（1）（2）の周知方法について
 - (4) 地域おこし協力隊について
- 4 市民サービスの向上について
 - (1) 市内の公共交通機関であるバスの利用者状況について
 - (2) バス停留所への屋根及びイスの設置について

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 大浜海浜公園について
 - (1) リニューアル計画について
 - (2) 「海の家」立ち退きについて
 - (3) 小浜遊歩道について
- 2 本場奄美大島紬について
 - (1) 紬再生事業について
 - (2) JAPANブランドについて
 - (3) 本場大島紬と黒糖焼酎販路拡大事業について
- 3 保育行政について
 - (1) 待機児童の現状について
 - (2) 待機児童解消に向けての市の取組み。
 - (3) 入所時の基準指数と調整指数について
- 4 と畜場建設について

(1) 老朽化が著しいと畜場の環境面や衛生面での課題は。

◎無所属 渡 雅之

1 世界自然遺産登録について

- (1) 現在の進捗状況は。
- (2) コアゾーンとバッファゾーンの線引きは出来ているのか。
- (3) 私有林との協議状況は。

2 奨学金制度について

- (1) 制度の内容は。
- (2) 現在の受給者数は。
- (3) 滞納者数とその割合は。
- (4) 滞納者の生活状況と就労状況は。
- (5) 給付型制度の創設は出来ないか。

3 地域間道路整備について

- (1) 芦良・大熊間のトンネル建設について
- (2) このトンネル構想について鹿児島県の意識は。

4 ミカンコミバエ対策について

- (1) 最新の状況は。
- (2) 関係事業者への補償は満足のものだったか。
- (3) 国・県・市の対応は。

5 子育て支援対策について

- (1) 4月現在の待機児童数と今後の予想は。
- (2) 学童保育の状況は。
- (3) 子ども貧困についての認識は。
- (4) 子ども食堂についての認識は。

6月17日(金)

◎自由民主党 元野 景一

1 市長の政治姿勢について

- (1) 奄美大島への自衛隊配備について朝山市長の基本姿勢を問う。
 - ① 6月5日の大熊町における住民説明会について
- (2) 「プロジェクト戦略推進課」設置について朝山市長の基本的姿勢を問う。
 - ① ふるさと納税目標1億円の具体的推進方法について
 - ② 市長は、このふるさと納税制度をどの様に考えておられるのか率直に問う。
 - ③ 奄美市のふるさと納税にとりかかるにあたって、全国・県内・郡内と比較してどの様に分析して対策をとられるつもりか。

2 財政政策について

- (1) ふるさと納税の今後の進め方に対する市当局の計画を問う。

- ① ふるさと納税ポータルサイトとの連携について、どのようなサイトが奄美市のふるさと納税に連携されており、なぜそのサイトが決定されたか。
- ② 奄美のふるさと納税を進めるにあたって J T B に決定をし、その住民説明会を J T B が行い進めてきた理由について
- ③ 今後のふるさと納税の進め方について

◎日本共産党 三島 照

1 市長の政治姿勢

- (1) 6月5日九州防衛局の奄美大島への部隊配備についての説明を受けて市長の感想は。
- (2) 市長が自衛隊基地誘致を決めた理由について市民に説明責任があると思うがどうか。
- (3) 陸上自衛隊基地所在地の視察研修について報告と感想を求めます。

2 環境行政について

- (1) 3月議会において市湾の赤土汚染状況の調査と今後の赤土流出防止に向けた抜本的対策を求める陳情を採択しました。その後の対応と、今後の市の考えをお示し下さい。
 - ① 市湾の調査について、具体的な進捗状況は。
 - ア 調査の実施は。
 - イ 調査は誰がするのか。
 - ウ 集落への聞き取り調査の有無。
 - エ 調査結果の公表は。
 - ② 市湾の赤土流出について、昨年、市に対し集落から何度か説明がなされているが、行政の対応と受け止めは。
 - ③ 今後の赤土流出を防止するための行政としての取り組みは。業者への対応、県への対応。
 - ④ 世界自然遺産登録を目指しているが、「赤土流出防止条例」の制定を含む取り組みをどう考えているか。

3 子育て支援について

- (1) 市内の学童保育所（放課後児童クラブ）の現状はどうなっているか。（公設・民営）職員数・勤務時間・児童数・保護者負担額
- (2) 運営主体はどうなっているか。
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（H26年厚生労働省令63号）はどうかされているか、担当部局は明確にされているのか。

◎無所属 津畑 誠

1 ふるさと納税制度について

- (1) ふるさと納税制度に対して、所管課のプロジェクト戦略推進課の職員は全員一丸となって積極的に取り組み称賛できるが、その他の奄美市役所の庁内組織は、どのような態勢で臨んでいるのか伺う。

2 企業版ふるさと納税制度について

- (1) 本年4月20日に施行された地域再生法の一部を改正する法律における地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、奄美市は、どのような組織体制で取り組んでいるのか伺う。
- (2) 地域再生計画に記載する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の内容は、各自治体間の知恵の競争とも言えるが、奄美市はどのような事業を予定しているか伺う。
- (3) 地域再生計画に記載する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」について、パブリックコメント手続きの予定はあるのか伺う。
- (4) 内閣総理大臣の認定に向けたタイムスケジュールはどのようになっているか伺う。
- (5) 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連し、これまで奄美市が訪問した企業数を伺う。
- (6) (5)において、訪問した各企業の企業版ふるさと納税に対する反応をどのように把握しているか伺う。
- (7) 企業版ふるさと納税において、どのような企業を対象に寄附を求めていく予定か伺う。

3 中心市街地について

- (1) 中心市街地の活性化に向けた各事業の進捗状況について伺う。

◎自由民主党 林山 克巳

1 市長が考える奄美の未来像について

- (1) 人口ビジョン（Iターン・Uターン・Jターン・Oターン）について

- ① 問題点は何か。
- ② 対策、施策はあるのか。

2 財政状況の見通しについて

- (1) 人口推移や産業振興・自然遺産登録を踏まえた上での見解。

- ① 合併10周年を迎え、次の10年の推移と見通しについて

3 産業育成に伴う物流経費（運送費）について

- (1) 鹿児島～沖縄～鹿児島間の物流経費について

- ① 海運、運送、小売店の流れについて
- ② 利益率から見た商品の価格設定と本土から見た奄美の位置づけについて

4 ふるさと納税について

- (1) 返礼品における協力事業社との取り組みと基本的考えについて

- ① ふるさと納税の意味・役割について
- ② 協力事業社の数と納税額における価格設定と商品コンセプトについて

5 奄美大島における自衛隊部隊配備の決意について

- (1) 大熊地区・奄美カントリー配備について

- ① 奄美市民の生命と財産そして、日本国における奄美の役割について

6 下方地区（朝仁新町、朝仁、浜里、平松、小宿、知名瀬、根瀬部）の未来都市像

- (1) 小宿土地区画整理事業・その他について

- ① 小宿土地区画整理事業についての考え。
- ② 朝仁海岸の整備について

6月20日（月）

◎自民新風会 安田 壮平

1 市長の政治姿勢

(1) 本庁舎建設などの公共事業について

- ① 本庁舎が建設される予定の平成29・30年度は、末広・港土地区画整理事業、名瀬港本港地区整備事業、名瀬・住用地区給食センター整備事業、陸自部隊駐屯地整備などの公共事業が集中するため、地元の専門業者にも人手不足や受注機会の確保等への不安が広がっているが、市としてどのように考えるか。
- ② 本庁舎建設に当たり、建設予定地周辺に工事車両駐車場・現場詰所・資機材置場等のスペースが乏しい実情があるが、市民の安全性を確保しつつ、市としてどのような対応を考えているか。
- ③ 公用車の仮駐車場として、名瀬小学校校庭の一部利用を予定しているが、児童の安全対策や保護者への説明をどのように考えているか。

(2) 奄美和光園の将来構想について

- ① 奄美和光園の将来構想として、ハンセン病市民学会より「医療施設、小笠原登医師と田中一村画伯の記念資料館、高齢者福祉施設」との方向性が示されているが、市としてどのように取り組み、どのような姿としての実現を目指そうと考えているのか。

(3) 地方創生の推進について

- ① 地方創生関連事業を着実に推進し「しあわせの島」を目指すために、PDCAサイクルの実行、予算の確保、「奄美幸福度指数」の構築などの諸課題にどのように取り組むか。

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

(1) 自衛隊誘致について、市長の基本的考え方

- ① 6月5日の防衛省の説明会で市長の説明責任は果たせたと考えるのか、市長の見解を示せ。
- ② 平成27年度に予定されていた基本検討等、測量調査等、環境調査、用地取得の進捗状況と結果を具体的に示せ。
- ③ 陸自駐屯地の配備について、現在の進捗状況と一連のスケジュールを示せ。
- ④ 自衛隊の任務は国土（領土・領空・領海）の防衛であって、住民の安全確保は、自衛隊の任務でなく、自治体や警察の任務とされると思うが市長の見解を示せ。

2 教育長の考え方

(1) 学校給食センターの建設について

- ① 保護者に対する説明会の総括はどのように行なわれたのか。
- ② 1カ所で4000食を調理し各校に配送するリスクを抱えたままでの学校給食センター建設を推進する理由は何か。
- ③ 平成11年11月の「名瀬市学校給食検討委員会報告書」の「当市の特異な地形現状等も考慮し、3か所程度の分散型給食センター方式の導入が望ましい」との結論を活かせないか。
- ④ 奄美市名瀬・住用学校給食センター運営委員会の位置づけと基本設計選定委員を兼ねる理由・根拠を示せ。
- ⑤ 学校給食センター建設のタイムスケジュールを示せ。

3 その他の施策について

(1) 行政の取り組み状況について

- ① 自治基本条例
 - ・平成20年第2回定例会質問～新市総合計画の中で議論する。
- ② 公契約条例
 - ・平成27年陳情第7号公条例の制定に関する陳情，7/8採択。
- ③ 名瀬・笠利地区保育料の格差の検討委員会の設置
 - ・付帯決議の処理状況についての報告を具体的に問う。

◎自由民主党 奥 輝人

1 地方創生に向けた生産牛の振興

(1) 子牛相場について

- ① 今後の動向について
- ② 飼養管理（大島らしい子牛）について

(2) 新規参入者・新規就農者・後継者の確保対策について

- ① 現状と今後の見込みについて
- ② 地方創生に向けた，確保対策についての見解は。
- ③ 受け入れ態勢の整備について
 - ア 営農センターへの受け入れについて
 - イ 施設・機械・土地・宿舎等の整備について
 - ウ 生産牛の導入について
 - エ 市有牛貸付者への助成について
- ④ 群・共進会開催について
 - ア 北大島地区への誘致について
 - イ JAあまみとの協力体制について
 - ウ 開催に係る費用について

2 ゆうのうセンターについて

(1) きび堆肥・ゆうのう堆肥の利用状況について

- (2) 堆肥舎, 管理棟 (仕込み場所) の確保について
- (3) 機械等の更新について

◎公明党 大迫 勝史

1 市長の政治姿勢

(1) 子どもの貧困問題について伺います。

- ① 現在, 子どもの貧困率が6分の1となり社会問題化していることについて本市の状況把握の現状と見解を伺う。
- ② 今後, 子どもたちの生活環境の調査を行うことはあるか。
- ③ 課題解決へむけての施策展開の考えはあるか。

(2) 防災について

- ① 災害時に備えて大型店舗と協定を結んでいるが有事の際に外海離島の本市への水、食料、物品の必要量が確実に供給できる担保はあるか。
- ② 災害時に在宅の高齢者や障がい者が避難する福祉避難所を設置すると計画に明記されているが指定施設数や収容人数について伺いたい。

(3) 市職員の職場環境について

- ① 昨年の10月頃から職員のネット環境が制限されているが部署によって事務作業等に不具合は生じていないか。
- ② 職員から苦情等はないか, また今後の見通しについて

(4) 「LEDを活用した省エネルギーの街づくり」について

- ① 「住宅リフォーム等助成事業」が好評であるが照明器具関係は除外されている。住宅や店舗でLED照明に切り替える際に補助金を交付して家計の負担軽減と地域活性化に成功している自治体もあります。本市でも導入できないか見解を伺う。

2 健康増進について

(1) 名瀬地区に公設GG場整備する要望について

- ① 現在, 赤崎公園の現状 (市民の利用度等) を伺う。
- ② 赤崎公園にGG場を整備できないのか可能性を伺う。

(2) 「ミニ人間ドック」時に血液検査か呼気検査でのピロリ菌検査の導入ができないか伺います。

3 安全・安心対策

(1) 国道58号タイヨー平田店前の危険性について

- ① 現在の状況をどう認識されているか伺う。
- ② 新川に張り出しの歩道整備はできないか伺う。

第 2 回 定 例 会
平成 28 年 6 月 15 日
(第 1 日 目)

6月15日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	21 番	奥 輝 人 君
22 番	平川 久嘉 君	23 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

24 番 伊 東 隆 吉 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長	元多 政重 君	総 務 部 長	東 美佐夫 君
総 務 課 長	奥田 敏文 君	企画調整課長	三原 裕樹 君
財 政 課 長	國分 正大 君	プロジェクト戦略推進課長	久保 信正 君
市 民 部 長	前田 和男 君	国保年金課長	山下 能久 君
保健福祉部長	吉 富 進 君	福祉事務所長	伊東 義久 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	商水情報課長	高 一 也 君
農 政 部 長	奥 正 幸 君	農林振興課長	山下 仁司 君
建 設 部 長	本山 末男 君	都市整備課長	武下 義広 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	下水道課長	里 嘉 郎 君
教 育 委 員 会 長	森山 直樹 君	教育委員会総務課長兼行革調整監兼給食センター整備対策監	徳永 恵三 君

6月15日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田 賢一郎 君
庶務係長	向井 渉 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。会議は成立いたしました。

これから、平成28年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）
直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により平成27年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上4件について、報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

また、市長から地方自治法180条第2項に基づき専決処分3件の報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

なお、本年第1回定例会において採択いたしました陳情で、会議規則第142条及び第143条の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました陳情について、その処理経過及び結果について報告がありました。その内容は、お手元に配付のとおりであります。

また、発議第1号 議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議につきましても報告がありました。その内容は、お手元に配付のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、津畑 誠君、安田壮平君、橋口和仁君の3名を指名いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から7月1日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの17日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3、報告第2号 専決第4号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、報告第3号 専決第5号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び報告第4号 専決第8号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの専決処分の承認を求めることについての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第2号から報告第4号までの専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、報告第2号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の専決につきましては、平成28年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する等の法律等が公布されたことに伴い、法人住民税の法人割引き下げ、軽自動車税の環境性能割などの制度改正を図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、報告第3号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成28年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する等の法律等が公布されたことに伴い、低所得者に係

る税額軽減措置の対象拡充，賦課限度額の見直しを図るため，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第4号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計において，歳入不足が生じ，平成28年度歳入を繰り上げましたので，繰上充用金を計上したものでございます。

歳入につきましては，その財源といたしまして国民健康保険税及び調整交付金を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ7億5,958万1,000円の増額となり，平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は81億1,537万9,000円となります。

以上，報告第2号から報告第4号までの提案理由を申し上げましたが，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので，地方自治法第179条第1項の規定において，市長において専決をいたし，同条第3項の規定により報告を行い，承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上，御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから，質疑に入ります。

通告がありましたので，発言を許可します。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可します。

15番（関 誠之君） おはようございます。市民の皆さん，また議場の皆さん，私は社会民主党，社民党の関 誠之でございます。質疑の前に，熊本の地震災害で被災に遭った全ての人々に心からお見舞いを申し上げ，一日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

それでは，早速報告第4号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について，質疑をいたします。

まず，今回の繰上充用の財源は，一般保険者退職保険者の健康保険税4億6,300万と，特別調整交付金2億9,658万1,000円の合計7億5,958万1,000円となっております。

まず，質疑の前に，専決処分の理由である特に緊急を要するためのうんぬんというようなことが書いてありますけれども，なぜここで専決処分をしなければいけないかという具体的な理由があればお示しをいただいて，三つの項目について質疑をしたいと思います。

一つ目は，平成27年度の現年度，過年度の収納率，収納額と，平成28年度の滞納繰越分の総額をお示しをいただきたい。

二つ目は，平成27年度の法定外繰入金と形式収支及び単年度収支をお示しをいただきたいと思います。また，実質収支はどのようになったのかもお答えください。

三つ目は，今回の繰上充用の財源である特別調整金2億9,658万1,000円の根拠を示すとともに，当初，予算額1億7,532万9,000円を合計すると，4億7,191万円となり，過去5年間で最大となるが，過大見積りになる心配はないのか，見解をお示しをいただきたいと思います。

また，併せて平成27年度決算における当初補正額，決算額についてもお示しをいただきたいと思います。特別調整交付金ですね，よろしくお祈りをいたします。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

国保年金課長（山下能久君） おはようございます。平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する御質疑にお答えいたします。

はじめに，専決処分の具体的な理由につきましてお答えします。

今回の専決処分につきましては、出納閉鎖である5月末まで、国保税の収入確保に努めてまいりましたが、平成27年度会計に歳入不足を生じ、平成28年度会計から繰上充用金を支出する必要があったためでございます。繰上充用は、平成27年度の歳入不足額の確定後、5月31日までに行わなければならないものであります。したがって、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分において予算計上を行ったものでございます。

次に、収納率に移ります。平成27年度の収納率でございますが、現年度92.73パーセント、過年度分11.05パーセントとなりました。収納額は、現年度7億9,055万8,000円、過年度分で6,594万円の合計8億5,649万8,000円となりました。また、平成28年度への滞納繰越分は、現年度から6,183万7,000円、過年度から4億6,232万9,000円の合計5億2,416万7,000円となっております。

次に、法定外繰入金に移ります。平成27年度の法定外繰入金は、2億5,000万円でございます。形式収支としましては、歳入総額72億3,879万2,000円から歳出総額79億9,837万3,000円を差し引いたマイナス7億5,958万1,000円でございます。単年度収支としましては、平成27年度の歳出総額から前年度の繰上充用金8億544万7,000円を除いて計算いたしますので、単年度では4,586万6,000円の累積赤字の解消となりました。実質収支でございますが、単年度収支から法定外繰入金の2億5,000万円を除いて計算いたしますので、マイナス2億413万4,000円となっております。

次に、繰上充用の財源に移ります。議員御指摘のとおり、今回の繰上充用財源におきましては、国保税と合わせて国の特別調整交付金を計上しており、このうち特別調整交付金につきましては、予算計上額として昨年度の4億2,781万円を上回り最大の額となっております。特別調整交付金を財源の一部とした理由としましては、特別調整交付金は画一的な配分基準では措置できない市町村ごとの特殊事情による財政難の不均衡を調整するため国から交付されるものであることから計上したものでございます。今回計上しております歳入財源による累積赤字解消が非常に厳しいという現状は十分承知しておりますが、今後とも更なる歳入の確保を図り、一歩ずつ累積赤字の解消につながるよう取り組んでまいりたいということを含めまして歳入を計上しているものでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、平成27年度における特別調整交付金の決算額につきましては、2億172万8,000円でございます。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 再質問は。

15番（関 誠之君） 御丁寧な説明をありがとうございます。一番目の滞納繰越の総額が5億2,416万7,000円余りということで、少しは解消をしてくれているのかなということで、また、現年度の収納率が90パーセントを超えているということで、平成の20何年でしたか、2年、今年で3年目ですかね、90パーセントを超えて、大変職員の努力が実を結んでいるのではないかなというふうに考えておりますが、それも単年度収支が4,586万6,000円、今度は黒字になったということは、非常にそういったことを数字的に表しているのではないかなというふうに思っております。実質収支は2億余りの赤でありますけれども、そういう中でもしっかりとこの徴収に取り組んでいるということは、この数字で分かってきたというふうに思っております。是非、今後です、後で質問させていただきますけれども、30年以降は広域運用ということ、県が運用主体ということになるようですけれども、そういったこともモチベーションが下がらないようにですね、29年度までしっかりとやっていただきたいことをお願いをしておきたいと思っております。

それと、調整交付金の問題でありますけれども、国保の会計のややこしさと言いますか、そういう中でこの4億7,000万円、去年の、先ほどありました2億数千万円を組んで、補正で4億数千万円

と、しかし、決算的には2億数千万円しか、この特別調整交付金が入っていないというのが実態でありますから、その辺のところを少し間違えるととんでもない赤字が出てくるんじゃないかということと、継続して市の法定外の収入といいますか、法定外2億5,000万円をいれていくということをしかりやっていたきたいということを要望しておきたいと思えます。

再質問でありますけれども、昨年5月27日に医療保険制度改革関連法が成立をして、1,700億円の公費拡充が決定しておりますけれども、公費拡充はどのように行われて、本市への影響はどうだったのかということについてお答えをいただきたいと思えます。

国保年金課長（山下能久君） 議員御案内の国の医療保険制度改革による国保への公費拡充につきましては、平成27年度からの1,700億円分が実施されているところでございます。内容といたしましては、保険基盤安定制度の保険者支援分の充実で、低所得者が多い自治体に対する財政支援の拡充でございます。具体的には保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた財政支援を拡充するものでございまして、その内容につきましては、これまでの対象となっていなかった2割軽減を対象とするとともに、5割及び7割の軽減対象者の補助率を引き上げるものでございます。この1,700億円のうち、本市における配分額は約6,000万円となっております。以上です。

議長（竹山耕平君） 再々質問は。

15番（関 誠之君） 1,700億円の公費が拡充をされて、保険基盤定義の繰入金ですかね、入っているのは3億3,185万6,000円ということで、去年に比べて6,200万円ほど、公費といいますか、国の金が拡充されているというふうになっておりますけれども、やはりこういったことを見ますと、やはり国・県が出していかなければ、なかなかこの国保の制度維持ができないということがこれで分かるわけで、そこで質問を再々質問をしたいと思えますけれども、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営が決定をしておりますけれども、その後に事務レベルでも結構だし、また、市長会のほうでも、いろんな県に対する要請・要望があると思えますけれども、そういった市町村の30年度から都道府県が責任主体となるわけですがけれども、市町村の役割として、下のほうに少し書かせていただきましたけれども、保険税の徴収とか、資格管理、保険給付の決定、保険事業というのが主な市町村の業務になるというふうになっておりますけれども、この余りにも県の権限が強くなってですね、市町村のほうに、言葉は悪いですがけれども、さじ加減、先ほど言った特別調整交付金もそうですけれども、本当にこれだからこれだけのものが入るんだよという基準が少し曖昧なような気がいたしますけれども、そういった県が権限を強めてくると、市町村は大変困ることも出てくるんじゃないかというふうに思っておりますが、市長会あたりでその辺の問題点なり、県に対する要望がありましたら、少しお聞かせをいただきたいと思えます。事務レベルの段階での情報と、また、市長会等の情報をよろしくお願いをしたいと思えます。

国保年金課長（山下能久君） 議員御案内のとおり、国保運営の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営を行い、それに合わせて国が毎年3,400億円の財政支援を行うこととしております。現在、平成30年度からの制度移行に向け、県、市町村、国保連合会で協議を行う国保新制度移行準備連絡会議におきまして、事業納付金、標準保険料率の算定方法、事務の効率化、医療費の適正化の方針等を検討しているところでございます。具体的な内容は、今後この連絡会議の中で検討、決定されていくこととなりますが、今年の10月頃には国が県に対し納付金等算定システムを配付する予定としておりますので、今後とも国の動向を注視するとともに、県との協議に臨んでまいりたいと考えております。以上でございます。

市長（朝山 毅君） 閣議員にお答えいたしますが、このように本市を含めて基礎的自治体における国保財政基盤のぜい弱さ、ひいては国保事業の厳しさというのは、全国的にも同様なことは議員御案内のとおりであります。そのような中において本市を含め、県下の市長会、もしくは町村会においても、国保会計をこの基礎的自治体だけで賄っていくことは大変厳しいと、そういう声がやはり国を動かし、このような法制度が整備されてきたものと思っております。御案内のとおり、繰上充用という財源をもって次年度の歳入を回っているこのような、何と言いましょうか、会計というものは他に例がないような感じがいたします。従来、累積した負の額を財源として収入と見なして会計を組んでいくということは、これは企業会計、もしくは行政における会計においても、やはり異質なものであろうと、私はそのように思っております。そのような会計でないと、この国保財政が運営できないような地方自治体の実態であると。幾らでも一般会計から繰入金をもって充当するという点については、市町村の財政基盤、トータルしたいろんな財政需要の状況の中においては大変厳しいという実態から、このように各全国における地方の声、そしてもちろん我々もそうではありますが、声が国を動かし、このような制度改正になっていったものと、その経緯については、もう議員御案内のとおりであろうと思えます。そういうことを踏まえて、それでは平成30年度からどうなるかということについては、都道府県、県と十分に法律をしっかりと見極めながら、詳細については今後詰めていくということに、今担当課長が言ったとおりであります。このような会計をしっかりとした国の財政援助、支援、県のまた体力のある都道府県の力をいただきながら、地域の皆さんの福祉行政をしっかりと整えていかないことには、大変厳しいと、その国保会計が全体的な財政にも影響を及ぼすという実態になってくるとい状況であります。そういうことから、このように動いてきたということを経緯として御理解いただき、その経緯については各市町村が声を上げてきた結果が、このようなことになったということをお理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件は、委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これから、報告第2号から報告第4号までの3件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の3件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第4号までの専決処分の承認を求めることについての3件は、いずれも承認することに決定いたしました。

議長（竹山耕平君） 日程第4、議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第75号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの15件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第61号から議案第75号までの提案理由を御説明いたします。

議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出補正予算につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は、関係する各費目に事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上いたしております。

総務費、総務管理費におきましては、地方創生推進費といたしまして、奄美大島5市町村による連携分及び市単独の2事業分351万4,000円を追加計上いたしております。また、戸籍、住民基本台帳費におきましても、個人番号カード交付のための委託金といたしまして737万6,000円を追加計上するものでございます。

民生費におきましては、児童福祉費において民間保育所の業務効率化推進のためのシステム購入費等の経費といたしまして610万円、放課後児童クラブの勤務環境改善に要する経費といたしまして400万円などを計上いたしております。

農林水産業費におきましては、農業費において住用地区の農林産物加工センター完成に伴う管理経費や、肉用牛増産のための畜産基盤再編総合整備事業などが主な内容でございます。

教育費につきましては、教育総務費において新たに今年度から小規模校を巡回し、図書室の利用促進を図るため、学校司書を配置するための経費や、特別支援教育支援員の増員に対応するための予算措置を行うものでございます。

災害復旧費につきましては、農林水産業施設災害復旧費において、5月の大雨による農道等の復旧予算措置を行うほか、土木施設災害復旧費においてらんかん公園等の災害復旧に要する費用2,179万6,000円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、歳出に要する財源として、国庫支出金3,171万6,000円、市債960万円などを計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で1億2,033万7,000円を追加することにより、平成28年度奄美市一般会計予算の総額は318億9,191万7,000円になります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業費の追加や減額に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第62号 平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして賃金及び備品購入費を増額計上し、委託料につきましては奄美市笠利国民健康保険診療所の歯科の休診に伴い減額計上いたしております。

歳入につきましては、総務費の賃金及び備品購入費の増額に伴い、繰入金を増額計上し、同じく総務費の委託料の減額に伴い診療収入を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ696万3,000円の減額となり、平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億6,970万8,000円となります。

議案第63号 平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきま

して御説明いたします。

歳出につきましては、高齢者元気づくり事業の実施に伴い、総務費の保険事業費におきまして事業指導員謝金及び事業運営業務委託料等を計上いたしております。

歳入につきましては、諸収入におきまして、広域連合の後期高齢者医療制度特別対策補助金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ100万円の増額となり、平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は4億4,557万7,000円となります。

議案第64号 平成28年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、保険給付費と地域支援事業費におきまして平成27年度介護保険制度改正により、今年度から変更となる事業につきまして見込み額を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ86万4,000円の増額となり、平成28年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は48億8,783万7,000円となります。

次に、議案第65号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

資本的支出につきまして、建設改良費において陸上自衛隊奄美駐屯地及び朝日地区の水源確保に伴う調査委託料を1,800万円増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5億7,717万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,695万9,000円、当年度分損益勘定留保資金3億4,840万5,000円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1万円、建設改良積立金1億6,180万円で補填いたします。

次に、議案第66号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、奄美市特別職報酬等審議会の答申を受け、本市の特別職等の給与を見直すため所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第67号 奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第68号 奄美市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚生労働省令の一部改正に伴い、各サービスの人員、設備及び運営基準等に係る所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第69号 奄美市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当該分担金徴収の対象として県営水質保全対策事業に係るものを新たに含めるため、所要の規定をしようとするものでございます。

議案第70号 奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、移住希望者等に対する定住の支援と地域の活性化に資するため、新たに整備された住宅におきまして、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案第71号 奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、大規模集客施設を制限している地区内における建築物の制限要件の見直しについて、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第72号 奄美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、防災や地域の実情等に関し、専門的知識を有する委員を追加することにより、防災会議の体制の充実を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第73号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、前年度に名瀬辺

地、住用辺地、笠利辺地における総合整備計画が終了いたしました。継続して辺地債を適用するためには、新たに5か年の総合整備計画の策定が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第74号 財産の取得につきましては、奄美市消防団住用方面隊の水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、買い替えを行うため地方自治法第96条第1項第8号及び奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第75号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、路線の一部を新庁舎敷地とするため、当該路線を廃止し、引き続き道路として使用する区間を認定しようとするものでございます。

以上をもちまして議案第61号から議案第75号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます。

○

議長（竹山耕平君） 日程第5、議案第76号 固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、ただいま上程されました議案第76号の提案理由を御説明いたします。
議案第76号 固定資産評価委員の選任につきましては、平成28年4月1日付けの人事異動に伴い、税務課長となった田中義一郎を固定資産評価委員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。
何とぞ御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

この際、本案は討論を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これから、議案第76号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第76号 固定資産評価委員の選任については、同意することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第6，発議第2号 米軍属による女性遺体遺棄事件に対する抗議決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

16番，日本共産党 三島 照君。

16番（三島 照君） おはようございます。発議の第2号 米軍属による女性遺体遺棄事件に対する抗議決議については、文書を読み上げて提案をさせていただきます。

米軍属による女性遺体遺棄事件に対する抗議決議

沖縄県でまた米軍関係者による許し難い事件が起こった。米海兵隊員の軍属による女性遺体遺棄事件であります。沖縄県うるま市の20歳の女性社員が遺体で見つかり、容疑者の米軍嘉手納基地軍属の元海兵隊員は、米海兵隊キャンプハンセン近くの恩納村の雑木林で女性の首を絞め、ナイフで刺したと供述している。これからの人生に夢と希望を抱いていたであろう若い女性の命を無残にも奪った残虐な事件に、激しい憤りを禁じ得ません。今回の事件が沖縄県民に与えた衝撃、怒りと悲しみの深さは想像に難くなく、強く抗議するものであります。

沖縄では戦後71年、日本復帰から44年もの間、米軍関係者による事件、事故が絶えず繰り返されています。沖縄県の資料によれば、1972年の復帰から2015年末までの米軍関係者による犯罪の検挙状況は5,896件に上る。このうち、殺人、性的暴行、強盗、放火といった凶悪犯は574件と1割近くを占めています。県民の命を暮らしを危険にさらし、深い悲しみと苦しみを強いる事態をこれ以上放置することはできないとして、沖縄県内の各議会が次々と抗議の決議を挙げています。

5月30日の沖縄タイムス配信によると、今帰仁村議会の5月30日の臨時議会では、県民は戦後70年経った今もなお、基地があるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられていると指摘をし、事件に対し渾身の怒りを込めて厳重に講義とする抗議決議を全会一致で可決したことを報じています。

この事件を受け、日米政府から再発防止や綱紀粛正の声が聞かれるが、事件、事故のたびに繰り返されるが、約束は守られたためしはない。奄美は歴史的文化的交流から、古くから沖縄を兄弟島としてきている。その沖縄が抱える苦悩を思うとき、二度とこのような残虐で悲しい事件が起こらないように、遺族への謝罪と完全な補償を行うとともに、これまでも幾度といわれてきた再発防止、綱紀粛正を唱えるだけでなく、実効性あるものにするために、米軍基地の整理縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを求めるものであります。

以上、決議文を提案します。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結します。

お諮りいたします。

これより、発議第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。(午前10時22分)

第 2 回 定 例 会
平成 28 年 6 月 16 日
(第 2 日 目)

6月16日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 戦 略 推 進 課 長	久 保 信 正 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	環 境 対 策 課 長	島 袋 修 君
保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君	福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君
福 祉 政 策 課 長	上 野 和 夫 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
紬 観 光 課 長	保 浦 正 博 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
農 林 振 興 課 長	山 下 仁 司 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君

6月16日(2日目)

建築住宅課長	備 孝 朗 君	上下水道部長	上 島 宏 夫 君
下水道課長	里 嘉 郎 君	水道課参事	林 茂 穂 君
教育委員会 事務局 長	森 山 直 樹 君	教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上 原 公 也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前 田 賢 一 郎 君
庶務係長	向 井 涉 君	議事係主査	麓 浩 登 志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局に置かれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。4月に発生いたしました熊本地震により亡くなられた方々の御冥福と多くの被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願うものであります。そしてまた、沖縄で痛ましい事件が発生いたしました。昨日の本会議で抗議決議が全会一致で採択をされ、奄美市議会はこのような事件が2度と起こらないようにという強い意思表示を行いました。昨日の抗議決議では遺体遺棄事件としておりましたが、今は女性暴行、殺人事件として取り扱われているものであります。米軍関係のこのような事件が2度と起こることのないようにとの思いは全国民共通のものだと思います。これまで、幾度となく繰り返されてき綱紀肅正、再発防止という言葉でありますけれども、今に至っては言葉だけで終わらせない、最も確かな再発防止策が取られなければなりません。しかし、イギリス人のジャーナリストが米国の情報公開請求で入手した在沖縄海兵隊が作成した研修用のスライド資料というのがありますけれども、ここには多くの沖縄県民にとって軍用地料が唯一の収入減で、彼らは基地の返還を望んでいないなどという事実無根の記述が何点もあることから、翁長雄志県知事はまさに上から目線の最たるもの、このように述べられました。こんな状態をそのままにしておいて、いくら綱紀肅正だ、再発防止だなどと何万回、何100万回繰り返しても、犯罪がなくなることはないことはこの間の歴史が示しているのではありませんか。今、日本政府が執るべき確かな対策、これは基地の大幅縮小、撤去であり、米軍に特権を保証している日米地位協定を改定することです。ここに踏み込まなければ沖縄の苦悩を解決することはできません。日米両政府が歴史の事実を真正面から掴み、見つめ、沖縄県民の思いに心を寄せ真摯に協議することを望むものであります。

それでは、通告に従って順次質問していきます。新しく部長になられた皆さん、どうか市民の皆さんに分かりやすい御答弁、よろしく願いをしておきたいと思っております。

まず、最初の質問です。市長の政治姿勢、消費税10パーセントへ増税の再延期についてであります。安倍首相は来年4月から予定をしていた消費税の増税については、この間繰り返しリーマンショックや東日本大震災のような事態でもない限り、増税は実施をする。この発言を続けてまいりました。しかし、安倍首相、消費税の増税については2年半先送りすることを決めたんです。選挙目当てとの批判もありますけど、市長はこの間消費税増税についてはこれ前の答弁で社会保障のために必要、この立場を明らかにしてこられました。今回の消費税増税再延期についての市長の御見解をお伺いしたいと思います。再延期せざるを得なくなった状況見ても、アベノミクスの失敗は明らかです。日本共産党は消費税に頼らない別の道があることを明らかにしております。きっぱり増税は中止、この声を挙げる必要があると思います。国にしっかりと消費税増税は中止しろ、こういう要求をすべきだと思いますが、御見解をお伺いをいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、崎田議員に御答弁させていただきます。

議員御案内のとおり、社会保障と税の一体改革に伴う消費税引き上げについては、増大する社会保障の4分野、いわゆる年金、医療、介護、少子化対策における安定的な財源を確保するとともに、地方を含めた国全体の財政健全化目標を達成しようとするものであります。今回、10%引き上げの再延期については、世界経済が新たな危機に陥ることを回避するため、適時にすべての政策対応を行うとした伊勢志摩サミットの首脳宣言を踏まえ、消費税引き上げによる内需の影響を勘案した上で、政府において引き上げを延期すべきものと判断したものと認識をいたしております。その中で、一般論で私なりに申し上げますと、消費税の引き上げについては消費者にとっては負担が増えることであり、内需への影響も少なからずあるわけでありましたが、また一方で基本的な行政サービスである社会保障の財源が確保できないことは、住民の将来不安につながり、結果的に内需をはじめとする国内経済の縮小にもつながりかねないという一面もあるかと思えます。また、今日のようにグローバル化が進む現代において、世界中の国々の経済が複雑に結び付いているわけでありますので、一つの地域や国だけで経済が成り立つものではない社会情勢、環境にあるものと思えます。これらのことを踏まえ、本市といたしましては引き上げ時期に関しまして総合的かつ適切に判断されるべきものであるということ、今議員がおっしゃったように述べてまいりました。今回の再延期についての見解といたしましても、政府において世界経済や内需の見通しなどを踏まえて判断したものと考えているわけであります。御理解を賜りたいと思えます。

17番（崎田信正君） 消費税というのはですね、社会保障の財源と言われますけれども、この間国会審議で明らかのように、法人税の減税の穴埋めに使ってきたというのは数字が出れば明らかなんです。ですから、消費税増税をしたからといって、社会保障は、この間5パーセントから8パーセントに上がってもずっと改悪続きですよ。後期高齢者の医療保険税は3期連続値上がり、介護保険料はとんでもない値上げになってます。年金はちっとも上がらないということを見ても、どこに問題があるかというのはきちっと考えてですね、市長も言われたように消費税というのは所得のない人にも税金がかかってくるわけですね。所得税は所得のない人は税金ありません。住民税も非課税というのがあります。しかし、消費税はそういうわけにいかないんです。特に奄美市というのはそういった方が多く住んでおられる訳ですから、国の言い分をそのままに受け止めてですね、発言するというのはやはりここの奄美市の市長としてはもう一考考えていただきたいなというふうに思うんですが。

次、昨日の地元新聞でありますけど、南海日日新聞ですね、消費税増税再延期で国保支援の圧縮検討、加入者負担増もという記事が載ってございましたけど、これについてね、見解があればお伺いしておきたいと思えます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 昨日、あたかも国保税についての御質疑がございました。その際、私も答弁をさせていただきましたが、その中で今年度約2,300億円相当の国保に対する支援額が提示されております。来年以降、消費税が上がるものとして、国においては約3,400億円相当の国保に関する支援、財源を措置してあると言われております。しかし、この消費税が延期なったことにより、その財源を確保することは大変難しいだろうというふうに言われております。時あたかもこれから来年度の概算要求を各省庁、8月末をもって財務省当局に挙げていくわけでありますが、その際にどのような議論がなされ、どのような財源措置がなされるかについては、私自身状況を把握いたしておりませんが、いずれにいたしましても11月頃には政府税調の会合がございまして、来年度以降の歳入をいかに見積もる

かと、どのような財源措置で行政需要を賄っていくかということが大枠でなされていきますので、その間を注視していきたいと考えております。従いまして、従来計画された国保を含め福祉分野における当初の計画よりは縮小ということがやはり議論されるのではないかとこのように思っております。消費税2パーセント上がりますと、1パーセントで約2.7兆円、8兆円と言われます。2パーセントですら5、6兆円、4、5兆円というふうになって、その財源がなくなるわけでありますので、福祉行政、この先ほど申し上げました4分野における財政措置がどういうふうになされていくかは、今後注視してまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

17番（崎田信正君） 消費税増税が先送りしたということで、安倍首相の方もこれまで計画してきたことを100パーセントできるとは限らないという答弁しているようでありまして、もともと消費税増税と社会保障の財源と連動すること自体が今はもう駄目だと思うんですね。というのは、消費税の増税を推進する一方で、先ほども述べました、大企業向けの法人税は連続引き下げてきているわけですよ。軍事費も5年連続で増額、もう5兆円を超えたという状況ですが、低所得者層ほど負担が重い消費税、この消費税を社会保障の財源にするのは最も相応しくない、というのは先ほど申しましたように所得がなくても税金はかかってくるわけですから、社会保障で若干の手立てをしても消費税増税で相殺されてしまうわけですよ。だから、その人たちの生活水準は上がるということはないんですよ。ですが、きちんとした財源措置は別のところが考えてですね、今でも無駄な公共事業はたくさんあると、地方自治体のことでありますけど、そういったところを国全体で見つめていくともっと景気を回復すれば税収も入って来るとか、そういう対策をきちんととってですね、低所得者に影響を及ぼすようなこういう政策は断ち切るべきだと私は思うし、奄美市長にもその立場で国にも言うべきことはしっかり言っていたいただきたいなというふうに思います。

それでは、次に質問にいきますが、社会保障制度について介護保険制度です。これは、この間2回先送りしてきたものでありますけれども、総合事業の移行に向けて現状と課題についてということですが、これは2014年に介護保険法が改定をされて、今年から総合事業への移行が進められておりますけど、奄美市は3年間の猶予を経て2017年、来年から移行を予定をしているということになります。スムーズに事業が展開できるかどうかという心配される向きもありますので、現状と課題についてお伺いをいたします。もう既に実施している自治体も各地でできておりますから、そういった教訓を汲み取ることも大切なことだと思います。各地での取組からいくつかの課題も指摘をされているようです。一つは、チェックリストで振り分けるといふものでありますけれども、それが利用者の選択肢を狭めてしまうというような指摘もあります。二つ目は、収益減少により事業者の撤退がでないのかということも心配をされております。三つ目に、その人にあった介護予防サービスがきちんと提供できるのかということもありますけど、これらの懸念に十分応えられるのか、また教訓とすべきことはなにか、掴んでいることがあればお伺いをしたいと思っております。

保健福祉部長（吉 富進君） おはようございます。それでは崎田議員の総合事業移行で受け皿づくりが心配される。現状と課題はという御質問にお答えさせていただきます。本市における介護予防日常生活支援総合事業への移行におきましては、平成29年4月から開始予定としております。介護予防の取組みや住民主体の地域づくりを展開しながら、助け合い活動の普及を推進できる奄美市を目指して取組みを進めていきたいと考えております。御質問の一つでありましたチェックリストでありますけど、総合事業開始にあたっては市の窓口において生活の困りごとなどの相談を行った市民の方に対し、相談の目的や希望するサービス等を聞き取り、必要に応じてチェックリストを活用することが国のガイドラインで示されているところであります。市といたしましてはサービスを必要としている方に必要なサービスが確実に提供できるように、窓口での対応職員の資質向上を図るとともに、市民の皆様の立場に立った対応ができるよう体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

また、二つ目の収益減少による事業者の撤退を危惧されていることに関しましては、介護予防日常生活支援総合事業開始によって直接的に影響が及ぶと考えられる通所介護事業所、訪問介護事業所と話し合いを開始しているところであります。今後、どういう事業が展開が行えるのか、更なる協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、三つ目のその人に合った介護予防サービスが提供できるかとの御心配に関しましては、市民の立場に立った適切な課題分析とスピード感を持った対応が必要であると考えております。直営で直営包括支援センターを設置しているメリットを生かし、職員の資質向上に更に力を入れ、介護保険における給付と市町村事業としての地域支援事業の切れ目のない支援が提供でき、必要な高齢者等を早期発見、早期支援が行えるように事業開始に向けてしっかりと準備を行ってまいりたいと考えております。総合事業への移行による受け皿づくりについては、サービスを必要としている方に必要なサービスが確実に提供できるように、国のガイドラインで示されている現行相当のサービスとして、通所介護や訪問介護、多様なサービスの位置付けとして緩和した基準によるサービスや住民主体による支援をどのように展開するかを検討しているところであります。繰り返しになりますが、通所介護事業所、訪問介護事業所への説明会を開始しており、今後の事業展開等について協議を重ねてまいりたいと考えております。また、昨年度より取り組んでおります地域支え合い体制づくりを通して、住民が主体となる活動に展開できるような地域での受け皿づくりにおいても地域住民や関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、他の市町村、自治体からの教訓についてでございますが、総合事業の実施については平成27年4月から2年間の猶予期間がありますが、既に県内で先行して実施している自治体はいちき串木野市、西之表市、志布志市の3市があり、それぞれの自治体で利用者の生活に支障がないよう取り組みがなされており、従来どおりのサービス、緩和した基準サービスなどが提供され、一定の効果が上がっているようであります。本市におきましても利用者の方への支障がないよう、今後は取り組んでまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

17番（崎田信正君） 今の答弁の中でですね、必要なサービスを提供するように心がけるといふことですから、それが一番の基本だと思うんですね。必要なサービスが提供できるということについては、経済的負担もかかってきますよね。この人にはこれが必要だけれども、財政的に経済的に受けることはできないとか、そういったことも踏まえて是非御検討されるようお願いしておきたいと思っております。

次に、安倍政権、介護離職ゼロということについてですが、安倍政権はアベノミクスがうまくいかないのかですね、経済政策で新3本の矢、最近あんまり聞かないんですが、掲げ、介護離職ゼロを打ち出しました。介護問題の一つに今なお悲劇的な報道があとを絶ちませんが、介護を巡る事件であります。介護するスタッフが劣悪な労働条件のもとで長続きせずに辞めてしまう。また、そのためにストレスを抱え、被介護者を虐待するなどの報道があとを絶ちません。また、家族の中に要介護者が出ると、その介護のために仕事を辞めなければならないと、こういう事例はいたるところに存在をしております。そもそも介護保険制度というのは家族介護から社会系介護目指したものでありますけど、16年経っても改善されていないのが現実です。介護離職ゼロというような、これは安倍政権が言うまでもなく当然目指さなければならない問題です。このことについて、どのように捉えられているのかお伺いをしたい。また、本気になってその対策を取ろうとするならば、事業所や介護職員の実態もきちんと把握される必要があると思うんですね。このことについても併せて御答弁をお願いします。事業所の収入となる介護報酬は介護度で異なっています。そのために介護度が改善された場合は報酬が減ってしまうという残念な結果というか、制度の欠陥だと思うんですが、ことになるんですね。介護の仕事というのは人の尊厳を守る仕事になるわけですから、その仕事の結果として評価されないようでは介護現場の目標の設定にも影響するし、介護サービスの質にも影響を与えかねません。そのために、各地の自治体で取り組み始めているというのは、成果報酬ということですが、介護度がよくなって改善された場合に事業の

報酬が下がるのを防ぐために、そこは成果報酬で別の形で補償しようというところが出てきているようですけれども、本市の対応がどうなっているのか、お伺いをいたします。以上、何点かまとめて質問しましたが、よろしく申し上げます。

保健福祉部長（吉 富進君） 介護離職ゼロについて、いろいろ質問がありますがお答えさせていただきます。介護離職に関しては議員が言われているとおり、介護される家族や介護事業所に勤められている職員に限った問題じゃなく、少子高齢化や人口減少と社会構造の変化とも関連する奄美市にとっても喫緊の課題であると考えております。介護されている家族に関しましては、御家族の思いに寄り添い、適切な支援が行えるように相談体制を整備するとともに、介護を行っている家族の方同士の交流を目的に家族の会結成の支援を行ったところでございます。また、地域包括支援センターにおいて、地域の民生委員、自治会の皆さん及び介護、医療事業所並びに社会福祉協議会、介護師等関係機関とともに連携体制の構築を行い、家族がストレスを抱え込んでしまわないように早期対応ができる必要な連携体系整備に努めているところであります。なお、不測の事態への対応において、24時間の専用回線や民間事業所との見守り連携協定などが活用されているところでございます。一方、介護事業所職員の皆さんへの支援につきましては、介護保健事業所連絡協議会を通じて同じ職種の皆さんが事業所の垣根を超えて語り合える機会を設けたり、各事業所に赴き職員の皆さんのストレスケアを図るなどの取組みを行っているところであります。議員が言われています、事業所や介護職員の離職に関しての実態についても、日頃事業所の方々と連携して業務を行っている中で実情は十分理解しているつもりではございますが、住み慣れた奄美市で暮らし続けることができる体制づくりの中の一つとして、今後とも取り組むべき課題であると考えております。また、今年度は介護事業所への負担軽減のため、介護ロボット等の導入について国の補助制度が創設され、既に3事業所からの申請を受けているところでございます。本市といたしましてもこうした補助事業を有効活用し、事業所で働く介護職員の負担軽減を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、成果報酬についての御質問がございましたが、成果報酬とは介護保険事業に質の評価を取り入れるものでございまして、介護サービスの実施により要介護状態の改善に成果を上げた場合に交付金を支給するものでございます。正確な把握はしておりませんが、試験的も含めていくつかの自治体で独自に行われているようでございます。本市といたしましては、高齢化が急速に進む中、限られた資源を有効に活用し、高齢者の自立支援を推進するような効率的、効果的な介護サービスを提供していくことは重要であり、また介護サービスの実施により高齢者の自立した日常生活がどのように支援されたかを捉え、評価する仕組みが必要であると考えております。しかしながら、この成果報酬については介護保険制度創設時からサービスの質を適正に評価する取組みの一つとして指摘されているものの、1点目に、どのような内容を評価項目として設定するのか。2点目に、利用者や事業者理解され、受け入れられる評価や費用負担の在り方などの問題点について、国において中・長期的な観点から継続的な検討を進めているところでございますので、本市といたしましても今後の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

17番（崎田信正君） 介護職、離職をゼロにしようということですが、全国的な平均では介護福祉労働者の賃金というのは、全産業の平均よりも10万円ぐらい低いんだという数字が出ていますね。そのために離職を、その仕事辞めてほかの仕事をするということになるんですが、奄美の実態がどうなっているのかですね。一つ、心配するのは本土であればですよ、介護の職を辞めてもほかに就職口を探すことができる場合もあるかもしれません。だけど、奄美の実態で介護は好きで低賃金で頑張ろうという人も多いんだと思いますけれども、これでは家庭、子どもの生活とか、家庭を守り切れないからということで、ほかに移りたいけれども移る場所がないからそこに留まっているんだというような実態があるのかも分からない。これ、あとで子どもの貧困対策にも触れるような状況でありますけれども、そう

いった実態をきちんと把握することは必要だと思うんですね。これは、以前にも労働の実態調査をすべきだということを言ってまいりましたが、奄美のそういった状況はさつき把握してって言ったかな。実態を是非掴んでおくことが必要だと思うんですね。これは、全国平均よりも介護職の離職率が低いからいいとかいう問題じゃないと思うんですよ。そういう実態があればですね、ほかはいろんな選択肢があるからだけでも、奄美の場合選択肢がなくてそこに留まっているというような状況もあればですね、これはやっぱり改善しなけりゃいけないと思うんですね。全国平均に近づけるようにしていかなければいけないと思いますけれども、そういった実態調査をしようというつもりはありますか。

保健福祉部長（吉 富進君） 先ほども申し上げましたが、実態調査した経緯はございません。そういうことで、先ほども答弁の中に入れましたが、連絡協議会等を通じてですね、そういう職員と協議してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

17番（崎田信正君） 協議をするということで理解したいと。よろしくお願いします。

子どもの貧困対策についてです。5月に文教厚生委員会の所管事務調査で豊島区、東京ですね、地域で困難を抱える子どもと親を支える活動を続けている栗林知恵子さんのお話をお伺いすることができました。映像を交えて熱心に説明をされて、その熱意とパワーに本当に頭が下がる思いをいたしましたけれど、民間でこのような活動をどう支えていくのか、そして一番大事なことはどうして貧困を断ち切るのかということを考えさせられるものとなりました。昨年、政府は子どもの貧困率を発表しております。最新数値ということで、2012年ということですが、それによりますと16.3パーセント、6人に一人の割合だということです。今、大きな社会問題になっております。これがどれだけ深刻な状況かと言えば、1985年は10.9パーセントだった。それが年々増えてきたものであります。子どもの貧困率のデータとなる可処分所得の中央値そのものが1991年の297万円から徐々に下がり続けている。発表された2012年は244万円にまでなっております。それに伴って、貧困線も低下して、149万円から122万円、中央値の半分を満たさないところが貧困層だということになりますから、122万円がそういう数字になるんですね。下から10パーセント目となる最貧困層というのがありますが、この子どもの中央値、平均のところですね、子どもとの所得格差の比較で格差が大きいほど貧困の深刻度は高いということになるんですが、日本は先進41か国中34位だということなんですね。貧困の格差が少ないと言われる北欧諸国では最貧層の子どもに配分される所得は標準的な子どもの6割ほどでありますけど、日本は4割に満たないんだということらしいです。このままにしておくわけにはいかない状況だということになります。ここで大変気になるんですが、16.3パーセントというのは日本の平均なんですね。この鹿児島はどうなっているのかというと、貧困率の一番高いのは沖縄です。2番目が大阪なんですね。3番目に鹿児島がくるんです。鹿児島ということになります。奄美がじゃあどうなるのかと。鹿児島の中でも奄美は所得の低いほうですよ。全国平均よりまた低い。そういったところで奄美の所得水準が低い状況の中で、奄美の貧困率がどのぐらいか知りたいと思います。平成26年8月29日、2年前でありますけど、閣議決定をされた子どもの貧困対策に関する大綱というものが発表されております。ここでは子どもの貧困に関する指標、13項目挙げてるんですね。時間がかかりますけれども、13項目の中には生活保護世帯に関する高等学校の進学率とか、中卒、高等学校の中退率とか、それからひとり親家庭の問題、それからスクールソーシャルワーカーの配置人員がどうなっているのか、就学援助制度に関する収支状況など13項目を指標に出して、国はその指標で数字を出しております。例えば、生活保護世帯に属する子どもの高等学校の進学率は90.8パーセントだということですが、奄美はどの位置にあるのかというのをまず実態を調べなければ、適切な対策も取れないと思いますので、この状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

福祉事務所長（伊東義久君） 子どもの貧困対策に関する大綱についての指標、13目中10項目につき

ましてお答えいたします。残りの3項目につきましては教育委員会からお答えいたします。

まず、生活保護世帯の子どもについてでございますが、今年3月の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は23名中22名の95.7パーセント、高等学校等中退率は76名中2名の2.6パーセント、大学等進学率は23名中6名の26.1パーセント、就職率は23名中16名の69.6パーセントとなっております。国が示す指標とほぼ同じ水準となっております。児童養護施設の子どもの進学率及び就職率につきましては、白百合の寮に問い合わせたところ、平成28年3月の卒業生でございますが中学校卒業者は6名で全員が高校へ進学しており、進学率は100パーセントとなっております。また、高校卒業者は4名で全員が就職しており、就職率は100パーセント、進学率は0パーセントとなっております。ひとり親家庭の子どもの就園率につきましては、ひとり親家庭のすべてを把握することができないため、児童扶養手当の認定世帯を対象としてお答えいたします。児童扶養手当の認定世帯の就学前子どもの人数は平成28年4月1日現在で263名となっております。そのうち62パーセントにあたる163名が保育所へ、8パーセントにあたる22名が公立幼稚園で保育されています。残りの30パーセントは家庭や認可外保育施設などほかの施設で保育されているものと考えられます。ひとり親家庭の子どもの進学率及び就職率につきましては、児童扶養手当の認定世帯の子供が18歳未満に達したときの進学や就職等の調査を行ったことがありませんので、把握できておりません。ひとり親家庭の親の就業率につきましては、ひとり親家庭のすべてを把握することができないため、児童扶養手当の認定世帯を対象としてお答えいたします。児童扶養手当の認定世帯は平成28年6月現在で887世帯となっております。そのうち84.5パーセントにあたる750世帯が平成27年度の課税状況などから就職しているものと考えられます。また、子どもの貧困率、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の貧困率につきましては、本市を含め他市町村の数値について把握するに至っておりませんが、鹿児島県の中でもとりわけ生活保護率が高いことや準用保護率が本市の全児童・生徒の約28パーセントであるという実情を勘案いたしますと、当然高い数値になると認識しております。本市における子どもの貧困対策といたしましては、福祉部門と教育委員会、学校などとの連携強化を図りながら、生活保護や準用保護などの経済的支援や保護者に対する就労の支援に取り組んでいるところでございます。子どもの支援が必要な世帯は経済的問題のみならず、社会的孤立、多重債務、仕事上の不安、トラブルなど複合的な課題を抱えている世帯が多いことから、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業を実施、包括的な支援を行うとともに必要に応じ社会福祉協議会、ハローワーク、法テラスなど関係機関との連携により問題解決を図っているところでございます。また、親に対する就労支援も重要であることから、就労支援員を中心とし、ハローワークとのチーム支援を行うなど切れ目のない支援で就労へとつなげているところでございます。支援が必要な父子世帯、母子世帯のひとり親世帯に対する経済的な支援といたしましては、児童扶養手当、ひとり親医療費助成制度などがございます。また、ひとり親に対する高等技能訓練促進給付金の支給は就職の際に有利となる資格の取得を後押しし、就労収入の増加により世帯の生活安定を目指すものであります。更にはこれまで未就学児を対象としていた乳幼児医療助成制度を拡充し、小学校卒業までの児童を対象とした子ども医療助成制度を本年4月1日よりスタートさせていただいたところでございます。そのほか、福祉政策課内に配置されております家庭児童相談員、婦人相談員は相談内容に応じて、スクールソーシャルワーカーなどとの連携、情報交換を行いながらきめ細やかな支援を行っているところでございます。今後の対策といたしましては、このような現在の施策の充実、強化を図りながら、相談内容の集計データ、主な相談内容、男女別、年齢別、相談経路などの分析するとともに、他自治体などとの連携を図りながら本市の実情等に応じた事業の実施を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） おはようございます。それでは、教育委員会に関連します項目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、スクールソーシャルワーカーの配置人数につきましては、平成28年の5月1日現在ですが、

予定数11名に対しまして実質配置が10名というふうになっております。それから、スクールカウンセラーの配置率でございますが、小学校、これは巡回も含めてでございます、21校中15校ということで、配置率は71.4パーセント。それから、中学校のほうは12校中9校ということで、配置率が75パーセントというふうになっております。

次に、就学援助制度に対する周知状況でございます。毎年4月に各学校を通じて全児童・生徒の世帯へ関係書類を配布をし、申請の有無にかかわらず全世帯から書類を提出していただいております。このようなことから、周知の割合につきましては100パーセントというふうになっており、事業概要や申請手続きにつきましては保護者の方へ周知が測られているというふうに判断をしております。

次に、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた学生の割合ということでございますけれども、奄美市全体の数字は把握できませんでしたが、参考までに市内にあります高等学校のほうにお尋ねをしたところですが、そういたしましたら申請者数161名に対しまして、認められたのが158人で、残りの3名の方につきましては貸与基準、いわゆる家計審査基準に適合をしなかったということで3名の方が不可という結果であったということでございます。以上でございます。

17番（嶋田信正君） はい、ありがとうございます。子どもの貧困対策は本当に重要だと思うんですね。これは、子どもを、その子どもの今の居場所をつくったりとかいうことだけじゃなくて、将来の日本をつくるということにも、大きく言えば関わってくる問題かなと思います。いろいろと再質問も予定をしてたんですが、時間がありませんので、これは今後個別にいろんな機会で取り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の、土地の有効活用についてお伺いをいたします。今回の質問通告で有効活用という表現にしました。これは、市民からの素朴な疑問に答えたいということです。今、奄美市では、奄美市といっても名瀬ということになりますけど、町の形がどんどん変わっていく様子が誰の目にもはっきりしております。末広・港の土地区画整理事業ではほとんどの建物の解体が終わりに近づいております。と言っても、朝日通りから内側かと言いますかね、そういったところになります。そして名瀬港の埋め立ても進んでおります。このように土地があらわになってくると、これまであまり関心を示さなかった人であっても、やはりこの土地はどう活用されるのだろうかという疑問、あるいは興味を示す人が出てまいります。人口が増えている地域であれば誰も疑問を持たずに、あるいはこれからどんな町並みが形成されるのかなという期待を持って迎えられるものでありますけれども、残念ながら私のところには市民からのそういった期待感というのは全くと言っていいほど感じられないんですね。それどころか、この状況になって市内のほかにはほったらかしの土地があるんじゃないのという、素朴に感じられている方もあります。そういう疑問には丁寧に答えることが必要だと思うんですね。質問では末広・港土地区画整理事業に伴う土地利用について、名瀬港本港地区整理事業に伴う土地利用、佐大熊併存住宅跡地利用、それから朝仁なぎさ園跡地利用、それから平松町の土地ですね、それから知名瀬港の後背地にある土地の利用についてですね、こういったところとやっぱり関連付けて私も質問されることがありますので、ほかにまだあるのかも分かりませんが、名瀬地域は狭い人口密集地でもあります。これからの社会情勢とか経済情勢、あるいは市民の利便性も含めた総合的に有機的に結び付いた利用が望まれます。市民誰もがどのように利用されるのか関心のある土地だと思いますので、どのように活用されるのか、今申し上げた6点について御答弁をお願いしたいと思います。

建設部長（本山末男君） おはようございます。私のほうからは土地の有効活用の末広・港土地区画整理事業、名瀬港本港地区整備事業、知名瀬港整備事業の3点について御答弁させていただきます。

まず、末広・港土地区画整理事業に伴う土地利用について。末広・港の土地区画整理事業につきましては、名瀬中心市街地への良好なアクセスや防災機能の強化など、都市基盤整備と併せまして賑わいの

ある商店街、まちづくりを目指し、平成18年度に事業計画を決定し実施しているところでございます。議員御承知のとおり、区画整理事業につきましては区域内の地権者の方々から一定の割合で土地を減歩させていただき、公共施設の整備や関係権利者の換地として活用され、事業において必要なものとなっております。整備内容につきましては、減歩された土地をもとに地域住民への説明会、縦覧などを実施したあと、事業計画に盛り込み、道路や公園などの公共施設や宅地として整備してまいりたいと考えております。

続きまして、名瀬港本港地区の整備事業に伴う土地利用についてでございますが、名瀬港本港地区につきましては中心市街地を補完し隣接地域との調和を図ること等を基本方針に土地利用を計画しております。現在の土地利用計画は過去の需要調査をもとに策定されたものでありますが、その調査から相当年数が経過しており、社会情勢の変化等もあるため今年の3月に再度需要調査を行い、現在土地利用検討委員会を開催し計画の見直しを検討しているところでございます。今後、検討委員会での検討結果をもとに、県・国と協議を行い、土地利用計画を並行していくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、知名瀬港整備事業による土地の利用についてお答えしたいと思います。御質問の用地は知名瀬港改修事業に合わせ、港湾関連施設用地として約1万2,000平方メートルの整理をしたものであります。この用地につきましては、知名瀬地域の活性化に寄与する民間企業の誘致等の利用を考慮しておりますが、具体的な計画は作成されておりません。今後は地元の方々の御意見、提言を伺いながら土地利用計画を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

総務部長（東 美佐夫君） それじゃ、私のほうからは佐大熊と朝仁と平松の土地利用の件についてお答えをいたします。

まず、佐大熊の併存住宅の跡地利用でございますが、これまで2回の条件付きのですね、一般競争入札を行っております。1回目の入札のほうでは売り場の200平米以上のストアの設置ということと2筆の土地の一括売却、入札条件としては個人は市内の居住者であること、法人は島内の事業者であることということで実施をいたしました。2回目のほうですが、条件を少し緩和いたしましたして、日本の国籍を有する個人または内国法人ということで実施をいたしました。いずれも応募がございませんでした。このようなことから、今後の土地利用の在り方ということですが、過去の2回の入札の結果を踏まえて、再度土地利用検討委員会、これは先ほどの建設部長の土地利用検討委員会とは別の土地利用ということになります。民間の方々で構成された委員会です、この中で再度今後の方針について検討をしてまいりたいというふうに思っております。

二つ目のなぎさ園の跡地のほうですが、現在、バス事業者のほうに有償の貸付を行っているところでございます。今後の利用の在り方ですが、地域振興や地域活動に寄与することを前提に土地利用検討委員会のほうで協議を進めてまいりたいというふうに考えております。なお、具体的な利用計画が策定されるまでの間ですが、これについては有償の貸付等で活用を図っていきたいというふうに考えております。

三つ目の平松のコミュニティセンターのほうですが、現在一部を駐車場の敷地として貸付を行っております。今後、当該用地の利用ということについては、まず下方地区の地域振興に寄与するということが前提にしながら、一方では災害時の緊急避難場所等の活用ということも念頭に置きながら利用計画の検討をしていきたいというふうに考えております。なお、具体的な土地利用の計画については、先ほどの佐大熊・朝仁同様でございます。土地利用検討委員会の中で協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

17番（崎田信正君） はい、ありがとうございました。いずれにせよですね、これだけ土地があらわになってくるとですね、いろんなことと関連してやっぱりこの先この奄美の、特に名瀬地域ですね、まち

づくりはどうなっていくのかということは心配するわけですね。特に末広・港の関係ですよ。説明はずっとこの間受けてきているものですよ。賑わいに満ちたまちづくりをするために、今事業はじまっているというのは、もう事業計画からそうなっているわけですから。今の状況で本当に賑わいに満ちたまちづくりはできるのかということに市民が心配をしているということなんですね。これに対してどうのこうのというのはありませんから、心配はどんどん募っていくというのが一つ。それから本港地区の件ですが、アンケート以前に実施をしたと。10年前にもアンケートを実施をしていると。そのときと状況が違っているからということで、改めてアンケート調査をしているというわけですね。状況は違うというのは、今やって、事業が始まってしまうとですね、その10年後にまた社会情勢が変わったからということで変えるわけにはいかんわけですから、これからは世界自然遺産登録とかそういった将来をどう見越すかというな、大変重要ですので、そういったところ、きちんといろんな資料、それからいろんな情報をもとにしてですね、10年後、失敗したとか、また見直し、手直ししないといけないとか、そういうことがないように調査、研究をして実施をしていただきたいというふうに思います。というのは、10年前にアンケートしてそのままやっていたら社会情勢と違ってたことになりかねなかったわけですから、これからの10年後、20年後、30年後想定して、社会がどう移っていくのか、これはもう分かりませんが、しかしできるだけ情勢のもとで検討していくというのは重要だと思うんですね。それは、末広・港のまちづくりの失敗と言っているか分かりませんが、教訓にもする必要があります。

次に、住宅政策についてですが、安心して住み続けられるまちづくりについてということになります。人が生活する上で最も基礎となるのが衣食住、その住である住宅政策であります。住宅マスタープラン、奄美市住生活基本計画、これ平成24年3月に制定をされておりますけれども、いろいろ課題が出されております。特にこの計画の中の課題3に示されている少子高齢社会の安定居住に対応した住宅セーフティネットの構築に関して質問したいと思いますが、ここでは6点示しておりますね。その進捗状況ということになりますけれども、集落維持の受け皿、高齢者、障害者等の住宅、住環境づくり、それから過疎地域対策、住み替えの促進についても触れられておりますので、御答弁をお願いしたいと思います。時間がありませんから、住み替えの促進、特に市営住宅で3階・2階以上に住んでいる方で障害を持って1階、あるいはエレベーターのある住まいに引っ越しをしたいという希望を持っておられますけれども、今のところお互いに同意した場合は構わないということになっておりますけど、時間がなくて先の答弁よりもこちらのほうを聞いておきたいと思うんですが、障害者差別禁止法というのが4月から実施をされました。この住み替えのことについてはですね、障害者差別禁止法との関係をどのように捉えているのか。これは法的には義務付けじゃなくて、しろということになっておりますから、こちらのほうで答弁をお願いしたいと思います。できれば障害者差別禁止法との関係、何か感じていることがあれば、こちらのほうの答弁を先にいただきたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

議長（竹山耕平君） 簡潔に答弁をお願いします。

建設部長（本山末男君） 市営住宅へ入居されている高齢者、障害者の住み替えの促進でございますが、エレベーターの設置されていない住宅の3階以上の高層階にお住いの高齢者、障害者の方におきましては、階段の昇降で御負担をおかけしていると存じます。現在、そのような方の負担軽減を図るため、高層階から低層階への住み替えを実施しているところでございます。この住み替えにつきましては、既存の入居者と新規の入居者の公平性の観点から申し込みの順序で住宅へ入居していただいております。平成22年度から27年度かけて、18件の住み替えがなされておりますが、今年度当初時点で52件の住み替え待機がございます。高齢者に伴い、住み替えの需要は高まっておりますが、受入可能な住宅戸数に限りがございますので、すべての要望にお応えすることは難しいところであります。先ほどの問題につきましては、障害者の関係のほうにつきましては、市営住宅のこの住み替え等にはちょっと直接関係な

いものとみております。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、またインターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。
公明党の橋口耕太郎でございます。平成28年第2回定例会の一般質問を行います。

質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。本日は6月16日です。4月16日に発生した熊本地震の本震からちょうど2か月が経ちました。お亡くなりになられた方々に対し、御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されたすべての方々に対しお見舞い申し上げます。1日も早い復旧、復興をお祈りいたします。今回の熊本地震は4月14日・16日と連続して発生、28時間以内に2度の震度7、そして2回目の地震が本震という今までに例のない大地震でした。私の友人や友人の子どもたちも熊本や大分に住んでおります。みな、口を揃えて本当に怖かったと言われてました。そのあと、余震が続く状況で不安で不安でたまらないとも言っておりました。現在もなお6,000名以上の方々が避難生活を送っております。先ほどと繰り返しになりますが、1日も早い復旧、復興を願うものであります。私ども公明党も鹿児島県本部の持富代表が4月16日の当日、水が必要だという地元議員からの情報を得て幹線道路が不安定な中、片道約7時間かけて500ミリリットルの水1万本をお届けいたしました。奄美市も4月18日にペットボトル500ミリリットルの水2,400本、新品の災害用毛布300枚、同じく新品のタオル4,500枚の救援物資を海上保安部を通じて熊本までお届けしたとお聞きしました。また、災害義援金の募金箱もすぐさま設置し、受付期間を設け現在も活動を行っていると同っております。素早い対応に敬意を表するものであります。奄美市議会でも5月16日に市内の中心部で3か所に分かれて街頭募金活動を行い、議員本人の寄附と合わせまして約19万円の寄附をさせていただきました。そのほかにも奄美の各地で募金活動などが実施されております。熊本や大分の皆様に対し、困ったときはお互いさまの精神が奄美でも、また日本中でも行われたことは、日本人の助け合いの精神の深さを改めて感じたところです。また、本年は東日本大震災発生から3月をもって5年が経過をいたしました。私ども公明党は東日本大震災に対して二つの風と戦うことを打ち出しております。二つの風というのは風評と風化という風です。風評被害については震災や原発で大きなダメージを受けた東北地方の農産物、水産物に対し、安心・安全であることを内外に訴えることで、復興を後押しする活動です。最近の実績では大相撲の幕内力士の優勝賞金に福島県産のお米を採用するなど、具体的な取組を展開しております。また、風化については震災、津波の教訓は忘れないためにも、後世にしっかりと伝えていく活動です。写真展などを通し、人間の復興、忘れない、寄り添い続けるその一人のためにをテーマに次世代に受け継いでいく活動を展開しております。この活動は熊本地震で様々な分野で大きなダメージを受けたことに対しても同様の活動を展開していくこととしております。公明党は全国約3,000人の議員のネットワークを生かし、タイムリーに復興を支援していく決意であります。

話は変わりますが、私は先月文教厚生委員会にて初めて所管事務調査に参加いたしました。今回の調査は青森市、東京都の西東京市、同じく東京都の豊島区のNPO法人を視察させていただきました。青森市では保育所、幼稚園、認定こども園に対する取り組み、日東京市では支え合いネットワークの取組、豊島区では子ども食堂などの取組みについて視察をいたしましたがどこも奄美市にはない取組みで大変勉強になりました。これから、議会内での報告会などを経て関係部署に資料等を提示させていただきますので、是非とも御参考にしていただくようよろしくお願いいたします。

また、話は変わりますが、私の議席から目の前を見回しますと、大分顔ぶれが違いとても新鮮な感じがいたします。4月1日の人事異動で新たな体制で臨まれる当局の皆様、改めまして昨年初当選させていただいた橋口耕太郎でございます。今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、最初の質問に移らせていただきます。冒頭申し上げたように2か月前に熊本地震が発生しましたので、防災に関して市民の皆様も関心が高いと思います。そこで、今年度策定した奄美市地域防災計画について伺います。平成23年の東日本大震災を踏まえ、地震、津波、災害対策を抜本的に強化するため、国の基本計画及び鹿児島県地域防災計画の変更点を勘案し修正を行ったと聞いていますが、質問1、奄美市地域防災計画について。(1)、平成23年度の計画と平成28年度の計画で見直しを行ったポイントについて伺います。

市民の皆様に分かりやすく御説明をお願いいたします。

次に質問から発言席にて質問させていただきます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、橋口議員に御答弁させていただきます。冒頭、東日本大震災、また先般の熊本、大分震災に対する御所見をいただきました。市においてもそれなりの措置を講じたつもりでございます。今度とも皆さんと連携を図りながら、被災地の皆さんの支援をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、今回の見直しにおける大きな変更点を申し上げますと、津波により甚大な被害が発生した東日本大震災を教訓に、地震、津波災害対策を抜本的に強化するため、平成27年7月に修正された国の防災基本計画及び平成27年3月に修正されました鹿児島県地域防災計画の変更点を勘案いたしまして、本市の地域防災計画を修正したところであります。その見直しのポイントを申し上げますと、まず基本構成では1点目に、これまで地震、津波対策編としてきたものを二つに分けて、地震災害対策編と津波災害対策編に分けて記載をしております。2点目には、津波対策編には南海トラフ地震防災対策推進計画を追加したことであります。3点目には、災害想定について、平成26年2月に出された鹿児島県地震等災害被害予測調査結果を災害及び被害の想定に反映させたことであります。その計画内容の主な変更点を申し上げますと、1点目に、東日本大震災を教訓に行政や市民がどんなに万全な対策や体制で臨んでも災害をすべて防ぐことはできないという観点から、減災を基本的な考えといたしました。2点目には、減災の最重要項目である避難について、指定避難場所等の設置基準、避難勧告等の発令基準の明確化、住民へ避難伝達方法等の充実を示したところでございます。3点目には、男女共同参画の観点から避難所運営におけるトイレやスペースの割り振り、物資調達等に配慮するよう計画をいたしております。4点目に、住民の責務、意識啓発という観点から避難訓練への参加、また各家庭での備蓄、自主防災組織、ボランティアについても示したところでございます。以上の点が今回の計画で見直しを行ったポイントでございます。御理解いただきたいと思っております。

1番（橋口耕太郎君） はい、非常に分かりやすく説明をいただきました。地震と津波を二つに分けて、南海トラフを想定した内容になって、そして予測結果を反映するという点、それから減災を観点としたということと、避難所の設置、それから指示の発令、住民への伝達など。私がちょっと、やっぱり大事だなと思ったところは3点目の男女共同についてです。避難所も1日で終わればいいですけども、1日・2日・3日・1週間・1か月となると相当のストレスが溜まります。ですので、やっぱり男女のしっかりプライベートの部分の区別をつけるということは非常に大切な点だと思います。それから、一番大事なものの、やっぱり最後に言われた訓練の参加、それから家庭での備蓄などです。私も家に大きなリュックサックを1個置いてありまして、必要なものを詰め込んでこれを持って逃げるということを普段

から家庭で話しております。まず、やっぱり家庭からというところで住民の皆さんもしっかり意識していただきたいなというふうに思います。

次に、(2)防災訓練、出前講座の昨年度までの実施状況と課題等についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

総務部長(東 美佐夫君) それでは、まず防災訓練でございますが、平成22年の10月の豪雨災害を受けまして、平成23年度から毎年実施をしております。それまでは5年に1度という開催でありましたが、そういう毎年ということにしております。平成25年度以降で申し上げますと、5月に県と合同で総合防災訓練の実施をしております。平成26年度、27年度は8月に市単独で実施をしております。平成27年度の場合ですが、津波を想定した訓練を行っております。具体的には大津波警報に基づく避難指示等の情報伝達、あるいは広報訓練、避難行動の要支援者を含む住民避難、あるいは炊き出し訓練及び孤立集落発生を想定した海上からの物資等の搬送訓練を行っております。この訓練では県の大島支庁、奄美海上保安部、名瀬測候所、奄美警察署、九州電力、名瀬漁協、更には奄美FMなどの関係機関との連携と併せて自主防災組織及び町内会の皆様、合計2,010名の方々に御参加をいただきました。訓練後には参加集落等から避難訓練等の問題点の集約、検証をしておりますが、こういった検証を踏まえて昨年度は避難場所の標高を記載した看板の設置をしております。市内7か所に設置をしたところでございます。ちなみに、名瀬地区は3か所、笠利地区3か所、住用地区1か所ということになっております。

次に、出前講座のほうですが、平成25年度に7回、平成26年度に3回、平成27年度に6回開催しております。講座の内容のほうですが、平成27年度のほうは名瀬測候所や鹿児島県の地域防災アドバイザーの協力をいただきまして、御要望のありました長浜の立神自治会を始めとして6団体ございますが、を対象に気象に関する講演や災害の図上訓練を行っているところでございます。また、昨年10月15日ですが、自主防災組織及び町内会を対象にした防災研修会を開催いたしております。今後は防災訓練に参加をいただいている集落団体もございますので、そちらの方の呼びかけや自主防災組織の結成支援、あるいは多くの団体が参加していただけるような訓練の内容の充実を図っていきながら、情報伝達、避難等に役立てていきたいというふうに考えております。以上です。

1番(橋口耕太郎君) 防災訓練、出前講座の状況について伺いました。市長の施政方針演説の中でも防災訓練の実施、出前講座の開催、地域の防災リーダーの育成、自主防災組織設立の促進、地域の防災力向上を推進すると言われております。私も、ここがやっぱり住民の皆さんの意識の中でしっかりと根付かないと、先ほど市長がおっしゃったように全部をまかなうことは絶対にできないと思いますので、引き続き推進をお願いしたいと思います。

次に、(3)災害発生時の対策本部について伺います。よろしくお願ひします。

総務部長(東 美佐夫君) それじゃ、お答えをいたします。災害発生時の対応ということでございますが、災害対策本部の設置前に初動体制ということで、市内のほうで大雨、洪水等の気象警報が発表された場合ですが、総務課及び地域総務課の職員による情報連絡体制を確立をいたします。この時点において、災害の情報や被害状況等の情報収集を行うということになります。その後、市内に小規模な災害が発生、若しくは発生が予測される場合、災害警戒、そういう場合には災害警戒本部を設置するということになります。この場合は本部長に総務部長、副本部長に総務課長を置いて災害警戒要員を配置するというようになります。更にですが、市内に重大な災害が発生し、または恐れがある場合、災害救助法を適応する災害が発生し総合的な対策を要する場合、あるいは市内に特別警報が発表された場合には災害対策本部を設置するというふうになります。その際には本部長に市長を、副本部長に副市長をもって迅速な被災者への対応、復旧対策に対する基本方針を決定するという事で災害応急対策の実施調整を行

うということになります。この対策本部ですが、住用、笠利の支部や総務対策部など含めて、13の対策部を設けます。災害規模の段階に応じて第1から第3の配備態勢を取ることになります。第1配備のほうでは総務課及び地域総務課に4名の職員、関係課24課1名以上。第2配備では総務課の半数、関係課24課の2名以上ということにあり、第3配備では全職員が配置をされるということになります。こうした状況で災害の対応に努めているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

1番（橋口耕太郎君） はい、段階に応じてしっかりと対応ができるというふうに理解をいたしました。少し気になりますのが、例えば各担当課、いろんな場面の担当課がそれぞれ防災計画の中に、この部分は市民課、この部分は袖観光課とかそういうふうに振り分けがしてありました。各課の皆さんももちろん分かっていると思いますが、しっかりとした周知をまたお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次に、（4）災害発生時の通信手段の確保や自家発電設備についてお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、通信手段と自家発電ということでございます。災害の拡大を防ぎ被災者の支援に全力を挙げて対応するというだけでは、災害に強い複数の通信回線の確保、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、これは大変重要なものであるというふうに認識をしているところでございます。本市の情報連絡には市民に対し気象防災に関する情報を迅速に伝達するための防災行政無線、これは屋外のほうと個別受信機を含めてということになります。と合わせて災害アンテナ等の通信を確保するための移動系の無線設備、あるいは衛星携帯電話等を整備しております。そういうことで、多種多様な通信手段で確実に情報収集、伝達ができる体制を整えているところでございます。このうち、衛星携帯電話についてですが、国の補助事業を活用して平成22年度から、平成25年にかけてですが、名瀬・住用・笠利の各支所をはじめ災害時に孤立する可能性の高い集落、これは17か所ございますが、そちらのほうに20台配備をしております。

次に、各庁舎、避難所及び福祉避難所における自家発電の設備についてでございますが、名瀬・住用・笠利総合所の庁舎においては24時間以上の停電に対応できるディーゼル発電機を各1台ずつ配置をしております。また、避難所のほうですが、移動型の発電機を各集落ごとに約60か所に配備をしているところでございます。更に、福祉避難所のほうですが、こちらのほうは4か所のほうに配備をしておりますが、愛の浜園のほうでは24時間対応、医師会病院は8時間対応、失礼、愛の浜園のほうは2台ですね、医師会のほうは8時間対応が2台、虹の丘のほうに10時間対応の発電機が1台、佳南園のほうに24時間対応の発電機を1台というふうに設置をしているところでございます。

1番（橋口耕太郎君） 衛星電話については孤立する可能性のある17集落に合わせまして20台設置をしているということで、少し私は安心いたしました。庁舎にだけしかないのかなというふうに考えておりましたので、非常に安心をいたしました。また、発電機もですね、電気が止まると非常に厳しいので、電気の状態もしっかりと配置ができているというところで確認ができて安心をいたしました。

次に、（5）熊本地震発生後の新たな課題について出てきたと思えますが、伺いたいと思えます。

総務部長（東 美佐夫君） 熊本地震のほう、先ほど少し前段でも、議員のほうからお話がありました。が、まだ余震が続いておりますので大変懸念しておりますが、長期でかつ広範囲で今回被害が発生しておりますので、そのため救援物資の受入態勢、あるいは被災者への供給停滞、防災拠点となる避難所の被災、そういうことが課題になってというふうに考えております。それぞれの課題については平成22年の奄美豪雨災害の折に我々も経験した経緯がございますので、このときの経験や今後想定される南海トラフ地震、奄美大島の太平洋沖の地震による津波被害の想定に基づいて、今回防災計画の見直しを行

ったというところでございます。今回、布田川及び日奈久という二つの活断層が広い範囲で動いたということで、震度7を2回観測するということが極めて大きな被害が発生しております。この活断層の影響が奄美のほうでも懸念されますが、測候所に問い合わせをしましたところ、これは産業技術総合研究所活断層研究センターというところがございますが、こちらのほうからの回答ですと奄美大島のほうは活断層は見られないと。喜界島のほうはかなり活断層が見られるというような回答をいただきました。ただ、この資料はあくまでも現時点で確認はされていないということですので、今後こういったことが奄美のほうでも影響が懸念されるということころかもしれません。今回の地震の特徴ということで、古い家屋で特に被害が出ております。このことは本市でも同様に古い木造家屋が多く見られますので、今後課題の一つかというふうに考えております。また、一方では市町村の庁舎などに大変大きな被害が発生しております。そのため、災害対策本部の設置、あるいは被災者の対応を屋外で行うというようなことになりました。そのため、行政機能に大変支障をきたしたということでございますので、こうした点が今回の新たな課題かというふうに考えております。本市のほうではこうした状況を踏まえて、笠利と住用のほうは先に庁舎を防災機能を備えた庁舎を整備をいたしましたところでございます。今後、本庁舎のほうを計画的に実施する必要があるというふうに痛感したところでございます。市民の財産を守るという観点からも、早急にそういう災害の対応に努めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、熊本地震が本当に新たな課題がまた出てきておりますので、引き続き、見直しも含めて検討をしていただきたいと思います。私は今から5年8か月前の平成22年10月20日、奄美豪雨災害で仕事中に被災をして、当時働いていた施設でお2人の方がお亡くなりになるという経験をいたしました。ちょうど、お昼の時間で施設が床上浸水したと思ったら、ものの20分程度で2メートル近くまで浸水し、約3時間の間ただただ雨が止むこと、水が引くことを祈り待ち続けて救助されました。今でも、あのときこうしていたらとかこうしていればと後悔ばかりが思い出されます。自分自身の防災意識の低さを痛感し、2度とあんな思いはしたくない、させたくないという決意をして市議選に立候補する際に災害に強いまち、人づくりを私の政治活動の一つのテーマとしております。災害はいつ、どこで、誰に、どんな状況下で起こるかわかりません。だからこそ市民の皆様お一人お一人が防災意識を高く持ち、自分の身は自分で守ることを基本として、そして家族や御近所などの助け合いの精神で範囲を広げていくことが大切だと考えています。奄美市だよりの今月号にも梅雨、台風時期の災害に注意と題しての情報が記載されておりました。また、ホームページにも防災に関する事前準備、心得などが掲載されております。広報誌やホームページでこのような周知をすることはとても大切だと思いますが、ここで私ども公明党がですね、行っている防災啓発活動の一つ御紹介したいと思います。このポケット防災ハンドブックという、ちょっと小さくて申し訳ないんですけども、チラシがございます。これは、サブタイトルにですね、いざというときに慌てずにいつもかばんやお財布の中に入れて持ち歩きましょう。今日から始める防災力アップ対策、防災は日頃の心構えと準備からということで、ここ、上段と下段、赤と黄色で分かれておりますけれども、震災直後と震災当日ということで、これ切取線のとおり切って山折、谷折りをしますと、こういう小さなハンドブックになります。震災直後、震災当日、こういう小さなハンドブックになります。これは、もう時間がないので簡単に説明しますが、右からも左からも開けられるようになってまして、地震が起きたら1、屋内にいるとき。地震が起きたら、2、屋外にいるとき。家を離れるときには、地震のときの帰宅は、むやみに移動せず状況確認。逆に開けると私の避難場所、連絡先、携帯電話災害用伝言版、災害用伝言ダイヤル171の使い方、いつもバッグにあるとよいもの、職場に置いておくともよいもの、これは直後です。当日がこの緑のやつになりまして、右に開けるとトイレは重要、食品用ラップは便利、水は貴重、ペットはどうするの。逆に開けますと鹿児島県のホームページに飛ぶようなQRコード、安否確認をとる人、緊急時に役立つ連絡先、ここには携帯用、携帯を電話帳代わりにしていると電池が切れたら終わりです、と書いてあります。あと、個人データ、防災用品リスト、こういうふうに小さくなって持ち歩けるようなものを、今随時お配

りをしております。後ほど、皆様にも写しをお配りしたいと思いますけれども、こういうふうな防災意識を高める活動に形はいろいろあると思いますけれども、是非ともこのポケットハンドブックを参考にさせていただいて、また御検討いただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。質問の2、奄美市教育大綱について伺います。本大綱は去年の6月に素案を作成し、8月のパブリックコメントを受け1月の総合教育会議にて決定、3月に公表されたものですが、本大綱は言わば奄美市の教育、文化、生涯学習、スポーツ等の羅針盤のようなものだと思います。まず最初に、恐縮ですが教育長から本大綱に対する思いと言いますか、決意がありましたら是非お聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げたいと存じます。議員も御承知のとおり、奄美は昔から地域の連帯意識が大変根強く残っております。地域の宝である子どもたちを地域で見守り、地域で育てるといふすばらしい教育風土が今なお厳然として残っているというふうには私は考えているところでございます。その子どもたちがこれから奄美、日本、世界を支えていく貴重な人材となり得る可能性を持っているわけでありまして。そこで、社会の変化に主体的に対応していく能力を培い、大いなる可能性を持つ奄美の子どもたち一人ひとりを光り輝く存在に育成することが重要であると考えているところでございまして、更に本市の恵まれた自然や教育風土を生かして、地域に開かれ、地域に根差した、地域とともに歩むふるさと教育を推進するとともに、島口や島唄、伝統行事等を伝承し生まれ育った我が奄美に誇りを持つ人材育成を目指してこの奄美市教育大綱でございまして、市長とも相談申し上げて大綱作成したところでございます。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） はい、教育長ありがとうございました。地域で見守り、地域で育てる。まさに大切なことだと思います。

早速質問に入らせていただきます。（1）教育施策の五つの柱について伺います。今回は学校教育に絞ってお聞きしたいと思います。五つの柱のうち三つをお聞きします。また、今年度奄美市教育振興基本計画がつけられる予定で、その中に具体的な計画が出てくるのではないかと思います。少々勇み足で申し訳ないですがお聞きしたいと思います。①新しい時代を開く奄美っ子、確かな学力の定着と向上の具体策について伺いたいと思います。様々な取組みをされていると思いますが、特に力を入れている取組みについてお願いたします。

教育長（要田憲雄君） 本市の教育大綱における教育施策の一つの柱として、確かな学力の定着と向上の具体策について御説明申し上げたいと存じます。まず、児童・生徒の学力の向上は学校における授業改善と授業力の向上への取組みが喫緊の課題であると考えているところでございます。具体的に、今推進しているところでございまして、そのための施策としましては、学力向上対策事業改善、五つの方策という資料を私どもで委員会でかなり時間をかけて作成いたしまして、この資料を市内28校の全職員一人ひとりに配布をいたしまして、そのことを今進めているところでございます。これまでの要するに先生が児童・生徒に説明するという子どもたちの受け身の講義型の授業から脱却しましては、子どもたちが主体的に能動的に活動するような授業の展開を図っていくと、これが非常に今大事だと言われておまして、今言われている子どもたちの思考力、判断力、表現力というのはこういう授業を推進することによって培われるんだということで、今そのことを進めているところでございまして、このことにつきましては管理職研修会やあるいは市の学力向上推進委員会、学校訪問等で周知を図っているところでございます。校内研修会等におきましては、指導主事から直接教職員へ授業研究をとおした直接的な指導的な指導も行っているところでございます。更にきめ細かな指導の充実を目指して、奄美っ子すくすくプランにより小学校5・6年生の35人以下学級を実現するために講師を配置したり、あるいは特別支援教育の支援員の活用をしたり、理科支援の派遣を行っているところでございます。また、奄美

っ子ジョイントプランによる小・中連携の充実やあるいは小・中一貫教育推進事業などの推進によりまして、市内小・中学校が互いに連携しながら学力向上に向けた取組みがなされるようにしているところまでございまして、児童・生徒の学力向上は本市の重要課題と捉えて、今後とも充実した取組みを継続してまいりたいと考えているところでございます。

1番（橋口耕太郎君） はい。受け身の姿勢から能動的に活動できる子どもたちをつくるためにという御答弁でございました。本当に私もそう思います。私もどちらかと言うと受け身で失敗することが多いので、子どもの頃からそういうふうにならざるを得ないという姿勢を持つような子どもに育ててほしいと思います。

次に、②心豊かで強い奄美っ子、豊かな心の醸成の具体策についてお伺いいたします。これも様々な取組みをされていると思いますけれども、特に力を入れている点についてお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 豊かな心を醸成する教育について申し上げます。この豊かな心を醸成する、このことにつきましては情操教育の推進が最も大切であるというふうを考えておりまして、日頃からそのことを重点的に進めているところでございます。強いて申し上げますと、花づくり・花いっぱい運動の推進、歌声の響く学校づくり、さわやかな挨拶の励行、児童・生徒一人ひとりを大切にされた教室設営の充実を図る。更に、教児一体となった活動推進することで子どもたちが豊かな心を育めるように努めているところでございます。また、子どもたちの自尊感情あるいは自己有用観、自己肯定観、こういうことを醸成することを大変大事なことであるというふうと考えているところでございます。各教科、授業力の向上に係る検証はもちろんでございますが、生徒指導主任等研修会や人権同和教育研修会、あるいは道徳教育研修会などの各種研修を通して、教職員の資質の向上を図り、子どもたちが自分自身のことを大切に思い、しかも他者をも大事にする授業の推進や子どもたちとの日常の関わりの中で教職員が具体的に取り組める実践的な研修の充実を図っているところでございます。

それから、いじめについて申し上げます。いじめにかかる事案につきましては、重大な事案が現在のところ発生しておりません。各学校においていじめの早期発見、即対応、即実践をして早期解決を目指すなど、更に実態把握に努めているところでございます。年2回以上いじめに関するアンケートを無記名で実施し、いじめとしての認知した事例につきましては解消に向けた取組みを実施しているところでございます。また、いじめ問題を考える習慣としまして、標語の作成や道徳の授業の充実を取り組んでいるところでございまして、現在のところアンケート結果から重大な問題に至る事例はありませんが、確認された事例につきましては教育相談などを通して実態を把握し、早期解決に向けた取組みを実施しているところでございます。更に、悩みや課題を抱える児童・生徒や保護者への支援といたしまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして住用・笠利地区に3名相談員を配置して様々な悩みを抱える子どもや保護者に対して寄り添って支援体制をつくり上げ、学校へのつながりや関係機関との連携、ケース会議の開催、連絡調整を行いまして、学校に登校できない児童・生徒の対応を進めているというふうにご理解を賜りたいと思います。もう一つ申し上げますと、ふれあい教室についてですが、主に心因性による不登校の児童・生徒に対しまして、心の教室、あるいは心の居場所として活動の場を提供するとともに、様々な学習活動を通して自立を促し、集団への適応力を養い、学校への復帰ができるように指導、援助することを目的として設置しております。これは教育委員会の、現教育委員会の1階にございまして、男女一人ずつ相談員を配置しまして、毎日子どもたちが通勤されますのでそれぞれ対応しているというところでございます。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） はい。豊かな心、すごく難しい課題だと思います。ただ、自分を大切にする心、相手を大切にする心がすべていじめ、不登校などの問題につながっていくものだと思いますので、引き継ぎ力を入れていただきたいというふうに思います。

3、島を愛する奄美っ子、郷土を愛する心、異なる文化を尊重する心の醸成の具体策について伺います。

教育長（要田憲雄君） この項目につきましては、私が最も大切だということではかねがね力を入れてるところでございます。郷土を愛する心の醸成につきましては、各小・中学校の総合的な時間や道徳の時間を使いまして、ふるさとに誇りを持つ児童・生徒の育成を図るために郷土教育、ふるさと学習の推進に努めているところでございます。郷土の自然や文化に触れる体験活動、しいて申し上げますと例えて、崎原小・中学校では校区の自然散策ですとか、あるいは野鳥の観察、あるいは木炭作りですね、炭作り体験などを実施しておりますし、住用小学校ではマングローブや奄美の森に暮らす生き物探索活動やリュウキュウアユの観察保護活動、こういうことも行っております。また、芦花部小・中学校でこの前の日曜日でしたが、追い込み漁の体験活動が実施されました。節田小学校では毎年ですが、節田マンカイの体験活動をしながら伝承活動を進めていると、しいて申し上げますとこういうふうな特性を生かしながら、地域に根差す教育を進めていくと。それから、島口、島唄の伝承活動につきましては、地域の協力を得ながら、議員御承知のとおり島口カレンダーですとか島口カルタなどを活用して島口の伝承に取り組んでいるということでございます。それから、もう一つ申し上げますと、ふるさと体験学習といたしまして、ちょうどこの今週、今実施しているところでございますが、大規模校の小学校に在籍する3年生以上の子どもたちが希望者を募って市内の小規模の五つの学校にふるさと留学をして、ホームステイをしてですね、1週間滞在して地域のふるさとや自然を体験すると。私は野性味のある子どもたちを育てることは非常に大事だと思っておりますから、このことも更に進めなきゃならないという思いもあまして、市内の大きな学校から希望者が70名集まりましてね、実際に今高齢化しているものですから、受入が非常に難しく、ホームステイさせなきゃなりませんから、32名は五つの学校に今配置をして、子どもたちが一生懸命活動して頑張っているという状況もでございます。それからまた、笠利地区では群馬県のみなかみ町と、それから住用村は長野県の小川村と毎年それぞれ14・5名の小学生が交流活動してホームステイして、文化の交流を図っているということもございまして、更に異なる文化の尊重ということではですね、ALTの配置事業における児童・生徒への英語力の育成、それとアメリカのナカドウチェス市とこの交流を図りまして、今年度も先般アメリカから14名の子どもたちが来ました。市内の九つの学校でいろいろホームステイは経験しながら、体験活動していると。それから、本市からは10月、15名を予定しておりますが、ナカドウチェスに派遣すると、そういう取組みも行っているということを御理解ください。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） 教育長、最初に最も大事だと考えているというお話でした。私も島口はしゃべることができなくて、私の世代は標準語しゃべりなさいという世代で教育を教わった世代であります。残念ながら島口をしゃべることができないんですけど、何とか聞き取ることは今できております。本当に島を愛する心を子どもたちに持たせるっていうことがとても大事なことだと考えていますので、是非とも引き続きお願いをいたします。

次、(2)補完施策についてお伺いいたします。教職員の資質向上の中で意識改革と書いてありますが、具体的にどのように改革をしていくのか、お伺いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。本市の教育的課題の一つである学力向上や生徒指導の充実を図るために、教職員の資質の向上は切り離すことのできない重要な課題のお一つでございます。その資質の向上を図るためには、教職員自身の意識改革を図ることが重要だと考えているところでございまして、市の教育委員会といたしましては現場の学校に直接出向きまして、管理職や教職員へ直接指導することが大切だということで3年ごとの定期的な学校訪問を行っている学校を含めまして、28校すべての学校に年間、毎学期ですね、最低1回以上は私自身が直接学校訪問いたしまして、管理職を指導した

り先生方といろいろ意見交換しながら進めているということでございます。しかも、授業参観を通した、先ほど申し上げましたような受け身の授業ではなくて、能動的に子どもたちが活動するような授業を構築するのが非常に大事だと。その意識改革をしなければ授業はうまくいかないし学力も上がらないということを考えておまして、しかも私が校長先生方には授業改善というよりも授業改革だということをお申し上げて、今取り組んでいるところでございます。更に、3年ごとに定期訪問の中では指導主事が直接1対1で授業を参観して指導すると、こういうシステムも取っているところでございます。更に、一人一研究授業をそれぞれ学校で推進してもらっておりますので、指導主事を学校へ随時派遣しまして、1対1で授業改善に努めていると。年間で200回程度指導主事が各学校に出向いているという実績もあるところでございます。今後とも本市の教育課題解決のために、一人ひとりの教職員の意識改革も含めて、まず授業改革だということをお進んでいるということをお理解いただきたいと思います。

1番（橋口耕太郎君） 全校に全学期、毎回教育長は出向いていらっしゃるということなんです。教職員の先生方、とても緊張されるんじゃないかなというのがちょっと想像できますけれども、是非とも続けてほしいと思います。

②開かれた学校、特色ある教育活動の中で学校評議委員会の充実とあります。実際に学校側が評議委員会からの提案で改善があった事例がありましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 学校評議員制度について申し上げますと、市内28校すべての学校に設置されておりまして、毎年2回から3回、学校評議委員会を開催しております。学校評議委員会では学校の現状や学校の実情、課題を評議員の皆さんに説明いたしまして、学校評議員からいろんな視点で御意見や要望、提言などをお伺いしまして、そのことを学校経営や学校運営に生かしていくというふうにして、改善に役立っているということでございます。その中で特徴的なものとして申し上げますと、学力向上に向けた取組みとして、年10回程度学力向上の日を設定しまして、学習支援のボランティアが、保護者が学校に来てもらってですね、協力を得ながら放課後を利用した学習指導を実施していると。これは学校評議委員会が出た意見の中から吸い上げて実施しているということもございます。また、児童・生徒数の確保に向けた取組みの一つとして、地域と一体となった学校活性化委員会、これを設定したり、あるいは特認校制度をどのように生かしていくかという、そういう会合も設置したりということもございます。そのほかにも、登下校の安全確保や地域行事への積極的な参加、地域人材の活用など学校運営の改善に生かした学校もございます。市の教育委員会といたしましては、今後も学校評議員をはじめ地域の方々の意見や要望、提言を真摯に受け止めながら、学校運営の改善に生かして、開かれた学校、特色ある学校、そして地域に根差した学校づくりを進めてまいりたいというふうにお考えしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

1番（橋口耕太郎君） 私の持ち時間があと8分になりました。教育長、ありがとうございます。これから、質問ちょっとしますけれども、できるだけ短くお願いいたします。

先ほどの学校評議委員会は私もPTAの役員をするまで、そういう会があることすら知りませんでした。地域の皆様が入って、そして学校側とかいろんな意見交換をしているっていうのは最近知った話です。また、今保護者の方が来て、実際に指導を子どもたちにしているという話もその評議委員会から出たということですので、引き続きですね、その評議委員会が充実できるようにお願いをしていきたいと思っております。

続きまして、③学校ICTの環境整備に努めるとありますが、具体的にどう整備していくか、端的にお願いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ICTの整備ということについてお答えをいたします。教育現場におけるICT機器を効果的に活用した授業は児童・生徒の主体性、関心、意欲や知識、理解などを高める効果があるというふうにされております。また、社会の情報化が急速に進展をしている中で、児童・生徒が情報や情報手段を主体的に活用する能力の育成は重要となっております。本市におきましては、教育的な効果を検証しつつ、ICTの環境機器整備に努めているところでございます。コンピューター教室のほうにパソコン659台、それから電子黒板、これは小学校2校、中学校3校に各1台、実物投影機、書画カメラとも申しますが、これは小学校19校、中学校10校、合計で50台、これを平成26年度までに配置をいたしたところでございます。それに加えて、平成27年度にICTモデル事業といたしまして、ポータブル電子黒板を8台、実物投影機を8台、これを名瀬・住用・笠利の小・中学校6校に整備をしたところでございます。情報機器につきましては、次々に技術が革新をされ製品が日進月歩で進化をしている状況でございます。ハード面はもちろんでございますが、ソフト面でも次々にバージョンアップをしているという状況です。これらの整備につきましては、慎重に検討をし実施する必要があるというふうに認識をしております。今後、教育現場の要望、それから国の施策、こういったものを注視しながら、時代に即した機器の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） 結構な数をやっぱり導入されているということで、少し驚きました。私のイメージしているところは通信会社のコマーシャルである教室が映って、こっち側に映像ができて、遠隔で同じ教室で授業ができるというようなイメージがそろそろ現実になってくるのかなというふうな気がしておりますけど、ただし学校の先生方は年配の先生もいらっしゃるし、若い先生もいらっしゃる。パソコンとかが得意な先生もいらっしゃるし、そうじゃない先生もいらっしゃるし、とにかくICTに関してはいろんなことを試しながら、また選定していく必要もあるのかなというふうには、個人的には思っております。私も、3人子どもがおりまして、今大学1年と高校2年と中学校2年です。PTAに関わって13年ほどになりますけども、学校に先生方とお話すると保護者がすごく熱心で心強いという声を今も聞きます。昔も、昔から変わらないのは、私たち奄美んちゅはですね、子どもたちのためになることに難儀をすることをいとわないという気持ちだと思います。大綱の趣旨で奄美の子どもたち一人ひとりをしっかり輝く存在にとあり、また教育は地域のすべての大人が責を負うものであり、家庭、地域社会、学校が連携して取り組むことで生きる力を身に付けさせると書いてあります。また、大人が子どもの成長過程に向き合うことは大人自身の生き方や姿勢を見つめなおすこと、ともに学び続ける必要があります。教育は生涯にわたって実践するものとありました。本年度、奄美市教育振興基本計画を策定すると思っておりますけれども、しっかりと現状や課題を分析いただきまして、奄美の子どもたちが光り輝く存在になれるように計画の策定をお願いしたいと思います。

私の持ち時間が残り3分になりました。質問3の定住人口促進についてと、それから市民サービスの向上については次の機会に質問させていただきます。当局の皆さんに関しましては申し訳ございません。

それから、1点だけ。最近のニュースで地域おこし協力隊の着任が6月1日にありました。素晴らしい方がお2人、入っています。長瀬さんと谷さんですかね。私はそのホームページから抜粋したんですけども、長瀬さんは目標は奄美を日本一の観光地にできるよう職務を全うし、終了後も奄美に根付くことができるよう努力、邁進したいと。谷さんは私の海外の経験と島の方々の芸術性の素晴らしさを融合させ、新しい奇跡を作り上げたいと抱負を述べられております。もう、すごく感激をいたしまして、やっぱり奄美って外から、私たちは気付かないけれども、外から見た皆様がすごいところっていうのは、私たち以上に感じている部分があると思います。私自身も全然勉強不足だなんていうこと、最近つくづく痛感しております。私自身もしっかり勉強して、そして内外に発信していけるように努力をしたいと思っております。

ちょっと、最後尻切れになりましたけれども、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時44分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

11番（川口幸義君） 質問の前に、ちょっと訂正をしてもらいたいと思います。（3）番の遊舗道の字を変えていただきたいと思います。歩むに。遊歩道。ちょっと間違っておりますので。

市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平成28年度第2回定例議会において一般質問をします、自由民主党の川口幸義と申します。去る4月14日・15日にかけて、熊本地方に巨大地震が発生し一瞬にして町が崩壊し、多くの市民の尊い生命が奪われ、大惨事となりました。亡くなられた方々に衷心から哀悼の意を表すものであります。また、被災された多くの方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧、復興を願うものであります。

質問に入る前に、少々私の所見を述べたいと思います。去る6月5日、大熊公民館において陸上自衛隊警備部隊の配備計画について防衛省と奄美市大熊地区の公民館で初の地元説明会を開催し、多くの市民が参加する中、防衛省九州防衛局の市川道夫企画部長が奄美大島に配備する目的や部隊の規模、施設の整備内容、安全面や騒音、環境対策については県の条例に基づいて行うと丁寧な説明をし理解を求めました。また、一部の市民の疑問視している件についても十分に説明をし、その責任は果たされたものと私的には満足をしている次第であります。一昨年、平成26年8月12日、武田良太前防衛副大臣が奄美市と瀬戸内町を訪問し、南西地域の防衛体制を強化するために平成30年度までの間に550名規模による陸上自衛隊警備部隊の配備を正式に要請され、両首長においても政府が掲げる防衛計画大綱並びに中期防衛力整備計画について、防衛空白地帯である南西地域の部隊配備に対して、受け入れる考えを示したところでございます。また、外海離島及び台風常襲地帯となっている奄美大島に550名、奄美市350名、瀬戸内町に200名の警備部隊が配備されることは、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対処を可能とするために、自衛隊配備の空白地帯となっている島しょ部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島しょ部の部隊体制の強化を図ることは大変重要な配置付けであると理解を示す次第であります。更に、奄美市には離島有事や大規模災害に初動対応を担うために、警備部隊と中距離地対空誘導弾部隊として、350名が配備予定され、私ども自衛隊を支える奄美市議有志の会といったしても、今後の配備計画に対しては着実な計画の推進が図られるよう、積極的に取り組んでまいり所存でございます。また、我が国は戦後一貫して日本国憲法のもとで平和国家として歩んできた、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとその基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきました。我が国は平和国家としての立場から国際連合憲章を順守しながら、国際社会や国際連合をはじめとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に、こうした我が国の平和国家としての歩みは国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これより確固たるものにならなければならない国家、国民の責任であると思います。これより、質問に入ります。

1番目に、大浜海浜公園について。（1）リニューアル計画について質問をいたします。大浜海浜公園は旧名瀬市時代に整備され、当時は多くの市民や他の町村からも憩いの場として観光の拠点としての役割を担ってきた大浜海浜公園であります。あれから30数余年、施設の老朽化に伴い、今年はリニュ

ーアル計画で公園の整備がされることは市民や観光客に満足していただけるような整備を期待しているところであります。

このあとは通告に従い、順次質問席にて資してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは、大浜海浜公園につきまして年次的なスケジュールを含めて説明いたします。大浜海浜公園リニューアル整備事業につきましては、平成26年度に着手し事業終了年度を平成30年度としております。平成26年度・27年度につきましては、小浜キャンプ場へ向かう遊歩道整備並びに小浜園地整備の測量設計、既存施設の解体、撤去等と併せて、大浜海浜公園全体の測量設計を行ったところ です。平成28年度につきましては、小浜キャンプ場炊事棟の改修や大浜海浜公園内の建物詳細設計及び幹線道路の拡幅を進める予定です。それから、平成29年度以降につきましては、大浜園地内のシャワー設備やバースハウスの改修、駐車場の拡張工事、トイレやステージの改修工事などを計画いたしております。以上でございます。

11番（川口幸義君） このリニューアル計画ですけれども、これはあの一帯のですね、公園内の一体の要するにあの植栽されたいろんなものがあると思うんですよ。例えば、高倉に然り、そういったものをすべて今回のリニューアル計画の中で移動させたり、そういうふうな形で整備をされるのか、また今その29年度にシャワーは整備をなさるという話ですけれども、これは何年計画ですべて終わる予定なのか、ちょっとお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 冒頭申し上げましたが、終了年度はですね、平成30年度までに完成する予定にしております。その間において、基本的にはリニューアル整備事業でございますので、特別今大浜にない何か新しい施設を造るとかいうことではなくてですね、今現在ある施設の改修を行ったり、併せて施設の配置をですね、一番いい形にもっていかうということを進めているところでございます。

11番（川口幸義君） その改修についてはですね、いわゆる1か所に、どっちに動かすかはちょっと分かりませんが、例えば高倉などはあのまま雨漏りしたまま放置をしてありますけど、これは自慢にはならないな、部長。あんた観光客と一緒に行ってごらんよ、恥かくで。私は所管する部長ですよと言えないだろう。だったらこういったものをいつまでも置き去りにするんじゃなくて、もう今回そういった予算がなければね、解体をして材木を腐る前に保管する必要はないですか。ということは、かやがなければなりんですよ、やっぱりあの一帯の要するに整備だから、これは高倉の問題、書いてなくてもこれは関連で中に入れてるんですけども、そういったものの計画などちょっと示してもらわんと困るんですけどね。ただ、下の整地だけをやったからってこれ解決策の一つもならない。私、いつも言っているでしょ。観光客が来たらガイドさんは一番先に高倉の前に案内するんですよ。ここでいつも自慢げに説明しているじゃない。江戸時代の末期にできて高床式の倉、こうこうだって、これが未だに解決ができないから僕あのまま放置するのであれば、もう材木も腐敗をする、だから解体をして一時どっかの保管をしたらどうですかっていうことなんです。今回の整備と併せて。できなければ、あの屋根はね、あのカラーのあれにマッチしたものが、大浜にマッチしたものを、コロナアルですかね、ああいったものに変えてでも整備をしなければ、あのままじゃちょっと具合等ありますよ。これは奄美市の顔ですからね、大浜は。僕にとって、今朝も私は6時前にちゃんと浜見に行ってるから。そこらあたりもちょっと念頭に入れながら、あなたの目には高倉は映らないと思うよ。見てないでしょ、あんたは。あんた、中見てごらんよ、腐ってるよ。水が溜まってるよ。それであなたも神経が感じないというところに

僕は問題だって言ってるんだから。やる気がないんだったらないで、なりなりのことせんね。市民の財産はどうしたら守れるのかっていうことも考えてですよ、ここらあたりはどのような検討なさってるんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、高倉のお話が出ましたが、高倉についても当然この計画期間内にすべて改修をする予定です。議員もおっしゃったようにガヤがなかなか確保できませんので、最終的にはコロニアルふうの屋根にして、雨漏れがないように改修する予定であります。なお、既に1棟はですね、かなり腐敗が進んでおりましたので、1棟については解体、撤去しまして、機材、材木については保管をしております。その材については、また高倉のですね、屋根ではなくて床とかそういった座れるような状態にしたりするためのですね、材料にできないか含めて今検討しているところです。以上です。

11番（川口幸義君） 今、おっしゃるようにね、高倉はもう腐敗、腐食してる。解体して既に1棟はもう既にたたんであるわけよ。また、次も同じようにたたんでやるのかどうか、これはね、僕はね、喫緊の課題だと思ってませんか、あんたは。どうですか。僕にとっては喫緊の課題ですよ。そうでなければもう解体をしてね、一時保管すること、避難させたらどうですか。そのまま放置したら、あれみんな腐るよ。ちょっと、それについてどういう考え持っているか。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほど申し上げましたとおり、あと2年ほどしましたらすべて改修する予定ですが、今現在、もうかなり悪い状態になっているものはですね、議員がおっしゃるように1棟目にやったのと同じように解体、撤去してですね、保管なりを検討いたしたいと思います。まだ、その雨漏れなどが心配ないものはあと2年の期間ですので、そのまま活用させてもらいますが、状況を見てそのような腐敗が進んでいるものについては解体、撤去、そして保管をさせていただきたいと思います。

11番（川口幸義君） 早々ですね、神こしを上げて、言うは安しよ。僕、毎日行ってるから、大浜。私が大浜に行くと大浜の海が僕に答えるんですよ。あなたしか頼る人はいない。だから、あなたはそれについて応えんといけん。管理者として。だから、それは来年とか言ったらね、そのうち材木も腐ってもう使い道なくなるから、これは早くやってほしいと思います。

それに、1番についてはこれで終わりますが、海の家がですね、海の家について、立ち退きについて伺いたいと思うんですが、これが未だにそのまま放置した状況にあるので、これもリニューアル計画の非常に妨げになると思うから、私は今後これはどのように方向付けをするのか。例えば、法的に処置を取らざるを得ないのか、そこら辺りの指導体制、ちょっと説明してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 海の家の立ち退きにつきましては、土地使用者に対する財産使用許可期間が本年3月末までとなっておりますが、現在営業は行っていないものの依然として建物はそのままの状況となっております。現在は無許可の行政財産占有となることから、これまでも建物撤去について協議、指導を行ってまいりましたが今後も早々の撤去を強く促したいと考えております。また、議員の御指摘のとおり、この海の家の場所は大浜リニューアル整備計画において駐車場拡張工事が予定されていることから、全体計画の工事進捗に影響を及ぼすことがないように進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

11番（川口幸義君） だからね、もう既に3月いっぱい期限切ってるじゃない。だから、進めてまいりたいと思いますはいかんのよ。この対策をどのようにするのかっていうことを私今聞いてるわけだから、僕の質問によく答えてよ。もう、あんた6月じゃない。だから、それはどのように進めたいんですか、行政として。それをちょっとはっきりしてください。

商工観光部長（菊田和仁君） 御本人はですね、撤去しなければならないという御意志はあるようでございまして、資金的なお話もされているものですから、私どもも引き続きそのことについて協議をお願いもしてまいりますけど、仮にこの事業に支障が出るようなことが予想されることになればですね、行政代執行という形も想定しないといけないだろうというふうに思っております。以上です。

11番（川口幸義君） これは、もともと違法建築でですね、海の家とは屋根だけを、壁張ったり敷板張ったり、壁を回すっていうのはこれは法律違反なんだ、はっきり言って。だから、行政も悪いんですよ、これ。ずっと彼がそういう設備をするのに、野放ししたという責任。あれやったら海の家じゃないですよ、レストランじゃないの。そうすると、確認申請もいるやろ。固定資産税も発生しやせんか。それ、私がずっと言ってる。例えば、そのリニューアル計画の上半期の発注はいつですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、現在ある海の家場所はですね、今その手前が駐車場になっておりますが、その駐車場が拡張いたしますので、その駐車場の拡張工事については29年度以降を予定しているところですよ。来年度以降ということでございます。

11番（川口幸義君） そういうことは、本人は29年以降だと認識してるんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 本人が私どもにそういった御質問されましたので、その話は伝えてはあります。

11番（川口幸義君） ということは、本人はなかなか神こしは上げる気配ないね。来年度までやれば何とかいけるさという本人の判断があるかも分らないですよ。それを私が今、法的に手段は来年執るのか、今年は期限来ているわけだから、もう3月で。

商工観光部長（菊田和仁君） 私が先ほど、29年度以降の予定だっていうお話はしましたが、もちろん国の補正予算等で補助金、補助事業がですね、前倒しで付いたりすることもあるものですから、29年度以降の話が28年度に早まる可能性も十分あるということを伝えた上で、そのこと含めて早々に撤去をお願いしたいということを伝えております。

11番（川口幸義君） これは本人の意思で撤去するほどの能力があるかどうか、僕はちょっと無理だと思ってるんですが。だから、これはですね、何らかの形でやっぱり話し合いではどうもいかんと思うが。やっぱりある程度書類上でね、やっぱり司法の力を借りてやるしかないじゃないですか。あなたはそう思ってますか、どうですか。いつまで経ってもどかないと思うよ。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、私どもが本来3月末までに撤去しなければいけなかったことに対して撤去するようにということを進めておりますことについてはですね、弁護士にも確認した上で私どものやっていることが法に適していることだという確認は取れておりますので、引き続き私ども全力で協議、調整をしておりますし、繰り返しになりますがどうしてもというときには行政代執行の件についてもしっかりと検討してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

11番（川口幸義君） これは認識をしているということですから、恐らく僕は予定どおりにはいかないと想定をして、今聞いているわけよ。ということは、前倒しであなたは発注を、仮に前倒しで発注をするとならば、これはもうすぐ更地にしておかないとこの計画進まないわけよ。でしょ。結局入札せんと

いけんからね。予算があったら。予算組んだら入札せないかんから。そういったものもひっくるめてですね、もう最終的には奄美市がやって本人に請求するという手立てしかないと思うんだけど、これやるとまた金は払わないと思うから、そういったものも考えながらですね、この事業は1日も早く進めてほしいと思います。観光客は毎日来てますからね、雨の日も。そういうことを考えて、進めていきたいと思います。頑張ってくださいね。

それから、(3)番、小浜の遊歩道。これは1億1,000万円近い金をかけて、整備は終わりました。私はこの間もちょっと天気の悪いとき、時化のときに遊歩道、ちゃんと写真も撮ってあります。波はどんどん被る。だから、これは僕は台風が来たらひとたまりもないなと思って、工事中にも前の部長にも言ってありますよ。これは台風が来たらひとたまりもないがなって、そんな1億1,000万円も金かけて、1メートルぐらい遊歩道上げたからってね、波はどんどん、通常の時化のとき被るわけよ。だから、そこらあたりは部長は認識しておりますか。見たことありますか、その状況。

(「遊歩道が」と呼ぶ者あり)

建設部長(本山末男君) 小浜遊歩道につきましては、通告があったまた3日後ぐらいにですね、午前中、高潮のときに行ってまいりました。現在の遊歩道につきましては、既設の高さよりも50センチほど上げて、1メートルのパラペットを付けております。ただ、台風時の波につきましては、波の回折を行った上で、越波量のコクゾ計算を行い、改良断面にしておりますが、波の圧力に耐えることはありますが、台風時につきましては小浜遊歩道等も通行するのは危険でありますので、その付近の波の高さについてはある程度の波の計算の中で雨を抑えていく形になっております。以上です。

11番(川口幸義君) それはね、台風時には人はいかないよ。そんなこと言ったってあんた困るでしょうが。要するに台風が来たときに耐える構造であるかっていうことを私聞いてるんだよ。台風時に誰があんた遊歩道、小浜に行く人おりますか。僕ぐらいじゃない、あそこに行って見に行くのは。ほかの人来ないよ誰も。

建設部長(本山末男君) 構造物を設置するにあたりですね、工事を実施するあたり、台風時の波の計算、回折を行い、越波量の計算を行いまして、構造的にその波に耐えるかどうかの構造計算を行い、改良断面を決定しております。また、潮溜めに入った引き潮等の構造物に影響等も含めまして、基礎部の洗掘対策等を行って、影響ないように設計しておりますので、御理解いただきたいと思います。

11番(川口幸義君) 台風も想定して設計されているというから、これは今度、まだ今のところ台風はね、発生しておりませんね。かねてより水温が1度ほど低いから、今台風は発生しておりませんが、これは台風が来たらもう楽しみな、僕はもう見に行く。ということはね、あれを飛び越えた、あれ何100メートルありますか、遊歩道は。ちょっと。

建設部長(本山末男君) 遊歩道の全体延長は270メートル、26、27でやりました延長につきましては220メートルを施工しております。

11番(川口幸義君) だから200数10メートルの1メートルかさ上げした。波が飛び越えるわけだよ。そこに溜まる海水の量っていうのはね、何100トンって違うで、何1,000トンやで。この圧力に耐えるということだから、それは立派なもんだと私は思っているよ。ただ、その排水をするときに排水溝が70センチぐらいの排水口が三つぐらいしかない。だから、これでは捌けないんじゃないかって、私は前の部長のときに聞いたんですけど、それで捌けるんだとおっしゃったから。あなたどう思いますか、技術者として。

建設部長（本山末男君） 議員おっしゃるとおり、暗渠排水溝につきましては、60センチの排水口を3か所設けております。ただ、大きな断面の暗渠を設置した場合、排水の処理は短時間で処理できますが、逆に入ってくる海水の量も増えてきます。また、同時にですね、背面にある砂とかも吸い出されますので、基礎部に対する影響も心配されますので、既設と同じ断面の暗渠溝の断面としております。

11番（川口幸義君） 毎年台風が来ると、来るたびに沈没する可能性もある。それこそ十島村の港湾と一緒にね、台風が来るたびに十島村の港湾はみんな沈む、海に。入り江がないから、外海になってね。だから、ほとんど十島村の予算は港湾、港湾に予算は使っているような状況ですけど、だから大浜のこれもね、僕は金がかかっても支柱を建てて電柱を建てて、高速道路式にあの山裾にこうなぞらえるような恰好で小浜に遊歩道造ればいいなと思ったんだけど、これは予算的にもかなりかかると思うので、それよりも毎年台風でぶっ壊れたやつ、壊れたやつを補修するほうが安くつくのか、これはいろいろ、そのときそのときの判断だと思いたしますが、遊歩道についてはそういう判断でよろしいですね。という事は、もう台風には耐えうると、小浜の遊歩道は。これでいいですか。

建設部長（本山末男君） ですね、そういう構造計算を行いまして、また根入れ、基礎部についても岩盤のほうに密着させてその洗掘等も考慮して設計しております。以上です。

11番（川口幸義君） ありがとうございます。

それでは、大きな2番、（1）番、紬再生事業についてであります。どのように紬を再生して、どのように計画なさってるのかちょっと説明をしていただきたいと思いたします。

市長（朝山 毅君） 大島紬の購入助成制度等について、私のほうから答弁させていただきます。平成26年度から実施いたしております本場奄美大島紬再生支援事業につきましては、産地の両組合、いわゆる紬組合、販売組合であります、と龍郷町及び奄美市による協議会を組織し、在庫活用等を中心に事業を進めてまいりました。そのような中、今年度からは事業内容を拡充いたしまして、JAPANブランド育成支援事業や大島紬購入助成制度など新たな取組みを開始いたしました。特に大島紬購入助成事業につきましては、産地両組合、今申し上げました紬組合、販売組合から大島紬の反物を購入して、着物等に仕立てる市民を対象に、成人式用は費用の4割の上限20万円、一般の場合は2割の上限10万円、洋服、小物に仕立てる場合は2割の上限5万円を助成する内容となっております。制度の目的といたしましては、費用の一部を助成させていただくことで、多くの市民が紬を購入する契機となり、産地から紬愛用の機運を盛り上げるとともに、産地在庫対策による紬業界の振興、ひいては地域の活性化を図るものでございます。今月号の市広報誌などを通して、助成制度についてお知らせをいたしましたところ、既に多くのお問い合わせが来ております。購入申請の手続きについては組合事務局がサポートすることになっておりますので、気軽にお問合せいただければと考えております。今後、制度の周知を図る販売促進イベント等も企画いたしてまいりますので、議員をはじめ関係各位の御理解と御協力を賜りたいと思うところでございます。よろしくお願いたします。

11番（川口幸義君） 紬再生事業については、要するに広域的な取組で、このJAPANブランドと本場大島紬、これ（3）までセットで聞いたほうが早いかなと思うんですけど、そうすることによってその大島紬を、例えば成人なさる方が成人用の紬を買われた方については費用の40パーセントはバックするというんですけど、これのちょっと内訳は部長、説明してもらえんですかね。どういう形で成人用の、その手順をちょっと説明してください。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、費用の40パーセント、20万円にいたしましたその設定につきましては、紬を購入して着物に仕立てて、あるいは帯とかすべて含めた場合におおよそ50万円になるだろうということから想定したわけです。その40パーセントが20万円ということになるわけですが。それから、この反物を購入するときにですね、いろんな価格の差があってもいけないということで、紬組合、販売組合に普通の小売店から購入するときも一旦紬組合、販売組合を通していただくということと、もちろん紬組合、販売組合から直接購入していただくことも在庫対策になるものですから、このような仕組みをつくった次第であります。以上です。

11番（川口幸義君） ということは、産地の皆さんがそれぞれ反物作ってるじゃない。そこで買われた方が要するに成人用だと。ひょっとしたら60万円なるかも、70万円なるかも分らんわけですよ。それぞれ、値段が、価値観が違うわけだから。それ、そうしたときに紬組合、協同組合が販売組合に持って行って、これはうちは70万円で買いましたよと証明をそちらでその領収書を持っていったら、組合がそれを認めるわけですか。必ず組合の反物を買わないといけないということなのか、生産者が自分の反物、成人用に70万円で売りましたよと、こういったときのいわゆる補助金はどのように対処されますかね。助成金について。

商工観光部長（菊田和仁君） 一般の反物を販売しているお店で購入しても、助成の対象としておりますが、一旦紬組合、販売組合を通してくださいというお話をしております。そうですね、金額にもよりますが50万円を超えるとですね、いずれにしろ上限額の20万円に収まりますので、50万円内の紬の場合に極端に紬組合、販売組合が適正価格の減、一般的な価格を超えてない限りはですね、そのような形でお店のほうには、例えば20万円のものを紬組合か販売組合に持っていきますと、紬組合、販売組合のほうはちょっと1万円少々の手数料を一旦取らせていただきますが、お店のほうに20万円が帰ってくるという仕組みになっております。以上です。

11番（川口幸義君） そういうことは、例えば私が自分で生産をして、成人用の反物を60万円で売りましたと。そうすると、この方は紬組合に持って行って、うちは60万円で買いましたよと。そうなたら、組合はそれを、それは本物であると、地球印であるから、それは認めるということですか。必ずしも天井が、もとい、結局助成金は天井があると今おっしゃったから、70万円だろうと20万円は助成しようということだから、それについては問題ないんです、これは。

商工観光部長（菊田和仁君） 特に問題ございません。ただ、成人式用ですから、成人を迎えることのちょっと確認はさせていただきますけど、その点については大丈夫でございます。

11番（川口幸義君） そういうことであればですね、かなり紬の再生というあれについてはこれまでよりも販路開拓にはかなり、あれが図られてるのじゃないかとこのように思っておりますけれども、例えば20万以下とか10万以下の反物については、20パーセントと書いてる、これは必ず反物を持っていくわけじゃないんでしょ。着物まで仕立ててはじめて助成金が出るということなのか、そこらあたりははっきりしないと勘違いなざる消費者がいらっしゃる。反物を買ってもその助成が取れるのか、必ず洋服や着物に変えなければ助成が取れないのかということ。

商工観光部長（菊田和仁君） この制度につきましては、紬の着用をですね、促進する目的も持っておりますので、反物を必ず着物に仕立てる、あるいは洋服、小物等に仕立てるということにいたしております。以上です。

11番（川口幸義君） よく分かりましたので、取りあえず活性化のために頑張ってください。僕は袖、たくさん買って持っているからね。今日は着てこなかったけれども。少しでもね、島の島おこしなればと思って、僕は無理をして買ってるんですけど、取りあえず袖問題についてはこれ、終わります。

大きな3番、保育行政についてであります。（1）待機児童の現状についてお聞きしたいと思えます。それから、（2）2まで一緒にですね、ちょっとお答えください。待機児童の解消に向けての市の取組みは何か方法があるのか、それまでお願いします。

保健福祉部長（吉 富進君） それでは、（1）待機児童の現状についてから、お先、御回答させていただきたいと思えます。

平成28年4月1日現在の待機児童数は30名と、平成27年4月1日現在の15名から増加している状況であります。昨年度と比較いたしまして、春日保育園の増築による30名、地域型保育事業の導入により62名、合わせて定員が92名増えたわけではありますが、待機児童は逆に昨年度より15名増加する結果となっている状況であります。そのことにつきましては、申し込み数が1,017名から1,101名と84名増えたことが原因ですが、その主な理由といたしまして、定員が増えたことを周知した結果、それまでの入所を考えなかった方たちの中に新たに入所を希望する方が出てきたことなどが考えられます。詳しい受入状況を申し上げますと、認可保育所においては昨年は定員760名に対し、入所児童数が821名と定員を61名超えて受け入れをしましたが、今年は定員は790名と増えました児童、入所児童数は昨年と同じく821名の受け入れをしている状況であります。また、今年から新たに始まった地域型保育事業においては、定員62名に対し入所児童数が53名と定員に9名の空きが生じている状況であります。その要因といたしましては、保育士の確保などの問題で定員を超えて受けれることが昨年並みにできなかったことと、保育施設の場所などの問題で保護者の希望する保育所、保育施設と定員に空きがある保育施設がうまく合致しなかったことが要因となります。

2点目の、待機児童解消に向けての市の取組みについてであります。待機児童解消に向けて春日保育所の増築や地域型保育事業の導入により、定員を92名増やしましたが昨年と比較して15名待機児童が増加した状況を踏まえて、更なる待機児童解消に向けた取組みが必要であると感じているところであります。しかしながら、保育施設の整備などによるハード面の対策を講じても保育士不足が入所受入枠を拡大することがなかなか進まないという課題もあります。このようなことから、待機児童解消に向けてはまずは保育士の確保が重要な課題でありますので、国の補助制度などを利用した保育士の処遇改善などに取り組む必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。以上です。

11番（川口幸義君） 部長、あのですね、平成27年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士及び幼稚園教諭等の待遇改善、保育士及び幼稚園教諭の平均プラス1.9程度のいわゆる実施期間が平成27年の4月1日から、このような通達は役所に来ているでしょ。それでね、ということは保育士の資格を持った人、たくさんいらっしゃるの、市内に。家庭に。なかなか出払ってまでこれをやろうという気にはならない、その理由は何ですか。理由があるでしょう。

保健福祉部長（吉 富進君） 先ほど申し上げたとおり、保育士の処遇改善が重要だと考えておりますので、ほかの職種と比較いたしまして、格差があるということが国のほうでも分かっているようでありまして、今後、国の、先ほど人事勧告の1.9パーセントの増とかですね、27年度も上がってきてるんですが、更に先日の日本1億総プランの中ででもですね、今後職を辞めた方の復帰する手当、そして保育士を目指している学生への手当等もですね、今後、国としても検討しているようでありますので、国の動向を注視していきたいと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

11番（川口幸義君） よく分かりました。それでね、僕あまり保育行政はよく分らないですよ。でも、

今回だけは待機児童が結構活字が躍つるので、聞いてやろうかなと思ってね、急に勉強やりだした。僕にあまり似合わないんですよ、この保育行政というのは。それでね、解決する方法ね、これがいけるかどうか分かりませんが、例えば資格を持った方々がみんな家庭でいらっしゃるでしょ。こういう人たちに認可保育をするために一人で大体2歳から6歳児までやったら6名までは保育できるでしょ。だから、そういった家庭に出向いてですね、その認可をするような方法ができればね、家で、自分の家を少々改造すれば、一人の資格者がいれば6名ぐらいは家で面倒、家庭のあれも、家を離れなくてもですよ、6名ぐらいは面倒見れるかなと思うんで、そうなるそうですね、一気に待機児童のね、解決を僕は図れると思って、最近夜寝ながら勝手な計算をしたんですけど、どうですかね、こういったの可能なかどうかなのか。

保健福祉部長（吉 富進君） 議員がおっしゃられる点がですね、今年度から地域型保育施設ということで6か所、そういう施設が、19名以下の施設ですね、そういうのが増えております。その定員も60、先ほども申し上げましたが62名と増加してるんですが、更に、それにでも追いつかずにはですね、待機児童が30名に増えてしまっているという状況でありますので、御理解を賜りたいと思います。

11番（川口幸義君） そういうことは、例えばね、0歳から2歳児まで、資格者が3名ぐらいは面倒看れるということだから、こういった方々もですね、家庭でいながらそういったもの、面倒見れるようなそういった方法付けができればね、僕は一気に解決すると思うんですけど、ここらあたりは別に法に抵触するわけじゃないでしょ。

保健福祉部長（吉 富進君） 託児所の基準になるのか、先ほど申し上げたように地域型保育所になるのか、フロアの面積とかですね、いろんな条件がございますので、一概にどの家ではできますとかこちらのほうでは言えない状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

11番（川口幸義君） それから、（3）番の入所時の、いわゆる基準指数と調整指数についてちょっとお答えいただきたいと思います。この対象者についてね、基準の。

保健福祉部長（吉 富進君） 入所時の基準指数と調整指数のことでよろしいでしょうか。

11番（川口幸義君） はい。

保健福祉部長（吉 富進君） 平成27年度から始まった子ども子育て支援新制度では当分の間すべての市町村は保育の必要性の認定を受けた子どもが保育所等を利用するにあたり、利用調整を行った上で各保育所に対し利用の要請を行うこととされております。利用調整について簡単に申し上げますと、保育所の入所を希望する保護者の保育の必要性や家庭状況などを指数化して、指数の高い子どもから保育所の利用を決定するという仕組みであります。基準指数は就労状況などの保育の必要性を指数化したもので、調整指数はひとり親家庭などの家庭状況などを指数化したものであります。この二つの指数は待機児童が存在している本市にとっては、保育所入所を公平にする、公平に判断する基準となっております。また、保育所入所の判断がそのときどきぶれてしまうことは保育所入所を希望する保護者に不公平感と不信感を与えてしまうこととなりますので、この指数に継続性を持たせることも大事になってくることから、指数の変更は国の制度や社会情勢の変化により必要となったときに行ってまいりますので、御理解賜りたいと思います。

11番（川口幸義君） それでですね、部長、よく聞いてね。僕の知り合いがもう申し込みは人よりも先

に申し込んだんだけど、今度入ると思って楽しみにしてたんだけど、その爺さんの話。近くに爺さん、婆さんが近くにいる人、点数が低いんですよ。それが調整点なんですよ、調整点。例えばひとり親、身内がなくてその奄美市内に爺さんや婆さんが、頼れる人がいないと、そういった方についてはこの調整点が結構高い。そうすると、この調整点とこの基準点っていうのは、働く時間帯の問題ですよ。長時間、何時間1日働いたからこの基準点はあなたが18点ですよ、それに近くに爺さん、婆さんが頼りになる人がいない、そういう方については調整点が8点ありますよ。これを加えると、これが選考点になって、26点になったから、僕はもう1年前から申し込んで今度は大丈夫だと思ってたけど、どういふわけかまた漏れたんだって。それで、僕は一生懸命勉強して、あんたはこういうふうになって爺さん、婆さんが助太刀したら駄目だよっていうと、おらんほうがいいんだなという話でね、笑い話じゃないけれども、一応そういうことで点数が非常に低くてですね、今回も入れなかったということで非常に残念がってたから、こういったところの点数の割り振りについてはね、ある程度その勘案をしてくださる、例えば鹿児島から小宿小学校に旦那さんが急に転勤で来た。奥さんは大島支庁の職員で両方が来て、子どもを預けるとかなくてもう大変困った。それは、一時だけでもいいからそういったところに預けんともう勤めができないっていうことで、そういう点があったから、こういう人たちは要するに優先的に、点数を問わず入れるということ、僕は理解したんですが、そういう理解でよろしいですか。

保健福祉部長（吉 富進君） 先ほど議員がおっしゃられたとおり、ひとり親の場合は加点がございまして、こう面倒見る人がいた場合は逆にマイナス点になってしまいます。できるだけ先ほども申し上げましたが、公正、公平に判断できるようなそういう調整指数、そして基準がありますんで、それに基づいて調整会議に諮りたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

11番（川口幸義君） よく分かりましたので、これも非常にいろいろ難しい問題がありましてね、市民にとっては非常に不満はあるんですよ。自分が先に申し込んでいるからもう自分の番なのに後から来た人が先に入れたとか、こういったのをやっぱり極力、現場の皆さんが分かりやすく説明しないと、なかなかこの調整点とかね、基準点についてはね、説明しても分かろうとはしないんですよ。これが、一般の人の考え方と捉えていただきたいと思います。これについては終わります。

あと、時間は4分しかありませんが、大きな4番、と畜場についてですけど、（1）老朽化に著しいと畜場の環境面や衛生面での課題について伺いたいと思います。部長、時間がなくて、俺は答える必要ないと思ったかも分かりませんが、何とか時間間に合ったからね、よろしく願いしますよ。

市民部長（前田和男君） それでは、お答えさせていただきます。環境面や衛生面での課題ということでございますが、一番大きな課題は建物、設備の老朽化が激しい、新しく施設建設への取組みが喫緊の課題だというふうに認識しております。施設については市と保健所合同で施設の衛生保持監視を常に行って、確保に努めているところでございます。なお、新しい施設建設につきましては、本島内の5市町村で奄美大島と畜場在り方検討委員会を組織し、奄振非公共事業での補助申請に向け、去る5月13日も検討会を開催したところでございます。今後は建設候補地等について本島内の利便性を考慮した上で適地の検討、更に建設候補地の決定がなされたあとには近隣住民への説明会を開催するなど、奄振要望等との調整を図りながら進めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしく願いいたします。

11番（川口幸義君） いよいよ、一步踏み出したと、こういうことで理解してよろしいですか。僕は毎回、と畜場については質問したいと思っております。これはなぜかって言ったらですね、今同僚議員がこれから3名ほどふるさと納税ではりきっておりますので、このふるさと納税がやっぱり段々段々こう拡大してくるとですね、どうしても返礼の品物については奄美大島から、やっぱり僕はのと畜場をき

れいにして、島豚、黒豚をね、加工して、返礼品に贈ってもらえればすごい相乗効果現れると思っているので、あのままだったらなかなかふるさと納税がね、しても、何か返礼する品物、今のところ見当たらんでしょ。タンカンあたりはもう2月しかないわけだから、1年を通してね、安定して返礼、その品物といたらやっぱり島豚ね、加工して本土に送り返すと、すごい喜んでもらえると思います。1,000万円以上の方には大島紬をあげるとか、このようにすればね、ものすごい島は活性化になると思うんですけども、それでできれば1日も早くね、僕にとっては喫緊の課題だと思っているのがと畜場のまず建設、口から入るものはやっぱり一番最優先だからね、危機管理よりもむしろ僕はと畜場のほうが危機管理にまさらん重大なあれだと思っておりますので、一つ取り組んでくださいよ。よろしく願います。終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 渡 雅之君の発言を許可します。

8番（渡 雅之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。第2回定例会初日の最後になります、無所属の渡 雅之です。

質問に入る前に一言所見を述べさせていただきます。まず、無所属の渡 雅之です。言いましたよ。まずもって、4月14日・16日に発生しました熊本震災におきまして、49名の尊い命が奪われました。また、未だに行方不明者が一人いらっしゃいます。誠に残念でなりません。お悔やみを申し上げます。また、被災されました多くの方々、熊本県、そして大分県にもいらっしゃいます。私の親戚、また友人も大分にいまして、大分の山間部で被災に遭いまして、未だ避難生活を余儀なくされているという状態であります。この災害というのはいつ来るかも分かりません。浦上町内会では先月の最後の日曜日だったんですが、自主防災訓練を行いました。250名の方々に参加して、3か所に設定されています避難所、標高20メートルから30メートルのようなところに、まず何分で到達、避難できるかという訓練をはじめ、折り畳み式のリアカーの組み立ての仕方、炊き出しも実践でしまして、300人余りの炊き出しの弁当、握り飯を作るという訓練、そして消火訓練というのを行いました。初めてリアカーに4人乗せて、女の人が一人引くという体験も何組かに分かれてしたんですが、スムーズに運べたと、それが平坦だったからよかったんですけど、それが坂とか、あるいは下り坂とかいうようなところだったらまだまだ課題はあるなというような教訓を得たところであります。また、最近では多くの自主防災組織があります。すべて機能しているというには思いませんが、それぞれの部署で避難訓練、あるいは防災訓練を実施していただきたいというふうに思っています。

沖縄で起こりました女性暴行事件、これはひとえに日米安全保障条約に基づく地位協定の存在です。ドイツ、フランス、ベルギー、そこにNATO軍がいます。米軍が駐留しています。そこでの地位協定はすべて見直されました。その国の部隊と米軍の部隊が同じ地位ということがあります。米軍が優位に立っているというこの地位協定は日本だけなんです。この部分をしっかり見直していただきたい。そのことがやはり沖縄県民の負担の軽減にも大きくつながるんじゃないかというふうに思います。

さて、私たちの文教厚生委員会は5月の中・下旬に所管事務調査を行いました。青森県、そして東京で2か所、合計3か所で行いました。子育て支援の問題、老人の支え合う問題、そして子どもをどう育てるか、どうのびのびと遊ばすか、貧困の問題をどう解決するのかということをつぶさに学習してまいりました。また、あとで質問の項目もありますが、これらの各常任委員会の方々とも、やはり共通認識を持つために先の議会運営委員会でも三つの常任委員会が一緒になって勉強会しようというふうに話し

合われました。その際、是非職員の皆さんにも同席していただいて、一緒に奄美市を盛り上げていきましょう。そして、共通認識を持ちましょうということで話し合いをもつところになっています。是非、当局におかれましても、それに参加して一つ一つ課題を解決できるように取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それでは、質問通告に従いまして質問させていただきます。世界遺産登録についてであります。現在の世界遺産登録に関する進捗の状況、そして2番目のコアゾーンの設定の状況、バッファゾーンとの線引きの状況についてお伺いいたします。

あとの質問からは発言席で行います。よろしく申し上げます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速渡議員に答弁させていただきます。まず、進ちよく状況ということでございますが、平成28年の6月の3日、奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会での国の説明によりますと、世界自然遺産登録の保護担保措置となる奄美群島の国立公園指定に向け、関係機関、関係者、地元との調整を行っているとのことでありました。また、これと併せましてユネスコ世界自然遺産センターへの推薦書の準備も進めているということでございます。今後は奄美群島の国立公園の指定がなされ、推薦書が正式に提出されますと、平成29年夏ごろにIUCNの現地調査及び評価が行われ、平成30年に開催されます世界自然遺産委員会において遺産登録の審議を受けることになっております。従いまして、最短のスケジュールで平成30年夏頃の登録になる予定と伺っております。今度も国・県及び関係機関と連携を強化し、できるだけ早い時期に世界自然遺産登録が実現しますよう、諸課題に対応してまいりたいと存じますので御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

市民部長（前田和男君） 私のほうからは2点目のコアゾーンとバッファゾーンの線引きということで答弁させていただきます。まず、コアゾーンにつきましては国立公園の主区分のうち、特に厳しい保護を図る特別保護地区及び第1種特別地域が指定されることが予想されております。世界自然遺産の遺産地域として特別に保全、保護されていく地域となることが考えられております。一方、バッファゾーンにつきましてはコアゾーンを保全、保護していく上で必要な地域として、国立公園の第2種特別地域及び第3種特別地域で構成されることが予想されております。特に奄美・琉球の特徴といたしましては、自然遺産の価値とも言える希少動植物等の生育環境が地域住民の生活環境や産業活動の場と近接しており、遺産地域と住民生活との共存を図る地域としてもバッファゾーンの必要性が求められております。いずれにいたしましても、コアゾーンとバッファゾーンの線引きは国立公園指定に関する関係機関、関係者、地元との調整を終えてからの検討となる予定と伺っております。御理解をお願いいたします。

8番（渡 雅之君） はい。28年の6月に国との説明があつて、国立公園の指定、あるいは協議を行っている。ユネスコへの調査が29年、そして30年には指定になると、早ければですね、いう話であります。コアゾーンは当然、第1種特別地域という形になりますし、もうこれは絶対保存しなければならないということですが、バッファゾーンについては第2種、第3種地域が指定されるという、いわゆる緩衝、コアゾーンを守るというところではありますが、やっぱりそこがちょっとネックになっているところもあつて、関係機関との調整がまだ続いているということなんです。私有林を持っている方々としてみたら経済活動ができるのかというようなことにもなるということで、まだ協議が続いているということなんです。3番目の私有林等の協議状況というところについては、先ほど市長が答弁していただきました関係機関との協議を進めているというところで理解したいというふうに思っています。今後とも引き続き、国・県との情報交換をしながら我々に分かりやすい情報提供をお願いしたいというふうに思います。

それでは、2点目に奨学金制度についてであります。これは1番から(4)まで一括して質問させていただきます。この奨学金制度の内容なんです。いろいろな制度ありますよね。そういった制度がどんなふうになっているのか、そして奄美市の教育委員会として、その奄美市が今実施している奨学金制度がどのようなものなのか、それと現在の受給者数、あるいは今の継続して受給者数、そしてまた新年度で何名いるのか、滞納者が、今支払い、学校卒業して支払いに入っているという状況の中で、その支払いしている人たちの滞納がどのようになっているのか、その滞納者の生活状況がどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ただいま御質問をいただきましたことについてお答えをいたします。

まず、奄美市の学生が多く利用をしている就学に関する奨学金制度といたしましては、奄美市ふるさと創生人材育成基金、それから日本学生支援機構あしなが育英基金、高等学校就学支援金などがございます。この中の奄美市ふるさと創生人材育成基金制度、これが奄美市が独自に行っている奨学金制度でございます。貸付対象でございますが、就学支援を目的としている教育奨学生、これともう一つ起業支援目的のふるさと起業奨学生の二つがございます。議員お尋ねの趣旨は教育奨学生についてのことだというふうに考えておりますので、この教育奨学生の制度について御説明をいたします。この制度は市内に引き続き3年以上居住をし、学力、芸術、文化、若しくはスポーツに優れているにも関わらず経済的理由により就学することが困難と認められる学生が対象となっております。貸付額につきましては、高等学校奨学生が月額1万円、高等専門学校奨学生が月額1万5,000円、大学等奨学生、これが月額3万5,000円というふうになっております。貸付期間についてはそれぞれの通う学校の正規の就業期間というふうにしております。なお、利息は付しておりません。返済につきましてはですね、卒業後6か月を経過した日の翌月から償還を始めるということにしております。

それから、現在の貸付対象数でございますけれども、今年度新規貸付といたしまして14名を認定をいたしました。昨年度からの継続の学生が46名おりますので、合計で60名ということになっております。そのうちの滞納の割合についてでございますけれども、合併後の状況で貸付をしている193名に對しまして、現在返済が滞っている人が28名ということで、1割強の方が滞納ということになっております。この方々につきましては、電話での催告ですとか、あるいは通知書を出してございまして、分割などの、分割納付というような形でつなげる取組みもしているところです。今後の就学を希望する学生たちに影響が出ないように、本制度の持続的な運用をしていくために御理解をいただけるよう対応をしていきたいというふうに考えております。

最後に、滞納者の生活の状況と就労状況ということでございますが、様々でございます。仕事に就かれています方でも所得が低いということ、あるいは就労難によって生活がままならないという方、それから病気療養、あるいは生活保護の受給、無職、そういった方々が滞納の原因ということでございます。今、申し上げましたようにそれぞれの事情は様々でございますけれども、それぞれの実情、こういったものを確認しながら対応をしてみたいと考えているところでございます。以上でございます。

8番（渡 雅之君） 丁寧な説明をいただきました。ありがとうございます。ここでちょっと質問があるんですけど、利子はとっていないという、利子と言いますかね、利息は付けていないという今お話があったんですが、例えば滞納して督促をしますね。そういったときに延滞金とかいうのは発生しますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 滞納をなさっている場合の延滞金については規定がございますので、延滞金は発生をするということになります。

8番（渡 雅之君） できればせつかく無利子でしているわけですから、その生活実態、あるいは就労実

態というのもありますし、今大分その延滞している方々の生活実態というのはいちおう理解しているというふうに思います。延滞するっていうこと自体が本当いけないうことなんだけど、どうしてもなかなか返済できないというような実態もただあるように思われます。是非、そこらあたりも考慮していただければなというふうに要望しておきます。

それと、5番目の給付型制度の創設はできないかということですが、大学の授業料というのは70年代半ばからどんどん高騰を続けていまして、私立大でいきますと1975年当時ですけど、平均して18万3,000円だったわけですが、2013年には86万円まで上がっているというのがあります。一方、家計収入は日本型雇用システム、いわゆる年功序列で賃金上がるというシステムだったんですが、終身雇用制というのがあります。そういった終身雇用制度の諸々の変化によって家計収入は減少の一途を辿っているというのが今の経済情勢であります。親の経済力は低下する一方であるわけです。その結果、かつてその奨学金を利用する学生というのは20パーセントという数字にあったんですが、年々増加して、今は53パーセントの学生が利用していると、2人に一人が利用しているという実態があるわけですね。一方、大学をちょっと例にとりますと、OECDという先進34か国で作っているOECD加盟なんですが、約半数が国が大学の授業料を見てるというのがあります。そして、34か国中32か国に公的な給付型の奨学金制度があるわけですね。授業料、有償で給付型奨学金制度がないのは日本だけだというふうになってます。このような状況で卒業しても十分な収入がない、今や就職難ということもありまして、パートとかあるいは非正規雇用というのが増えている一方です。まさに今46パーセントの学生、卒業する学生がパートとか非正規ということ、形であります。当然、その滞納者の約8割が年収が300万円以下というような状況です。結婚してその返済に充てられるか、返済しようとしても結婚すらできないと。パートナーになる方も奨学金の返済で悩んでいるというふうな、2重3重の連鎖でなかなか思うように返済もできない、結婚もできないというような状況になってます。そこで、是非ですね、それで少なくとも国がそういった制度をしっかりとしなければいけないんですけど、奄美市でそういった制度はできないのか、県内でもいくつかあるように思います。就職するとき、奄美で就職してくれと、そういった条件を付けるというようなことも可能だと思うんですね。やはり、島で学校卒業して島で働く、あるいは一旦外の大学に行って、島に帰ってきて就職するという、そういった呼び水にもなりはしないかなというような考えもあるんじゃないかと。確かに、今奄美市も仕事、学生が希望する仕事が少ないというような、ということもあるかと思いますが、そこらあたり、やはり何とか島で働けるようなシステムがあればいいんじゃないかなと。これはやっぱりこの奨学金、給付型の奨学金という制度ができないものか、お伺いします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 給付型の奨学金制度ができないかということをございますけれども、給付型の奨学金ということにつきましては、現在鹿児島県、それから指宿市、薩摩川内市などが既に取り組みを行っているということをございます。給付型を創設するというところで、先ほど議員のほうからありました雇用、あるいは人口流出、そういったものの歯止めがどの程度見込めるのか、あるいは現在私どものほうで持っておりますこの奨学金制度自体が定額基金の運用制度でございますので、給付型ということにしたときに今の制度では対応が大変難しいと思います。そういうことで、制度自体を全体的にまず見直しをしないとということにもかかわってきますので、この件につきましてはですね、先に実施をしております市の状況ですとかそういったことを分析をさせていただいて、検討させていただきたいと思いますのでよろしくお伺いいたします。

8番（渡 雅之君） はい。以前、私が紬観光課にいたときに紬従事者育成資金という制度がありました。今、あるんですかね。それによりますと、紬従事をして、そのときは1年間貸付、貸付じゃない、貸与するという制度です。そして、その貸与のあと最低でも3年間は市内で紬就業していただくというのが条件でありました。そういったのも一つの参考にしながらですね、やはり島に呼び込む、島に就

職，島で就職させるというようなところをしっかりと認識しながら，この制度の幅広い運用と言いますかね，制度活用をしていただきたいというふうに要望しておきます。

それでは，次に地域間道路整備についてお伺いします。これは12月議会でもまたお願いしたところなんですけど，この道路政策というところでいきますと，いろいろと優先順位があるんじゃないかと思うんですね。鹿児島県の奄美における優先順位，あるいは奄美市の道路政策上の優先順位。そのようなところがあれば，お聞かせいただきたいと思っております。

建設部長（本山末男君） 奄美市におけるトンネル計画につきましては，現在おがみ山トンネル，三儀山トンネル，芦良・大熊トンネルとありますが，優先順位については今後，県と協議していきたいと考えておりますが，現在のところ，以前から要望をお願いしているおがみ山ルートトンネルが第1と考えております。

8番（渡 雅之君） そうなんですよね。やはり，鹿児島県としてみたら国道58号線の永田橋から名中までのあのトンネルに，つなぐということが第1だというふうには理解します。しかしながら，県道龍郷名瀬線，これについては龍郷でも危惧してるところなんです。特に荒波地区がどうしても早く名瀬に行くためには内回りじゃなくて，やっぱり外回りの荒波地区が最短距離であるというふうなことで，生活道路として名瀬に早く着きたいというような思いが強いんです。また，芦良地区においても奄美市全体に見渡して唯一山越えがある道路なんです。それはもう，皆さん理解しているところだと思うんですが，龍郷町の荒波地区の皆さん，芦良地区の皆さん，やはりお互い悩みは同じなんです。龍郷町は町長が変わるたびにルートの要望が変わってくるというようなことがありましたが，荒波地区の住民の皆さんは芦良地区と足並みを揃えたいという気持ちを強く持っています。近いうちにその区長会，合同の区長会を開催するというのも聞いてますので，是非そこあたりで私もそこに参加できればというふうに思っているわけですが，このトンネル構想というのはどうしても生活道路の一部ということも含めて，早く目的に着くというのと合わせて避難にもなるという捉え方もあります。当然，山に登れば簡単な話なんですけど，やはりそこを通過する車両にとっても避難場所としての役目が高いというふうに思っています。是非，そこあたりを踏まえてですね，対応していただきたい。今回は芦良地区からの道路整備について当局に要望書が届いてると思います。私もそれ，コピーをいただいたんですけど，その中には今大型車両が残土処分場に相当の車両が出入りしていると。そして，今回自衛隊がそこに駐屯するということになりますと，また大型車両がまた増えてくるということにもなります。是非，地域住民の安心・安全を確保するためにも，迂回路を整備していただきたいということですが，それについてどのようにお考えなのかお伺いします。

建設部長（本山末男君） 有良大熊トンネルにつきましては，本市といたしましては過去の災害時における通行止めや走行時の，走行性に向上を考え，将来的には複線化を図りライフラインの確保とトンネル整備における平坦化の必要性は認識しております。島内における道路整備の重点対策や優先度，現在県が実施しています事業の進捗状況を踏まえまして，早期実現へ向けて十分に検討していきたいと思っております。また，バイパスルートにつきましても十分に検討を行うため，今後の課題とさせていただきますと思っております。

8番（渡 雅之君） 建設部長，ゆっくりしゃべってくださいね。耳の回転が悪いもんですから，早口でしゃべると争点を見失いがちになりますのでよろしくお祈いします。

やはり，今建設部長からありましたように，重要性は十分認識している。そして，平坦化に向けても認識してるということでもありますので，早め早めの対応を，採択というのを県のほうに強く申し入れていただきたいというふうに思っています。

それでは、ミカンコミバエについてであります。もう、毎週この問題については新聞で論じられています。私がこの一般質問書を提出したときは、23週ミカンコミバエの発生が確認が0だというふうにありました。今日の新聞では25週という話ですね。もっといいことでもあります。問題は第3世代が発生するであろう7月9日、ここが最終判断のような感じがします。それに向けて、また職員一丸となって頑張っていたきたいと思いますが、最新の状況というのと併せて関係事業者への前回おっしゃられてる補償の問題ですね。補償金は満足いくものであったのかどうかという、そこらあたりをよろしくお願ひします。

農政部長（奥 正幸君） 渡議員からミカンコミバエ対策の最新の状況と関係事業者への補償は満足いくものだったのかという二つの質問にお答えいたします。

昨年12月の13日付の農林水産省令の施行に伴ってですね、皆さん御承知のとおり、ミカンコミバエ種群の寄生植物となるタンカンをはじめポンカン、パッションフルーツなどの果実類やトマト、ピーマンなどの果菜類について、笠利町の一部を除き島外へ出荷できない状況になりました。同時に、緊急防除対策として地上におけるテックス板の設置、航空防除、トラップの増設と週2回の調査、更に月1回の果実調査などの防除作業や地域住民と連携しバンジロウなどの寄生植物の除去作業などを実施したところでございます。このような対策によりトラップ調査で誘殺0が一定期間続いていることから、4月27日以降につきましては植物防疫所の検査に合格した場合に、島外の出荷が今可能となっております。現在、25週連続で誘殺が、トラップでの誘殺が0が続いている状況でございますが、農林水産省は去る5月31日に第3回目のミカンコミバエ種群の防除対策検討会議、専門会議ですね、を開催をいたし、その結果ですね、ミカンコミバエの発生はですね、ほぼ終息しているものと推測されると判断をし、このままトラップによる誘殺が確認されなければ、3世代相当が経過する7月9日以降に有識者の意見を踏まえ、根絶を確認し緊急防除を解除することとしておけるといのがこの検討会議、専門会議での結果でございました。これを受けましてですね、これを受けて、昨年12月13日付の農林水産省の緊急防除省令施行前と同じようにですね、これが実現されれば植物防疫所の検査を受けずに、受けずにですね、島外へのお荷が可能になりますということで、解除の実現というのが大いに期待とされるというところでございます。

2点目の質問でございます。その補償関係がですね、関係事業者、農家の皆さんへの補償は満足いくものだったのかという御質問に御答弁いたします。ポンカン、タンカンの買い上げ補償に伴う単価設定につきましては、大規模農家や販売実績のある農家だけでなく、販売実績のない新規就農者や庭先などで栽培する自家消費を目的とした生産者などにも対してですね、薬剤、肥料など栽培に必要な経費ということで物財相当分ということで単価に設定をされて買い取ったこと。また、青果市場やJAあまみでの取引単価なども考慮し単価が決定されたため、生産者から実勢価格を反映した価格であるとの意見もあり、一定の評価もいただいているということでございます。従いまして、その生産者からは買い上げ価格、買い上げの補償に関して大きな不平、不満は聞いていないということでございます。私どもですね。また、この適正な買い取り価格であるとの意見も多いということで、満足がいくかどうかというのは、またね、主観が伴いますので、我々としてはある一定の理解が得られているというふうに考えております。以上でございます。

8番（渡 雅之君） 最新の状況の中で、今専門家の意見を聞いてという話がありました。これは、7月9日の会議のことですよね。その7月9日というと、7月7日が29週に入るということで、そのときに問題がなければもうOKということなるわけですが、先週、パッションが瀬戸内のほうでOKということになりまして、また今回、スモモもその前になってるんですが、これは、笠利でやっていた箱の検査をして、それでOKということですかね。この、専門家会議の7月9日がOKだった場合は、今までどおりにもう自由に出荷ができるという認識でよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます

います。ええ、そうですね。

はい。3番については、国・県・市の対応というところなんですが、これについてはもう当然、従来今やっていますし、第5回目の航空防除も行っているということもありますし、テックス板も十分やっているという、職場訪問したときにありましたので、これについてもまた十分今後も滞りなくですね、やってもらいたい。更には完全に解除がされたあとですね、やっぱり沖縄のようなしっかりと年に4回はテックス板を散布するとか、トラップの検査をするとかいうふうなことは国に要望、県に要望するところですのでよろしいですね。はい、すいません、はい、お願いします。

農政部長（奥 正幸君） そのミカンコミバエが根絶、緊急防除の解除がなったあとについてもですね、これはもう常々会合があるたびに国・県に対してですね、沖縄並の、これ予防防除って言うんですけども、要するにその根絶後、緊急防除の解除、今無条件に、無条件っていうか検査を受けずにパッション、スモモとか今できるような状況になったあとですね、解除後、緊急防除の解除後についてもですね、沖縄と同じような、これ通常時、侵入警戒調査って言うんですね、4段階の中の一番最初の要するに根絶前の、ごめんなさい、根絶後の緊急防除が解除された通常時、ミカンコミバエがトラップに誘殺されてない段階においてもですね、常にテックス板を常時設置するようになっていうのは、これまでの議会でもお話ししましたように、国・県に常に要望はしているということでございます。国・県は今検討はしているということで、正式の回答はいただいているんですけど、常に会合があるたびに国・県には要望していきたいというふうに考えております。

8番（渡 雅之君） 沖縄と同じように侵入警戒、防除事業ですね、これについても、国・県に要望するというところで、是非実現させていただきたいというふうに思っています。

最後になりましたが、5番目の子育て支援対策についてであります。この（1）については先般、先の質問で同僚議員が質問していますので、内容が一緒ですから割愛させていただきます。

学童保育の状況、今いくつの学童保育の団体があって、何名いるのか、そこらあたりからまずお願いします。

保健福祉部長（吉 富進君） ただいま、学童保育の状況について御質問ですので、御回答させていただきますと思います。今年5月1日現在、放課後児童クラブは名瀬地区で6校区7か所、住用地区で1校区1か所、笠利地区で1校区1か所の合計8校区9か所で運営されており、入所児童数は325名となっております。以上です。325名となっております。

8番（渡 雅之君） この325名というのは申し込んだ方々はすべて対象に今なっているという認識でよろしいんですか。

保健福祉部長（吉 富進君） 待機児童は9名となっております。名瀬地区の放課後児童クラブは伊津部小学校と大川小学校区以外は定員がいっぱい状況で、対象する児童が入所できない状況となっております。

8番（渡 雅之君） それと、伊津部と大川については定数がいっぱいいっぱい、その申し込み、申込者が溢れているということですよ。逆。そうかそうか。であれば、そこらあたりについて、今後数人の方々の家庭状況等もあると思いますし、早急な対策というのが必要だと思うんですけど、それについては何か新しい対策というか、今後の対応はどうしたらいいと思いますかね。

保健福祉部長（吉 富進君） 待機児童の解消の方策につきましてなんですが、小学校の余裕教室の活用

を更に増やすことや、国庫補助金を活用した施設整備などにより受入児童数を拡大することが考えられますが、今後関係機関と連携して対応してまいりたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

8番（渡 雅之君） そうですね。やっぱり校区で待機児童がいるということは、その学校そのものの問題もありますし、できれば教育委員会のほうで空き教室とかそういうのが分かればですね、そこらあたりも利用できるということにもなりますので、是非そこらあたりも空き教室の整備というのも含めて、教育委員会のほうにもお願いできるところはね、横の連携を通じながら進めていただきたいというふうに思っています。

それでは、次に貧困、子ども貧困についてですが、また今6人に一人が、全国的な規模ですけど、6人に一人が貧困であるというのが言われています。この鹿児島県でも貧困の問題がありますし、奄美でもあります。前も地元紙で先月末ですかね、その何て言いますかね、就学援助、あるいは要保護、準要保護の問題が取り沙汰されています。これについてどのような認識なのか、今後どうしてほしいのか、どうしたいのか、分かっている範囲でお答えいただきたいと思っています。

福祉事務所長（伊東義久君） 子どもの貧困についての認識はどの質問についてお答えいたします。子どもの貧困率は国民所得の中央値の半分、いわゆる貧困線以下の所得を下回る世帯に属する18歳未満の人の割合を指しますが、2013年の国民生活基礎調査ではこの中央値が244万円で、貧困線が122万円となっております。本調査におきましては、国の子どもの貧困率は16.3パーセントとなり、およそ6人に一人が貧困という結果になっており、鹿児島県は20.6パーセントで沖縄県、大阪府に次いでワースト3位という結果になっております。本市の子どもの貧困率につきましては、本市を含めた市町村の数値について把握するに至っておりませんが、鹿児島県の中でもとりわけ生活保護が高いことや、準要保護率が本市の全児童・生徒の約28パーセントであるという実情を勘案いたしますと、当然高い数値になると認識しております。

8番（渡 雅之君） 鹿児島が20.6パーセント、やっぱり高い率からいくと3番目に入るといふことでもあります。この貧困というのは負の連鎖という、これはもうあってはならないことなんですけど、どうしても貧困から抜け出せない、その次もまたそうになってしまうということが連鎖しがちなんですけど、やっぱりこれをどっかで断ち切らなければならないということがあります。それで、特に子どもの小・中学校生においては給食の問題、教材の問題、PTAの会費の問題、クラブ活動費、これについてどこまで対象になるのか、分かっていたらお答えいただきたいと思っています。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、どういう援助があるのかということでございますので、お答えをいたします。現在、要保護者に準ずる程度に困窮をしていると認められる世帯の児童生徒に對しまして、準要保護児童生徒援助費というものを補助をしております。主な対象者といたしましては、本年度の市町村民税の所得割が非課税になる見込みの世帯、またひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯、これに属する児童生徒が対象ということになります。内容といたしましては、学用品費、それから新入学児童生徒の学用品費、更には修学旅行費、それから学校給食費、医療費、こういった費目の補助を行っているところでございます。以上でございます。

8番（渡 雅之君） これ西日本新聞とNHKが合同で調査したものなんですけど、準要保護世帯については2005年から国庫補助が廃止になっているわけですね。一般財源化したわけですが、国庫補助の減少分については地方交付税で補てんされてるということなんですけど。そして、追加3項目分も交付税に算入しているということで、今述べました学用品費、入学、新入学の用品、修学旅行等々が今言われましたが、給食費もですね、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、そういったのについては今のとこ

ろまだされてないということですかね。

教育委員会事務局長（森山直樹君） はい。先ほど私のほうでお答えをいたしました品目が補助として支給をされているということでございます。

8番（渡 雅之君） 文科省としては、ほかの品目についても支給するよにということ指導はされてると思います。やはり、この奄美大島というところはどうしても離島外海ということもあって、物価も高い、そして移動するのにも金がかかるということで、なかなか少ない、ましては少ない収入では追いつかないということがありますので、是非国の指導に従ってほかの品目にも支給拡大ができるように要望しておきます。

それでは、もう時間もありませんが、子ども食堂についてであります。これはもう、時間もありませんので、時間のある範囲内でお願ひします。私、先ほども所管事務調査で豊島区に行きまして、子ども食堂を勉強させていただきました。週に2回、子どもさん方が集まってきて、給食をいただくという制度なんです。最初の頃はもう一人で買い弁して、お母さんは昼も仕事、また終わったら夜も仕事ということで、ほとんど独食と言うんですかね、一人で食べているというのがあって、家族で食べるっていうのはキモいというような状況があったらしいんですね。やっぱりそれを、少しでも同じようなことずっと繰り返していくうちに、顔が明るくなったとか、元気がみなぎってきたとか、そういった子どもさんに育っていったと。その子どもさんが、また今度はその支援に回っているということもあります。私たちがやっぱりそこらあたりをしっかりと認識しながら、この問題を取り組まなければいけないというふうに思うんですが、これやっぱり貧困というところなんですね。やっぱりそこらあたりをつなぎ合わせながら、今名瀬でも1か所子ども食堂というのをはじめた食堂があります。これ何名連れてきても、そのお子さんの分は半分以下だということで頑張ってます。予算状況もいろいろあると思いますけど、支援ができるような体制ができるように、一つ要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（「要望でいいのか」と呼ぶ者あり）

もう、要望で終わります。

議長（竹山耕平君） はい、分かりました。以上で、無所属 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時43分）

第 2 回 定 例 会
平成 28 年 6 月 17 日
(第 3 日 目)

6月17日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長 事務所長	元多 政重 君	総 務 部 長	東 美佐夫 君
総 務 課 長	奥田 敏文 君	企画調整課長	三原 裕樹 君
財 政 課 長	國分 正大 君	プロジェクト 戦略推進課長	久保 信正 君
市 民 部 長	前田 和男 君	税 務 課 長	田中 義一郎 君
環境対策課長	島 袋 修 君	環境対策課参事	松岡 正憲 君
保健福祉部長	吉 富 進 君	福祉事務所長	伊東 義久 君
福祉政策課長	上野 和夫 君	高齢者福祉課長	永田 孝一 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	商水情報課長	高 一 也 君
産業建設課長	茂木 幸生 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君

6月17日(3日目)

地域農政課長	新納 一 一 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	武下 義 広 君	土木課長	橋口 義仁 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	下水道課長	里 嘉 郎 君
水道課長	山下 一 弘 君	水道課参事	林 茂 穂 君
教育委員会 事務局 長	森山 直 樹 君	生涯学習課長	福長 敏文 君
農業委員会 事務局 長	川 内 進 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田 賢一郎 君
庶務係長	向井 涉 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。 ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。 日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

10番（元野景一君） おはようございます。平成28年第2回奄美市議会定例会にあたり、自由民主党議員元野景一として一般質問をいたします。

その前に、議会に身を置くものとして論戦を始める前に、熊本地震に見舞われた災害被害者のすべての皆さんにどうかの悲しみ、御心痛、御苦勞を思うとき、心からの哀悼の誠を捧げたいと思います。一日も早い復興、回復を心から願うものであります。

さて、4月1日、人事異動で新しい役職、新しい持ち場に就かれた、鋭意取り組んでおられる部課長はじめ職員の皆さん、既に心新に真摯に向き合っておられる皆さんの姿に心から敬意を表します。私は議員の一人として、専門職として取り組んでおられる皆さんに気持ち的に後れを取らないように誠心誠意努力して向き合っていくつもりです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って一般質問に入りたいと思います。まず、市長の政治姿勢についてであります。（1）奄美大島への自衛隊配備について、全般的に考えて、ここに絞ります。①です。6月5日の大熊町における住民説明会についてであります。住民説明会として初めての説明会がもたれたわけですが、朝山市長はどのような基本姿勢をもって、この説明会をもたれ、この説明会をどのように受け止めておられるのか、まず市長の率直なお考えをお示ししていただきたいと思います。

以下、発言席にて質問していきたいと思います。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、元野議員にお答えさせていただきます。まず、その前に6月5日に至る経緯を述べさせていただきます。まず、平成26年2月に当時の武田防衛副大臣が所在部隊の現状把握及び自衛隊施設が所在する地方公共団体ということで、奄美市に来訪されました。5月には再度来訪いただき、そのときに奄美市と瀬戸内町は自衛隊配備の有力な候補地であり、現在調査中であるという候補地としての説明をいただきました。また、同年6月には当時の小野寺防衛大臣が御来訪され、候補地として決定次第説明に伺いますとのお話をいただいたところでございました。その後、平成26年6月議会におきます、奄美市議会としての意見書の提出、決議や市民団体の誘致活動を含めまして、総合的に判断いたしました結果、平成26年8月12日、武田防衛副大臣の御来庁の際に奄美市として受け入れを正式に述べたところでございます。そして、それを踏まえまして昨年度より九州防衛局駐屯地整備にかかる説明会について、今年度の早い時期に実施できるよう協議をいたしておりましたが、皆様御案内のとおり熊本、大分の大震災の影響を踏まえまして、九州防衛局との調整の結果、6月5日の開催となった次第でございます。今後は防衛相から御説明のあった駐屯地や宿舎の整備計画に基づき、関係機関や地元の御理解と御協力をお願いしながら、本市といたしましても整備

事業の進捗に協力してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解を賜りたいと存じます。以上であります。

10番（元野景一君） ありがとうございます。自衛隊配備に関するこれまでの経緯は今市長がお話しいただいたこととともにですね、昨日の同僚議員の川口幸義議員が所見の中で概ね発言をされていますので、重なることは避けたいと思います。私は今日、敢えて発言したいのは私は朝山市長に、これからの発言は要望込めてお願いしたいと思って発言をします。私たちの奄美市議会は平成26年、先ほど市長がお話もしていただいたように6月17日から7月3日の6月定例議会において、議案第58号として奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書の提出についてという議案を提出をしました。その結果、起立採決賛成多数の評決によって、議決26号として議決されております。これはもう、皆さん御案内のとおりです。そしてまた、平成26年7月23日、市民団体12団体の署名も携えて要望書提出として奄美市に自衛隊を誘致する連絡協議会として、賛成多数の奄美市議はじめ民間、市民団体の代表等で組織された陳情団でもって、防衛省への要望提出して今日のこのスムーズな流れに至っているのです。そのあと、私たちの奄美市議は市議会議員の選挙も経て現在に至っておりますし、朝山市長はもう堂々と無投票当選の奄美市民の信任を受けている市長であると私は認識をしております。また、今年1月の12日、ひげの隊長でおなじみの佐藤正久参議院議員が来島して、野党はじめ一部マスコミが言葉遊びのように発して真実を捻じ曲げようとして、いわゆる戦争法案と呼ばれて市民の動揺させようとした目論見もひげの隊長佐藤正久議員、参議院議員の理路整然とした体験に基づく激動する世界情勢の真実の姿の講演で、平和安全法案という真実の呼び名のもと、平和安全法制と国防の今というタイトルでいかに現実の私たちの身の回りを取り囲む国々の実情が国際法を無視しながら国益を剥き出しの、すきあらば既成事実を積み上げてエゴを押し付けようとする状況であるかを分かりやすく丁寧に講演をされ、私たちの奄美大島で、奄美大島が置かれている姿がいままでいかに無防備で防衛空白地であったかを、そしてその必要性を切々と説かれてみせました。以来、私たちの身の回りに聞く奄美市民の声は良識的に一般市民判断、判断ができるである自分たちの国は自分で守る、当然の権利として専守防衛、しかし領土、領空、領海は国際法に基づく独立国の誇りと歴史的日本国家の在り方の尊厳に満ちた国民の力で守る、平和と安全をつくり守っていく方向に集約されつつあると私はこのように確信をしております。思えてなりません。そんなときに、昨日です。これを裏付けるかのように、テレビ、新聞、ニュースは口永良部・屋久島の海を中国海軍の軍艦が国際法を無視し日本政府の抗議もまるで聞く耳も持たない態度で通過するニュースを何度も見せつけさせられました。もう弁解の余地はありません。分からない人にははっきり分かってもらいたいこの思いをどうか分かってもらいたい。空白地帯であるこの奄美に自衛隊基地配備の必要性は、奄美住民の日に日に高まる常識の総意として、高まりつつある現実であることを認識、確固たるものとして、どうか朝山市長、堂々と奄美の島々に住む生きとし生けるものすべての生命、財産を守るため、市長として先頭に立って、陸上自衛隊配備を進める行動をしっかりと示していただきたいのです。奄美市民をリードして安心をさせる、そのような行動をどうか起こしていただきますようお願いをして、これを要望としておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。私は常々、我が奄美の発展、奄美の理想的な島づくりの進め方は奄美の島の内に住む人、私たちのことです、それと奄美の島の外に住み、島のことを大切な心のふるさととしてその発展を、その発展と安らぎのある住民の住む安定、安心の姿を思う人たち、その誇り高い奄美の人のその双方の力が重なり合って、協力したそのときに、その総力がどうしても必要であるとずっと考えてまいりました。私たちは具体的にそのことを強く知っております。そうです、奄美の日本復帰運動です。私たちは自分たちの歴史に異民族支配から内外に住む奄美の血を受け継ぐものたちで、奄美同朋の総力で日本復帰を勝ち取り、そして今日の奄美の姿をつくり上げてきたのです。今、私たちは考え方により、発想を変えて島づくりに取り組めば全国のどこよりも絶好のチャンスが訪れているときだと、このように思えて仕方がありません。それがふるさと納税です。この制度で

す。そこで、質問に入りたいと思います。市長の政治姿勢についての中の(2)です。プロジェクト戦略推進課が設置されました。この設置について朝山市長の基本的な姿勢をお伺いしたいと思います。このふるさと納税を進めるにあたって、どうしても市当局のトップに立つ朝山市長が、本気で徹底的にやる気がなければそのあとに続く市職員はそれを飛び越してやる気はとれません。朝山市長が、よしこのふるさと納税で自主財源をつかって、これまで味合わなかった奄美市づくりを絶対にやるんだという力強い、この決意のもとに進んでいくことができないと、私たちはこの期待を持ちながら挫折することにならなければならないときが訪れるような気がして仕方ありません。この二つの思いを私は持っております。そこで、市長に基本的姿勢、ふるさと納税に対する基本的姿勢についてお尋ねをするものです。ここに書かれております、1、ふるさと納税、もう具体的に、項目挙げとって聞きますので、ふるさと納税の目標を1億円、具体的な進め方、どのような形で1億円という目標に達していこうと思っいるか、また何で1億円だったのか、ここらあたりも含めてお願いします。そしてですね、②です。市長はこのふるさと納税をどのように考えておられるのか。市長はこれまでの私がずっと、去年4回の本会議でずっとふるさと納税追っかけてきました。そのたびごとの答弁もいただきました。そして、いよいよプロジェクト戦略推進課も設置をいたしました。ここに、市長はそこまで運んできて、そして今市長はこのふるさと納税制度についてどのような基本的な考えを持って、そしてこのような形に持ってきたのか、ここもかみ砕いて示していただきたいと思います。そしてですね、③です。この1・2・3、一緒にあれしてください。奄美市のふるさと納税に取り掛かる、それにあってですね、全国、今現在の全国ですね、そして県内、県は県でふるさと納税に対してのことを着々と進めております。そして、郡内。私たちの奄美の市町村においても既に競争、そして進め方においてそれぞれの英知が働かされてきております。そのような状態をどのように分析しておられて、それに対して奄美市としてはどのような形で戦略を立てて進めていこうと思っておられるのか、これをまとめて市長の政治姿勢として捉えてお答えいただければありがたく思います。よろしくをお願いします。

市長（朝山 毅君） 元野議員にお答えいたしますが、基本的な考えということでありますから概略を私のほうで申し上げたいと思います。今のふるさとに対する思い、また地元に対する誇り、情熱を持って元野議員が語っていただきました。まさに、ふるさと納税というのは自分の生まれ育ったふるさと、地域に対して何らかの形でお手伝いをし、地域の、また自分のふるさとの発展をこいねがうという素朴で純粋で切実な思いでこれらのふるさと納税をなさっている方がいらっしゃいます。関東、関西、各地において郷友会等でお話をいたしますと、年配の方々は故あって奄美を、島を離れてきたと。この年になるとふるさとに対する思いは切実なものがあり、ふるさとの発展を、平和をこいねがうと、まさに純粋な思いのお話を何度も伺ったことがあります。そういう中において、このふるさと納税の制度も地方の思いを含めて少しずつ変わってまいりました。そういう中において、議員の熱情に比べますと行政としての組織づくり、体制づくり、また人的配置等において鈍かった点をお感じになってることがあるかもしれませんが、私ども行政においてはそれらの人々の思いを、また奄美ファンをいかに掘り起こしながらふるさと納税をいただき、それをふるさと興しの一つの一助になり、また原資としてそれを有効に生かしてまいりたいと考えてきたところです。そういう意味において、今申し上げましたように議員の思いと私ども組織体制の姿形が少し鈍かったということは否めないかもしれませんが、だからこそ先憂後楽で、しっかりしたまづ理念と形を整えて、恒久法である以上、それを最初から理念と体制と情熱と持って形作りをしていくと、その思いが私にはありました。そういうことにおいて、皆様方の思いを、また都会にいらっしゃる多くの皆さんの思いを込めて、これらの思いに応えるためには組織体制というものもしっかりしなければいけないという思いで、今年度4月から課に人員を配置し、そしてあらゆる角度からお答えできるような体制づくり、人的配置をしたつもりであります。このことにより、金額は1億円という当座の目標を掲げましたが、それが上限でなくこれを一つの目安としていきながら、まづしっかりした形作りをして、これから毎年毎年そういう我々の思いを、またより郷土に対する思いが広

がっていくような形作りをしていくためにやってきたつもりでありますので、その意味において御理解をいただきたいと思っております。同時に、議員の御質問の詳細等については、また体制の内容については担当部課長に委ねますので、御理解をいただきたいと思っております。基本的な姿勢は私は議員と全く変わらないというつもりでいるところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、詳細のほうは私のほうからお答えいたします。なお、計画及び組織の関係については私のほうから、具体的な業務の関係については総務の参事のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、組織を設置した趣旨について御答弁をさせていただきます。本市におけるふるさと納税のこれまでの取組みということですが、まずふるさとチョイスの連携、ワンストップ特例制度、あるいはクレジット決済の対応などふるさと納税を行っていただく皆様の利便性を向上するための環境を整備してきたところでございます。そのような中で、全国においてお礼品の充実によって多額のふるさと納税を受ける自治体が増加していること、あるいは奄美市攻めの総合戦略においてふるさと納税の推進を位置付けたこと。また、市議会のほうからも御案内により積極的に推進を求める御意見、御提言をいただいたこと、こういうことを踏まえて新年度の組織見直しの中でふるさと納税をはじめとする重要プロジェクト、あるいは重点的かつ戦略的に推進するためのプロジェクト戦略推進課を設置したということがございます。この点については御理解をいただきたいと思っております。併せて、攻めの総合戦略においてふるさと納税、先ほど市長が申し上げましたが、目標額、昨年度の10倍となる1億円ということを設定したということがございます。これについてはゴールでないということで、まずは組織体制を強化するというところでスタートを切らせていただきたいということがございます。

2点目のほうですが、ふるさと納税を率直にどう思うかというところでございます。平成20年度に制度が創設されておりますが、全国的に寄附金額が増え続けております。そのため、国においても活用を推進するための制度改革を行ってきております。とりわけ、平成27年度から始まったワンストップ特例制度、これについては年末調整を受けるサラリーマンなどの寄付金控除に関する申告の手続きの負担軽減ということがございますが、この制度については平成24年度ですが、鹿児島県の市長会において新法、奄美市のほうで改正要望を提案したということで、これが全国市長会を通じて実現に至ったという経緯がございますので、この点については御理解をいただきたいと思っております。その後、まち・ひと・しごと創生法の施行後になりますが、昨年12月に閣議決定された国の総合戦略改訂版の中で、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税でございますが、の創設が位置付けられたところでございます。この制度によって、ふるさと納税の仕組みを地方創生につなげていこうという考え方でございます。本市のほうでもこの制度を生かすという観点から、先ほどの攻めの総合戦略にふるさと納税の推進を位置付けたところでございます。これは地場産品の六次産業化、あるいは自主財源の確保ということで設定をさせてもらっておりますが、今後、この地方創生推進に関する各プロジェクトにおいて企業版ふるさと納税制度が活用できるように、現在手続きを進めているところでございます。こうした取組みによって行政のみならず様々な民間の事業主体との協働による相乗効果、こういうことが発揮されて地域の進行につなげていければというふうに考えているところでございます。

三つ目の、全国と県内、郡内の比較という点でございますが、6月14日に総務省のほうから発表された全国自治体のふるさと納税受入額のこれデータによりますと、最新の平成27年度の全国で最も多くふるさと納税を受け入れた自治体は、もうこれ御案内のとおりと思っておりますが、宮崎県の都城市で約42億円ということがございます。奄美市の場合ですが、国の約1,700自治体がございますが、その中で899位、金額で申し上げますと約1,200万円ということになります。県内のほうですが、最も多く受け入れた自治体は大崎町で約27億円、本市のほうで43自治体中26位というふうになっております。郡内で申し上げますと、瀬戸内町が約7,400万円ですとトップということになります。本市のほうは12市町村中2位ということになっております。なお、全国と県内でトップとなった都城市と大

崎町の取組みについてですが、伺ったところ両方とも民間事業者のサービスを導入しているということでございます。その結果、大幅に増えたというふうに伺っておりますので、本市のほうでもこれらの自治体を参考にしながら、今後ふるさと納税の推進を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

10番（元野景一君） はい、るる説明をいただきました。これに対してですね、どうだこうだという話を私はこれからするつもりはありません。とにかく、プロジェクトの戦略推進課をつくって、ふるさと納税に真剣に取り組むという、それから今までの経緯の話も市長から、市長のこう胸の内もしっかりと話していただきました。私はこの奄美市の市政のチェックを担当する、私は議員の一人だと思っております。私は市長の思いがよく分かります。政治家としてその思い、そして今度は市長はそれを推進する実際の行政のトップとして、その思いだけで突っ走るわけにもいかない。そして、その行政全体のバランス、行政全体の力量、それを見ながらどう進めていくかに非常に悩んでおられる姿も私は発言をいただかなくても分かる一人であったつもりです。ですから、ますますこれから先、是非トップに立って全力を挙げて、自主財源確保に向けて、それからまた、いよいよ奄美市の民間が躍動する絶好のチャンスがこのふるさと納税と私は思ってますんで、それに火を点けるように各課、今私は総務部のほうに集中して質問をしておりますけど、これをかみ砕いていったら各課全部に、この一つ一つがつながってきます。特に商工観光課長のこの部門に対してはこれが現実味につながっていくためにはどうしてもここ、この課が躍動していかなければ、この課題は動いていかないと私は常々思っておりますので、これ、今現在のこの質問では商工観光課には直接質問は来ないかもしれませんが、以下私は徹底してこの課に質問を続けていく気持ちを今持っておりますので、前もって話しておきたいと思っておりますので、是非真剣に聞いていただきたいと思っております。そこでですね、まず、今の総務部長の話の踏まえて、ちょっと時間も配分をしながら次に進んでいきたいと思っております。

主題のですね、2の財政政策についてという課題の大きな括りをしました。財政っていったら財政がびっくりして自分のところかと思うかもしれませんが。このふるさと納税がなぜ必要で、そのふるさと納税をつくり上げていく、この過程はどうしても市の財政計画の中に大きく作用してくると思っております。そして、究極、この、この動きが財政の組み立てをどうしていくかということにまでかかってくるからであります。私は常々、政治家になってなるほどなって思ったのは、つまり自主財源が市としてどれだけ持つか、どれだけ中央省庁、その他県、その他の事業をいかに確保するかは自分たちの地方自治体の、私たちの奄美市の姿がこの事業取り入れるために、この自主財源のなけなしの金がどれだけ持てるか、ここにかかってくる。これが財政、財政課の財政課たる所以だと思っております。ですから、私は、ですからふるさと納税で自主財源をつくらせていく。もしできれば、私たちはこんなことができる、こんなことができる、こんな事業を導入することができるという、そういう思いにいつも駆られておりました。特にですね、ある先輩から、私たちが甲子園で大島高校が21世紀枠で初めて出場する、この喜びに奄美市議会がですね、1,000万円のなけなしの財源を組んで、そしてつくったあの事実がありました。あのとき、一人の市議会議員の経験者が、景一、1,000万円の生金があったらどれだけ事業ができるか、お前分かつとってそれやったのか。本当に思いました。先輩、分かっております。分かっていると思いますが、それだけの価値がある奄美の子どもが甲子園で行って、そしてあのはつらつとした姿をすることはその価値があると私は発言し、その先輩はにこっと笑って、そうだよとこう言ってくれましたから、いかに1,000万円という生金、あの言葉は悪いですが生金って言うのは自主財源の私たちが果たして、そのお金でもってどれだけ事業の、どれだけやりたい仕事、国・県を動かしてつくっていくことができるか、ということの切実な思いだったと思っておりますので、私はそれを非常に胸に染みて、そして以下、市議会議員としての私の行動しようと思っておった事実です。そこで、お尋ねをして、まず最初にずっとお尋ねをしていって、お答えをもらったあとに、私の意見も言ってもらいたいと思っております。それでは、すべていききたいと思っております。財政政策についてです。

(1)です。ふるさと納税の今後の進め方に対する市当局の計画をお伺いしていきますので、よろしくをお願いします。まず、①です。ふるさと納税ポータルサイトとの連携について、どのようなサイトが奄美市のふるさと納税に連携されておられるのか、なぜそのサイトが決定をされたのか。今、プロジェクト戦略推進課ができあがっておりますが、恐らくこれができあがる前は企画のほうでこの話をずっと進めておいて、準備をされてできあがったと思います。連携を取りながらいいです。どの席において答えていただく、それも結構ですが、どうしてこのサイトが決定をされて、そしてその形で進めていこうという判断を持ったのか。ここらあたりを詳しく説明していただきたいと思います。

総務部参事（久保信正君） 平成28年度から、すいません、平成28年度からのふるさと納税に関する事務において、納税の強化のための取組みとして二つのサイトと契約いたしました。一つは4月1日から市のホームページとも連携しているふるさとチョイスであり、インターネットによる寄附申し込みから納税までをスムーズに行えるようになりました。ふるさとチョイスは株式会社トラストバンクが提供する日本最大のふるさと納税総合サイトであり、昨年6月から導入済みのヤフー公金のクレジットカード決済との連携が容易であったことが決定の理由であります。二つ目は7月1日より運用開始の株式会社JT Bが運営するふるさと納税ポータルサイト、ふるぽです。ふるぽでは寄附者へ付与されるポイントの管理、お礼品との交換受付、発送などをふるさと納税管理システムを通して行います。この二つのサイトは連携されますので、これによりふるさとチョイスの寄附申し込みホームから寄附を行うとふるぽに連動し、寄附額に応じてポイントが付与され、寄附者はポイントの範囲内でふるぽホームページ内に記載されているお礼品と交換できるようになり、ふるさと納税にかかる手間が簡素化されるということで寄附額の増加、全国へのPRにつながるものと期待しているところでございます。以上です。

10番（元野景一君） 詳しく説明していただきました。今の説明でですね、なぜふるさとチョイスに決めてきたのか、それから、ふるさと何ですか、JT Bのそこに決めていたのか、この二つが集約して来たんだという説明がよく分かりました。さて、そうしますとですね、私たちはそれがとっても方法としてね、入りとしては私は良と認めます。しかし、これでもって私たちがあと一つ必要なのは、これでもって奄美市の指導でもって、例えば民間の返礼品、優秀な特産品、そして今可能性のあるそれぞれの民間の特産品を作るそれぞれの動き、これを喚起させる形になるかどうか。これがちょっと今危惧しながら、それから期待をしながらおるんですが、課長としてね、どうですか、この、このちょっと通告の中で離れてくるから怖がってるかもしれません、構いません、感想でも構いません。奄美市のこのふるさと納税を始めてこのポータルサイトを動かしてやっていったら、その私たちの、そのふるさとの特産品、それを作っている一般市民のところになるこの意欲、これに刺激を与えてそして希望を与えて、そして動き出す、この可能性が感じられるか考えられるか、ここらあたりをちょっとお話してください。

総務部参事（久保信正君） ふるさと納税の返礼品を扱う事業所についてでございますけれども、我々今4月から5月にかけて、7月1日にこのシステムが動くということで、返礼品を扱う事業所さんをいろいろと探しているところでございました。まず、主にその声掛けというか、紹介をしていただきましたのが物産協会とか紬観光課などから紹介をしていただきましたけど、いろいろなコンテスト、島一番とかそれから県のうまいもの、そういうコンテストで上位に入賞しているようなところとか、それから今までやっておりました物産展なんかに参加しているような事業所さんなどを主に声掛けをさせていただきましたけども、それ以外にも地域のそういう生産、加工品をやっている事業所などをですね、紹介していただきまして声掛けをさせていただいております。そういった方々も今まで外のいろいろ取引というか、島外との取引がない、経験がない事業所さんもあると思うんですけども、この機会を通してですね、いろいろとこう情報発信できればいいなと思っているところでございます。以上です。

失礼しました。事業所数はですね、一応今のところ67業者さんが参加しているところでございませ

て、まだこの辺についてはいろいろと随時受付をしているところでございます。

10番（元野景一君） はい。よく分かりました。そこでね、今鋭意進めてる課長のね、その部門のところで思い、その気持ちはよく分かりますので、このね、是非商工会議所、全体に恐らくそういったふうな形もかかってくる、商工会議所の連携、その他、商工会議所の反応、そこらあたりはどのように今受け止めておりますか。

総務部参事（久保信正君） すいません、今回のこの返礼品ということですね、主に我々が関係があると思ったのがその物産展とかそれに参加しているということで観光物産協会とか、そういったところ通して考えてましたので、今まだ商工会議所などとの案内は今してないところでございますんで、これからやっていきたいと思っております。

10番（元野景一君） はい。早く気持ちが私の中になんかなりありますので、私のほうの質問が先走ってしまうことはどうかお許しいただきたい。それは、非常に私自身も今抑えながら抑えながら、焦るな焦るなという思いを持ちながら質問しますのでね、どうか頑張ってくださいと思います。

そこでね、もう1回ちょっと詳しくちょっと遡って、まだありますので、すいません。特にJTBを使われました。ふるさと納税、私もよくずっと見に行きましたが、一番最初は文化センターでJTBの説明が、JTBの職員がいきなり出たもんでびっくりした、逆に。私はそういったふうなことを想定しておりませんでした。つまり、私の頭の中に最初は正直言って平戸方式、市役所の職員が市役所の中でふるさと納税課をつくって、30名ぐらいのパートも雇ってそして動き始めたあの姿がイメージの中にありましたから、だけど今JTBを使ってというその動きをしているのはですね、逆に責めてるんじゃないです、もうあの段階から既に次の、次のステップの段階がもう既に来て、すごい動きをしております。もう既にふるさと納税のその市役所だけで、そこに課だけで何10名も集め採ってそいで動かすという、平戸方式がもう既に次の段階に来ておって、平戸も恐らく余儀なくされていると思います。そのように、ものすごく激しい動きをしておりますので、先に先に感覚を持ちながらやっていかなければならないと思いますが、そのJTBを使ってこれから進めていく、進めていくわけでしょうから、恐らく7月スタートですね、そこら、何月スタートのこの時期も含めて、そうしていくことによる、今奄美市がまずここから始まりという形だろうと思えますから、そこについてのですね、JTBとの役割、JTBとのメリット、JTBを使うことによるデメリット、そこらあたりはどのように想定しておりますか。

総務部参事（久保信正君） ふるさと納税の強化のための取組みとして、寄附者へのお礼品の手配、発送管理、受領証明書の送付などの事務の簡素化とお礼品の充実を図るため業務委託を検討いたしました。委託先として4社ほど候補に挙がり、各社の受託可能な業務内容について検討いたしました。市が重視した検討内容としましては、平成28年度の早期に運用が開始できること、ポイント制を導入していること、謝礼品カタログが作成できること、ヤフー公金との連携が可能であること、Webプロモーションや旅行商品の開発が可能であること、事務全般について受託可能であることなどを勘案した結果、JTBに決定したということでございます。住民の説明会の件ですが、今回ホームページをなるべく早期に開設、これが7月1日ということでございます。そして、全国に発信する必要がございます。そのためには返礼品を提供していただける事業者の募集を早急に行わなければならないということでございましたので、具体的な事務手続きを兼ねた説明会をJTBに進めていただいたということでございます。以上です。

10番（元野景一君） はい。とにかくこのふるさと納税の動きは全国的に見て、また政府の中のふるさ

と創生，地方創生の先ほど市長からもおっしゃったように，の進め方にも絡んでですね，非常に激しいというか，もう次々その形が動いてきておりますので，とにかくこれをもう始めるわけですから，始めたわけですから，始めたら今後は先，先，どのようなことが想定されるのかを見込んでですね，やっていってつくって始まったといったときはもう既に古びとった方法だっていうことだったら大変いけませんので，是非英知を集めてね，プロジェクト戦略推進課，非常に私は正直言って大丈夫かな，これだけの人数でって思いました。二つ分けて言ったらですね，もちろん空き家対策の大きなプロジェクトもありますので，そこにかかる人数，ふるさと納税って言ったら大丈夫ですかこれっていうな思いは，市長，本心でありましたけど，このなげなしのずっとずっと職員も減らしていかなきゃいけないというテーマを持ちながら，そして新しくつくったこの課をつくったということですら大変なところの，この二つのせめぎあいの中でね，あの形を作られたというのも私は一応もう良として今回はしますが，正直言ってあの，あの人数で，つまりふるさと納税にかかるその人数で，これからのテーマが本当にこなせるかという不安は実はあります。でも，職員の皆さん方はね，一生懸命やっているというのは私は逆に評価をしたいと思えますよ。もう既に始まった段階でね，この間の地方紙の中でプロジェクト戦略推進課のふるさと納税の係の女性職員が高校生に説明にしているというニュースを見ました。これは先々，我々が思いもしない，先々をいってきちっとそうしてるなど思うのは，確かに私たちは出遅れた。出遅れたけど，この高校生に対して，これから学業終えてこれから島を出て，島の外に出ていく若い人たちにふるさと納税の大切さ，それからふるさと納税をなんでやるかということ懇切丁寧に説明された，このことをやったというのが，これは，これは正直言って評価をします。ここまで，今のうちでやっておかないと，この子どもたち逆に出発する前にそうだったらあそこで私，もし勤めて働いたら島のためにふるさと納税をこのぐらいして，もう既にそこから希望を持っている。希望をつくり上げてきた。このことに関してはですね，率直に言ってね，評価をしようと思っております。こういったこともやりながら，現実にはですね，やっぱりふるさと納税がやらなくちゃ，やりたいなと思うように仕掛けていくになるとですね，本当に難しいことだと思いますので，是非この件，ポイント制はですね，もっともっとかみ砕いて，もっとJTBだけに丸投げするんじゃなくてね，奄美市として独自にそのポイント制をどう生かしてどんなふうにするかっていうののアイデアはね，各課部課長さん全部総力を挙げてね，やっぱりこの形をつくり上げて，ふるさと納税に結び付けていくように是非やっていただきたい，このように思います。

それでですね，そこと全部重なり合いながらくるかもしれませんが，③にいきます。今後，ふるさと納税の進め方。いろいろ出てきますので，そのことに関して順次皆さん方が考えていることを発表していただきたいと思えます。

総務部参事（久保信正君） 奄美市のふるさと納税を推進するにあたり，JTBのふるさと納税ポータルサイトふるぽによるプロモーション活動に加え，地元からの情報発信として新たにチラシを作製しました。一部は東京事務所や県の大阪事務所，沖縄県に出向している職員に各郷友会等でのPR用に発送しているところがございます。市民の皆様にも本土にいる親戚，友人にふるさと納税についてPRしていただきたく，名瀬町内会自治会連合会の総会や嘱託委員会，駐在委員会の場においてふるさと納税の概要と今後の取組みについて説明を行い，市民，市内全戸にチラシを配布したいと考えております。市内高校生向けには授業の一環としてふるさと納税講座及び今度の土曜日に予定しておりますワークショップを開催し，未来の納税者への周知活動としたいと思っております。お礼品となる特産品については参加事業者と協力して売れる商品作りの開発や新たな特産品の発掘及び事業者の募集を随時行っていきたいと思っております。以上です。

10番（元野景一君） それぞれいろいろな発想を今進めていることがよく分かりますが，それでですね，市としてはJTBに恐らくそのポイント制の形が一番最初始まりだと思いますから，そこに注文が

ある。そうしますとそこから業者に対してこうこうあれですっていう形がわたってきて発送されるわけですが、市としてはそのときどのような商品がポイント制を使ってふるさと納税をする全国における人たちが注文をしたのか、選んだのかという、そういうデータは掌握するような形ができとるんですか、それともそれはもうJTBに丸投げとして出す形だけですか、どのように感じますか。

総務部参事（久保信正君） その辺の情報は随時、こちらのほうにも入ってくると考えております。

10番（元野景一君） 把握したのを、何のために把握してどのように生かして、どのように組み立てていく計画がありますか。

総務部参事（久保信正君） 今現在67社、300、約350品ほどの商品があります。それで、それからのその受注というか、お礼品としてやった中で、その辺のその傾向ですよね、どの辺のこう出っていて、どの辺のこうあまり出てないとか、そういうの見ながら、今後のその商品開発とか、どの辺、どのようなものをもっと開発していけばいいかというような参考にさせていただきたいと考えております。

10番（元野景一君） 今のお答えを実は何でいただいたのかって言うと、ここが一番のポイントだと思います。これを、データを掴んで、商工観光課がね、動かんやいかん。これがデータです。何がほしい、何をどうしたい、こんなふうにしていただいたらこんなふうになるんだがなというような、プロジェクトが大きく大きく動いてくると思います。何がやっぱり奄美から出た人でそのふるさと納税をする人たち、何がほしがるのかなというのを、データもとの一番一番最先端にあるのはこのデータが直接市役所に入ってくるということですから、これと、これと商工観光課のその仕事とはジョイントしてくる可能性が出てくるんです。是非、そういったふうな形にしてもらいたいですけど、部長、商工部長、何かお考え、感想ありませんか。

商工観光部長（菊田和仁君） 既にですね、私どもの紬観光課等はプロジェクト推進課と連携して打ち合わせをかなりやっているところです。もちろん、紬、それから焼酎、あるいはツアーと組み合わせる方法などですね、検討しております。今後の進め方、売れ筋等の話も出ましたので、これを見ながら更に連携を図っていきたくて考えております。以上です。

10番（元野景一君） はい、心強い答えをいただきました。これを待っておったんです。ですから、商工観光課はですね、奄美の、奄美市の本当に今までこうなかなか浮かぶ瀬のなかった商工者にですね、是非希望の持てるように後支え、新しい物産、新しい特産品を作るときのその後支えにですね、全力を挙げてほしいと思っております。実はですね、例えば一つ名物のお菓子を作るにしても、とにかく一つ言いましょ、奄美のじょうひ餅を作る、あのかしゃ餅を作る、いろんなこうあります。恐らくそれが一つの名物になってくるかもしれません。これを作るときにですね、小さなその業者は、実は一生懸命作るんです。そしたらですね、それを取り扱おうとする会社はですね、何が一番欲しいかっていったらですね、金属探知機なんです。その小さな業者が金属探知機でそれを通してですね、中に金属のひとかけらでもあったらもう大変なことになる。つまり、もう取引停止。そうなりますから、とにかく金属探知機を通してくださいよという業者から頼みがくる。そうするとですね、1社で金属探知機なんて買えません。買って、何年かかって商売しても取り返すことできないような、それぐらいの高価な品物です。こんな商品がですね、そんな製品、工具を使わなくちゃいけないとか、いっぱい出てきます。これ、一例です。ですから、そういったときにそれをバックアップする体制、例えば一つのこう作業所、そこに対して貸し与えていくような形を市でしっかりとそういったものを造って、それを利用して

そういった小さな細々と零細に作ってもすばらしい製品ができる。安心な製品ができる。どんなに取りがしても返品がこない。そのぐらいの体制のそれぞれの機具、その他の備品、そういったものが大変必要になってきます。そういったところとも連携を取りながら、今のプロジェクトを進めていくにあたってですね、その製品を作るのにはこれ、今までの奄美市の取り組み、商工業に対する取り組みでは追いついていかない事態がまた予想されてくると思います。嬉しい話で、ふるさと納税はどんどん注文があったとして、製品を作らなくちゃいけない。製品を作る、間に合わないってなったらですね、今ちょっと品を切らしております。そんなふうな形でいなくなっちゃいけない。そういった体制がないように、先に先に手を打って、ですから産業、産業振興のことに、観光のことに、全部つながってきますので、是非そういった面を先に先に読んで、対策を練っていただきたいと思います。時間もしっかりと進んできましたので、最後にですね、市長、あなたにお願いがあります。私は市長のいよいよ出番だと思う。常に市長はもう背中にふるさと納税お願いしますの看板を背負って歩くぐらいな気概を持っていただきたい。私たちの奄美大島はやっぱり各関東、関西、九州、沖縄、全国にわたって奄美会を持っております。大変ありがたい組織だと思います。ほかの市町村が、ほかの県がどんなに頑張っても太刀打ちできないぐらいな私はその組織だと思います。将来はふるさと納税がやっぱり自主財源があったら、それぞれのところに奄美会館をプレゼントするぐらいなふるさと納税になればいいなと思うぐらいな、私は思いまで持っております。そういった、その奄美会、これと連動してですね、是非同窓会組織、奄美の同窓会組織、私たちの、私も自分の同窓会ありますし、市長もあります。その全国にわたる同窓会組織にですね、是非ふるさと納税、これを徹底して一つの大きな力として考えていただきたい。これはですね、今正直言って、もう話が来ております。どんなにして申し込んだらいいのって、その方法だけです。その同窓会組織に是非そういったことを伝えていただく。その仕事もプロジェクト、しっかりとやっていただきたいと思います。市長、どうかそういった意味合いを市民に向かってもう1回決意を、市長が言っていたいただければありがたいと思います。

市長（朝山 毅君） ふるさと納税はふるさと興しの原資だと思っております。そういうことを含めて、議会の皆さんのお力、市民一人ひとりのお力の輪を広げていくことが肝要だと思ってます。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時31分）



議長（竹山耕平君） 再開します。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番、三島 照君。

なお、三島 照君から一般質問にあたりパネル持ち込み許可願がありましたので、これを許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。

最初に熊本地震での大災害、本当に多くの皆さんに対して、亡くなられた方に対してもお悔やみを申し上げるとともに、災害に遭われた方々への心からのお見舞いを申し上げます。また、沖縄では痛ましい事件が発生しました。6月15日、NHKのあさいち、私毎日見ますが、で沖縄の旅が報道されました。ここで、インタビューの中で若い女性は夜家にいる、家を出るのが怖い。また、中年の女性は沖縄はまだ戦争が終わったとは言えないと語っていました。また、5月14、24日付の琉球新報で翁長知事は絶対に許されない、綱紀粛正や再発防止などはこの10数年間、何100回も聞かされた。しかし、現状は全く何も変わらないと日米両政府を批判をし、米軍人の特権を認めたこの日米地位協定に

ついでに米国からの日本の独立は神話であると言われていたと強い怒りを示し、地位協定の必要性を訴えたことが報じられています。こういう日米関係の中で、米国と一緒にいつでも戦争に参加できる、その戦争法のもとで奄美へのミサイル部隊基地建設が進められようとしています。市民の不安は高まっています。

質問に入ります。6月9日、九州防衛局の奄美大島への部隊配備についての説明を受けて、市長の感想をまず聞かせてください。

次からは発言席でいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、三島議員にお答えさせていただきます。6月5日の説明会に至る経緯は先ほどの元野議員に申し上げましたので、省かせていただきますが、6月5日の防衛省との合同による奄美大島への部隊配備についての説明会につきましては、開催にあたり駐屯地整備について最も影響が大きいと考えられる大熊地区において実施すべきとの判断により開催した次第であります。ただし、その際新聞記事でも御案内のとおり、地区外からの参加も可能といたしておりました。議員も御承知のとおり、他の地区に住んでいらっしゃる市民の方々にも多数御来場いただき、活発な御質疑等を賜りました。防衛省から駐屯地の整備の概要、工事の発注、その他整備後の地元との交流などの説明があり、そういう意味では有意義な説明会であったものと私認識いたしております。以上です。

16番（三島 照君） はい。市長は有意義な説明会だとおっしゃいました。しかしですね、この間、このときの説明会においても、もう1点確かめたいのは、地元の方の質問に対して、当局は、防衛局はこの基地ができれば、自衛隊のね、駐屯地が完成すれば滑走路がないから滑走路は造りませんので、軍用機が停まることはあり得ないと。しかし、ヘリコプターやオスプレイの着陸はあると言われました。オスプレイはアメリカの立派な戦闘機です。それを踏まえて、西日本新聞の記事によればですね、奄美空港は全国で一番の米軍機の着陸されているところになってます。去年1年間で15年度、62回着陸されてます。これは国交省の情報によれば出発の30分前に着陸さえ通告すればええことになっているという、輸送機か戦闘機かなどを、具体的な機種の種類統計はないというのが今の実態ですよね。これは、先ほども言いましたように、アメリカのどの地位協定によって自衛隊基地ができれば当然、空港自体も着陸が増えると思うんですよ。そこら辺をどのように受け止めたのか、市長の考えを聞かせてください。

市長（朝山 毅君） その会場には三島議員もいらしたかと思いますが、そういう具体的な話は私はあの場においてなかったと思っております。オスプレイが停まることはないかと、ある方の質問について、そういうことももしかするとあるかもしれないかと、熊本の災害ですか、災害でやはりああいう急場をしのがなければいけない、迅速、しかも正確に、的確にやらなければいけない有事の場合において、それは私は現実にもありましたし、今想定しえない災害が全国各地で発生している。人命救助が第一義であるというその使命のもとにおいては、そういうことは私はないとは言えないと、私自身素人ではありますが、お約束はできませんが、そういうこともあり得る自然環境、社会環境になっているのではないかと。自然災害の発生が。そういう意味においては私は断定はできませんが、人命救助という第一義の目的からすれば、そういうこともあり得ることではないかなとは個人的には思っております。それらのことについて、それを前提にした自衛隊配備基地であるということは私は思っておりません。以上です。

16番（三島 照君） はい。救助、人命救助、災害復旧のために停まることはあり得ると。

（発言する者あり）

もう、そういちいち言わんでよろしい。そういうことで、しかしね、しかしそうでないときに、例え

ばアメリカのオスプレイが訓練中とか何もないときの離着陸等については、これは私は明らかに奄美空港の米軍の軍用機が離着陸やっているとすればですね、日本一の回数でやってるとすれば、これは米軍の基地化に持っていかれる危険性があると思ってるんですよ。それこそ、ふるさと納税じゃないけど、元野さん言われたように、先先先考えすぎたらあかんかもしれんけど考えて言うたんやから、そう考えたときにね、あり得ると思うんです。しかし、市長はその前の市民団体の申し入れの中で、米軍基地は私は反対ですと言われました。もし、そういうとき、人命救助とか以外の離着陸の連絡があったときはどうしますか。

市長（朝山 毅君） あまり比喻して御質問なさないでください。平時であれば、私は米軍機が着陸するとかそういうことはないと思います。平時であるように、平和であるように守りを備えること、将来においても、また有事がなくなるようにということが、やはり自衛、防衛であります。そういう観点からいたしますと、米軍がという、大体僕はよく専門的なことは分かりませんが、あのキャパでそれこそ常識的に考えてですよ、私の素人で、あの奄美空港の面積、キャパでそういうことが私は常識的にはあり得ないだろうというふうに思っております。しかも、東京から関西から福岡から鹿児島から計7便も、毎日10便近くの往来がある中において、あの2,000メートルの滑走路のキャパで、私はそういうものが常識的にあり得ないだろう。ただし、災害とか急場をしのぐ有事のときにおいては人命復旧、人命救助、そして災害復旧、やむを得ない場合においてはその災害に対応すべき機材をもって有事に備えるということはあるであろうというふうに思っております。それが、米軍とかそういうことではなくて、島を守り、地域を守り、第一に人命を守るという観点から、それは専門的な技術的な、経験的なことからそういうことはなされると思っておりますので、そこまで比喻して米軍とかいうことは私の頭には毛頭ありません。

16番（三島 照君） はい。ちょっとこれ以上いけば、時間なくなるし。

次に、私前日も言いましたけど、やっぱり今言われた内容ね、ほんでこの前の自衛隊の説明会なども受けて、受けて、やっぱり市長は市民に、あれは自衛隊が設置する地域の住民に対する説明会。今度はいよいよ土地が買収され作業が始まっていきます。この間のあの地域のあの子どもや年寄りの安全問題、ダンプの騒音問題、いろんな問題が絡んできます。そういった問題も含めて、私は再度市長に市民への説明責任があると思っておりますけど、そのことについて、なぜ説明ができないのか、説明会が。やる気があるのかどうかということと、もう1点はこの説明会というのは議会で議決した内容なんです。市長がいつも言われるように、議会でも説明会を早急にせいよという採択されたんです。議会というのは、市長いつも言うてるように、市民の代表なんです。12団体が自衛隊誘致の要望したかも分かりませんが、敢えてその人たちも含めてやっぱり説明会はやってほしいという要望なんです。この2点についてどう思われますか。

市長（朝山 毅君） 確かに、議会の一般質問等通して、議員各人各々から説明会をしたほうがいいという事は議会を通しても、また議員の立場からも聞いたことはあります。そのことについて、私は議場において必ず説明会は開くようにいたしますということを申し上げただけのこと。それで、その一番肝心な近接地であるであろう大熊地区において、まずその地域の皆さん方、今騒音とかいろんなこと言われましたが、特にそういう面において身近に感じるであろう地域住民にまず御説明するのが当然のことだろうと私は思っております。そのことについては議会から言われたことについては、私は守ったつもりであります。ただ、その時期が少し遅れてきましたことは、あの会の冒頭でも申しましたとおり、先ほどの元野議員にも経緯の中で申し上げましたように、自衛隊の熊本の官舎自体も被害に遭ってらっしゃる。そして、多くの自衛隊員があつた災害の前線において、人命復旧、そして人命救助、災害復旧、減災の意味で頑張っておられたわけですから、その時間的な遅くなったことについては、私はお詫びも申

し上げましたし、御理解いただきたいと申し上げたつもりです。今後のことについてはその都度、また考えていけばよろしいかと私は思っております。あの説明会は説明会で専門家から、立場上十分な説明はできたと私は思っており、いい説明会であったと思っているわけでありまして。

16番（三島 照君） はい。私が言うてるのは、あの説明会はいろんなことにおいて、自衛隊として説明会。この前から言うてるのは、私言うてるのは、市長が先ほどから言うてましたその何回か防衛大臣、副大臣と会って誘致を決めた、受け入れることを市長の中で決めたその経過などの説明会のことを言うてるんです。ただ、それについては、先ほど元野議員も市長は自信を持って進めていけと、みんなが応援してるんだから、これ見て、みんなが応援してるんやから自信持っていけと言うてるんですから、自信持って説明会を、自分が誘致したその考えを説明すべきなんですよ、ね。自分でもし嫌なら、後で、後で、嫌なら私が場所と時間と日にちを決定しますから、来てくれますか。

市長（朝山 毅君） 議会での言質は時間と場所と内容がしっかり未代残るんです。あなたの言い方だけで私の言葉が、答弁がないとするといけませんので、敢えて言わしていただきますが、自衛隊の誘致については議場で私は何度も申し上げました。国家においては、国においては国家、国民が安全で安心して平和的な生活ができるような暮らしを守るために防衛外交は国の専管事項としてやるべき責務であると。たとえ、我々のように離島であり、辺地であり、人口が少ないと言えども、国の責任において領海、領空、領土を守っていただくのが国の責任であり、その任務を背負っていらっしゃるのは自衛隊であると。そういう中において、奄美は特にそれ以上にまた災害とかいう発生の多い地域でもある。5年前、6年前のあの経験を通して自衛隊のありがたさを身をもって感じたと。そういう意味において、自衛隊を配備されるのはありがたいと。ただ、間違わないでください。自衛隊誘致に、あの話がある前に、誘致活動をしたことは私はありません。ただ、昭和40年代に当時の名瀬市長、そうして有志の皆さん方が自衛隊を誘致していただきたいという活動が起こした経緯はありますが、私は誘致活動についてやったことはありません。国の責任において、この防衛力の乏しい地域において配備をするということについて、私なりに考えて賛成だということを行ったわけでありまして、議員が誘致、誘致活動したとおっしゃるから、言葉のあやとして少し申し上げたいところです。以上です。

16番（三島 照君） 次に、併せてお聞きします。3番目。2月に陸上自衛隊駐在基地の視察研修に行かれたと思います。その報告と感想を求めます。併せて、その費用はどこから出てるのか、なぜ、これは当局からもらった資料です。市民から、市民に説明するために行っていながら、なぜこんなこと黒塗りでわざわざ資料を出さなければならなかったのか。この黒塗りの根拠まで示してください。

副市長（福山敏裕君） 本年2月に実施をしました陸上自衛隊基地所在地の視察研修につきましてお答えをいたします。視察先としましては長崎県の対馬駐屯地、福岡県の飯塚駐屯地、久留米幹部候補生学校、それと熊本県の北熊本駐屯地、西部方面隊の3県5か所を2泊3日の日程で視察、研修してまいりました。ほとんどの、ほとんどって言いますか、この三つの駐屯地施設が住宅地や学校施設と隣接などをしておりまして、住民の生活に溶け込んだ訓練や運営が実施されておりまして、いずれの施設につきましても苦情等はないということがございました。また、部隊創設の記念式典やパレードのほか、地域の活動や行事にも積極的に参加がされておりまして、地域の方々、また地元の方々との友好的関係が構築されてると感じたところでございます。また、この研修について、視察についての旅費はどこから支給したかということでございますが、市の旅費で行かせてもらいました。

16番（三島 照君） 黒塗りの。なぜ黒塗りにしたのか。

副市長（福山敏裕君） 黒塗りにつきましては、これは人物が特定できるということで、その名前が分からないようにということだけのことでございます。他意はございません。

16番（三島 照君） 何言うてんのそんなのは。名前が分かるって。自衛隊員の名前が分からんで、分かって何が迷惑なん、こんなもん。どうせこの前来た人かてちゃんと名刺交換やってるやんか。えいかげんにせいよ、ほんまに。

あんね、私が危惧していることは、市長ね、こういうことも含めて、自衛隊は地域に溶け込んで問題ありませんと。地域からの苦情もありませんと。そうして軍隊を市民に納得させて。

（「軍隊じゃない」と呼ぶ者あり）

ほんで、軍隊造る言うてるやんか、安倍さんは。今後、造るゆうてるやん。何ゆうてるの。そうして日本を今の戦争法のもとで。

（「戦争法じゃない」と呼ぶ者あり）

10年、15年先引っ張っていこうとしてる。そのことを危惧しているので言ってますが、そのうち私が市民の皆さんと相談して市長に来てもらって説明会を設定してもらいますので、そのときは是非参加してください。もう答弁いらん。次の第2番に、2番にいきます。時間なくなる。

環境行政についてです。この間の市における環境破壊の問題は非常に重要なところまできてると思ってるんです。以前、戸玉集落は業者と公害協定を20数年前に交わしましたが、結局約束は守れなかった。戸玉集落の皆さんは当時の住用村当局や県大島支庁に数え切れないほど、うんざりするほどの請願、陳情を繰り返してきたと。しかし、事態は変わらなかった。その後、住用村は集落の意見を尊重するとの意見書を県に提出し、村議会は集落住民は公害に苦しめられ、安心して健康な生活が奪われている、許可反対の陳情を提出しています。今、市集落は雨や台風のたびに日常生活が、そして集落民、集落民の安心・安全が脅かされているんです。この間、市集落からは数えきれないほどの県大島支庁や鹿児島県、奄美市に対して申し入れ書を、陳情、話し合いなど繰り返し行動してきています。しかし、事態はなんら変わっていません。それどころか、赤土汚染状況は悪化することあってもよくなっていません。これから、梅雨期、台風時期に入って、集落民は今不安がいっぱいです。それで、質問いたします。

最初に市湾の調査について。具体的な進捗状況、調査の実施、調査は誰がしたのか、誰がするのか、集落への聞き取り調査などをやる予定はあるのかないのか、そしてその調査結果はいつ公表するのか。

二つ目、市湾の赤土流失について。昨年市に対して集落から何度か説明がなされているが、行政の対応とその受け止めはどう受け止めてるのか。

③今後の赤土流出を防止するための行政としての取組みは。そして、業者への対応、県への対応をどう考えているのか。

四つ目、世界自然遺産登録を目指しているが、赤土流失防止条例の制定を含む取組みをどう考えていく、いるのか、一括して説明してください。

市民部長（前田和男君） おはようございます。それでは、私のほうからは市湾の調査についての部分について答弁をさせていただきます。市湾の調査につきましては、赤土汚染に限った調査というのは現在行っておりません。しかしながら、サンゴ礁保全の観点から市集落海域において平成21年度からサンゴ礁生息地域のモニタリング調査を実施しているところでございます。調査は群島内12市町村で構成しております奄美群島サンゴ礁保全対策協議会に委託をして、市湾については毎年2月頃実施しているところでございます。今後につきましてもモニタリング調査を引き続き実施していく中で、赤土流出等によるサンゴ礁への影響についても注視してまいりたいと考えております。なお、結果の公表につきましては、モニタリング調査後、奄美群島サンゴ礁保全協議会のホームページで公表しております。また、奄美市のホームページからも外部リンクということでこの保全協議会のホームページへリンクを貼

られておりますので、閲覧が可能となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 私のほうからは②と③、二つ目と三つ目の質問にお答えさせていただきます。昨年4月12日、住用町市の岩石採取場で発生しました大規模な土砂崩落により、市道への土砂流入の災害が発生しております。本市といたしましては再び災害が発生しないよう十分な対策を講じるため、大島支庁に対し採石法に基づいて災害対策措置を行う旨の要請書を提出しております。このように、県と連携して赤土流出防止のために迅速な対応を行ってまいりました。なお、本市といたしましては、職員が定期的に現場の巡回を行うとともに、必要に応じて県へ連絡するなど災害が発生する恐れがあると認められるときは大島支庁へ要請してまいりたいと存じます。

それから、三つ目の業者への対応などについてですが、災害発生の危険性がないか等、特に雨天時には職員が巡回を行うとともに、必要に応じて県への状況の報告や改善状況の確認を行い、隣接する集落への災害の未然防止に努めております。また、採石法に基づく岩石採取計画の認可申請が県に提出されますと、市は関係各課及び隣接集落からの意見を聴取しております。その中で赤土流出防止対策についても万全な対策を期すよう、県に意見書を提出しております。それから、先般9月31日に本現場において岩石採取の認可申請に対する県の事前調査に、市の総合支所の担当課も立ち会っております。県からは赤土流出防止の対策としまして、岩石現場内の集水路と森林部の沢からの水路を分離した排水施設も計画するように改善指導がなされております。今後も県と連携を密にしながら、赤土流出防止に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

建設部長（本山末男君） 私からは赤土流出防止条例について答弁させていただきます。鹿児島県及び大島群島内の他町村において、当該条例を制定している自治体はございません。奄美市でも条例制定の取組みは現在行っておりません。ただし、赤土流出防止対策については今後も県や関係機関と連携を緊密に行い、流出防止対策に努めてまいりたいと存じます。

16番（三島 照君） はい。あのね、皆さんこれを見てください。これは市の湾の近くの海岸の状態です。これは、トベラ島の横なんです。手前、土砂が流れ出したあと。これ、もっとひどいと思いませんか、この土砂。

（「もう1回、こっちは見えない」と呼ぶ者あり）

はい。この土砂ね。見て皆さんは先ほどからあれもやったこれもやった言ってますけど、それじゃ、まずね、部長、奄美市の土砂流出対策要綱の第2条、2項3項はどう書いてあるか。関係者みんな見といてください。もう一つは市町村土砂流出防止対策要綱の第2条、三つ目は奄美市の環境を守る条例施行規則18条の（1）、（2）、（3）。いっぺんどう書いてあるか、誰か、読んでもらえますか。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

16番（三島 照君） 私が読みましょうか。防止条例の対策要綱、平成18年3月20日告知。この第2項では、市は土砂流出の防止に関し総合的かつ長期的な視点から必要な対策を実施する。土砂流出の防止を図るために必要な指導を行うものとする。そして、発生の防止に努めると書いてあるんです。そして、この18条、市民の環境を守る条例の18条ではですね、海中保護地区、海域内に生息する熱帯魚、サンゴ、海藻のその他これらに類する動植物含む自然の環境が優れた状態を維持するように指導していく。そして、19条では市長は自然環境保護地区、海中保護地区も含めて、奄美市環境保全審議会の意見を聞かなければならない。問題だと感じたらね、やらなければならないと書いてあるんです。そして、県もですね、各市町村に対して平成11年9月22日に、盛り土や捨て土、その他などを含めて、施工するとき、その箇所にはいわゆる土砂の粒子が、粒子が海に流れないように。赤土やから水が

赤くなって流れるのはあるんですよ。粒子が全部沈んでるんです。そのためには、かごとかね、毛布みたいなスポンジみたいななんも配置して、粒子が流れ出ないように流出を防止する。みなさん、条例だけ作って、条例が生かされなかったら何にもならないんです。そのために、これ部長に上げます。地元は赤土を全部、数字で検査してるんですよ。

議長（竹山耕平君） 三島議員，今，今配布しなければいけませんか。

16番（三島 照君） それじゃあ，後でわたします。

議長（竹山耕平君） はい，お願いします。

16番（三島 照君） いろんなところに地元は頼んで。

議長（竹山耕平君） 真ん中で。マイクから。

16番（三島 照君） いろんなところで頼んで，いろんな資料作って，そのもとに奄美市や県に申し入れしてるんです。すべて約束は守ってません。戸玉の集落のときのよう。だから，そういう指導をね，本当にやっていくのか，皆さんは言うたら採石は県の許可ですからっていつも言うて逃げてるけど，県の許可じゃないんです。奄美市も指導できるように条例があるんです。その仕事，やってないからこういう状況が続いてるんです。是非，これについて，今後どう対応していこうと考えているのか，一言だけ思いを，はい。

市民部長（前田和男君） まず，三島議員に理解していただきたいところが1点ございます。この条例，今三島議員が読み上げた18条，19条についての文言につきましては，基本的に市が保護地区として指定している区域に対しての条項でございます。従いまして，市湾について市のほうで保護地域には指定しておりませんので，直接的にこの条例に基づいての行動ができるかということでは，少し疑問があるところでございます。なお，この条例に該当しないから何もしないということを申し上げているつもりは毛頭ございませんので，その付近は御理解いただきたいと思います。また，もう一つ更に申し上げて言いますと，この条例は旧名瀬市で制定をして，合併の際，平成18年3月20日に引き継ぐ形で奄美市の条例となっているものでございます。なお，当該採石場につきましては，昭和55年から旧住用村で事業を開始している施設となっております。従いまして，旧住用村エリアについては条例の制定は18年，平成18年の3月20日以降制定された条例となっております。その上で申し上げますと，従前から施設を操業しているところにあとからできた条例で制約をするというのは疑義が生じることになると思っておりますので，御理解をいただきたいと思います。以上です。

16番（三島 照君） 何言うてんの，あんた。18年に条例が作ってるやんか。それがもしできなければ，ここにさっき読んだように市長は審議会を作って，その審議会に対応できるようになってるでしょ，指導できるように。審議会で結論が出て，おかしいと思ったら，旧住用村合併して10年も経ってるんですから，その間，何10通というこういう陳情が出てるんやから，これを真剣に受け止めてですね，早急に現場を見てね，市長，現場を見て，おかしいと思ったら，やっぱりこの対策のための審議会を作るべきなんですよ。地元はこういう水を汲み取って，検査機関へ送って，ほんで国や県の基準を合わせて比較して資料が出てるんです。これも後であげます。そういうふうにして，地元一生懸命やって，その上でお願いの陳情や申し入れをしてるんですから，そういうことじゃなくて，もしあれやったらちゃんと審議会を作って，そこで再度本格的に対策していかなければ，市長が余分なことですけど，

自衛隊で安心・安全を守る前に身近な住民の安心・安全はやろうと思ったら明日でもできることですから、しっかりそれに取り組んでください。だけ言うて、終わります。

次は、子育て支援に入ります。後でこれあげますから。子育て支援の件です。私はこの間奄美市が出した、先日説明のあったその基本計画や総合戦略ビジョンやら見ててですね、やっぱり具体性がないというのを感じました。子育て支援について、学童保育所の充実を求める点で質問します。学童保育は共働きや一人親家庭の子どもたちが放課後、夏休みなど保護者が働いている間、安心して充実した生活を送ることができるようにとの願いからつくられました。学童保育はただいま、帰ってきた子どもたちが安心して安全のいい過ごす生活の場です。そのために欠かせないのが指導員、今は支援員になってますが、の存在です。1年生から6年生まで、年齢や家庭環境の異なる子どもたちが集団で過ごすということは、私は教育上も、今子どもの年齢差が離れて生活している中でね、先輩、後輩と一緒に暮らすというのは非常に大切なことだと思っております。どの子にも安心してできる生活を保障していくのは、その指導員の大切な役目です。昨年3月、厚生労働省は放課後児童クラブ運営指針を策定しました。これです。その中で指導員について、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要なため、放課後児童支援の雇用にあたっては長期的に安定した形態とすることが明記されています。今、そういう点で質問いたします。市内の学童保育所の現状、どうなってんのか。公設、認可されてないところも含めて、この人たちの定数や職員配置、職員の給与実態、平均勤続年数などを調査したものがあれば示してください。

保健福祉部長（吉 富進君） 三島議員の御質問を順を追って御説明、御回答させていただきたいと思っております。市が補助金を出資している放課後児童クラブは8小学校区に9か所あり、朝日小学校区については児童数が多いため、1校区に2か所あります。今年、1月1日現在の九つの放課後児童クラブの職員数の合計は42名で、児童数の合計は325名となっております。また、放課後児童クラブごとに配置しなければならない放課後児童指導員の資格者は全クラブに配置されております。勤務時間は概ね、平日は午後2時から午後6時までの4時間、土曜日や夏休みなどは午前8時から午後6時までの11時間となっております。保護者負担が一番高い放課後児童クラブで月額6,700円ですが、概ね月額5,000円から6,000円となっているところであります。そのほかに、小学生の保育を実施している施設としては、認可外保育施設、託児所などがありますが、これらは市からの補助金はなく、市内に5施設、児童数の合計は6月現在で25名であると把握しているところであります。職員数については就学前の子どもの保育が主になりますので、各施設とも小学生の保育をする職員は一人程度か、就学前の子どもの保育と兼務していることが多いと考えられております。勤務時間については就学前の子どもの保育も兼ねていることから、各施設それぞれに勤務シフトが違い、正確には把握しておりません。保護者負担が一番高い施設で月額1万円ですが、概ね月額8,000円前後となっているところであります。以上です。

16番（三島 照君） はい、細かいこと、後で聞きます。それで、もう一つはですね、この認可保育所と無認可の保育所ではね、先ほども言われたように指導員の在り方も時間も、保育料も全部違う。私は7年ぐらい前やったかな、ここで一般質問やったときにですね、あまりにもずさんな学童保育所の管理で問題だということで、その後認可保育所に対しては市からの補助が出るようになって変わりました。しかし、その後対応は何ら変わってない。そこで、この学童保育所、放課後児童クラブの運営主体はどうなっているのか、聞かせてください。

保健福祉部長（吉 富進君） それでは、運営主体がどうなっているかということに御回答させていただきます。放課後児童クラブは最初平成9年に朝日小学校に、平成13年に名瀬市内の4校区に保護者会が主体となって設立されました。当初は保護者の保育料だけで運営されていましたが、その後放課後児童クラブとしての運営が確立されてきましたので、議員がおっしゃられたとおり、平成22年から市の

補助金が支出されることになりました。その後、平成23年に大川小校区、平成26年に住用地区の東城小校区、今年であります平成28年度に笠利地区の赤来名小学校区が設立されてきた状況となっております。そのような経緯から、運営主体は現在も保護者会となっておりますので御理解を賜りたいと思います。

16番（三島 照君） それじゃ、この放課後児童クラブ運営指針の5番、5章、どう書いてあるか読んでください。なければ、私が読みます。5章の、市長も聞いてください。運営主体、放課後児童健全育成事業は市町村が行うこと。市町村が行うこととまず最初に書いてあるんです。この放課後児童クラブの運営については育成支援の継続性という点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情について理解十分することが主体だと、大事だと言ってるんです。これでね、私ずっと全部回ってきましてけど、これはもう40年遅れてるんです。私、あの平成22年にも言いました。奄美市の学童保育体制は40年遅れてるんです。私の息子が今42なんです。このときは保護者会で運営しながら、運営主体は京都市やったんです。京都市が社協やそういうところに委託してたんです。学童保育所の所長は、教育長ね、そっち振るけど、所長は学校長なんです。ここでは、まるで他人事みたいに扱われてますけど、なぜ学校長か言うたら、例えば奄美小学校の子どもは6年生は3月31日までは何かことがあったり問題があったら、全部奄美小学校児童なんです。卒業すれば違うんです。である以上、24時間それこそ学校は児童に目を配らんなんらん。それが学校教育なんです。ところが、ここは全部保護者に責任を持たしているんです。今まで大きな問題が出なかったからよかったですけど、これもし大きな問題が出たら、訴えられるのは行政ですよ。その40年前後ぐらいまではそういうふうになってなかったから、私の知っている人は保護者会長と指導員が訴えられて、家屋敷売って出て行った人いるんです。私とこの同じ小学校で、校区で、保護者に訴えられて。そんなこと今の保護者や指導員に責任持たせますか。だからこそ、国はこの1億総活躍時代の中で、改めて1年前取りして事業を進めようと、待機児童なくそうということまで決めたんです。そういう点で、今後この運営主体を保護者会主体じゃなくて、私は奄美市の主体に移すべきと思っておりますので、それについての考え方を聞かせてください。

保健福祉部長（吉 富進君） まず、先ほど議員のほうから指針に、これは第4章の5になると思いますが、5章じゃなくて第4章の5、運営主体ですね。この指針の前に申し上げますが、児童福祉法第34の8においてですね、市町村以外のものがする場合、予め厚生労働省令の定める事項を市町村長に届け出て、先ほどの放課後児童健全育成事業を行うことができるという形になりまして、全国的に公設公営、公設民営、民接民営というあらゆるパターンで実施していることを御理解いただければと思います。それで、先ほど来平成9年から朝日小学校が、最初、当初立ち上げたんですが、保護者会が確立しているということで今現在、奄美市といたしましては保護者会を主体として運営を行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（三島 照君） はい、市長ね。昨日の川口議員の質問に対する保育所でも一緒です。結局、入れない人は、結局個別に行くんですよ、個人の託児所やらに。奄美市の子どもでありながらね、同じ奄美市、同じ奄美市の子どもがなぜ差別されななんらんのですかということなんです、私は。児童の対応についても、保護者の額、負担ですよ。ある人は1日6時間残業して4・5万円しかもらえないんです。子ども、保育所入れて一人学童行かせたら、学童、公設で入れなかったら、結局1万5,000円、2万円払ってるんです。保育所の費用と合わせたら3万・4万払う。何のために働いているか分からない。そういう点で、最後、一つだけここにありますように、私は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が26年の労働省令で63号で発表されました。こういうことに基づいた運営、指導、市の責任としてその保護者負担の軽減含めて検討すべきだと思いますけど、これに基づいた指導がされてる

のか、これの担当部局はどこが担当して指導しているのか示してください。

保健福祉部長（吉 富進君） 議員が御指摘いたしました国において、平成26年4月に基準を定めたと
ころであります。これにつきまして国といたしましては全国的に一定水準の確保に向けた取組みをよ
り一層進めることとしております。そのようなことを踏まえまして、本市は平成26年9月20日、条
例第20号、奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めました。
それに基づきましてですね、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後クラブにおいて集
団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確にいたしまして、事業の安定性、継続性
を確保するために取り組んでおりますので、御理解を賜りたいと思います。そして、放課後児童クラブ
改善整備事業等がありますので、設備整備等を市として取り組んでまいりたいと思います。そして、担
当課といたしましては、福祉政策課のほうで、子ども未来係のほうで担当しておりますので、よろしく
お願いいたします。

16番（三島 照君） はい。そういう点で、そういった条例などに基づいてね、ちゃんと国の指針など
に基づいた指導、併せて市長、今年度は間に合わないと思いますけど、29年度以降ね、本当に奄美市
の子育て支援、子どもが同じ奄美市の子どもが、公立で入れないから私立へ行ってるんです。そこへの
私立保育所や託児所、児童、学童保育所、預かってくれるところへ対してもね、補助が出せれば保護
者負担は減るんですよ。そういう点ではしっかりとその辺は子どもの中に差別をつくらないように、是
非来年度、検討していただきますことをお願いして、終わります。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。
無所属 津畑 誠君の発言を許可いたします。

4番（津畑 誠君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継で傍聴の皆様、こんにちは。無所属
の津畑 誠でございます。平成28年度第2回奄美市議会定例会にあたり、一般質問をいたします。

その前に、今年4月に発生しました熊本地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますと
ともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地等におきまして救援や復旧
支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、皆様の安全と被災地の1日も早
い復旧をお祈りいたします。

さて、私は今回の一般質問においてもふるさと納税、企業版ふるさと納税に関する事項を取り上げて
おります。4月に発生した熊本地震でもふるさと納税の仕組みを使った被災自治体への支援が広がって
います。通常のふるさと納税のようなお礼の特典はありませんが、寄附額は主要なインターネットを通
じた分だけで9億円を超え、身近な災害支援として定着しつつあります。ふるさと納税のポータルサイ
ト大手、ふるさとチョイスによると同サイト経由での緊急寄附は5月4日午前7時時点で8億円超、ク
レジットカードを使えるなど手続きの簡単さに加えて災害支援に使えることが知られて、寄附が伸びて
いると説明され、このように緊急な災害支援としても有効活用されています。昨年の12月議会でも提
案しましたが、ふるさと納税制度は自治体の自主財源の確保、地域産業の活性化による雇用の創出を促
す自治体の地方創生の有効な手段だと思っております。奄美市では3月18日に講師としてふるさと納
税ブームをけん引したトラストバンク代表の須永珠代さんを招き、ふるさと納税セミナーを行って
おります。このセミナーでふるさと納税を活用した全国的な事例を学び、市職員のふるさと納税に対する理

解度を深めるとともに、併せて広く市民の皆様にも制度を浸透する効果ももたされたものと思います。須永代表はふるさと納税の市場規模は2兆円、2015年は全国で2,000億円程度しか寄附がない。今後の地方創生の生かし方次第ではまだまだ伸びると話しております。鹿児島県の27年度ふるさと納税額は前年度5億4,626万3,000円の13.5倍の73億9,572万円と大幅に増加しました。県内市町村で最も多かったのは大崎町の27億5,206万9,000円、前年度比146.1倍と続き、返礼品にウナギや黒毛和牛などを揃えた大隅半島の自治体が上位に並んでいます。県内の市町村に寄せられたふるさと納税が大幅に増えたのは、地元業者と連携して返礼品の品揃えを充実し、広報に努めた成果であると言えます。引き続き啓発に力を入れる自治体があるのと同時に、加熱する返礼品合戦を憂慮する声もある一方、志布志市は2016年度ふるさと納税推進室、職員5人を新設しております。返礼品は昨年6月から始め、10か月で7億円超の寄附が寄せられ、2016年度は目標を20億円と強気に設定し、大手広告代理店と提携して幅広く志布志の魅力を伝えるとしております。一方、冷凍焼き芋やウナギなどを積極的にPRし、県内トップの27億円超の寄附金を集めた大崎町は、16年度目標を10億円と低めに設定し、今後は高額なものや注目を集める1品などを、加熱する返礼品合戦とは一線を画す方針で、更に町外産の返礼品を徐々に減らし、地場産品の生産にいつそう力を入れて、都会にない畜産、農畜産物を前面に出し地場産品の生産にいつそう力を入れて、都会にない、失礼しました、地道に地場産業の育成、振興に力を入れ、町を挙げて六次産業化に取り組み、大崎のファンが増えることを期待するとしております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。今年度、ふるさと納税を推進するためにプロジェクト戦略推進課が設置されております。このプロジェクト戦略推進課の職員皆さんは休日に開催されたふるさと納税協力事業所説明会にも全員出席され、全員一丸となって積極的に取り組み、称賛できます。また、6月14日、プロジェクト戦略推進課の職員の方が県立奄美高校のふるさと納税活性化のための周知講座において、これから納税者となる若い方々にふるさと納税をPRし、また若者に奄美市活性化のためのアイデアを呼びかけるなど、奄美市のこれまでのふるさと納税に関する取組みと異なり、斬新な行政活動を展開しております。このように、プロジェクト戦略推進課はふるさと納税の推進に向け、知恵を出しすばらしい活躍をされております。しかし、ふるさと納税制度への対応はプロジェクト戦略推進課だけに任せるのではなく、奄美市の庁内力を最大限に発揮し、寄附額の獲得に向けて積極的に取り組む必要があります。例えば、ほかの課での市外向けイベントでのPR、イベントパンフへの掲載、チラシ配布等、奄美市の公共用施設等でのPR、チラシ配布等、またほかの課の印刷物、ホームページへの掲載なども考えられます。そこで、庁内推進体制としてふるさと納税の推進に対して、ほかの部署の職員はどのように取り組んでいるのか伺います。また、併せて奄美市全体での取組みのアイデアはないのか、伺います。

次の質問からは発言席にて行わせていただきます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、津畑議員に御答弁させていただきます。午前中の元野議員の答弁にも重複する点があるかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。ふるさと納税制度に対しまして、奄美市役所の庁内組織として、議員がお話のとおり今年度プロジェクト戦略推進課を設置いたしました。お礼品を扱う協力事業者募集の際の事業所訪問や声掛けなどについては、所管課でありますプロジェクト戦略推進課が中心となり、住用・笠利の地域総務課職員と連携をしながら取組みを進めてまいりました。また、議員がお話になりました庁舎内においては、関係課であります袖観光課、商水情報課、農林振興課などの関係課、更には広域事務組合への各種団体や観光事業への声掛けや紹介など、連携を図りながら横断的な取組みをはじめるところであります。その他職員による周知活動につきましては、元野議員にもお話しいたしましたとおり、東京事務所や県大阪事務所、沖縄県に外向している

職員による各郷友会や総会でのチラシの配布，また市民向けには市民協働推進課等の協力によりまして，自治会長，嘱託員，駐在委員会の方々への説明や市内全世帯へのチラシの配布を予定いたしております。また，今後予定しております点につきましては，先般ある高校でも子どもたちに説明をしてみました。今後とも次の時代を背負っていく若い皆さんにも御理解いただくように，周知徹底を図っていく予定をいたしております。申し上げましたように，活動以外の効果的なPR方法についても，議員の皆さんやまた市民の皆さん，ひいては職員の皆さんの意見も聞きながら，広く広報できるような活動をしてまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

4番（津畑 誠君） ありがとうございます。職場内では横断的にと。外，中，内外ともに一生懸命取り組んでいただけるということで，ありがたく思っております。また，午前中の元野議員の一般質問の中でですね，市長のほうから以前は当局の動きが鈍かったと，そういった言葉入ってますんで，今後は，余所の自治体と競争するわけではありませんが，積極的に職員一丸となって取り組んでいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それから，次の質問に入る前にですね，今年の4月に私は師玉議員，松山議員と3名でふるさと納税制度先進地の大崎町に行き，勉強してまいりました。県内トップの大崎町は6万3，727件，27億1，926万2，000円，奄美市12市町村の総計と比べても寄附件数で13.8倍，寄附総額で18.6倍も差があります。大崎町によると15年度の一般会計当初予算は約64億円。ふるさと納税はその4割余りに相当する異例の規模です。今年度は反動も見越してふるさと納税による歳入を10億円と見積もっておりますが，一般会計の当初予算は前年度に比べて15億5，000万円増となる約79億円の積極予算を組んでおります。大崎町企画調整課の担当者は昨年度から奄美と同じようにJTBとの委託契約によって寄附者がポイントを貯め，謝礼品を選べるシステムを導入しております。ふるさと納税で一万円寄付すると5，000円相当分のポイントが貯まり，寄附者には謝礼品，カタログと寄附額に応じたポイントの案内が届き，寄附者はそのカタログから謝礼品を選択する仕組みです。このような取組みは寄附額が好調な自治体で取り組んでおります。同じような取組みをしておると，おると思えます。これはこう1年度の，企画調整課，プロジェクト戦略推進課の一丸となってまた頑張っておりますので，同じような，大崎町と取組みということで，期待してもいいんじゃないかと私は思っております。それにまた，謝礼品はバラエティに富むほど寄附者の人気を集めるため，同町では地元業者に対する地道な制度のPRやインターネットでの情報更新などをまめに行っており，何より驚いたのは大崎町長をはじめ職員が一丸となって取り組んでいる姿に心を打たれました。多忙な職務の中，地場産業の育成，振興に力を入れ，六次産業化にも取り組んでおります。また，5月31日には産業建設委員会所管事務調査で島根県松江市に研修に行っていました。松江市のふるさと納税は平成20年度の628万，70件から，平成26年度は6，180万6，000円，4，320件と金額及び件数の伸びが非常に大きく，松江市はふるさと納税を市のPRと地域産業の振興として捉え，職員一丸となって取り組んでいます。更に寄附金の活用実績を適切に公表することで，寄附をした方々にとっても意義ある寄付となり，次年度につながる寄附者を獲得しております。また，情報の発信として市のホームページ，ポータルサイト等を活用し，地元につながるのある方々を通じて広く周知を図っております。奄美市が先進地に学ぶべき課題は多くあると思えますが，まずは奄美市の職員がどこを向いて，どこ目線で仕事をするかで奄美市の将来は大きく変わるだろうと思えます。よろしく願いいたします。

それでは，次に2番目の企業版ふるさと納税制度についてお話しします。本年4月20日に改正地域再生法が施行されております。この改正地域再生法では地域活性化を後押しする地方創生推進交付金や地方公共団体が地域再生計画を策定し，内閣総理大臣の認定を受けた場合にこの計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に寄附を行った企業に対して，課税の特例措置を行う企業版ふるさと納税に関する規定を盛り込んでおります。そこで質問に移ります。

(1) 企業版ふるさと納税について，奄美市はどのような組織体制で取り組んでいるのか伺います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えをいたします。企業版ふるさと納税の制度については議員が少しおっしゃいましたので、そこのところは省きたいと思います。企業版ふるさと納税に対する組織体制ということですが、まずは本制度の概要について少し御説明をしたいと思います。まず、企業版ふるさと納税のほうはこれまでのふるさと納税と若干違いまして、寄附金の使途を市の実施する各種事業レベルで明確にする必要があります。また、地域再生計画を策定する必要がありますが、この地域再生計画が国の、先ほどおっしゃいましたが、国の認定を受けた事業であるということが条件になります。その際の対象事業となるための具体的な条件でございますが、1点目が、総合戦略に位置付けられた事業であること。これは攻めの総合戦略ですね。2点目が、地域再生計画が認定されるまでに市の予算に計上されていること。3点目が、地域再生計画が認定されるまでの間に1社以上の寄附が見込めること。4点目が、地域再生計画を策定して内閣総理大臣の認定を、当然これは受けることとなります。この4点が具体的な条件ということになります。対象となる企業からの寄付の要件というのがございますが、まず1点目が寄附額の下限が10万円、10万円以上の寄附額ということですね。2点目が、本社が所在する地方公共団体の寄付は対象外だということです。三つ目が、寄附の代償として経済的利益を伴い、伴わないものであることというふうになっております。また、地方公共団体が受け入れることのできる寄附額ですが、これは実際に支出した事業費が上限となるということでございます。若干、これハードルが高い制度というふうに思いますが、対象事業も先の条件からしますと絞られてくるというふうになるかと思っております。その点については御理解をいただきたいと思っております。その上で、議員御質問の市の企業版ふるさと納税にかかる組織体制ということでお答えをいたします。現在、企画調整課とプロジェクト戦略推進課が中心になって取組みを進めておりますが、また個別の事業が対象となりますことから、事業を所管する担当課や財政課との連携、更には周知、広報、営業の観点から東京事務所等も連携を図りながら進めているところでございます。次に、各課との今度は役割ということでございますが、地域再生計画の作成、取りまとめ及び国への申請を、これは企画調整課のほうで担当いたします。地域再生計画の認定と並行しながらですが、企業に対する周知、広報、営業の取りまとめをプロジェクト戦略推進課が行うということになります。事業を所管する担当課のほうは地域再生計画の作成、周知、広報、営業にそれぞれ関わるという体制を取っているところでございます。今回、新たな制度への取組みということでございますので、特に今回は関係課にある連絡会議を随時開催しているところでございます。その中で情報の共有化を図りながら、お互いに知恵を出し合いながらですね、全庁横断的な連携を図っているというところでございます。いずれにしましても財源確保の新たな手段でもございますので、市としても積極的な活用を図り地方創生を推進してまいりたいというふうに考えております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。すいません、ちょっと1点聞き漏らしたんですが、企画調整課が地域再生計画を作成して、プロジェクト戦略推進課が広報、周知をしていくと。全く別の仕事になるわけですか。

総務部長（東 美佐夫君） スタートしたばかりということで、それも、これまでの経緯、経過というのは企画調整課のほうで周知しておりますので、計画の策定、国との交渉、そういった面については企画調整課のほうで取りまとめをして申請をするということでございます。その後については戦略プロジェクトのほうで業務を担当するということです。

4番（津畑 誠君） はい、分かりましたけど、仮にプロジェクト戦略推進課がですね、広報、周知のためにトップセールスしたとした場合ですね、仮に企業の内諾、修正とかある場合、これは作成した課のほうでそういった部分というのは理解できて、修正等が可能じゃないんですかね。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど、少し連絡会議というのをお話しましたが、申請を行うときの地域再生計画の策定についてはお互いに各課が寄り合っただけですね、連絡会議をもちながらその策定を行いますので、情報の共有は確実に図られているということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、次に質問に移ります。（2）企業版ふるさと納税は返礼品がないため、地域再生計画に記載するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容に関する各自治体の企画能力、知恵の競争と言えます。企業が行う寄附は株主や社員などの理解が必要となります。企業は当然、その寄附活動についての説明責任を負います。それぞれの関係者から企業版ふるさと納税を行うメリットや影響について理解を得る必要があります。奄美市は世界自然遺産候補地としてほかの自治体より有利な条件があります。この有利な条件を生かした企画力により、ほかの自治体より多くの寄附金額を集めることは可能だと思われます。そこで、地域再生計画に記載するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容について、奄美市はどのような事業を予定しているのか伺います。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の申請ですが、国の方針に基づいて、先ほど少し条件のほうは申し上げましたが、1点目が総合戦略、攻めの総合戦略ですね、に位置付けられている事業であるということが1点ありました。2点目が、平成28年度の当初に計上されているということも2点目申し上げました。三つ目が、単独予算として実施しているもの、4点目が計画認定以降に事業に着手すると認められるもの、こういうことを対象事業として今回、地域再生計画の策定をしているところでございます。具体的には2本の地域再生計画を策定しているところでございます。一つは、光ブロードバンド整備事業とフリーランスにかかる人材育成を連動させることで離島の不利性をITで克服する、そして豊かな自然の中で都会ではできない暮らし方、あるいは働き方を支援していくことで、雇用と定住促進を促していくという地域再生計画でございます。もう1点は、奄美大島DMO事業、奄美満喫ツアー助成事業、奄美空港ターミナルビルの拡張事業を一体的に推進することによって、国立公園化、世界自然遺産登録を見据えて観光客の受入体制を構築すると、そういうための地域再生計画でございます。また、平成29年度以降についてですが、世界自然遺産普及啓発活動に関する事業なども申請できないかということで、現在検討しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。雇用と定住促進、一つは。もう1点が観光客の受入構築と。その他、また今のところ考えているということでよろしいですかね。はい、分かりました。

それでは、次の質問に移ります。（3）です。地域再生計画に記載するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、奄美市役所職員だけの企画力、知恵だけで勝負するのか、それとも奄美市民による知恵を求めるパブリックコメント手続きの予定はあるのか、伺います。

総務部長（東 美佐夫君） パブリックコメントということでございますが、企業版のふるさと納税を活用する事業につきましては、先ほど申し上げたとおり国の認定が必要ということでございます。認定を受けるにあたっては市の予算に計上されることが条件になっておりますことから、該当する事業は議会の議決を必要とするということでございます。また、総合戦略に位置付けられていることも条件となっておりますので、この総合戦略については外部の有識者会議、あるいは議員の皆様、あるいは住民アンケート等踏まえて作成、策定をしております。企業版ふるさと納税は地方公共団体の脆弱な財源を補完するという点と、ということで総合戦略に位置付けられたことでもありますので、その具体的に実施するための手段ということで、今考えております。そういった点では、ある意味補助事業の申請と同じよ

うなものだというふうに捉えているところでございます。このように地域再生計画と総合戦略とは整合性が図られていくということでございますので、企業版ふるさと納税にかかる地域再生計画自体のパブリックコメントを求めることについては、現時点では想定をしてないというところでございます。なお、企業版ふるさと納税の前提となる総合戦略については、外部有識者会議等において毎年度評価、検証する場を設ける予定にしております、必要に応じて見直しを行いたいと考えております。更に、対象事業についても毎年度の予算審議をとおして、議会の皆様の御意見を賜りたいというふうに考えております。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。補助事業と整合性があることが必要ということで、一つはそういう理由があるということでもよろしいんですかね。民間の方の知恵、発想っていうのも私はそこに優れた方がいらっしゃると思いますので、そういった皆さん、民間の方、市民の方の知恵もいただきながら進めていくのもいいのかなと思ったところでございますが、奄美も市の職員の部長がそこまで言われるんですしたら、はい、すいません。

総務部長（東 美佐夫君） 今回、先ほど総合戦略が前提になっているということで申し上げましたが、この総合戦略をつくる際には民間の皆さん含めたワークショップを開催して、その上で策定に至っている経緯がございますので、そういう意味では民間の意見も取り上げているということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。よろしくお願いたします。

それでは、次に移ります。4番目のこの改正地域再生法の付則では、政府はこの法律の施行後5年以内にこの法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されており、5年以内に見直しが予定されております。そこで、奄美市における地域再生計画の作成及び内閣総理大臣の認定に向けたタイムスケジュールを伺います。

総務部長（東 美佐夫君） スケジュールの関係ですが、国への申請の締め切りは本日の6月17日ということになっております。申請後のほうですが、国のほうで計画の内容を審査した上で、認定については8月のこれ中旬頃になるというふうに伺っております。計画の作成、策定にあたっては事業初年度ということもありまして、現在国に事前相談をしながら進めているというところでございます。なお、認定を受けましたらすぐに企業からの寄附を受けることができるというわけではございませんので、事業が終わってですね、一つの事業が終わってその事業費が確定したあとに、寄附を受けるということになります。ただし、寄附の申し出については随時受けることができますので、まずは郷友会の皆様、あるいは関係する企業の皆様に声掛けをしていきたいというふうに考えております。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。6月17日に国の申請をして、8月中旬には予定としては認定されると、よろしいですか。分かりました。この改正地域再生法の中では5年以内の見直しが予定されていると書かれておりますが、仮に5年以内でですね、見直しされる場合、それ以内でしたら全くないでしょうけど、早期に進めたほうがいいってことなんですかね、この5年以内に見直しが予定されているって書かれてましたけど、お願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 地域再生計画の見直しが5年以内に行けるということでございますので、そのプロジェクトプロジェクトの中で地域再生計画を申請していきますので、その地域再生計画の見直しを5年以内に行っていくということでございます。制度そのものを見直しということではなくて、計画そのものですね。そういうことです。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。予定どおり6月17日の申請で8月中旬を目標として頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。（5）先ほど申し上げましたように、企業は寄附をする際に株主や社員などの理解が必要となります。経営の意思決定者はその寄附活動についての説明責任を負います。そこで、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を決定するにあたり、企業がどのような事業を寄附してくれるのか事前調査が必要かと思います。まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連し、これまで奄美市が訪問した企業数を伺います。

総務部参事（久保信正君） 訪問した企業ということでございますが、国の認定のスケジュールの関係上、制度の概要や事業の内容について明確でなかったために、正式に企業を訪問はしておりませんが、数社の担当者との内々に御相談はしているというところでございます。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。数社の企業と予定しているといわれましたが、ちなみにいつぐらいに予定されてるんですか。数社の企業と。接触しているわけですよね、数社の企業と。いつぐらいに再生法の作成の資料を持っていくのかは予定はないんですか。

総務部参事（久保信正君） この計画が認定を受けたら、行きたいと思っております。

4番（津畑 誠君） 失礼しました。認定を受けてから。

（「正式に」と呼ぶ者あり）

正式に行くわけですか。認定を受けてから。認定を受ける前に作成書持っていくわけじゃないんですよね。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど、少し答弁の中で申しましたが、認定を受けなければ寄附を受けることができないということでございますので、認定を受けたあとに正式な申し込みを、申し込みというか交渉に入るということでございます。結局、認定を受けなければ、今まで接触した部分については無駄になるわけですので、そういうことで認定を受けたあとということでございます。

4番（津畑 誠君） ちょっと私の理解不足か分かりませんが、内諾を得るためにその地域再生法を提出して、それで内諾を得てそれに基づいて内閣府にそれを提出するわけじゃないんですか。認定を受けるわけじゃないんですか。

総務部長（東 美佐夫君） 個別の企業の内諾を得るとかではなくてですね、そういう企業から先ほど申し上げた1社からの見込みがあると、1社というか、そういう職種の企業から見込みがあるということで申請はできますが、内諾を、その個別の企業というわけじゃございませんので、そういう意味では再生計画の認定を受けたあとに、正式にその個別個別の企業さんと交渉をしていくということでございます。交渉と言うんですか、お願いをしていくということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

4番（津畑 誠君） はい。また、ゆっくりこのお話は課に行って伺いたいと思います。すいません。

次の質問に移らせていただきます。（6）先ほどの訪問した各企業の企業版ふるさと納税に対する反応をどのように把握しているか伺います。

総務部参事（久保信正君） これまでは制度の概要や事業内容について明確でなかったため、企業の担当者とも具体的な案内ができませんでしたが、今後訪問した企業には丁重に説明をしていきたいと思っていますところでございます。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。

次に、（7）企業版ふるさと納税においてどのような企業を対象に寄附を求めていく予定か伺います。

総務部参事（久保信正君） 地域再生計画に基づき、国に認定された事業に対する寄附の申し込みを募集することになるので、まず興味を持っていただけそうな企業や出身者で起業されている方を対象に、関係各課や東京事務所等と協議をしながら寄附の申し込みの依頼を行っていきたいと考えているところでございます。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。現時点ではそういった企業はピックアップされてないんですか。

総務部参事（久保信正君） 先ほど申し上げたとおりですね、いくつかの企業とは内々で相談はしているという程度でございます。それを認定されたあとに具体的に相談をさせていただきたいと考えているところでございます。

4番（津畑 誠君） はい。いくつかの企業ですね。はい、分かりました。

この企業版ふるさと納税、私もずっといろいろ資料見ながら、見て、プロジェクト戦略推進課行ったり、企画調整課行ったり、課長に時間取らせて一生懸命説明を受けていただけてますけど、意外と分かりにくいというか、難しいような気がしますけど、それはもう職員の方が、担当課の部長、課長が一生懸命取り組んでますので、今後とも出遅れのないように一生懸命また進めていただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、企業版ふるさと納税は各自治体の企画能力、知恵の競争です。奄美市独自の企画力と発信力で職員一丸となって頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次に入ります。3番目、中心市街地について。平成10年7月24日、中心市街地における市街地の整備、改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律が施行され、奄美市では平成12年度に旧名瀬市において市街地整備の改善と商業の活性化に向けて名瀬市中心市街地活性化基本計画を策定しております。この名瀬市中心市街地活性化基本計画の中で、43ヘクタールの区域や整備方針が示され、この区域の中で商業機能が集積している地域に防災上危険な箇所があり、また商店街の衰退が見られる状況があるとのことで、平成16年度に末広・港土地区画整理事業の区域3.2ヘクタールを決定しております。また、合併後の奄美市で平成23年に制定した奄美市総合計画では、今後10年間の羅針盤として中心市街地活性化基本計画の理念のもと、にぎわいに満ちた中心市街地の形成を目指すことと記載されています。そこで、中心市街地の活性化に向けた進捗状況について伺います。総務省が平成16年9月15日に中心市街地の活性化に関する行政評価、監視結果に基づく勧告を関係各省に行った際に、中心市街地の活性化が図られているかを比較した統計資料があります。この統計指標は中心市街地の1、居住人口。2、歩行者通行量。3、事業所数。4、従業者数。5、年間小売販売額。6、空き店舗数の六つの指標です。今回はこの中の歩行者通行量についてお聞きします。以前の当局側の議会答弁では通行量調査を実施している。中心商店街の中央通り、奄美本通り、銀座通り、末広通りの4通りの合計をした数字について、平成16年調査時点の通行量が1日当たり1万8,873人と答弁しております。そこで、この中心商店街の中央通り、奄美本通り、銀座通り、末広通りの4通りの合計をし

た歩行者通行量の直近の調査時点での人数をお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 直近の平成27年12月20日に実施した4通り合計の歩行者通行量につきましては、1日8,734人となっております。なお、今年の3月に実施した調査結果では平成25年と比較して増加に転じるなど、回復の兆しが見えつつあるのではないかと考えております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。平成27年12月に8,834人、25年と比較すると増えているわけですね。すいません、失礼しました。もう一度、28年の、すいません、もう1回お願いしてよろしいですか。失礼しました。

商工観光部長（菊田和仁君） 通行量調査はですね、12月と3月に2回いたしております。それから、津畑議員がお尋ねになったのは12月のですね、歩行者のみの統計なんですけど、今私が申し上げましたのは28年、今年ですね、28年3月に実施した調査もございますので、それをもとに申し上げたんですが、参考までに数字を申し上げますと、歩行者とですね、それから歩行者と自転車も合わせた数字などいろいろございますが、お尋ねは歩行者だけだったんですが、私どもよく統計を取るときに歩行者と自転車の合計も使ったりいたしますが、歩行者と自転車の合計の数字で申し上げますと、平成26年3月、年度でいくと平成25年度ということになりますが、このときの人数が8,614人。それから、私が先ほど申し上げました平成28年3月、このときの歩行者と自転車を合わせた数字が9,341人ということで、回復の兆しが見えつつあるんじゃないかということをお願いしたところなんです。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。自転車と歩行者ですね、合わせて今増加してるってということでよろしいわけですね。はい、分かりました。

次に、名瀬末広町の土地及び建物の課税評価額の推移について伺います。名瀬末広町について、平成18年度の土地及び建物の課税評価額と平成27年度の土地及び建物の評価、課税評価額をお伺いいたします。

市民部長（前田和男君） 御質問の末広町の土地と家屋の評価額について答弁させていただきます。まず、土地につきましては平成18年度が約60億9,300万円、平成27年度が約38億200万円と、18年度の約62.4パーセントとなっております。ただ、この統計は県内他市の小売地価、これ商業地のほうでございますが、でも同様の割合、大体50から70パーセントの間が県内他市の10年間の動向でございます。次に、家屋の評価額でございますが、平成18年度が約25億1,100万円、平成27年度が約20億2,700万円と18年度の80.7パーセント程度となっております。この要因といたしましては、区画整理事業期間中ということで、棟数自体が18年度は367棟に対して、平成27年度が267棟ということで、100棟減少した形で現在区画整理事業期間中ということでの推移ということで御理解いただければと思います。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。土地の評価が60億9,300から300,飛んで200,4割程度ですか、下がっておりますね。あと、住宅のほうが必要に立ち退きで今のところは大幅に減少しているってことで理解してよろしいですか。はい。分かりました。

最後のほうでちょっとまた触れるかもしれませんが、次に進ませていただきます。昨年12月に策定された奄美市総合計画前期基本計画検証結果報告書に中心市街地活性化基本計画について国の認定を受け、民間投資を活用した事業の構築が課題となっております。平成28年度認定に向けて取り組んで

いくと記載されています。平成18年5月31日、中心市街地活性化法は改正され、同年8月22日から施行されております。改正された中心市街地活性化法では市町村が新たに策定した中心市街地活性化基本計画に対する内閣総理大臣の認定制度を創設し、様々な支援策を講じるようになっております。この国の認定については昨年の市長の施政方針でも平成27年度には中心市街地活性化基本計画を改定し、国の認定に向け、取り組むとともににぎわいのある中心市街地の形成を推進してまいりますとなっております。この中心市街地活性化基本計画を改定し、国の認定に向けた具体的な内容とタイムスケジュールはできているかお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 中心市街地活性化基本計画の認定に向けましては、スケジュール的なお話しですが、本年12月までに内閣府と計画内容について調整を完了し、協議が整った場合は年明けに申請を行い、年度末に認定を受けるというスケジュールになっております。本年度中に認定を受けるためには、平成29年度から平成33年度までの5か年に実施可能な、市が実施する事業、民間が実施する事業を取りまとめる必要がございます。現在、民間事業の構想を策定するために有効な専門機関の独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施するサポート事業の申請を行っているところです。年度末の計画認定に向け、年内に民間の事業構想を取りまとめるとともに、市が実施する事業も含めた中心市街地活性化基本計画案を策定してまいりたいと考えております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。12月、内閣府に提出し年度末に認定をいただくということによろしいでしょうか。よろしくお伺いいたします。

次に、奄美市総合計画前期基本計画検証結果報告書には、中心市街地の区画整理事業の進捗や課題等について、中心市街地活性化協議会において議論をし、きめ細やかな対応について検討する必要があると記載されています。この協議会は奄美市が平成23年4月11日に改正中心市街地活性化法に基づき、株式会社まちづくり奄美と奄美大島商工会議所を中核として設立した中心市街地活性化協議会を指すものと思いますが、この協議会における昨年度、平成27年度の開催回数及び協議議題をお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 中心市街地活性化協議会につきましては、中心市街地活性化基本計画を策定するにあたって、幅広い関係分野から選任された委員の意見を計画に反映させるための協議を行う役割を担っております。本年3月に開催した協議会においては、計画策定に向けた協議を行うとともに、具体的な施策を検討するための部会を設置することが了承されたところです。部会の構成については、現在の商店街における課題などを踏まえて商業活性化に必要なソフト事業について議論する商業活性化部会、これと民間事業構想を策定するための民間事業部会の2部会を設置する予定といたしております。今後、各部会、3回程度開催される議論を踏まえ、年内に中心市街地活性化基本計画案として取りまとめ、再度中心市街地活性化協議会において協議を重ねてまいりたいと考えております。

4番（津畑 誠君） 失礼しました。聞き漏らしました。何回、回数は。失礼しました。

商工観光部長（菊田和仁君） 27年度につきましては、新しい計画をつくるためのということで、現在1度しか開催いたしておりません。従いまして、28年度、頻繁に協議会を開催する予定となっております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。専門的な部会、商業活性化部会、民間活性化部会と、中での商店街の構想がいろいろ話し合われていくことで理解してよろしいでしょうか。やはり、商店街、私も商店街の近く、住んでますけど、かなり人通りも少なく、実際店舗も構えております。そうし

た中でやっぱり、日に2回・3回歩いてますが、やはり人通りが少ないと。そうした中で、もうお店の方ともお話ししますが、やっぱり厳しい状況が続いていく。そうした中でほかの議員もお話されていますけど、あの厳しさを目の当たりにすると、それこそやっぱり周りの、今の中心市街地活性化協議会とほかの団体がどういうふう考えているのか、本当に気になる場所です。本当に今後とも引き続き商店街のこと、またよろしくお願いたしたいと思えます。よろしくお願います。

あと、最後になりますが、ここで平成23年12月議会における当局の答弁を議事録から紹介いたします。平成23年12月議会で、中心市街地への良好なアクセスや防災機能の強化など、都市基盤整備を併せて商業施設の再建を図り、にぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図るとしておりますが、今改めて本事業の進捗状況や現況を見てみますと、本当にこの事業をやることによって、にぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図ることができると考えているのかどうか、お尋ねいたします、との質問に対して、当時の建設部長は、ただいま実施している観光交流センター、通称A i A iひろばでございますが、この建物やまちづくり交付金の市内の公園の再整備や町中居住推進事業、中心市街地活性化基本計画を活用したソフト面を取り組みながら、これらと連携していくことにより、いっそう町の魅力や活力が生み出されて、魅力的な都市環境が整備されていくものだというふうに考えております、と答弁しております。また、市長はこの事業計画について、今さっき言ったように、将来的にこの事業が推進してきたときには、にぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図ることができると市長は考えていますか、との質問に対して、市長は私はそのように思っております。構想から計画実施に至る間において、そのような町をつくる目的で構想、計画された事業でありますので、その目的に近づく、また目的を超えるほどの事業でなければいけないと責任あるものとして思っております、と答弁しております。また、この区画整理事業も含めて、商店街の再生は可能ですか、との質問に対して、当時の都市警備課長は商店街の再生は可能ですかとの御質問ですけれども、今後のまちづくりの基本はやっぱり中心市街地の活性化だと思えます。郊外型の今までの人口増の郊外型のまちづくりから、やはり中心市街地のまちづくりに変わると思えます。その中で、いかにその町の中に人を集め、楽しい場所をつくるのか、その中でやっぱり商業機能というのは、やっぱり都市機能の中でも最重要な機能だと思えます。それをつくるために土台作りとして区画整理事業を行い、またソフト事業も含めて5年後、10年後にみんなが楽しく、いつでも楽しめるような空間をつくるのが大事だと思えますので、商店街の再生は可能にしますと答弁しております。以上が、今から5年半前の平成23年12月議会における奄美市当局の中心市街地再生に関する御答弁です。私も、今回の資料はなかったものですから、ずっと過去の議事録を目を通させていただきました。その中でちょっと気になる部分がありましたので、紹介いたしました。以上を踏まえて質問をいたします。ハード事業の末広・港土地区画整理事業の1、進捗率、及び2、完了年度、並びに3、この完了年度においてにぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の形成ができ、みんなが楽しくて行っても楽しめるような商店街の再生ができ、できているのかお伺いいたします。

建設部長（本山末男君） それでは、末広・港土地区画整理事業についてお答えします。中心市街地の活性化へ向け、市ではにぎわいのあるまちづくりを目指し、ハード、ソフトの両面から事業を実施しているところでございます。ハード面につきましては、平成18年度に事業計画を決定した末広・港土地区画整理事業を導入し、道路、公園、換地などの整備について推進しているところでございます。進捗状況につきましては、平成27年度末で事業費ベースで約74パーセント、建物移転ベースで約82パーセントとなっております。今年度につきましても、都市計画道路末広港線の整備や建物移転などを予定しており、平成30年度の事業完了を目指しているところでございます。また、末広・港土地区画整理事業のほかにも、個性あふれるまちづくりを目指した都市再生整備事業、整備計画事業において、これまでも道路や修景事業、A i A iひろばの整備などに努めてまいりました。昔の町並みに戻るのはいっ頃かという御質問でございますが、末広地区の区画整理につきましては、中心市街地の良好なアクセスや

防災機能の強化に併せまして、にぎわいのある、満ちた中心市街地を形成することを目的にした事業でございます。現状におきましては、事業半ばにつき目的は達成されておりませんが、以前のような活気溢れる商店街や魅力ある町並み、町並みになるよう、今後とも商店街とも連携を図りながら、ハード、ソフトの両面におきまして地域の皆様と一体となった整備を推進してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。ハード事業完了後の平成30年ということですが、私の個人的な見解として都会と同じようなものを求めるだけでなく、奄美独自のまちづくりをしていただきたいと思います。例えば、魅力ある個店を誘致したり、はい、以上で終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 津畑 誠君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 林山克巳君の発言を許可いたします。

2番（林山克巳君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自由民主党、新人議員林山克巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、新しく議場におられる当局の選ばれし方々におかれましても、なにとぞ完結、明瞭な御答弁を賜りますようよろしくお願いいたします。

はじめに、熊本地震で亡くなれた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成28年第2回定例会において、一般質問にあたり、自分自身の任期における不退転の決意を約束して、森羅万象すべてを鑑み、まずは一言所見を述べさせていただきます。私は、ふるさと奄美に30年ぶりに帰ってきましたが、30年前、昭和62年までの奄美と比べると、何か町全体がもやもやとした雲に覆われているような感じがしてなりません。幼少期の昭和40年から50年代は日本経済の成長に伴い、大島紬も15万8,583反から26万2,460反、増産、生産額ベースでは39億5,601万円から、昭和55年の286億1,304万円をピークに、平成元年までは122億7,412万3,000円と100億円台を維持し、生産状況も平成3年までは11万3,594反と10万台を維持しておりました。しかし、平成4年から平成27年に至るまでは生産状況が下降の一途を辿り、5,106反まで落ち込み、生産額も4億2,404万5,000円と厳しい状況になっています。奄美市も紬という基幹産業の衰退の中、県の出先機関の縮小や企業、NTTの閉鎖など大変な御苦労があったと推測されます。その結果、奄美振興予算や地方交付税などに頼らざるを得ない状況を生み出したものだと考えられます。その結果、社会保障、福祉、年金、医療、財政、すべてのことを国・県に頼らなければならなくなったと思います。それと同時に、奄美市民の意欲やプライドまでむしばまれてきたかもしれません。そんな、大変な状況の中、朝山市長におきましては合併という大事業を成し遂げ、いろいろな批判にも耳を傾けながら忍耐の方であったと推察されます。隠忍自重、怒りたい気持ちなどをじっと我慢して軽々しい言動を慎むこと。私も見習いながら努力していこうと思います。私見ではございますが、今こそ奄美市の自立への道を未来の子どもたちのためにつくることこそが一番大事なことだと思います。新奄振法、自然遺産登録、自衛隊誘致、国体、オリンピック、新庁舎、そして第1次産業ほかすべてが新しい材料ばかりです。このチャンスを生かすかどうかは奄美の将来を左右する鍵を握ると確信しています。そのためにも、産業振興、仕事をつくりださなければいけません。環境が変わっても、制度や慣習が変わらなければ新しい流れは生まれてきません。地方創生、新奄振法によるいろいろな助成金、チャンスの波のうねりは間違いなく押し寄せてきています。その前にしっかりした船

を造ることこそが、その波に乗れるかどうかの大事なことだと思います。故田中角栄の言葉に、そこに人が一人でも住んでいたら、そのために汗を流すのが政治家。予算の数字を組み立てるのが役人、官僚。最後に責任を持ち決断するのが政治家。役人は決して責任は取らない。しかし、求めてもいけない。最後は政治家の決断と責任であると言っています。いろいろ賛否はありますが、その後の日本列島改造論や放映権や様々な法律をつくりだしたおかげで、現代の日本があるのも国民が承知していることだと認識しております。そうしたことを踏まえ、私たち奄美も新しい時代を迎えようとしています。これからの奄美の未来像について、まず市長自らの夢のあるお言葉を、どうかお聞かせください。

次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 質問の内容は市長の、（１）じゃなくてその前のということですね。はい、了解しました。

答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 林山議員にお答えをいたします。議員がお話のとおり、政治は夢を語らなければいけない。しかし、その夢を実現するためには、議員がおっしゃったように、産業が活性化され、そして財政がしっかり整わないと、夢の実現ははなはだ難しいということであろうかと思えます。その夢を踏まえて、奄美市の幸せな島づくりというタイトルを掲げて、ビジョンをつくったところであります。概略を申し上げます。近年は地方で心も豊かな生活を送ることに価値が見出されるようなライフスタイルが見られるようになったと感じております。ここ奄美におきましても、世界自然遺産登録候補地になる自然環境のすばらしさ、インターネットによる情報格差の縮小、そしてLCC就航等による首都圏からのアクセスの改善、大型観光船の寄港などのほか、生活に必要なサービスが充実する都市機能が集まった住みやすい環境など、これほどの優位性を持った地域というのは全国でも数少ないのではないかと自負心も持っているところであります。まさにコンパクトシティと言われる所以ではないかと思っております。このような優位性を踏まえ、昨年12月に奄美市攻めの総合戦略を策定したところでございます。この総合戦略の中で奄美市の未来像を幸せの島と位置付けております。市民全員が幸せの島の担い手として、まずは身近な家族や友人を幸せにすることで、集落や町、更には島全体へと幸せの好循環が生み出されていくものと思っております。そして、目指す2060年には奄美大島は人々が暮らしたい島となり、一定程度の人口を維持する島になっていると定義をした次第であります。この幸せの島を実現するべく、目指すべき姿を経済的に自立した島。子育てに適した島。皆が知恵を出し実行する島。豊かな自然と伝統を守る島と位置付けております。今後、これらの方向に基づいた各種施策を実現しながら、皆さんとともにそれらの実現に向けて頑張りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2番（林山克巳君） それでは、質問に入っていきます。今回、質問どうしても1回目の質問と、今回どうしてもしたい質問をずっと並べてありますのでよろしくお願いいたします。今、この前この、何ですかね、奄美総合計画、この計画をいろいろ説明受けて、いろいろ人口ビジョン、いろんなことを聞きました。その中で、もう本当に数字的にはものすごくこの5年間の推移、すばらしい、私なりにはこの中で何とか頑張りがながらいい流れでこう来ているというのは私自身この人口の推移ではそう思っております。ただ、今いろいろ先ほど言いましたけど、いろいろな流れが来ている中で、それではそれをどういうふうに取り組んでいくか、そのポイントをちょっと挙げ、一つずつ質問していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それで、もう完結、明瞭にお願いいたします。

まず、人口ビジョン、Iターン、Uターン、Jターン、Oターン。Iターン、Uターンという言葉はよく使われますが、JターンとOターンというのはなかなか、分かる人は分かりますがなかなかあんまり聞きなれてない言葉って思うんですが、まず二つ、二ついきます。まず、Iターン、Iターンとはも

う私が説明します。都市部の人の方が地方に移り住んで、ライフスタイル、生活の様式、営みを重要視すると。Uターンはもちろん島出身の人が東京、大阪に行って、そして戻ってきて、親や親戚、知人や友達との生活、営みを大事にする。まず、この2点からまず問題点、それを、問題点とそしてそれに対しての対策を、どういう対策をしているか、そこをよろしく願いいたします。

総務部参事（久保信正君） それでは、IターンとUターンの問題点についてお答えさせていただきま
す。Iターンについては集落行事への参加や集落に住んでいる方との付き合いができず、結局移住した
地域に馴染まないまま都会に戻っていくということもあり、定住につながらない場合がしばしばあると
いうことが問題点として挙げられているようでございます。Uターンについては、せっかく地元でUター
ンで帰ってきたが、家族で住むための住宅が出身集落にはなかなか見当たらない、また親と同居する
にはどうしても新たに家を探さなければならないが出身集落には適当な物件がないなど、住宅に関する
問題も多いようでございます。

2番（林山克巳君） 対策のほうも。

総務部参事（久保信正君） それでは、Iターンについては移住する前の、移住相談の段階で希望する地
域や集落のよい情報ばかりでなく、その集落の持つ様々な環境の情報を提供すること、また集落におけ
る移住体験などを経て実際に移住する前にその環境に少しでも馴染んでおくことなども必要だと感じて
おります。Uターンについてはやはり住宅に関する問い合わせが多いので、本市における移住、定住の
ための住宅情報及び民間の不動産情報等の幅広い提供を今後とも行っていきたいと考えているところ
でございます。以上です。

2番（林山克巳君） そしたら、そのUターン、Uターンのことでなんですけど、一旦島から出て行って、
そして戻ってきて、いろんな住む場所がない、物件がない。そういうのがあるんですけど、本当に物件と
かそういうのが今ないから戻ってきてないという、そういう数字的なそういう根拠があるんですか。よ
ろしくお願いします。

総務部参事（久保信正君） その物件はですね、あるんですけどもなかなかそれが借りられる状況になっ
てないということが問題になっているようでございます。

2番（林山克巳君） 話をいろいろな方々と私もずっと話をするんですけど、Uターンで本当にみんなが口
を揃えて言うのは、やっぱりその物件とかいろいろなことじゃなくて、やっぱり仕事がない。それか
ら、賃金が安い。だから、内地の賃金としたら、もちろんそれは違っても悪くはないんですよ。それ
はもちろん島の経済状況の中でなんで。ただ、その中でいろんな支払いとかいろんなことを考えれば、
なかなか島に戻ってきてみんなと親なんかと一緒に住もうっていうことの決断力がつかない。こうい
う話がものすごく私は耳に入ってきてるんですよ。物件は、確かに親と一緒に住む方もいらっしやれ
ば、安いいろいろな家賃で、贅沢せんければどんなアパートでも、どんな形でも住むことはできるん
で、そういういろんなことを踏まえた上でのそのUターンする人たちを何とかこの奄美にこう定住させ
る、そういう対策をもっと掘り下げて、その物件だけじゃなくてしなければいくら物件を揃えてもなか
なかUターンの人たちが来るっていうのは考えられませんで、そこをよく考えて、住宅の物件だけ以
外のことを考えながら、また対策していただければありがたいと思うんですけど。それで、Iターン。I
ターンはもちろん内地の人がこっちに来て、地域の人と馴染めない、馴染めないから、それはだけど、
やっぱり来て、その地域の、島の地域の人と一緒に自治会とかこうふれあいながら、楽しんでそこ
に住めるかどうかっていうのは本人次第もあるし、またはできないから帰るっち、Iターンの人に関し

てはこれは自分のライフスタイルの中で来て、また戻る。これはもう、それをどうのこうのって言うことはなかなか言えないことでは思うんですが、それでもIターンの人を何とか定住させる、そういう話を聞きながらやっていただければ、しないよりは少しこういくんじゃないかなって思いますので、そこも考えながらよろしくをお願いします。

そして、Iターン、Uターンは皆さん知ってますけど、このJターンっていうのが本当にこの流動化の中で、人口の流動化の中で、Jターンっていうのがここの郷友会とかあれと一緒に、奄美に住んどってほかの徳之島・与論・沖永良部、いろいろあります、島ありますが、内地に出てその島に戻らないでこの奄美市で住むっていうのも、これもJターンの一つなんですよ。それか、鹿児島で住む。近隣の鹿児島市内、宮崎。奄美ではちょっと難しいけど、鹿児島だったら住めるっていうのが、これがJターンなんですよ。これが、これから先転勤も含めた上、いろんな流れも含めた上で多くなってくるんじゃないかなって思いますので、ここのまず問題点、どう思われるのか。それと、もう一つはOターン。Oターンはもちろん、もう行ったり来たり、東京、大阪行ったり来たり、戻ってはまた東京、大阪行ったり。そういうことなんですけど、ここの問題点と対策をすいません、簡単にお問い合わせいたします。

総務部参事（久保信正君） Jターン、Oターンについても問題点ということと対策なんですけども、議員おっしゃるとおり、Jターンについては結局奄美へ戻ることなく、都市圏から別の地方都市へ移っていくわけですから、JターンでなくそれがUターンにつながるような取組をもっとしていかなければならないというのが問題点であり、OターンもできればUターンとつながるように、そうでなくとも奄美に居住できる期間をできるだけ長くできるような取組をできないかということが問題点であろうかと考えているところでございます。できるだけ、そのために長く奄美に住居していただけるように、Uターン対策同様、住まいの情報提供を中心に仕事や集落の情報を要望に応じて今後とも提供していく考えでございます。

2番（林山克巳君） JターンとOターンのこと、今日は話してみましたが、今まではIターン、Uターンが主ですが、このJターン、JターンとOターンというのも、非常にいろんな意味で、ただ定住だけじゃなくて、奄美も、そういう人もですけど、産業も含めた上で大事な位置付けにこれがなってくるんで、ここを考えながら、ふるさと納税も関わってきますので、こういうのも含めながらこれから人口の流動化のことも考えて、ちょっとこうプログラムを作っていただければ、ものすごくこれから奄美が活性化していくと思いますので、よろしくをお願いします。この人口ビジョンに関しては、人口に関してはこの総合計画でもすごいグラフで上がってますんで、クルーズ船とかいろいろ上がってるんで、もうこれは今からいい材料ばかりですんで、あとはそれをどうやって崩していくかになっておりますんで、よろしくお問い合わせいたします。

それでは、人口ビジョンのことについては、1番のことについては質問終わりますが、2番にいきます。財政状況の見通しについて。人口推移や産業振興、自然遺産登録踏まえた上での、まず1番、合併10周年を迎え次の10年の推移と見通しについて。っていうのは、多分国のほうも各省庁から事業がこう挙がってきて、それをするのがこう財務省がこれを全部見えるはずなんですよ。そしたら、財政の人が一番こう挙がってきますんで、見えるんでそれを踏まえた上で財政のこれから、ここに書いてますけど、いろんな新庁舎、それから末広土地区画整理事業、それから、基金残高なども含めた上でのその見通し、よろしくお問い合わせいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 第2次財政計画を先般策定をしたところなんです。この期間については28年度から平成37年度までということになっております。まず、合併10年間の財政計画に関してですが、行財政改革の推進に併せて起債枠を38億円の順守、実施計画及び財政計画に基づく計画的な行財政の運営を行いました結果、健全な財政運営が図られてきたというふうな判断をしております。そこで、第

2次財政計画ということになりますが、前計画の総括を踏まえて、適正な財政規律に基づく財政運営を進めていく予定にしておりますが、これによって次世代につながる行財政運営を目指したいというふうに考えております。これらのことを踏まえて、お尋ねの財政状況の見通しということでございますが、まず歳入、歳出の主なものについてお答えをいたします。平成28年度と平成37年度で比較した場合で申し上げますと、まず歳入面ですが、市税のほうです。これについては人口減少による影響、あるいは自然遺産登録などによる交流人口の拡大がみられますので、そういうことでの産業振興というプラスマイナスの両面が予測されます。そういうことで、現在のところ35億円台から37億円台で推移するというふうに推測をしております。次に、普通交付税についてですが、平成33年度からの一本算定への移行が、完全移行ですね、なります。全国で国による一本算定後の減少幅が6割程度ということ想定して試算をした場合ですが、約5億円程度減少するものと見込んでおります。一方、再出の面ですが義務的経費の中で最も大きな扶助費について、保護費をはじめ障害者福祉経費、高齢化率の増加の状況から扶助費全体では大きく減少するとは考えにくいところですので、今後とも緩やかではありますが増加するものというふうに推測をしております。また、投資的経費についてですが、計画期間内に先ほど議員がおっしゃいましたが、本庁舎建設、あるいは名瀬・住用地区の給食センター建設など大型事業が実施を予定されておりますので、これらの事業を除くとほぼ40億円台で推移するというふうに考えております。長期的な予想ではありますので、不確定的な要素も含んでおりますが、現段階で考慮できる範囲での見通しということで御理解をしてほしいと思います。いずれにいたしましても、健全な財政なくして健全な行財政は困難であるという観点から、今後とも毎年将来に備えた財政状況考慮しながら、社会情勢の変化、あるいは国の制度改正等を念頭に置きながら、各種事業の計画的な執行、更に先ほど議員からありましたが、基金の積み立てなどの財源確保を行いつつ、安定的な財政運営に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。いろんな方々と話したり、知人や友達と話をするとき、林山、大丈夫か。財政は、市の財政は大丈夫って思うかってよく聞かれるときがあるんですよね。やっぱり、それがいろいろやっぱり段々とみんな考える方が多くて、私の年代になればみんな考えますけど、やっぱりそこが安心だといろいろまたこれから先の未来の自分の子どもたちのことや、いろいろ父と母のこととか、やっぱりいろいろ考えるから、ちょっとそれが、ちょっとどうかなってという不安なこともありましたけど、今話されたことでみんなも安心してこれから先、楽しみのある未来の幸せな奄美を夢見ることができるんじゃないかなって思います。それと、基金はやっぱり、賛否論ありますけど、やっぱり基金がちゃんとかう蓄えながらやっていくっていうのは、すごく私自身はいいことと思ってます。家でもそうなんですけど、やっぱり個人個人で貯金を少しずつこう貯金をしている人としてない人と、そういう意味では個人ですけど、やっぱり全然違うって思うんですね。もちろん市なんで、奄美市の人たち、市民の全部をこうしなければいけないんで、全然レベルが違うんですが、だけど本当にそういう意味ではここまで来て、いよいよこれから攻めの戦略をしていくなと思っておりますので、財政の面ではこれで楽しみっていうか、安心できました。ありがとうございます。

それでは、3番目の産業育成に伴う物流経費。実は私はこれがもう一番の、この前の1回目の質問のときにあまりしませんでしたけど、個々の話もしました。農産物、いろいろなこと話しましたが、この物流、物流が一番今まで奄美群島から産業が興らなかつたり商品が外に出ていかなかった一つだと思うんですよね。ここがもうポイントなんで、これをちょっと今回中心にやっていこうと思います。産業育成に伴う物流経費、運送、輸送費。鹿児島から沖縄、沖縄から鹿児島、この物流経費ですね。これをまず、話をまず聞きますけど、その前にこう奄美大島は、奄美大島は本当にほかの離島と違って、鹿児島から沖縄にこう絶対行き来しますから、これってほかの島とは違ってですね、人も物も下りる、それから貨物も下りる。これはものすごい物流なんですよ。先ほど、田中角栄の話をしましたけど、ここに本が、田中角栄の本持ってきましたけど、実は田中角栄さんと、元田中角栄総理、田中総理大臣と有村治

峯先生がこの奄美群島の物流を本当に経済成長のときにつくり上げた方なんですよね。だから、この船、運輸も含めて、ものすごい流れがこの奄美群島にあるのは、私はちょっといろいろと勉強しながら分かりました。そして、自分で体験して、何でこないのかなって不思議なことがいっぱいありました。それを、話をまずしていきますが、まず今回の奄振の助成金、この助成金の内容が私はもう今までのその助成金とは本当に違うその助成金のその流れ、これをですね、商工観光部長、是非このどなたが言うか分かりませんが、今までと違う、ここに資料もありますけど、商品があってそれを鹿児島まで送る。その説明をお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員の御質問のほうは奄振交付金を活用した農林水産物輸送コスト支援事業についてお答えいたします。この事業につきましても、奄美群島で生産された農林水産物を鹿児島県本土へ出荷する際にかかる輸送費の一部を軽減することにより、本土生産地と同一条件の環境を整えることを目的としております。それから、支援の範囲についてもですね。輸送経路における支援の範囲については、まず農作物が集荷場と名瀬港までの陸上輸送費、それから名瀬港から鹿児島新港までの海上輸送費並びに出入港時の荷役経費と港から荷捌き場までの陸上輸送費が対象となっております。次に、林産物と水産物につきましては、名瀬港から鹿児島新港までの海上輸送費並びに出入港時の荷役経費が支援対象になっています。また、水産物の養殖クルマエビと海ぶどうにつきましては、奄美空港から鹿児島空港までの空輸にかかる輸送費並びに荷役経費が支援の対象となっております。なお、農産物につきましては、輸送経路の関係上林産物、水産物と比較して陸上輸送費の負担が大きいことから、支援対象となる範囲が広がっております。更に、ちょっと付け加えますが、水産物については今年度から沖縄本島へ出荷する際にかかる輸送コストについても支援対象として制度が新設されたところでございます。以上です。

2番（林山克巳君） この助成ってというのは26年度から始まっている、新奄振法の、奄振法によって始まったんですが、それまではですね、港から港、港からコンテナに乗せまして、コンテナ、港間だけだったんですよね。だから、コンテナを下すのにかなりのコストがかかるんですよ。そこからまた輸送もコストがかかるんです。100円で、100円だったら倍の200円で払うんですよね、実際は。だから、本当にこの今回ものを輸送、港までの輸送、それからコンテナを乗せる、コンテナに乗せてそれから鹿児島に着いて、そこから行く陸送まで助成が付いているっていうのは本当にこれは、今までにない流れです。私から言わせたら、本当だと農作物だけじゃなくて、本当は加工食品にも本当はもっていかないかんとですよ。何でかって言いましたら、農作物はもともと農協さんが主体でこんなこと言ったらいかんですけど、農協さん、Aコープがあって、コンテナを自前で持ってあって、そのコンテナでまた持って帰るんですよ。だから、本当だとこの奄美市に産業をもたらすんだったら、本当はこの加工食品に対応するぐらいの、対応って、加工食品もそこにできれば、今は無理かもしれないけど、何でかって言いましたら、笠利・住用は農業だからいいです。だけど、この奄美市、みんな若い人たちはパソコン使っているんなことやったり、例えばお菓子を、和菓子を作ったり、加工した商品、それにはまたかなりかかってくるわけですよ。それには入ってないんですよ。だから、ここをよくもう1回、商工観光部長、まず農業からなんです、そこになったときがもう本当、若い人たちもみんな産業を興そう、みんなこうしょうっていう機運が高まって来ると思うんですけど、どうですか観光部長。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、農林水産物についてはですね、市場の需要によって価格が決まるということでございまして、従いまして生産者が輸送コストを負担する仕組みになっているということです。それから、加工品についてはですね、市場の需要に関係なく生産者側が価格決定を持っているということで、輸送コスト分を価格に上乗せできる、反映できるということで今度の農林水産物輸送コストの支援事業の仕組みもそうなんです、基本的にはそういったことがあって、加工品については難しい

ということで今回の制度もそのようになっておりますことを御理解いただきたいと思います。

2番（林山克巳君） すいません、再度そしたらその話を聞きますが、この資料によればですよ、生産者に直接じゃなくて、農作物ですよ、その農作物をこう集めてそれを、ここに書いてますけど補償対象は次に掲げる団体のうち、当該団体またはその構成員が奄美群島産の農林水産物の出荷を行い、かつ奄美群島内に出荷などの拠点を有するとともに本事業による補助などの財源を活用し生産基盤強化などに努める団体とする。そこにこの補助対象、書いてあるんですよ。私、これなるほどだなんて思った。だけど、私なんかもし、もしって言うか、素人の目でいけば、生産者にその恩恵っていうか、もちろん生産者に、生産者に請求が来てれば、来てるからそういう形になるのかもしれませんが、請求が来てなければ別ですよ、その例えばその団体から。だけど、お金の口座のやり取りはこの団体のほうにお金が入るんですよ。この、このこれでいけばですよ。生産者に入るわけじゃなくて、生産者のその、生産者に請求がくるわけじゃなくて、そのかかった分の物流コストは、例えばこれでいったら漁業組合とか水産物といったら、農業だったら農協さんとか、それ以外例えばずっと農業をして、農業組合がこうある団体、そこにその物流のこの助成金はいつてるんですよ。決して、私は悪くはないって思います、これは。何でかっていったらそれで農業基盤がよくなったり、物流コストがよくなったらいいけど、だけど、なるほどだなんて、TPP、農業一生懸命こう応援するってなかなか難しいけど、こういうふうにして団体も応援しながら農協も含めて、いよいよ海外に出したり、いろんなその利用する、その、そういう形のこの口座はそういうふうになってるんですけど、生産者に出ているわけじゃ、生産者との口座のやり取りじゃないですよ、商工部長。

農政部長（奥 正幸君） 今の、ただいまの話はですね、輸送コストの農産物についてはですね、先ほど商工観光部長が答弁しましたようにですね、集荷場から港までの荷役と港から海上輸送ということで鹿児島、鹿児島から荷役作業から荷捌き場までのその輸送コストとかいうものについてはですね、普通で生産者、もちろんその農協とか出荷団体の負担で、そのあとは生産者に負担が回って来るんですね、生産者が。加工品につきましてはですね、そういう輸送経費も含めて、要するに生産、農産物については競りで価格が決まる。そのコストも含めて、陸上輸送、海上輸送まで含めて競りで価格が決まる。要するに生産者が価格決定するっていうのができないんですよ。ですから、これまではその農協であり若しくはその農協の組合員である生産者そのものがそのコストを負担していたということです。市場価格で決まるという話、先ほど商工観光部長が言われたですね。加工品については、その海上輸送含めて、陸上輸送含めて、含めてそれを価格に反映するのは生産者であるということで、この輸送コストの支援っていうのはその農業生産物だけであり、加工品は対象外ということでございます。以上です。

2番（林山克巳君） 分かりました。実際、農業のその生産者に負担がある部分を農家さんはいろいろこう負担してるんで、農協さんにお金をやったりとかしてるんで、その分も含めた上でのその助成が出るっていうのは分かります。ただ、口座のやり取りはそういうふうにちゃんとした団体のほうにあって、それが埋まっているっていう、それはそれで、その助成金の流れが分かりましたんで、それはいいんですが、だから今回このシステムっていうのは本当に、今から私はこの前一般質問しましたけど、住用と笠利の繁栄なくしてこの奄美市の繁栄はないって私は言ったんですよ。先ほど、1回目の質問のときに。これは、奄美市には本当にこうパソコン使っているいろいろなこう、また観光呼び入れてするけど、ものはやっぱり住用とか笠利がしっかりものを作って、それを加工、加工したり出す。その手助けをこの町の中のを考えている人たち、若い人たちも考えてやるって、またそれはあるんで、今回これはこの物流は、物流のこの支援事業に関してのこの助成はこの事業に取り掛かった人はああって思うと思いますよ。これは本当に第1次産業にチャンスが来ているっていうのが分かるって思います。なんで私がこう話すかって言いましたら、鹿児島から沖縄までこう船はずっと行くわけですよ。そこから、コンテナ

を降ろすんですよ、商品を、みんな。降ろしたら帰りの船に、そのコンテナをみんな、昔ですよ、空コンテナを乗っけなければいけません、空コンテナを。そこにものを乗せたらかえってコストがかかるんです。空コンテナを乗せて、鹿児島まで行くわけですよ。だから、本当だとその空コンテナに島の商品を乗せれば、本当にものが流れるなって思ったときがあったんですよ。空コンテナがあるから、あそこに作ったものを乗せれば安くで内地の本土の人、本土の商品と勝負ができるんじゃないかなって、って思ったけど、そこにはやっぱりいろんな、コンテナに対する補助金とかいろいろもろもろがあるみたいですから、その辺はもういろいろ、私もああこれはなかなか難しい問題があるなって思ったんですよ。そしたら、今回こういうふうになりましたんで、ちょっとこの件に関しては商工部長、その運賃、運賃のその調整金っていうのがあるじゃないですか、燃料調整金。あれはどういうふうになってますかね、推移は。今、よろしくをお願いします。すいません。

農政部長（奥 正幸君） 燃油サーチャージのことだと思いますが、まずこの考え方がですね、原油価格の急激な高騰に対応するため事業者が設定するものでございまして、燃料価格に応じて適正に付加しているということなんです、現在は燃油サーチャージはかかっていないということです。はい。

2番（林山克巳君） すいません、それが物流の、物流費の中にもそういう燃料調整費っていうのがこう入ってくるもんですから、やっぱり、原油が上がっているとき、100ドルを超しているときはやっぱりそれ上がるけど、下がったらその分運賃が、運賃のその分がいろんな面で安くなるっていうのが、普通は安くなるんですけど、その推移をちょっと知りたかったもんですから。今、鹿児島・沖縄間で船で片道8,700円、本当に何か昔の10何年前ですかね、もとに戻っているような感じですよ、8,700円、片道の運賃が。今、1万7,530円、これなんか助成を付いてからの話ですかね。それと、ついでに話しますが、沖縄間と今あれなってる奄美間の飛行機、今度は物流だけじゃなくて人の、この運賃もすごく下がってるんですよ。2万7,400円が2万800円、これが通常です。特割で1万5,700円まで片道が下がってます。人もなんですけど、こういう物流、ものもいろいろこう助成によってすごく恩恵を今受けておりますので、ここをさっき言いましたけど、農家の生産者も含めて加工会社、そういうのも含めていろいろこう市のほうで何とかその産業が育つように、物流もそこに、そこまでいけるように何とかやっていただけたらありがたいなって思っていて、ちょっと物流のほうに話は、これはふるさと納税もすべてこういう絡んできますから、すいませんがよろしくお願ひ、この辺で物流のことは終わります。

ちょっと待ってください、2番がありました。利益率から見た商品の価格設定と本土から見た奄美の位置付けについてで、奄美の商品価格の下落幅はそんなに内地に比べたらこうそんなに下がってないんですけど、どうしてかって思いますかね、部長。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

2番（林山克巳君） 分からんとですよ。すいません。

議長（竹山耕平君） もう一度、もう一度質問。

2番（林山克巳君） すいません。奄美の商品価格があるじゃないですか。内地に商品価格があつて。この質問はやめてよろしいですか、議長。この質問はちょっと取り消します。もうこれは取り消して、次の質問にいきますので。一つ、これだけ聞きたいんで。今、島に大手小売店、いろいろな小売店が入ってきてますよね、電気屋さんも含めていろいろな物流問屋も含めて、いろんな会社がどんどん島のほうへ、ファミリーマートも今度できますね。その、どうして島のほうにこんなにこう今、展開をしてるの

かなって、何で島にこうやって店がどんどんできてくるのかなって、これは商工観光部長の感想で、感想ってうか、考えていいので、お答えをお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） あまり経済に詳しくございませんが、まず一つはそのやっぱり奄美に進出してくるということは、民間事業者の経済活動、あるいは商業活動の中でももちろん利益が見込まれるという判断で来ていると思います。その背景にあるのが、恐らく大手企業の場合は議員がさっきからおっしゃってます輸送コスト、大量にものを扱うことで輸送コストを下げると、輸送コストを低く抑えることができる、そういうことで更に商品も安く提供できる、そういったものを合わせているんな企業がこちらに来てくるんじゃないかなと思うところです。私の思いつくところはその程度でございます。よろしくをお願いします。

2番（林山克巳君） すいません。この質問は、こうやってこう大型店舗などが島に来てこうやっていく中で、島のそういう逆にその大型店舗通じて、島のものを幅広く、逆にできるのではないかなっていう気持ちがあったもんですから、そこをちょっと聞いてみたかったもんですから、それがこう関連していくと思います。

3番目の質問は終わります。4番目にいきますので、お願いいたします。ふるさと納税について。もう、ふるさと納税は同僚議員がずっと聞いておりますので、もう少し、もう簡単に話をしてほしいんですが、ふるさと納税の意味と役割をもう簡単でいいですので、もう一度よろしくをお願いします。

総務部参事（久保信正君） ふるさと納税の制度につきましては、多くの人は地方のふるさとで生まれ、進学や就職を期に活躍の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は収入を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収がありません。そこで、今は都会に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに納税を通して支援できる制度が必要との問題提起から創設されております。自分の出身地や応援したい自治体にふるさと納税をした場合に、寄附額の2,000円を超える部分について寄附した年の所得税と翌年度の住民税から原則として全額控除される制度でございます。収入や扶養家族などによって限度額は異なりますが、例えば5万円を寄附したら2,000円を引いた4万8,000円が控除されるということです。加えて、ふるさと納税を受け入れた多くの自治体が寄附者の方へ返礼品として特産品を贈呈しております。ふるさと納税の役割としましては寄附者にとっては応援したい市町村へ貢献できるということ、市町村にとっては自主財源の確保のほか、特産品を贈呈する事業者の売り上げが伸び、地域産業の活性化が期待されるということになります。以上です。

2番（林山克巳君） はい、もう今の説明はこの前も聞いて、大体その形なんですけど、今ふるさと納税がこう進んで、ずっと行ってるんですけど、私は一番ふるさと納税で大事なものは、やっぱりその商品力って思うんですよね。商品力。変な言い方ですけど。そのものって思うんですよ。さっき、この前一般質問で1回目言いましたけど、都城のふるさと納税のことに對して、私都城で聞いて、自分なりに勉強してきましたけど、やっぱり商品、商品なんですよ。今、ここでばーって言いましたら、最初はですね、都城も500万円だったんですよ。平成20年から25年度が。それが一気に平成26年度に5億円に上がったんですよ。そのときに何をしたかって言ったら、最初はもう本当に自分たちでやってるんですよ、地道に。地道に自分たちでやって取引先をあれして、最初はもう1社と。そのふるさと納税をやるうって言ったときに賛同した会社はほとんどなかったみたいです。1社です、1社。そこに絞り込んで、肉と、肉を中心に焼酎とやったみたいです。それでも、大変だったみたいです。もう、なかなか、本当に諦めようかどうかどうしようかっていうぐらいの何かことがあったみたいです。それが今、昼間ちょうど電話が来まして、これが今その当時は23事業者だったのが今55、それから特産品の拡

充、これが150だったのが今300アイテムになっているみたいです。17名、パートの女性の人は17名でやっているみたいですね。12月は何か忙しくて50名ぐらいでやっているみたいなんですけど。これはすべて都城、自分でやっているみたいなんですよ。自分たちで受発注も。そしたら、私は聞いたんです。何で自分たちで、これ大変じゃないですかって聞いたら、このふるさと納税の意味は林山さん何って思いますって言って。このふるさと納税の意味は、産業を興して地域の、地域の企業起こしている人たちのそれを応援するのがふるさと納税って、別に納税を期待しているわけでもないって。だから、最初はもう8割ぐらいで、商品の8割ぐらいでいいからって、もうなくていいからっていうぐらいで走ったみたいですよ。それがポイントになって、受発注を委託すると委託費が、それは各地域によって違うけど、委託費は取られてしまうって。委託費をよそに取られるぐらいやったら、苦しいけど2・3名でまず自分たちでやってみようかっていうのがスタートみたいだったですよ。私が思うのは、都城はこう階段をこう上ってきてるんですよ。きつい中から少しずつ。昨日官房長官が都城市に尋ねて、今度は各地域にその何て言いますかね、指導するような話をなんかしたみたいですよ。私はその、あんまり商品力が追いついていないのに、例えば、悪くはないですよ、郷友会とか、何か売るほうばかりが先、先に行って、最初は上がるかもしれません。だけど、返礼品をもらった人が喜ばなければ、あとはもうどうなるか分かんですよ。その辺が、都城の場合はもう500万円からこう何ていうか、根っこを張るようになってか、根を張るように地道に上がってきたもんだから、もう土台がしっかりしているから、何て言うんですかね、自信があるんですよ。今、そんなに多くの人数でやってないんですよ。だから、別に悪くはないです、この流れに乗るためには。ただ、やっぱり商品力を、企業と話をして、いい商品を作らなければ、1回もらった人がああって思ったら、もうそこで今度は、逆に今度は手の打ちようがなくなりますんで、そこだけをせっかく私も聞きながら勉強しながら、私もそう思いますので、是非その辺も検討していただければありがたいなって思いますので、その中で商品のコンセプト、2番のコンセプトを考えてほしいなって思います。それと、2番の協力事業者の数は先ほど聞きましたんで、この2番は省きたいと思いますので、是非ふるさと納税をよろしく願いいたします。

もう時間が無くなると、最後の下方地区が言えなくなりますので。5番。だからこの自衛隊配備の決意。これはもう先輩方々が言ってますけど、一つだけ聞かせてください。自衛隊がいよいよ奄美を配備して、いよいよこれから自衛隊も奄美に入ってくる。沖縄がああいう形で米軍の基地がいっぱいある。あの沖縄の軽減を少しでも緩めようってして、緩めてくれないかって沖縄の人は言う。みんな、日本全国の人、そうね沖縄ばかりって言うけど、いざ自分のところに来るってなった場合は、うーん、みんなで団体組んで反対、反対って。変な言い方ですけど、この日本を守る、この奄美を守るために自衛隊の方々が災害も含めて来る。これってというのは少なくとも本当に、沖縄と、沖縄のそれがいいっていうわけじゃないけど、何か同じこう心と心で何とかこの奄美列島、沖縄を含めて、一緒に何かこう気持ちがつながるんじゃないかなっていう気持ちはあるんですよ。だから、そこはいいか悪いか賛否両論ありますけど、それは私の気持ちの中で話しておきますが、どうですか、答弁、誰か。

総務部長（東 美佐夫君） 沖縄の関係については、私のほうからは答弁はちょっと控えますが、外界離島という奄美大島の中です。先ほどあの大規模災害がございました。先の平成22年で。その際に我々が感じたのは、自衛隊の支援活動ですね。あれがなかったらですね、恐らく災害はもっと伸びただろうと思います。救助活動はですね。そういう意味で今回要請から派遣活動という外海離島から見れば時間がかかるわけです。そういう意味では今回の自衛隊の配備という点については非常に意義があるというふうに思います。もう一つは国の視点から見れば国防の中で空白地域を解消できるということについても、これは大変意義が深いというふうに思います。そういう点では奄美大島が国に対して貢献できるということだろうというふうに思います。以上です。

2番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。この件はこれで終わりにしまして、6番の下方地

区、もう時間がなくなりましたけど、この小宿土地区画整理事業、これをこれからもうどういうふうにご考慮いただけるかだけ、ちょっと一言お願いいたします。

建設部長（本山末男君） 時間がありませんがちょっとだけ説明させていただきます。御存知のとおり、区画整理事業導入向けの90パーセント合意形成ということで進めてまいりましたが、残念ながら78パーセントというのが現状でございます。地元、まず地元の皆さんの意思が優先されますので、今後また町内会の役員も刷新されましたので、町内会の役員と、また担当課職員と併せて勉強会なり実施しまして、今後の対応について検討していきたいと思っております。

2番（林山克巳君） すいません。最初に聞けばよかったんですが、小宿のその土地区整備のその率、浄化槽と大川増水の災害、道幅、火災、結構ありますよね。いろいろこう三つ、三つがこうあるのですが、何か一つこう先にこうできるとか、そういうことは難しいんですかね。

建設部長（本山末男君） これにつきましては区画整理事業で実施したほうが全体的な整備はできますが、個別につきましても、また区画整理事業このままずっと引っ張るのか、個別をどっかやるのかという判断もしなければいけない時期が来ますので、ただ個別事業やりますと、区画整理がそのあと入りますと、出戻りという、またやり返るといって出てきたりしますので、これについても関係課も含めて今後協議して、どういう方法ですか、地元役員も含めて、地元の方々と話していきたいと思っております。

2番（林山克巳君） はい、分かりました。最後に思っただけ話しますが、朝仁、私が済んでいる朝仁、朝仁海岸がものすごくきれいなんですよ。海の砂浜もきれいですし、あそこをこう今シーカヤックで練習したりこうしてるんですが、あそこの海の、あそこをこう何て言うんですかね、観光、海水浴みたいに行きたいかなって思ってますよ。この件はまた次の質問にいたしたいと思っておりますので、ありがとうございます。これで終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

6月20日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 2 回 定 例 会
平成 28 年 6 月 20 日
(第 4 日 目)

6月20日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長 事務所長	元多 政重 君	総 務 部 長	東 美佐夫 君
総 務 課 長	奥田 敏文 君	企画調整課長	三原 裕樹 君
財 政 課 長	國分 正大 君	市 民 部 長	前田 和男 君
市民協働推進課長	手蓑 利文 君	環境対策課長	島 袋 修 君
国保年金課長	山下 能久 君	市民福祉課長	田中 義人 君
保健福祉部長	吉 富 進 君	健康増進課長	吉 郁 也 君
保 護 課 長	濱田 洋一郎 君	いきいき健康課	東 浩 一 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	商水情報課長	高 一 也 君
農 政 部 長	奥 正 幸 君	農林振興課長	山下 仁司 君

6月20日(4日目)

都市整備課長	武下 義広 君	土木課長	橋口 義仁 君
建築住宅課長	備 孝朗 君	建設課長	山下 勝正 君
建築住宅課参事	荒垣 重仁 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
水道課参事	藤山 浩俊 君	教育委員会 事務局 局長	森山 直樹 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	徳永 恵三 君	学校教育課長	益山 富誉 君
生涯学習課長	福長 敏文 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田 賢一郎 君
庶務係長	向井 渉 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民新風会 安田壮平君の質問を許可します。

13番（安田壮平君） 皆様、おはようございます。本日トップバッターを務めますが、突風でも熱風でもなく、自民新風会の安田壮平です。

一般質問に当たり、まずは一言所見を申し述べたいと存じます。

ちょうど3か月前奄美市合併10周年を祝う記念式典が行われ、奄美市のいわば第2ステージに向けた取組が奄美群島成長戦略ビジョンや地方創生総合戦略、更に大元となる今後策定予定の後期基本計画を含む総合計画などに基づいて進められていきます。議会としても、この5年ないし10年の見性に立った上で総合計画、総合戦略などの策定、検証、見直しや実行、実現に向けて責任を持って積極的に関わり、市政の主人公は市民であるという政治理念に基づいた市民本位の幸せの島を目指して努力したいと思えます。

さて、この数か月の間危機管理について考えさせられる出来事が多々ありました。4月に起きた熊本地震により被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。私たち議会も、遅まきながら先月街頭募金に立たせていただきましたが、未だ避難生活を余儀なくされている方々の苦しみを忘れることなく、できることを今後も模索していきたいと思えます。また、奄美市でもこの春に地域防災計画が改訂され、先日も橋口耕太郎議員がこのことについて質疑をされましたが、喜界島沖の海溝型地震や南海トラフ地震による大規模な津波被害への警鐘が専門機関より発せられておりますので、日頃からの備えを民官挙げて粘り強く進めていけるよう念願しております。防災と防衛、この二つは奄美市民の安全・安心を守る上で欠かせないテーマです。今般の奄美大島への陸上自衛隊警備部隊配備について去る今月5日に住民説明会が開催され、朝山市長が自らの言葉でこれまでの経緯や部隊配備の必要性について市民に向けてお話されたことはとても良かったと思えます。一部には反対、懸念を示す方々もおりましたが、来場された多くの方が理解を示していたと私は感じています。今後も奄美市として適時適切に情報発信や説明を行い、様々な声に耳を傾け汲み上げながら、粛々と進められる部隊配備への協力を推し進めていきたいと思えます。それよりも私が気がかりで脅威に感じていることは、今月に入ってから中国軍艦の南西諸島周辺における不穏な動きです。9日は尖閣諸島周辺の接続水域を初めて航行、15日には本県口之永良部屋久島沖の領海に侵入し、日米印3か国共同訓練の情報収集や妨害をしていたのではないかと見られています。翌16日も自衛隊の艦船を追尾して、沖縄県北大東島沖の接続水域に進入しており、南西諸島周辺海域での挑発的行動が常態化するのではないかとわが政府は警戒を強めています。ここで私は皆様に問い掛けたい。平和とは何でしょうか。平和とは戦争がないことと単純に考えるかもしれませんが、では、我が国の今の状態は、近隣諸国から度重なる挑発的行動を受けていますが、平和と言えるのでしょうか。大事なものは何よりも対話ですが、武力によって意見を押し通そうとしたり、既成事実を作ろうとしたりしているのは我が国のほうでないことは明らかです。それでもなお平和外交とだ

け叫んでいけば、私たちの平和と安全は守られるのでしょうか。友好的対話をしていくためにも、また、万が一の偶発的な事態を起こさないためにも、自らを守る力、国民を守る力、即ち防衛力を時代状況に合わせて保つ必要があるのです。平和とは何か、それは現代社会において言えば、国家権力によって内にも外にも秩序が維持されている状態です。日本について言えば、ここで言う国家権力とは、主に自衛隊や警察を指します。国際関係、外交、防衛においては理想主義ではなく、現実主義、リアリズムに立って物事を考えていかななくては国民を守ることはできません。秩序ある我が国の平和を維持していくためにも、防衛力を高めるための奄美市への自衛隊配備を支えてまいりたいと思います。

それでは質問に入ります。

前回の一般質問で西議員が同じ主旨の質問をされましたが、本庁舎建設について。本庁舎が建設される予定の平成29、30年度は末広・港土地区画整理事業などの公共事業が集中するため、地元の専門工事業者等にも人手不足や受注機会の遺失等への不安が広がっていますが、市としてどのように考えるかということについて伺います。まず、以下の事業についてスケジュールの概要をお示してください。本庁舎建設事業、末広・港土地区画整理事業、名瀬港本港地区整理事業、名瀬・住用地区学校給食センター整備事業、平田浄水場更新事業、陸自部隊駐屯地整備、生涯学習センター整備事業、これは名瀬公民館の代替施設となるものです。その他現時点で把握している規模の大きな公共事業、大浜海浜公園リニューアルやと畜場整備などについても併せて伺いたいと思います。その上で下請け、孫請けや協力会社である地元の専門工事業者の方々に人手不足や受注機会遺失の不安の声が上がっていますが、発注する立場である市としてどのような考え、方針で臨もうとしているのか。また、業者、業界の意見を聞く機会や実態調査などを行う考えはないか、お示してください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。

それでは安田議員にお答えさせていただきます。議員がお話のとおり、内にあっても外にあっても、これからの2、3年大変大きなハード面の事業が予定されております。御懸念の主旨は十分理解しているつもりでございますが、概略を私の方で申し述べさせていただきます。また、庁舎の建設のスケジュール等については後ほど担当部長に委ねたいと存じますので、まず御理解をいただきたいと思っております。

平成29年、30年度は公共事業が御案内のとおり集中する時期でございます。下請け業者、専門業者での人材不足が懸念されます。適切な工期を確保し、庁舎建設事業の円滑な進捗に努め、市発注の事業については地元業者への受注機会の確保を図り、年間を通して公共事業が施工出来るように建設業界の不安解消を図ってまいりたいと考えております。また、今後計画されている各事業についても、施設建設の具体的位置、規模、構造、工事期間などがまだ公表されていない事業もございます。そのようなことから、国や県の建設計画、発注情報の把握に努め、影響の出ないように発注者として努力をしていきたいと考えております。業界からの意見聴取や実態の調査については、各種会合等の機会に情報交換を行っておりますが、今後ともその機会を高めながら不安解消に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、他の建設工事に注視しながら、適切な工期を確保しながら、本庁舎建設の円滑な進捗に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

総務部長（東 美佐夫君） おはようございます。

それでは私のほうからは、各事業のスケジュールの関係についてお答えをいたします。まず本庁舎の建設事業ですが、今年度の10月頃に着工を予定しております。本体の完成が平成30年の12月頃というふうに予定しております。その後ですが、現庁舎の解体、外向工事を含めた全体事業の完成が平成32年の3月までの約3年6か月という長期の建設計画というふうになっております。次に末広・

港の土地区画整理事業ですが、平成30年度の事業完了予定で進めております。平成27年度の7年度末ですね、進捗率として事業費ベースで約74パーセント、建物の移転ベースで約82パーセントとなっている状況でございます。名瀬港本港地区の整備事業ですが、現在御案内のとおり埋め立て工事中でございますが、平成30年度までに道路等の基礎的なインフラの整備を完了しまして、平成31年度から分譲供用開始という予定にしております。次に名瀬・住用地区の給食センター整備事業ですが、平成28年度に委託設計を行いまして、平成29年、30年度で建物を建設する予定となっております。次に平田浄水場の更新事業ですが、平成29年度末には建設工事が完了する予定でございまして、平成の30年度から施設の供用開始を行う予定にしております。次に国の関係ですが、陸上自衛隊の駐屯地整備については、この間の説明会でもございましたが、平成28年、29年度に設計の委託をし、平成29年度、30年度で建物を建設する計画というふうに伺っております。生涯学習センター整備事業の件ですが、これにつきましては施設の内容や整備の時期、規模等については末広・港土地区画整理事業の進捗状況と並行するというところでございますので、現在関係各課と協議中ということでございます。その他現時点で把握している規模の大きな公共事業ということで、まず一つ目が空港ターミナルビルがございまして、この増築工事については実施設計が完了しておりまして、平成28年度の着工で、完成が平成30年度夏頃というふうに聞いております。また、国の合同庁舎の関係については、計画があることは承知をしておりますが、現段階で整備時期などは未定というふうに伺っております。大浜海浜とと畜の関係については、先般説明がございましたが、もし具体的なスケジュールが必要でしたら担当課長の方をお願いしたいと思います。スケジュールについては以上ですね。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。本当様々な事業が目白押しで、そしてまた、やっぱり29年度、30年度にいろいろと集中していくというのが分かったんですけども、やっぱりその地元のその工事に当たる方々の間では、この期間でしっかり地元ですね、これを受けることができるのか。そしてまた、この期間が過ぎた後もちゃんとその仕事が残っているのかというようなことをですね、不安視する声もあることも確かであります。そういった中で今先ほど市長のお話の中で、各種会合等で業者や業界等と意見交換をしているというようなこともありました。今般消費税増税の延期が決まりまして、もしこれが予定どおり増税になった場合、今年度駆け込み需要があっただろうというふうにも予想されたんですけども、それが今年度なくなったということでまた来年度以降もですね、その民間の投資、民間のそういう建物建設等がですね、増えていくことも十分に考えられるわけなんですけども、ちょっとここでもう一度改めて伺いますが、その各種会合での意見交換等ですね、どれぐらい行っているのか。それは個別の業者なのか、それとも業界と協会とかですね、そういう業界としてのとの正式な場での交換なのか。そしてまた、その中で具体的にどのような声が出ているのかというところを教えてください。お願いします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 今議員が御案内のとおり、5月に出納閉鎖をして、企業においても3月末の決算を経てまたそれぞれの各種組織団体が総会をやっている時期でもございます。そのような中において御案内をいただきお話をする機会、また、それらを受けて各団体の名によって陳情、要望が届いていることも事実でございます。業界の中においては、内外を見ても、平成20年には東京オリンピックがある。その年には鹿児島国体がある。ひいてそれらの中において先行投資をしながら現在国においても県においても各種事業が進んでおります。また、東北の大震災、熊本、大分における震災等を含めて、それらの資材のコスト、物資、また技術者の不足、またそれらの受注の機会が集中することにより不調の機会も発生するであろうというふうな不安も感じていることも事実でございます。本市においてもそれらの期間と時期を同じくしてほぼ同じくして事業が執行されるということでもありますので、そういう面

における私どもも不安がないわけではございませんが、業界の話などを聞いてみますと、やはりそういうことに対しては十分な配慮と責任を持ちながらやっていけるというふうな話も伺っております。ただ、それらの実態と併せて発注者責任としてどのような状況で平準化をしながら、しかも受注の機会を確実に確保しながらやっていけるかと、地方自治における責任の問題でもございますので、それらのことをとらえながらやっていきたいと考えております。したがって、先ほど申し上げたあらゆる機会を通してと申しましたのは、そういう総会の場であり、各種団体の中における意見交換の場であり、また同時に、各団体のほうからも公共事業の発注の適正化についてというような主旨で要望書などもいただいておりますので、それらのことを総じて申し上げたつもりでありますので、御理解をいただきたいと。

13番（安田壮平君） 分かりました。専門工事業者の中には本当に奄美大島内にもう数えるほどしかない、場合によっては1社とかですね、2社とかそういう少ないそういう業種もありますので、それがもしも自分のところで受けきれなくなったら、その仕事が島外に逃げていくということも十分考えられますので、とても難しいテーマだとは思いますが、是非そういう民間の方々との意見交換、密にさせていただいて、不安を和らげると言いますか、何かこう本当最適な会がですね、導き出せるように市役所としても緊張感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。ちょっとこれに関連してなんですけれども、庁内の各公共事業についての情報共有連携体制はどのようにしているのか。また、国・県、市間や島内他町村との情報共有連携体制はどのようにしているのかについてお示しいただければと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。庁内の公共事業についての情報共有、連絡体制についてですが、現在各課より年度当初に建設工事の発注計画書を提出を求めています。その中で各事業の把握に勤めて連携を図っているというところでございます。また、国・県、島内の各町村との公共事業の情報についてですが、毎日発行される建設新聞等がございまして、これらの情報によって広く情報を収集しながら、各課の関係課と共有をしているというところでございます。なお、工事の発注計画については、市のホームページで公表しておりますし、建設新聞の方にも情報提供して、業界の方々にも周知をできるように努めているところでございます。以上です。

13番（安田壮平君） 分かりました。島内他市町村、国・県等も含めて今そういう状況ということでしたが、例えばその自衛隊、自衛隊配備については瀬戸内の方にも配備されますので、そこでいろいろまたその予定が込んでくると言いますか、ということもまた十分考えられますので、是非この点もし何か改善できる場所と言いますか、情報収集共有の面でですね、あればまた随時見直ししながら進めたいなというふうに思います。

続いてなんですけれども、主に本庁舎建設についてのことなんですけど、建設予定地周辺に工事車両の駐車場、現場詰め所、資材資機材置き場等のスペースが乏しい実情がありますが、市民の安全性を確保しつつ市としてどのような対応を考えているかということについてなんですけど、本当この周辺にですね、十分な市有地などのスペースが少ないことを思案しての質問なんですけど、市としての考えの方針をお示してください。また、業者が民有地等を借りる場合、その賃借料も建設費用に含めて算定されるのかについてもお示してください。

総務部長（東 美佐夫君） 議員御指摘のとおり、本庁舎建設予定地周辺については、工事関係者が利用できる十分な市有地等はありません。工事期間中は工事の車両駐車場、現場詰所、資機材等の建設工事にかかるスペースというのが必要なことは十分認識をしているところでございます。現在矢之脇町の旧水道課跡地、あるいは県有地等について情報交換を現在行っているところですが、これらの敷地を活

用することで建設予定地周辺が煩雑にならないよう検討を進めてるといふところでございます。したがって、極力利用可能な土地の有効活用を努めることにしておりますので、御質問の民有地の借り受けの経費については現在算定をしないといふところでございます。なお、建設予定地についての安全性についてですが、仮囲いの設置や警備員の配置等を行って工事関係者と庁舎利用者との明確な分離を行ふといふことで市民の安全対策を図っていきたいといふふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。本当この工事に関連する土地の確保というのが非常に大変な難しそうな課題だといふふうに思うんですけども、場合によっては矢之脇の水道課とかちょっとここから離れたところも使う可能性もあるといふことになるので、その資機材の運搬とかにもですね、お金がかかってくるんじゃないかなといふふうにも思いますし、ちょっとこれと関連して、先ほど市長のほうからもありましたが、オリンピックや東北、熊本の復興事業の関係でその建築資材の高騰、価格変動ということもですね、やっぱり想定しておかないといけないんじゃないかなといふふうにも思うんですが、この辺のそのバッファーと言いますか、伸びしろと言いますか、余裕をどう見るか、またそのスライド条項、適応とかも含めてですね、どのように考えているか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） オリンピックの関係で資材の高騰も当然これは想定される場所です。今回消費税の関係については据え置きということになりましたので、ここについては少し安心をしてるところでございますが、スライド条項等の関係についても現在事務レベルの関係で担当者の方で調整をしてるところでございますので、なるべくその影響が出ないように進めていきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

13番（安田壮平君） 了解しました。ありがとうございます。

続いて③の公用車の仮駐車場として名瀬小学校校庭の一部利用を予定されていますが、児童の安全対策や保護者、市民への説明をどのように考えているかということについて、この公用車仮駐車場整備に関する事業概要、工事費用やスケジュール等をお示しください。また、児童等学校関係者や近辺歩行者の安全対策、保護者や付近住民への周知説明、保存樹の保全についてどのように考えているか、お示しください。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。まず、公用車及び市民用駐車場の概要についてということで御説明をいたしたいと思います。名瀬小学校校庭に計画をしております仮駐車場についてですが、本庁舎建設に伴いまして不足する公用車の駐車場30台分程度について整備をしようといふものでございます。また、市民用の駐車場につきましては、現在解体工事中の公民館跡地にこれは35台程度、港町の仮庁舎に15台程度を計画をしております。一方、公用車の駐車場についてですが、港町仮駐車場に10台程度、末広駐車場に13台程度といふところでございますが、約残り30台分まだ不足しているという状況でございますので、先ほどの名瀬小学校の校庭の一部をといふところでございます。このようなことから、近隣の民間駐車場についても検討をいたしました。約4年弱の長期契約となることなどから、名瀬小学校校庭の旧体育館跡地の一部に計画をし、学校の方にも御理解をいただいたといふところでございます。整備の費用については、当初予算の方で計上させていただいておりますが、約630万円を予定をしております。スケジュールの関係ですが、6月中に発注を行いまして、8月下旬に終了する予定としております。使用期間の方ですが、本庁舎建設事業が終了する平成32年の3月までの約3年8か月を予定をしております。

次に、児童の安全対策といふところでございますが、駐車場の出入口を支庁通りに設けることにしております。そのことで児童の登下校に影響が少ないよう配慮をしてるところでございます。近辺の歩行者の安全についても、職員への周知徹底を図っていきたいといふふうに考えております。また、校庭利用

からの安全対策ということでは、駐車場の周りに高いフェンスを設けることで対策を講じていきたいというふうに考えております。

次に、保護者への説明ということですが、昨年校庭を利用するスポーツ少年団の指導者の方に説明を行い、御理解をいただいております。また、学校側から役員及び保護者へ各種会合で説明を行っていただいております。再度受注業者が決まり次第整備の前にその整備の概要等を学校側に説明をいたしまして、併せて広報誌やホームページ等にて周知をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、保存樹の保全の関係ですが、仮駐車場の出入口や駐車スペースを保存樹を避けて計画をしておりますので、これについては影響がないものというふうに考えております。本庁舎建設事業が終了するまでの間、市民の方々に大変御迷惑をお掛けしますが、市民サービスの低下を招かないように努めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

13番（安田壮平君） 分かりました。丁寧な御答弁ありがとうございます。かなり丁寧に進めていこうというふうには感じたんですけども、やっぱり子どもたちが本当に日常ですね、野球に使ったり、あの校庭で遊ぶのに使ったり、また、運動会等にも使う大事な校庭の一部をですね、ちょっと狭める、狭まってしまうということになりますので、かなりの不便をお掛けすることになりますので、やっぱりその説明というものはですね、しっかり尽くしていただきたいと思っておりますし、また、児童の安全対策というものは本当に十分に、間違っても事故がないようにですね、万全を期していただきたいというふうに思います。

続いて、奄美和光園の将来構想について伺いますが、奄美和光園の将来構想として、我々も年に数度関係の方々とは議会とで意見交換をさせていただいてまいりましたが、その将来構想としてハンセン病市民学会より医療施設小笠原登医師と田中一村画伯の記念資料館、高齢者福祉施設との方向性が示されていますが、市としてどのように取り組み、どのような姿としての実現を目指そうと考えているかということについて伺いたいと思っておりますが、まず、この方向性について市はどのように考えているか、変更すべき点はないのか、お示しいただきたいと思っております。

保健福祉部長（吉 富進君） それでは安田議員の奄美和光園の将来構想についてお答えさせていただきます。奄美和光園の将来構想は、本市が事務局として平成22年7月に将来構想検討委員会を立ち上げ、奄美和光園入所者自治会の意向を踏まえ、様々な議論を行った上で平成23年3月に策定され、和光園自治会を通じて国へ提言がなされたところであります。その将来構想の中で、奄美和光園を忘れさせない取り組みの実施という方針を掲げ、ハンセン病問題にかかる歴史継承のための施設保存を目指しているところでございます。去る5月13日に奄美和光園にて開催されましたハンセン病市民学会において、療養所施設を後世に残すという主旨の下、議員がおっしゃられましたとおり、その利活用案としての御提案がございましたが、まず国の施設であること、また、国からの明確な方向性も打ち出されていない状況で施設活用の運営方法や予算的な部分など不明瞭な部分も多く、現状での具体的な活用案は決まっていない状況でございます。そのような状況の中、全国13のハンセン療養所が所在いたしております自治体で組織されます全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会の総会が、昨年本市で開催されました。ハンセン病療養所施設の保存等について意見交換が交わされ、全国の療養所所在市町共通認識の下、入所者及び自治会の意向を尊重した療養所の将来構想の速やかな実現をはじめとする15項目の決議を行い、国会及び国に対して要望しているところでございます。こういった動きの中で、昨年度厚生労働省で開かれました歴史的建造物の保存方法を話し合う検討会におきまして、奄美和光園内の歴史的建造物であります旧納骨堂が今年度補修されることとなったところでございます。また、施設保存活用以外にも一般市民が園内で農作業を通じて入所者との交流するふれあい和光塾や鹿児島県の事業で親子で和光園を訪問し、入所者との交流を通じてハンセン病問題への理解や偏見、差別の解消を図るための親子療養所訪問事業も定着し、地域住民との交流も図られているところでございます。本市といたしま

しては、今後も継続してハンセン病問題に係る取組みといたしまして、入所者の希望と合意並びに国の方針を踏まえながら、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会や関係団体と連携を図りながら将来構想の推進を図って参りたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。この三つの方向性について市としてどのように考えているか、変更すべき点はないのかと聞いたのは、一つにはですね、熊本の菊池恵楓園においては保育所が開設されている事例もありまして、上方の今待機児童のことが言われている中でそういう可能性も十分考えられるなというように思いから聞いたんですが、今部長からお話が縷々あった中で、いろいろこれもまたその国の方針と言いますか、態度がなかなか見えづらい中で、いろいろ試行錯誤しながら進めているのだなということを感じました。さはさりながら、やっぱり地元としてもですね、もちろんその国との連絡連携、そしてまた、その所在市町連絡会、全国の組織とのですね、連絡連携も大事ではあるんですが、やっぱりその地元としてですね、地元の方、関係する方々とやっぱりこう常日頃からその接触と言いますか、意見交換、情報交換をしていく。どんどん先取りして動いていくということも大事ではないかなというふうにも考えていまして、その辺がちょっとまだ私自身まだ十分見えていないというふうに感じていましたのでお伺いするんですが、そういう地元の中でですね、こう話し合いをする場、議論の場、以前将来構想検討委員会であったその作業部会とか推進委員会というのが今動いているのかどうか、その点どのようにお考えか、御説明いただきたいと思います。

保健福祉部長（吉 富進君） 現在は活動といたしましては、構想委員会の動きというのは特にございません。毎回そういう先ほども申し上げたとおり、市町連絡協議会とかですね、一応協議いたしまして国への要望はしてるとこなんですけど、地元のやっぱりハンセン病受入団体との今後協議をしながらですね、将来構想を見つめていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（安田壮平君） 了解しました。本当に将来国が何かこう方針を示した時に、もう逸早く動けるように、やっぱり今から奄美市としても動いていくと言いますか、準備をしていくことが大事ではないかと思っておりますので、そこは是非じっくりまた考えながら動きながら考えていっていただきたいと思っております。本当に奄美和光園という施設と言いますか、とても大事な施設だと、奄美市にとってもですね、大事な施設、この歴史は本当忘れてはならない日本のその後世行政においてもですね、やっぱり忘れてはならないことだと思います。その全国13ある園の一つが奄美市にあるというのもまた本当に奄美が日本の縮図であると言われる一つの要素にもなるのかなというふうに思うんですけども、大事な施設としてしっかり将来残しつつ、そして活かしていけるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。（3）の地方創生の推進についてですが、地方創生関連事業を着実に推進し、幸せの島を目指すためにPDCAサイクルの実行、予算の確保、奄美幸福度指数の構築など諸課題にどのように取り組むかということですが、まず、PDCAサイクル実行のため、奄美市総合戦略会議をどのようなメンバー構成でどれぐらいの頻度で行うのか。議会の関与の在り方をどのように考え、また、検証結果の公表についてどのように考えているか、お示してください。そしてもう一つ、今年度は前年度補正も併せて地方創生関連事業が6.2億円計上されていますが、財源として国から何の名目でどのくらい交付されたのか。また、今後の予算措置の動向についてどう考えるか、お示してください。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、メンバー構成等含めてということですが、まず、実施体制の方ですが、奄美市攻めの総合戦略策定時に産・金・学・官・労・言に加えて、地域の代表と各分野からの有識者で構成された奄美市総合戦略会議というのを設置しております。この会議において年1回の施策の評価検証を行う予定にしております。具体的なメンバー構成についてですが、産業界から約4

名、これは重点三分野である農業1名、観光1名、情報1名ということで3名も含まれております。金融関係から2名、大学から2名、行政から1名、労働団体から1名、報道関係から1名、地域の代表が5名、総勢16名ということですね。次に評価研修の方法についてですが、一次評価として担当者による内部評価を、二次評価ということで外部評価の、あ、先ほどの戦略会議の方ですね、有識者の方々の外部評価で2段階評価を行います。その後市長を本部長とする奄美市総合戦略推進本部での評価検証と併せて、これは総合戦略策定時にも実施いたしました、議会の皆様との意見交換の場を設けさせていただきたいというふうに考えております。その他検証結果につきましては市のホームページの方で公表をしたいというふうに考えております。以上です。

失礼。2点目の予算の関連ですね、これまで地方創生関連事業の財源ということで国庫補助事業で4種類の交付金がありました。これまで交付された内容ですが、一つ目が先行型交付金、これは基礎交付金と言いますが、として11事業、金額で約7,350万、2点目が地域消費喚起生活支援型ということで、こちらのほうは3事業で約1億1,500万、三つ目が先行型交付金、これは上乗せ交付金ということになります、3事業で1,900万、4点目が加速化交付金ですね、こちらの方で5事業で約3,300万が交付及び交付決定されてるということでございます。なお、上乗せ交付金と加速化交付金については、こちらのほうは奄美大島内の市町村が連携するという取組事業でございますので、ただいま申し上げた金額は奄美市の負担金ということで御理解をいただきたいと思っております。今後の予算措置の動向ということでございますが、今回国のほうで新設された地方創生推進交付金については、これは先般も申し上げましたが、地域再生法の中に位置付けられて予算措置されるということになります。こうしたことから、今後の事業の予算措置については、地域再生計画の認定が条件というふうになりますので、認定された計画内の予算については、当然国のほうで担保されるものと理解をしております。また、改正地域再生法の中では、これは先般から申し上げております企業版のふるさと納税が実施されますので、これは新たな財源ということで期待をされますが、本市としてもこちらのほうも積極的に活用できるよう取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。詳しく教えていただきました。国からの予算に関しては、これは本当以前からの累計でこの金額、2億数千万円ということなんだろうと思っておりますが、もちろん地方創生自体がその国の予算をあてにするのではなくて、やっぱりその地元からですね、内発的に地域の良さとか特産物とか観光商品とかそういうものをしっかりと作って行って、そして売り出して外貨を獲得していく。人口減少対策であったり、産業活性化、産業育成であったりというのが大きな眼目であるというふうには認識しております。その中で先ほど部長がおっしゃったふるさと納税も活性化、活用というのも、本当に奄美市にとっても大事な考えでありまして、ここでいただいた寄付を元に奄美市が更に様々な事業施策を展開していく。ここにですね、総合戦略の中に本当100以上の個別部隊の事業が掲げられていまして、もちろんこの中にはその既存のもう既に実施されているものもあるんですが、やっぱりこれを全体として全てやっていくためには、いかにして財源の確保を図っていくかということもとても大事なというふうに思います。ちなみにPDCAサイクルの関連することなんですが、昨年度末までにこの総合戦略をですね、日本全ての市町村が策定するよというふうな国の方針があって、その中でこの総合戦略をですね、議会の議決を経たというところが全国に53自治体あるようであります。要はそれだけその議会活性化、議会改革が図られている自治体議会においては、この総合戦略さえもですね、議決事項の中に入れて取り組んでいるというところもあるようですので、そこはまた我々奄美市の議会としても、この地方創生のPDCAサイクル回していく中でですね、どのようにこう積極的に関わらせていただくかというところもまた是非いろいろと意見交換などしながら進めさせていただければというふうに思います。

もう一つ、このKGI、とても大事な指標であるものの中に、奄美幸福度指数というのがこの総合戦略書かれておりますが、この奄美幸福度指数をどのようなプロセスでどのような内容の指標として構築

していこうと考えているのか、お示してください。

総務部長（東 美佐夫君） 幸福度指数、これも新しい手法の設定というふうに考えておりますが、この設定についてですが、総合戦略に掲げるKGI、重要目標達成指標として本戦略の到達度合いを示す重要な指標というふうに考えております。昨年度このKGIの基礎指標となる調査を市民2,000人を対象に実施をしております。同調査の結果については、日銀短観などで用いられておりますDI、こちらのほうは企業や業界の景況感などを数値化した指標というふうに言われておりますが、このDI手法を用いて指標化しようというふうに考えているところでございます。この調査を参考にしながら、専門家等の意見を伺いながらですね、本市としての幸福度指数の適正な指標を今年度設定していきたいというふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） 分かりました。実際には具体的にはこれからなんだろうなというふうに感じております。この奄美幸福度指数で思い出すのがプータンのもので、あれですね、GDPに対するGNH、国民の幸福度を図る指数でありますけれども、そしてまた、似たような指数をですね、日本の自治体も策定をしているところも幾つかあります。東京の荒川区等でもあるわけなんです、住民幸福度指数というのはいろんなものですね。是非そういうものも参考にしながら、奄美のこの奄美市の豊かなこの生活観と言いますか、なかなか指標にしにくい、できにくい住みやすさと言うか、ストレスフリーの島の営みと言うか、そういうのをですね、本当是非都会の人たちにも発信できるように、そこは是非工夫知恵を絞っていただきたいと思っておりますし、それがまた自然とその指標がですね、自然と奄美が1位になるような自動的にですね、ちょっと我田引水的なそういうものじゃくて、しっかり客観的な指標に基づいて、奄美の豊かさというのを外に対してアピールできるそういう指標を是非とも作っていただきたいと思っておりますし、そこもまた我々議会としてもいろいろ意見持っておりますので、是非とも意見交換をさせていただきながら進めていければというふうに思います。

続いてなんですけれども、この総合戦略を見ますと、主にその雇用の確保、産業の振興という意味では、とりわけ観光が特化していると言うか、観光が大きく打ち出されているわけなんです、その中でちょっと私もこれまでも申し上げてきたんですが、観光と関わる分野として、そのお土産品という意味で言えば、やっぱり6次産業化や食品加工業の育成というのがですね、まだまだ十分にこう反映されていないんじゃないかなというふうに感じたところが正直なところなんです。この付加価値を生み出し、外貨を獲得する地域の産業基盤として6次産業化や食品加工業の育成をどのように進めようと考えているかということなんです、この総合戦略で観光業の活性化にとりわけ力を入れているが、それと関連して、お土産品の品揃えを厚くするための支援が少ないように思いますが、どのように考えているか、お示してください。そしてまた、奄美群島成長戦略ビジョン前期実施計画に位置付けられている農産物加工センター建設、一応27年度から本来取り組む予定ということだったわけなんですけれども、これがどのように変わっていくのかについてお示しいただきたいと思っております。

農政部長（奥 正幸君） そのお土産品の品揃えをですね、厚くするための支援が少ないように思うが、どのように考えているかという御質問と、農産物加工センターの建設についてどのように考えているかという御質問にお答えいたします。農産物の加工品、お土産品の製造販売の支援につきましてはですね、まず本市が整備した市内5か所にある加工施設や産地直売所において生活研究グループなどが農産物加工品の製造販売を行っており、また、産地直売所を管理運営している団体、企業なども加工品の製造販売を行っているところでございます。更に、平成26年12月に組織いたしました地場産加工や販路拡大、新商品開発などを目標とした魔女っこ奄美の設立支援の他ですね、アドバイザーの派遣等に対する支援、平成26年度から平成28年度にかけて商品開発、販売促進への助成なども実施しているところでございます。また、生活研究グループや産地直売所の管理運営団体が参加いたしました県大隅加

工技術センターなどの先進地研修などへの旅費の助成なども行っているところでございます。その他毎年開催しているしままーさん応援団など産地直売所のPR等、地場産お土産品の販売、消費拡大を図るイベントなどにも支援を行っているところでございます。今後もこのような支援を継続しながら、ただ、この農政部の事務事業だけではですね、支援に限りがございますので、また、関係部局や県の事務事業などとの連携を図りながら支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、農産物加工センター建設についての御質問でございますが、平成23年度に議員が御指摘がございました奄美市総合計画実施計画の中にですね、農産物加工施設を整備し、規格外品等を利用した付加価値の高い農業生産を実現し、販売促進と併せ農家所得の向上を図ることとして、奄美大島選果場から規格外品を利用した加工品原料を出荷する施設としてその加工センターの建設についても計画したところでございます。これはもう平成23年度の実施計画等に計画しているところでございます。しかしながらですね、平成23年度に整備供用開始をいたしました奄美大島選果場での取扱い数量、販売、共販等の実績というのがですね、平成24年産から平成26年産までの3か年計画数量にはもう達していない状況になっていると。非常に少なくですね、利用率が非常に低迷している状況となっております。なお、平成27年産については御承知のとおり、ミカンコバエ侵入発生に伴い、選果場の取扱い数量、販売、共販等の実績というのは0となっております。このようなことからですね、まずは選果場への安定的な出荷、計画、取扱い数量の確保が図られてですね、島内の加工グループなどからの必要量を把握する段階で計画検討を行い、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

13番（安田壮平君） 分かりました。ありがとうございます。丁寧な御答弁ありがとうございます。いろいろな支援を行っているということで、そしてまた、農産物加工センターについては、今現状そのようなことであるということで、まずは選果場の取扱いを増やしていくということは、大事であるというお考えということで伺いましたが、私がここで考えていますそのお土産品というのがですね、やっぱりちょっと固有の名称を出して恐縮なんですけれども、例えば鹿児島で言えば鹿児島のかすたどんとか、スイートポテトのお菓子とかですね、すごく今売れてる。福岡の通りもんというお菓子であったり、また、沖縄の様々な味のちんすこうであったり、やっぱりこの商品を見ればその地域が分かる、地域が分かるというのをですね、やっぱり奄美でも作っていただきたいと。観光客の観点からですね。そのやっぱり大事なのは買いやすい、配りやすい、食べやすいということだろうと思います。もちろんこの既存のものもこれに該当するものもあるかもしれませんが、まだその奄美を代表するようなですね、このお菓子と言うか、お土産品というものがですね、まだまだ十分に育ってないんじゃないかなというふうに考えているところです。今いろいろな取組、そしてその取組への支援を行っているということだったんですが、私は一つ議員大会で行った喜界町の取組が参考になると考えてまして、喜界町では基地周辺対策事業により農産物加工センターを造り、そして複数の小規模生産グループが合同会社結いグループ喜界を設立して加工品のブランド化を図っています。奄美市でもそのような小規模生産グループによる統一ブランド化、先ほど魔女っこ奄美というのがあったんですけども、それをこう期間限定ではなくですね、常時この何か商品展開をしていく。そのことによってこう生産量をですね、一定の生産量を保っていく取組であったり、または、島内5市町村連携による加工品のブランド化を図れないか。そしてまた、今後基地周辺対策事業等による農産物加工センターの整備や浦上の大島紬技術指導センターのそういった分野への活用などによることは考えられないかということについて見解をお願いします。

農政部長（奥 正幸君） 3点ほどございました。小規模生産グループによる統一ブランド化、または5市町村連携のブランド化と農産物加工センターの整備についてお答えいたします。喜界島を含む奄美大島ではですね、平成28年3月現在生活研究グループが23団体の129名で活動しております。うち

奄美市は5団体の37名となっております。いずれも小規模のグループでございます。このような中で、県が事務局となって奄美地区生活研究グループ連絡協議会というのを組織をしております。平成26年度からふるさと便奄美八景ということで6市町村の加工品を詰め合わせたセットをですね、既に販売をしているということもございます。27年度実績で限定150個販売をしているということなどもあるようでございます。このように6市町村の小規模な生活研究グループによるお土産品、加工品の統一化は既になされておりますが、観光客や地元の多くの人にとってもらうためのPR方法などについては、今後他の市町村関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

農産物加工センターの整備につきましてはですね、議員御提案基地周辺対策事業の導入であつたりですね、大島技術指導センターの活用なども含めてですね、その施設の有効活用、有利な事業等を導入できるようにですね、農政部だけじゃなくてです、関係部署等を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。本当にこの加工品、お土産品については、部長が度々おっしゃられます農政部だけじゃなくて、やっぱり商工観光部門一緒になって取り組まないといけないということですので、元野議員のお話も先日ありましたけれども、これは是非本庁内横断的にですね、力強く進めていただきたいことを提言申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、そしてインターネットで見られる皆さん、おはようございます。私は社会民主党社民党の関 誠之でございます。

はじめに、熊本の地震災害で被災に遭われた全ての人々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。

過去に日本は世界を相手に戦い、アジアで2,000万人以上、日本で310万人とも言われる尊い命を奪い、深く人間の尊厳を傷つけました。日本国憲法はこのような過ちを二度と繰り返さないという心からの誓いによる平和主義を基調としています。1954年7月の設立以来62年間日本の自衛隊は一度の戦火も交えることなく、武器によって一人も殺さず、殺されもせず、世界に平和を訴え続けられたのも、この平和憲法が世界で支持されていたからなのです。今安倍総理は集団的自衛権の行使により自衛隊が戦う能力を持つだけでなく、これまでの専守防衛に徹した自衛隊の基本を逸脱し、アメリカと一緒に戦争のできる国づくりを積極的に進めています。このことはまさに平和国家の放棄であります。このような現状の下で奄美市や瀬戸内町に陸上自衛隊の警備部隊、ミサイル部隊を誘致することは、将来奄美群島が再び戦場になることにつながりかねません。朝山市長は2014年平成26年9月の定例議会で奄美大島への自衛隊配備について民意は浸透していると受け入れを表明しています。12の民間団体が誘致活動を行っていることをもって民意は浸透しているとのことでした。また、市長は、いつ災害が発生するか分からない地域として高度の技術や経験がある組織があるとすれば有難いと自衛隊配備がまるで災害救助のためであるような発言に終始しています。誘致団体も市長の発言に合わせるが如

く、大規模災害時の救援活動に期待を表明しています。しかし、ミサイル部隊や警備部隊が災害対策の部隊でないのは明らかであります。だから市長や誘致団体は、地元の活性化とか経済的波及効果、つまり、金が落ちるというメリットを上げて軍隊配備の危険性を押し隠そうとしています。ミサイルや機関銃、対戦車ミサイル迫撃砲等の武器や射爆場や弾薬庫の建設が災害救助に役立つのか。商店街の活性化に役立つのか。ただただ自衛隊が来れば金を落としてくれることを期待しているにすぎません。そのような民意は特定利益団体の意見にしかすぎないと言わざるを得ません。朝山市長は有事が起こらないような警備態勢が必要、国民の生命維持を守るのは国防の重要課題だと主張しています。それだけ重要と認識しているのならば、住民に対して説明をしなければならぬはずであります。しかし、市長は何一つ説明しないまま受け入れ表明から約2年目にして大変遅きに失した説明会の開催をいたしました。既成事実を積み上げたことに対する報告の説明会となってしまった感があります。南西諸島は国防の最前線、2015年1月若宮防衛副大臣の発言とされる発言とされる奄美大島において市長は国防を担わされる市民にとってその生命、財産に直接関わることであるにも関わらず、口をつぐんでいることは無責任ではないでしょうか。奄美の基地は鹿児島島の島々の中核になると佐藤正久参議院議員は2016年1月に発言をしています。有事になれば、奄美大島、その住民は人質にされる。平和な奄美に有事に備える軍隊が配備されると、奄美は国防の最前線に変貌することは明々白々であります。軍事基地は戦争のために作られるのであって、平和のためではありません。軍隊は戦争を引き寄せる。軍隊は敵軍の攻撃目標になります。1944年3月南西諸島方面の守りを強化するために大本営直轄の沖縄守備軍第32軍が創られました。奄美群島から先島諸島までが守備範囲であります。沖縄では軍隊は住民を守るどころか住民を虐殺いたしました。沖縄戦では県民役9万4,000人が犠牲となっています。市長はそれが第一義とか佐藤正久参議院議員2016年1月の発言、憂えあれば備えなしは歴史の事実と反しています。戦争について言えば、備えるから憂いがあるのが歴史の事実であります。真実であります。再度申し上げます。奄美に計画されているのは陸上自衛隊のミサイル部隊と警備部隊です。このことを踏まえ市長に質問をいたします。6月5日の防衛省の説明会だけで市長の説明責任は果たせたと考えておられるのか、市長の見解をお示してください。

後の質問については発言席から行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） まず質問の中の誘致ということについてまず誤解がないように改めて申し上げます。先日の一般質問においても市長のほうから答弁がございました。まず、奄美市として自衛隊誘致の意思決定、またそれに伴います行動を起こしたことはないということ改めて申し上げたいと思います。その上で市長の説明責任は果たせたかということでございますが、当日議員の方も参加をされております。このことについてはもうその雰囲気については議員御承知のとおりと思いますが、一般の方々からの一般質問に対して、防衛省のほうからの説明も当然ございました。併せて市長のほうからも、自衛隊配備に対する考え方についての説明もあったところです。平成26年の2月に先ほども議員のほうからもありましたが、当時の防衛副大臣の来朝以来約2年議会の一般質問、あるいは反対の方々の面談等、あるいは賛成、反対の個々の意見交換などで機会ある度に市長のほうから考え方は説明をしているということでございます。したがって、説明責任については十分果たされてるというふうと考えております。以上です。

15番（関 誠之君） 誘致活動したことはないということでもありますから、事実はそのようなことだというふうに思います。しかしながら、自治体の長が受入れを表明するということは、誘致を認めたということになっておるわけでありまして、やはり市長の政策実行の在り方として、私が誘致活動をしたことはないなどと言わずに、政治家としての信念があれば、市長は先頭に立ってもっと自ら推進をすべき

じゃないですか。

市長（朝山 毅君） まず、答弁の前に関議員にお聞きしたいんですが、議員は常に議会の冒頭社民党の誰々であるというお話をなさいます。私は知る限りにおいて、社民党は自衛隊の配備について理解をし、認知しているものと思っております。その前提に立って申し上げます。自衛隊を誘致するための活動行動は私はいたしておりませんが、自衛隊を理解している者の一人として、また、市長として、この防衛力の乏しい地域において国が責任を持って領海、領空、領土を守ると。しかも、近年この近隣においてはいろんな事案が発生してると。そのような不安な地域においては、やはり防衛力をしっかりしなければいけないというふうなことであろうと私は認識をし、防衛力の乏しい、しかも、四方八方海に囲まれた地域における国民の住民の安全・安心・安定については、やはり国の責任で守っていただきたい。もとより、自治体において災害の発生時やいろんなことにおいて地域住民の生命、財産を守ることは第一義であります。それ以上超える想定外の事案が発生した時の責任においては、自治体の力だけではどうしようもないという現実が全国各地において発生しております。そのような意味において私は自衛隊という組織が国において配備されるということは、私は有難いと。また、認知しますと。賛成ですということを申し上げてつもりであり、何ら私は逃げ隠れもしておりません。堂々と自衛隊を認知しております。その組織が来るということは、有難いというふうに思っております。それともう一つ、訂正した方がいいかと思いますが、経済界の皆さんは、金や物が売れるということだけでやってるということは、私はその経済団体の皆様方に言葉足りてないのではないかと思うところがあります。諸々の国家国民としての思いは等しく仕事の違い、立場が違って、そのようなことを考えているであろうと。その12団体の皆さんの思いについては、私は尊いものがあると思っておりますので、誤解のないようにしていただきたい。

15番（関 誠之君） 市長ですね、おっしゃったように、社民党も自衛隊はそれは認知をしております。しかしながら、自衛隊はいわゆる専守防衛で国を守るものとしてね、そしてその自衛隊を将来は災害の国の災害やそういったいろんな分野に分けていこうじゃないかというのが将来の自衛隊に対する社民党の考えですから、それは軍隊の方向に持っていくということは全くありませんので、それと私が議論をしているのは、後で少し議論をしなければいけません、ちょっと時間が押してきますから、その前に市長にちょっとお尋ねしますけども、この自衛隊、いわゆる陸上自衛隊を配置するのは何のために配置をするんですか。

市長（朝山 毅君） 議員、議員もおっしゃったじゃないですか。中期防においてこの地域において自衛隊力、防衛力、また防災力等において乏しい地域であろうという地政学を含めいろんな観点から国の責任において私は国家、国民を守るために領海、領空、領土を守るためにひとつなされたものと思えます。そのことの答えについては、私自身は持ち合わせておりません。

15番（関 誠之君） 防衛大綱には陸上自衛隊は有事に対処するために配置すると書いてあるんです。有事というと戦争を含めたものですね。有事です。これを配置すると書いてあります。そして、今あの鎮西の陸上自衛隊演習を鎮西26とかやっておりますけども、その中に野外令と言って自衛隊のマニュアルがあるんですよ、この演習の。そこにはですね、地域を犠牲にすることにより時間の余裕を確保しつつ、犠牲態勢を確立し、事後攻勢に移して侵攻する敵を撃破すると。地域を犠牲にしてという行動ははっきり入っているんですよ。調べてください。そういうことで、いわゆる、野外令と言って自衛隊のですね、いわゆる教範、武力侵攻の対応に応ずる対処の基本的考え方というのがあるんですけども、その中に着上陸侵攻対処というのがあるんですよ。その項の中に強靱な抵抗によって持久した後に敵を撃破するには、先ほど言った地域を犠牲にすることに時間の余裕を確保して、要するに時間を確保

して一旦後退しますけれども、大部隊が来たらまた勢力を増してやるというようなやり方が今の訓練なんですよ。鎮西26, 20いくつのですよね。そういうことで、自衛隊のない、今安全で幸せに暮らしている人たちがいっぱいいるわけですよね。大熊の上にミサイルができますと、毎日何か頭の上にハエがブンブンブン飛んでおるようで、本当に落ちて生活できるんでしょうかという人もいますわけですから、そういうこと。それとこのミサイル部隊、これの任務と言いますか、このミサイル部隊はですね、この部隊は敵側のゲリラ特殊部隊コマンドに対処するもので、基本任務はミサイル基地防衛であり、空港、港湾も防衛すると。この戦闘は市街戦となり、基地周辺や空港周辺は陸地戦闘にさらされるという、これ自衛隊が言ってるんですよ。もうそれがある。これがこのいわゆる任務なんです。ミサイル部隊と意味。そこでこの向こうで質問しましたけれども、いわゆるミサイル部隊と警備部隊が住民の命と財産を守るんですかということを僕は質問したわけですよね、向こうで。答えがありませんでした。こういうことについて市長、考えがあれば、時間がありませんので、簡潔に述べてください。

市長（朝山 毅君） 時間がないようであれば、場を改めても結構でございます。まずそのことを申し上げます。入口論から話をしますと、時間がいくらあっても見解の相違ということになりかねません。したがって、今住民を、私がちょっとこれ聞き漏らしたかも分かりませんが、有事においては住民を犠牲にするかもしれないというふうな文言があると。法律ですかと聞きました。法律にそういうことを書くはずが私はないと思っていますが、自衛隊の一つのあれとして、ただその場合、この地域においても自衛隊が演習をしたりする時には、その当該自治体に了解、理解を得ながら演習は行われていると私は思っております。そういうことを踏まえて、やはり法の下で動くわけですから、それはどうかなあと思っていますので、場を変えていつか入口論ではなく、現実に、しかもやっていきたいと思っています。

15番（関 誠之君） その入口論でかみ合わないからおそらく平行線だろうというのが市長の主張でしょうけれども、やはり私たちはこういうような危惧もありますよと、これ私が作って言ってるんじゃないですよ。自衛隊の演習する時のマニュアルやその他防衛白書やそういった中から書いてあることをしっかり今言っているんであって、何も嘘をついて自分の考え方や空想で物を言っていると、でないことだけはね、市長、これ理解をしていただきたいんですけども、そこは理解できますか。

市長（朝山 毅君） それは十分に理解できます。そのような有事が発生しないための備えだと、私はそのように思っておりますので、ですから、あの住民を領土を領海を、ちょっと時間をいただきたいんですが、近海に軍艦と言われる船が頻繁に通っているようであります。以前から私の知る限り見てはおりませんが、聞く限りにおいて沖縄辺りの漁業者が安心操業ができなくなってきたと、安全操業もおぼつかないというふうな話をよく聞きます。そのような事態が奄美にも発生しないためにも、やはりしっかり守っていただくような環境は整えておかなければいけないというふうな一面私は思っているところで。以上です。

15番（関 誠之君） それは私も十分に理解しますけれども、それは一義的には海上保安部の仕事なんですよね、一義的には。一義的にはですよ。国は皆で守りましょう。はい、それはよろしいです。そういう中でね、そういう中でないところに置くということをまず一つ考えていただきたいということですよ。そういう中で例えば国民保護法ができて、ちゃんと名瀬市の時代にそれを作って、奄美市も作っていますよね。そのそういうことから考えますと、やはりこの住民保護や避難訓練は、その自衛隊とどうするということは今行っていませんよね。行っていますか。

総務部長（東 美佐夫君） ちょうど国民保護法の関係がございましたが、平成19年の3月にですね、これは国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これに基づいて奄美市国民

保護計画を策定しております。これはもう議員冊子を持っておられると思いますが、その中に市は国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を推進するというふうには、その中で関係機関として自衛隊組織について明記をしてるところでございますが、ちなみにですね、この保護計画の中で、市の危機対策本部として市と関係機関、これは関係機関の中に県、警察、海上保安部、自衛隊を記載しております。その場合に、自衛隊への市民の避難誘導については派遣要請をします。特に離島の特性を生かしながら自衛隊の方に派遣要請をすることがしっかり明記をされておりますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

15番（関 誠之君） 住民保護ね、避難訓練、やっぱり住民の命と財産を守るということですから、今の状況であれば自衛隊等のそういった話は全く僕は聞いておりませんから、度外視をされておるのではないかと思いますので、しっかりと住民の命と財産を守るのは自治体、警察の仕事ですから、やっぱりそういったことは市長も十分にお分かりだとは思いますが、今の状況を見ますと、そういったものが度外視をされているのではないかなというふうに見なければならぬところがありますので、よろしくお願いをしたいと思います。いろいろあるんですけども、いわゆるこの大熊地区に警備350名という警備部隊の2個中隊だそうです。地対空ミサイル、これは地対空ミサイル丸三式と呼ぶらしいですが、丸三式。中距離誘導弾、航空機や地対空ミサイル及び巡航ミサイルを迎撃、これは防衛上の使い方なんですけども、迎撃するものであるというふうには書いてありますが、これから射撃をレーダー装置というのが飛ばす時にありまして、強力な電波が発するというふうには言われておりますけれども、その辺のところについても質問しましたが、あまりはっきりした回答がありませんでしたが、その後市にそういったことは市から問い合わせとかありませんでしたか。

総務部長（東 美佐夫君） その時の部長から、部長からと言うか、国のほうからの説明の方では、有事の際のレーダーの作動ですので、一般の通常時には作動しませんので影響ありませんというふうには確か向こうのほうは、国のほうは答弁されてると思っておりますので、一般の際には通常の際には影響がないということでございます。

15番（関 誠之君） その辺のところははっきり分からないので、是非ね、一番心配されることです。これは強力な電波、300キロの探知距離があるわけですから、相当な強い電波を出さなければ届かないわけですからね、そういう電波が人体に影響がないのか、また、その辺の動植物に影響がないのか、そういったことは市として十分に把握すべきことだと思っておりますので、是非次の機会には説明できるようにさしていただきたいというふうには思います。

それで答えは分かっておりますけど、一応お聞きをしますけど、警備ミサイル部隊の配備によって、米軍との共同演習、一体化が進んでいくのではないかと。あの答えがありますから、それを答えとして受けましても、3月の19日にアメリカ軍所属の掃海艇パトリオットというのが名瀬港に入港しております、これはやっぱり自衛隊配備が米軍と一体化が進んでいる証拠ではないかなというふうには思いますが、3月19日、3月20日はこれ10周年、合併10周年記念の日だったんですよね、その前の日に入っております、これは入った船がですね、こう小さいんでそこから見えないと思っておりますが、コンテナを周りにずうっと回しまして、入れないようにしているわけですね。コンテナの向こうはアメリカになったというふうには思っておりますけれども、日米地位協定で言えば当たり前で、何もその日米協定は改善していかなくちゃいけないんですけども、アメリカ軍から見ればそれは当然のことだというふうには思っているんですけども、こういうことについて既にもう自衛隊が来るから、米軍もこういったことでこれ調査船らしいです、ネットで調べたら。こういうことについてはどういうふうには、見解があればお聞かせください。

総務部長（東 美佐夫君） 確かに3月19日、議員のおっしゃるとおり、入港されております。コンテナについては危険に対する配慮というふうに理解しておりますが、これについても先ほど議員が申し上げたとおり、調査の関係で寄航したというふうに伺っております。その際に地域との交流ということで確か海岸のごみ拾いとかそういう御協力をいただいて、地域との交流、あるいは高校生との英会話の交流ということでふれあいをしていただいたと聞いておりますので、特段その点については何ら問題はないというふうに考えております。

15番（関 誠之君） ネットで調べましたら、パトリオットの任務は、いわゆる港湾の地形、水深、そして公的な施設はどこにあるのか。学校、そして飲食街、繁華街、それを全部調べるというのがこのパトリオットの目的だそうです。前質問ちょっとしましたけれども、全然回答が具体的にはないから私が言っておきますけど、これはネットの中でしっかり書かれておることですから、そういったのがパトリオットの目的で、掃海艇という名の下の調査船なんです。はい。それで市長に発言をしていただきたいんですが、市長は市民団体と要請を受けた時に、米軍が来ることはあってはならない。そうなれば私も反対しますという言葉を出しておるわけですけども、そのことは今も変わらないのかどうか、確認だけさせてください。

市長（朝山 毅君） まず、その当時に申し上げましたのは、あのエリア、キャパの中で米軍が来るということは想定していませんということ等を含めて、米軍が来るのであれば、また時代は、私の思いは違うところあることも事実です。

15番（関 誠之君） 米軍はだめだというふうに思いますので、市長も米軍が来ることはあってはならないということはお互い理解ができるのではないかなというふうに思っております。

それで先ほど沖縄の新聞の話しましたけれども、今防衛大綱では動的南西諸島の動的防衛ということ、南西諸島、いわゆる八重山、与那国、宮古、石垣含めてですね、2,000人の配備が計画をされておるわけでしょう。もう2,000人、それだけで私は軍事要塞化されるのではないかなという思いがありますけれども、やはりこういった問題がね、しっかりと見ていかなければいけないのかなというふうに思います。関係のある、もう一つ、世界自然遺産登録に向けて観光保全継承という生態系保護することについて防衛省はどのように考えて、環境省とはどのような連携が取れているのかを示してくださいという質問なだけけれど、それは連携してやるというのが市長の前の答えだったんですけども、これですね、この間対馬のここの警備部隊のモデルになっております対馬の警備部隊、これ新聞記事ですけどね、これ何て書いてある。険しい山中を完全踏破と。湿度88パーセントという厳しい条件の中、隊員は原生林が生い茂った森林の中を隊列を保持しながら前進と。そしてまた、これは南海日々だったと思いますが、1月29日、生物多様性と保全、奄美群島民悩みながら報じるメディアというところの中に、もともと基地があったところが自然遺産になるわけではありませんと。遺産登録準備と部隊配備がほぼ同時に展開されますということで、この中に陸上自衛隊演習などでも自衛隊車両が林道を走り回る様子に、山の自然が壊れていく懸念を抱く声は多くの社から聞かれましたと。こういうふうに林道を走ったりですね、隊列をなして歩いたりするようなことで、僕は世界自然遺産というのは今非常に微妙な時期にさしかかっていると思うんですよ。いわゆるユネスコの方に将来にわたって生物の多様性をどのように引き継いでいくのか。その考え方の中に自治体がこういうような誘致を、誘致と言うとまたあれですが、自衛隊が来るということを経営を認めるということは、本当に科学委員会が多様性を将来にわたって自治体もそう考えているねと書けるのかなという気がいたしますので、その辺はまた市長もしっかり考えていただきたいなというふうに思いますが、コメントがありましたらお伺いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の件については通告ございませんので、具体的にどうかこうとかと言う答弁はできませんが、以前に林道に自衛隊の車両が連帯して走っていたという話を伺いましたことがありました。これについては国の方に訪ねましたら、そういうことはないということでございました。ただ、自然遺産との絡みで申し上げれば、当然国の方も環境省と防衛省と一番奄美の活性化になるというか、大事なところで、国としての遺産ですので、これは当然調整をされているというふうに思いますし、十分配慮をされるというふうに考えております。以上です。

15番（関 誠之君） 時間も押してまいりましたんで、十分な議論ができませんけれども、いわゆる市長は墨分けの墨分け論、いわゆる防衛省は防衛省、環境省は環境省の墨分けをきちっとして影響のないようにするというのが主張だったと思いますけれども、省庁というのは縦の社会で、横がお互い話してというのはなかなか難しいのではないかなというのが通常の知ってる方々のね、話だし、中央として聞いてみれば、奄美の世界遺産で防衛省と環境省が話したという事実がどこにも見つからないんですよ。そういう中でこれ自衛隊が書いてあったとおり、今まで自衛隊がないところ、また、世界自然遺産登録をしなければいけない、2018年同じ時期ですよ。このことは非常に重要なことであって、そこは市長も慎重に、慎重の上にも慎重に考えて、環境省なり防衛省には対処をしていただきたいんですが、いかがですか。

市長（朝山 毅君） 私も全国を知っているつもりではありませんが、近くには霧島、日本でも有名な観光資源をお持ちの市であります。隣に自衛隊があります。九州では由布院があります。全国でも有名な温泉地であります。そういうところがしっかりした行政と地域住民と自衛隊とか墨分けをしながら、しっかり自治体が守られてるということを考えますと、自然と科学と文化と発展といろんな諸々を含めて、もっと高次元の方で国は考えていると思っております。したがって、それらのことを考えると、やはり安全を守りながら自然を守るということは、やはり同じような理念の下に私は行われていくというふうに思ってますから、そういう意味においては墨分けはしっかり国のほうでも、また、我々も注視をしながらやっていかなければいけないことでもあると思っております。

15番（関 誠之君） あと大きな課題がもう一つありますので、この辺で終わりたいと思っておりますが、いわゆるこの中距離弾道ミサイル部隊というのはですね、いわゆるサム部隊、最初に攻撃される部隊であり、国防の最前線を担う部隊であると。一次有事の際は両ミサイル部隊の基地周辺は敵のミサイル攻撃にさらされると。これは防衛省書いてあるんですから。国防の最前線とされる奄美を含む南西諸島の住民が、国防の最前線で戦う意識を固めているわけでは決してないと私は思っておりますので、奄美の議会にしても、配備に賛成をしていますけれども、決して防衛の最前線を担い、犠牲者を覚悟しているわけではないというふうに思っております。備えあつての憂いありですから。これが先ほど申し上げたことであります。是非市長は行政の長として市民の財産、生命を守る立場から、要請があれば説明会に出してほしいんですが、そのことについて市長の見解を求めてこの件は終わりたいと思っております。

総務部長（東 美佐夫君） 説明会の関係ですが、先般の方でも少しお答えしましたが、6月5日の説明会、これは繰り返しになりますが、大熊地区以外の方々からも多数参加をいただきました。実際に他の地区の方々の御意見もたくさんありましたので、活発な御質疑がありました。大変有意義だったと思っております。こういうことを踏まえて、別途場所を変えての説明会は現在のところ予定をしてないというところでございますので、この点、場所を変えて説明会を開く予定は現在のところございませんというところでございますので、御理解をお願いいたします。

15番（関 誠之君） はい、しっかり聞きました。ですけど、やっぱり要請があれば首長として出てい

って、先ほど言った住民の生命、財産はこのようにして守りますよと。計画などあるようですから、そういうのも含めて是非再考をお願いしておきたいと思います。

通告をしたのは少しずれておりますが、②、③はこの間の資料がありましたので、あれ以上のことはおそろくないと思いますので、そのように受け取りたいと思います。ただ一つだけ、自衛隊の駐屯地に隊員宿舎ができるように最初の図面になっておりましたけれども、今度それが消えておりましたが、お気づきになりましたか。110戸朝日町に整備したいと。今契約しようとしているのは30戸から40戸のあの大熊の町内会の分ですね。他に60から75戸の住宅もどこか朝日にやりたいということで、一つだけ、市としてその宿舎の情報提供か土地についての情報提供もなされたというような話もありますけれども、あったとすればあったのかないのか。あったとすれば候補地が言えるなら、言えんでしょうけれども、ということが一つと、防衛省からこの建設に当たりまだこう出てないことを言えるのかどうか分かりませんが、市にどのような相談があったのか、ちょっとお願いをしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 宿舎、庁舎の関係で抜けてるというお話でしたが、私今図面持ってますけど、隊庁舎の配置はあります。入っていますので、はい、はい。宿舎の関係の情報については、この間佐大熊のほうは決定してますということですが、他の地区については今現在調整をしてると。あ、ああ、失礼。大熊の方ですね、大熊のほうは決定しておりますが、他の地区については現在調整中ということでございますので、その点についてはまた決まり次第御報告したいと思います。調整中をしてるとのことでの話は伺っております。

15番（関 誠之君） 言い忘れましたが、これは環境省が出しておるところに、計画中の中にこのクロウサギ、奄美のクロウサギの生息場所ということで書いてありますから、こう環境影響調査というのは法律上の問題ですけど、環境調査をやるということでしたから、その辺のところも是非防衛省にですね、はっきりさせて、いや、全然いなかったというのであれば、それなりに返事をいただきたいというふうに思います。少し時間を取りましたけれども、自衛隊の問題、是非市民の財産と生命を守る立場からですね、市長、もっと市民の前に出て頑張っていたきたいということをお願い申し上げて、この件については終わりたいと思います。

次は、学校給食センターの建設について教育長の基本的な考え方を含めてお尋ねをしたいと思いますが、まず、この学校給食センター、いつの間にか検討委員会なるものが立ち上がって、奄美市、名瀬、住用地区学校給食センター運営等検討委員会というのがされておるようですけども、議員の皆さんもほとんどあれっ、えっ、本当という感じだろうと思いますけども、去年1年間あれだけの議論をして、やっぱり1か所4、000食はまずいよねという意見もいっぱい出ておりましたけれども、この保護者に対する説明会の総括はどのように行われたのか。教育長の答弁によりますと、保護者の皆さんをはじめ関係者の御意見を賜りながらというね、焦らず請求ミスないということから類推しますと、保護者に対する説明会の総括の上に立って、基本構想をもう一度眺めて、本当に大丈夫なのか、そういったことを反芻をして、再度そういった委員会を作って、その上に立って方向性が決まるならば、次のこういう検討委員会が立ち上がっても、それは不思議じゃないと思いますが、このステップがもう私が言ったステップというのが間違っているのか。どうも順序が逆さまじゃないかというふうに私は感じておりますけども、教育長の答弁がありましたら、お願いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 現在検討会立ち上げて議論をしておりますが、これはいつの間にかではございませんで、当初予算でも謝金については計上しておりますし、最初の段階でこういった会を立ち上げて26年に出していただいた方針について更に細かい詰めをするということでございます。今おっしゃいましたが、保護者の説明会の関係ですけども、昨年の説明会の中で、保護者の皆様からいただきました御意見、そういったものを今回のまた会の中で再度どういうふうな対応が取れるのか、取

り得るのか、そういったことを議論をしていきたいと思っております。実は今年の2月にも、学校を通じまして保護者の方々からの意見を集約をしたところでございます。先ほど言いましたように、その中で出てきました意見につきましては、今会の中でこれをどう吸収をするのか議論をしているところでございます。その上で会の方で議論をした結果については、また学校を通じて保護者の皆さんに中間報告という形で報告をさせていただきたいと、そのように考えております。以上です。

15番（関 誠之君） 今事務局長が言ったことは、この検討委員会の検討事項には入っていないんですよ。基本的などうするかということは。食器、食感とか配送用コンテナ、配送態勢、食育、地場製品の積極的な活用、その他運営に関すること、これがこの検討委員会の検討事項ということで決めてあるわけですよ。これ以外に今言ったような基本的な議論がここでできるんですか。教育長は答えませんが、じゃあ、教育長にお伺いをいたしますけども、こういった問題というのはね、いわゆる今の小規模校がどうなるんだろうと。統合するのか、いや、そのままいくのか、この長期的教育方針に乗かって学校給食センターというのはどこの給食センターも造る時には長期、いわゆる長期的教育方針に沿ってこの学校給食センターというの造られてるわけですよ。そういう大事なことを今事務局長は言いましたけど、この検討委員会の中で検討できるんですか。

教育長（要田憲雄君） このことにつきましてはですね、以前に平成11年度か、3地区に分けて建設したらどうかという御意見がございました。その後に交通の便の問題ですとか、児童生徒数の減の問題ですとか、そういうことがありまして、1か所で何とかやれると。しかも、今後生徒数、児童生徒数の減も見込まれることもございますし、交通の便のこともございますし、そういう意味では予算を考えた時には、1か所に集中して建設した方がいいという結論に達したわけでございます。今議員からおっしゃられるようないろんなその保護者からの御意見につきましては、私どもとしては謙虚に受け止めているわけございまして、そういうことも含めて検討委員会で話し合いを進めているというふうに理解をさせていただきたいと存じます。その中で、しかも、私どもは再度もう1回大事なことからということで、2月に校長を通じて保護者からいろんな意見も吸収しました。そのこともまとめて検討していったらというふうに理解させていただきたいと存じます。

15番（関 誠之君） それでですね、この運営検討委員会の名簿を見させていただきました。今言ったような重要なことを責任を持ってできるような人たちが集まっているのかな。いわゆる栄養教諭が4名、給食技師が2人、校長が1人、あとPTA連絡協議会が1、2、3、4名ですか、前・現を含めて。こういう中で今言ったような本当に教育に関わるいわゆる長期的方針の下で1か所で4、000食、こういう、で、先ほど言った検討事項はそうはないですよ、検討事項には、全く。というので、次質問いたしますけれども、先ほど1か所で4、000食を調理して学校に配送すると。そういったことがあの保護者会の説明会で心配ですと。先ほどの自衛隊問題は思想心情ろいろいろありますけれども、この問題というのは、子どもたちの健康に関する、また、食育や教育の一環としての学校給食をどうすると、そういう視点ですから、イデオロギーも何もないわけで、いいものはいい、悪いものは悪い、これが基本になって、保護者会の説明会もされたと思いますが、その総括すらここでね、出していただけない。総括の上に立って、外海離島であり、山々が急峻な地形と台風常襲地帯での学校給食は、安全・安心に持続的に実施することは大変なリスクがある。このリスクの解決策を全く示さずして、1か所で4、000食、こればかり言っても保護者は納得いたしませんよ。牛乳を含めて食材が船で供給されてるわけですよ、今。そしてこの食材供給が止まることが現実にかかることは予測できるわけですよ。台風が来たら三日船は来ませんから、大体。そういう中でこのようなリスク解決はどのようにその総括の中でされてるのかね。それがなければ1か所4、000食というのはあり得ないと思うんですよ。そのことに対して見解があればどうぞ。

教育長（要田憲雄君） 今おっしゃられたリスクの問題につきましてはですね、今話を進めている協議の途中でございますので、その中で具体的に話し合いを進めていきたいというふうに考えております。それからこの災害についての問題ですが、このことにつきましては、交通の便も非常に良くなりましたし、トンネルもできておりますし、あるいは奄美が一斉に大きな災害に遭った時には、当然奄美全体がそういう状況になるわけですから、そういう時点で対処できるような対応できるような対策を取っていかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。それから先ほど申し遅れましたが、学校統合の問題をお話になりましたが、市長も私も現時点で学校を統合するという考え方には立っておりませんので、それぞれの学校を含めて総括して検討してまいるということでございます。

15番（関 誠之君） 少し時間があつたら、総合教育何とか会ですね、何だったっけ、の会長ですから、市長も。ちょっと意見を聞きたいんですが、それは後として、今教育長の言われました交通の便が良くなったということでありまして、平成11年の11月がこの名瀬市がこう給食の検討委員会の報告が行われた時点ですよね。それからこれは何でかと言うと、特異な地形現況があるから、分散型3か所辺りにやりましょうねと決めたわけですね、名瀬市の場合は。ところが1か所になってる。そういう時系列の中で芦花部方面、知名瀬方面、更に合併で住用の小中学校増えたわけですよね。そういうものを考えると、芦花部の地形なんか全く変わつたらんじゃないですか。交通の便がいくら良くなったと言っても、あの急峻な山を越えて芦花部小中学校に運ぶ、そういうことでは非常にリスクが大きいと私は考えますが、そこでこの平成11年11月の名瀬市学校給食検討委員会の報告書、当市の特異な地形現況等も考慮しながら、3か所程度の分散型、給食センター方式の導入は望ましいとの結論が出ておりますけれども、このことの結論を生かすことはできないのでしょうか。その辺について見解があればお聞かせください。

教育長（要田憲雄君） 交通の便が良くなったということについて申し上げますとですね、あの当時はあの当時の道路なんです。現在は国道に昇格しましてかなり交通も便利になってきております。しかも、もし、災害が大きな災害が起こった時には、奄美全体がその災害に陥るであろうということでございますので、当然その中で対応していかなくちゃならないだろうと。私どもはでね、大事な今議員がおっしゃるような芦花部まではどうするかということについて申し上げますと、私どもが今考えていることは、大事なポジションポストにはその施設をそのまま現存して残しておこうと。災害に備えているいろんなその集落の避難や地域の避難もございましょう。食事も提供しなくちゃならない場合もありましょう。そういう場合に備えて残しておこうと、そういうことも考えているということをお聞きいただきたいと思います。

15番（関 誠之君） 少し基本的な考え方がずれてるところもあるような気がいたします。いわゆる小規模分散型の学校運営、今のやってるものですね。そしてそれに伴う学校給食の運営、これが今自校式で残ってるということは、やはり経験の中で災害が起きやすい地域だと。そしていろいろなリスク、例えば今言った災害、食品の欠品、食中毒による医療対応のリスク、そういった諸々を結果として減らして行くわけですから、そういった中で今の小さいな学校でも単独自校方式ができてるのではないかなというふうに考えますけども、そういったやっぱり特徴を見ますと、分散型の方が、災害時に炊きだしや3か所辺りに造ると、地域のいろんなコミュニケーションもありますし、そういう中で分散3か所辺りにした方が、もしかしたら事業費も安くつくかも分かりません。皆さん10何箇所ぐらいだったら16億ぐらいで高いという結論を出してますけど、3か所にしてね、分散型、そしたら地元の中小の建築設計会社も取れるし、中小の事業者にも雇用が回っていくし、そういう雇用を増やす意味でも大切じゃないかなというふうに思いますが、その辺について検討する余地は市長、何か知恵がないのかどうか、市長の

お考え方を是非お聞かせください。

市長（朝山 毅君） ただいま関議員の話を伺っておりました。この検討委員会なるものについては、私がこの市長職をいただく以前からあったと私は記憶をしております、その中の委員についても、現場に熟知した皆さん、そして栄養管理を確実にできる方、そして学校に責任を持つ経営者である方、諸々もちろん役所の職員も含めて、それらの方々が構成員となり検討委員会を作り、あらゆる議論をして今日に至っていると伺っております。そういう中において、自校方式、分散方式がいいのか、それともセンター方式、まとめた方がいいのか、議論をなされたと伺っております。近年はどの地域においても、やはりセンター方式が多くなると。これはとりも直さず先ほど教育長が話されたように、交通の利便性やいろんな管理、衛生面の充実、そういう諸々のことがあったんであると思うっております。そういう意味において、センター方式の場合、県内において最高1万2,000食を作るセンターがあるというふうにも伺っております。1万2,000、1万約8,000ぐらいというふうなこともあるようで、それらには十分応えるような体力、知力あるというふうなことも伺っておりますし、そういう諸々のことをあらゆる角度から検討しつつありますし、検討していると私は理解をいたしておりますので、それらの皆さんの意見は尊重しながら、今見ているつもりであります。以上です。

15番（関 誠之君） 最後に一つ聞いておきたいんですけども、じゃあ、分散型の学校給食センターも議論の中で方向性がそういうふうになれば、フレキシブルに考えられるということかどうか、その辺のことにしてお伺いをいたします。

市長（朝山 毅君） 分散方式がいいのか、何がいいのかということも含めて一つの結論が出たと。今各小中のその分散型されてる給食室、センター、そのものがほとんど同じような時代に造っておまして、非常にこう老朽化と言いますか、同じく老朽化してるというふうなこともこう含めて、ある面では効率的一元的なことも考えたんでありましようが、そこら辺のことも私は私なりに見ているつもりであります。

15番（関 誠之君） 最後の語尾のところあまりはっきりしませんでしたので、またその辺は機会を設けてやりたいと思います。

その他の施策について行政の取組、これは自治基本条例公契約条例、名瀬、笠利保健所の検討設置、これはそれぞれがやっておりますけれども、もう少しスピード感を持ってやっていただきたいということで、具体的にこのことについてはまたの機会に一般質問をやりたいと思いますので、どうかお許しをいただきたいとお願いを申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で社会民主党関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引続き一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民のみなさん、おがみんしょーら。こんにちは。自由民主党会派の奥 輝人です。予め通告してあります一般質問を行います。

その前に少々所見を述べたいと思います。熊本地震については、被災されました方々にお見舞い申し上げます。もう一日も早い復興回復をお祈りいたします。

さて、ミカンコミバエ問題については、先週の渡議員の質問の中で奥農政部長から最新の現状報告と緊急防除区域の解除、今後の定期的な予防対策の方針など縷々説明がなされたところでもあります。7月9日を目途にトラップへの誘殺がなければ解除となる予定であります。その後においても予防対策や蔓延防止対策に万全を期して徹底して実施をしていただき、ミカンコミバエ問題が再度発生しないように取り組んでほしいと強く願うところであります。

次に、奄美の気象状況についてであります。4月の雨の多いこと、過去に例がないような天候でありました。ほとんど雨か曇り空であり、その雨の影響で農家は大変であった。サトウキビの手入れなど春植えや株出し管理、また除草剤の散布など作業ができない状態。また、牛農家はロールベラーでの作業が困難で、乾燥草が取れずに、半乾燥草や生草でのロールラップであった。畑の耕運作業もトラクターのロータリー掛けも無理をして入れたりなど思うような作業ができない状態でありました。また5月に入り梅雨と重なり、更に遅れ気味の状態。私も4月で終わっている農作業も5月の末までかかってようやく初期の作業は終了したという感じでありました。また、徳之島地区や沖永良部地区においても同様の問題を抱えていたようでありました。農家の皆さんには苦労が多いと思いますが、頑張ってくださいと思います。

それでは一般質問に入ります。1、地方創生に向けた生産牛の振興。(1)子牛相場について。①今後の動向についてであります。子牛相場が非常に高騰化しています。今年の1月のセリ、3月のセリ、5月のセリと3回開催され、開催するごとに価格が上昇しているのとあります。去勢雌合わせて平均で75万円台で、5月セリで去勢が78万円台、雌が68万円台であります。過去において考えられないような相場状況となっております。生産農家にとっては非常に喜ばしい状況であります。反面、肥育農家の今後の経営状況が心配されるのであります。生産コストの高騰化や肥育牛の販売時の相場の状況、枝肉の相場などどのように経過していくのかも心配であります。できれば生産農家、肥育農家ともども安定した相場であって、今の相場を将来にわたりずっと維持できればと思うところであります。生産農家は相場について今後気にしながら経営が安定できるように、儲かる経営ができるように努めていかなければならないのであります。政府が推進していますTPPについても、2年後からは枝肉の関税が縮減されていきます。現在38.5パーセントから11年後には9パーセントまで引き下げるのであります。その間の枝肉相場がどのようになるのか気になるところであります。現在のような相場状況が続くことが生産の農家の願いであると思います。よって、今後の子牛の相場の動向についての見解を伺いたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速奥議員にお答えいたします。

子牛の相場については、もう既に今議員が概略御説明いただきましたが、別の角度からお答えさせていただきますと思います。

まず、子牛相場の今後の動向についてはということですが、その前に本市の過去3年間の飼養戸数、頭数、飼料作物の面積の推移についてちょっと申し述べさせていただきますと思います。平成26年が飼養戸数が790頭、農家が36戸、飼料畑が144ヘクタールでありました。27年度が飼養頭数が810頭、戸数が32戸、飼料畑が146ヘクタール、平成28年現在ですが、飼養頭数が807頭、戸数が31戸、飼料畑が130ヘクタールと推移をいたしております。頭数は近年横ばいを示しておりますが、戸数と飼料作物については減少傾向でございます。このような中、議員がお話になりましたとおり、大島地区の子牛のセリ市場では、子牛価格が70万円を越す高値相場となっております。これは年々高騰してるような状況であります。また、議員が先ほどお話になりました今年の5月の笠利の子牛セリの相場を見ますと、雌が平均68万5,000円、去勢が78万4,000円で、平均が7

4万2,000円となっております。なお、去勢については100万円を超す子牛が1頭出ております。このような高値の要因といたしましては、考えられますことが、まず、東京市場や大阪市場などのやはり消費地において、枝肉相場がAの5で1キロ当たり3,000円と好調に推移していること。また、それに比例して消費が好調であること。また、肥育農家の引き合いが強いこと。同時に、全国的に口蹄疫以降和牛の頭数が減少していることなどが要因と推測されます。このようなことから、今後景気が大きく変化しない限り、子牛相場の影響は若干の変動はあろうかと思われませんが、しばらくは高値で推移していくのではないかと想定をしているところでございます。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、市長、ありがとうございました。そうですね、今市長が言われたことが本当の現状であると思います。全国的に本当に牛のその頭数がもう減少していると。もう肥育農家、繁殖農家それぞれですね、その原因としては、やはり高齢化、やっぱりその後継者とか新規参入者とかのその参入していく農家は少ないというのもあると思います。先ほど市長のほうから奄美市の今の現状など話がありましたけど、この奄美市においてもですね、本当に生産農家も減ってきてます。そしてその代わりに多頭経営の農家が増えてるのも事実であります。しかしながら、その多頭経営農家は増えていてもですね、やっぱり生産農家が減っていくということは、将来的に本当に不安を感じるのが本当今後どのようにっていくのか本当心配でならないのが現状であると思います。そういった今のこういったこう相場があるにも関わらずですね、やはりそこに飛びついていこうというそういった欲のあるやっぱり新規参入者だとかやっぱり後継者など就農者がですね、やっぱり育成しなければ、この奄美においてもやっぱり今後厳しい苦難ではないかなという予想がされております。今後もこういった牛の相場等が上昇してる中において、今後ますますですね、枝肉相場もこうやって今順調に推移していますので、これをずっと継続できるような感じにさせていただきたいと思っております。最近の情報ではですね、やっぱり東京オリンピックを目途にですね、若干相場がやっぱり安くなっていくのかなあというそういった生産農家の話の中ではですね、聞かれるところでありますけど、TPPもありますけど、そういった農家が儲かる経営ができるような態勢も今後は考えていってもらいたいなという思いがしておりますので、こちら辺りで今の件は終わりたいと思います。

次にですね、先ほどの件にもかかりますけど、飼養管理大島らしい子牛についてでありますけど、大島らしい子牛というのはですね、もう自分も牛飼いを本格的に始めたのが平成7年からでありましたけど、その時に旧笠利町時代には品評会とかあってですね、セリの前の一月前に。そして経済連やら農協さんの指導員がこう来て、自分たちの牛を見ていろいろと品評して、そうやって指導していたんですけど、その時の大島らしい牛というのは、やはり月齢に発育に応じた牛を作っていたきたいと。そうすれば、鹿児島から来る、宮崎から来るそういった購買者が買いやすくなると。そしてまた、その評価も高くなるということでありました。その時の状況では、やっぱり鹿児島の牛なんかは、10か月280日齢で出荷していたのに、自分たちのところは7か月から8か月ということで、出荷日齢も240日から50日、約1月から2月も早く出荷してるのがもう奄美の牛であります。本土に行けばですね、やっぱり10か月11か月で出すということで、骨格も悪い、体重も悪い、本当に見栄えもあるんですけど、やはり奄美の牛というのは鹿児島に行って育成していくということで、やっぱり早出しの方が若干はいいということでもありましたので、そうした大島らしい子牛がですね、今も現状も農家の皆さんはやっぱりこうやって努力しながらやってると思いますけど、この大島らしい子牛について、今の問題とか課題等があればですね、ちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 奥議員の大島らしい子牛についてという御質問でございますが、御承知のとおり、大島らしい子牛とは、経済連のあの専門家などの意見、ただいままた奥議員もほとんど話をされるとは思いますけれども、その大島らしい子牛とは、骨格と体重のバランスが取れている子牛、また、過肥気味ではない子牛、過肥というのは太りすぎではない子牛ということですね。また、骨格があって腹

袋ができており、見た目に重量の見込める子牛などというのが専門家の意見でございました。反面、最近の状況としてはですね、購買者からは子牛が重くなっているとかですね、足元の状況がよくないとか、また、去勢の状況に不安があるということなどの意見が寄せられているところがございます。したがって、議員の御提言のとおり、飼養管理ですね、餌やり、飼養管理の徹底が課題であるということです。このようなことから、子牛育成飼料給与マニュアル、奥議員御承知かと思いますが、この子牛の育成飼料給与マニュアルですね、餌のやり方とかいうものが細かく示したマニュアルがございますけれども、それに沿った草飼料とかですね、農耕飼料、トウモロコシ、魚粉などの配合した飼料のやり方、給与と言うんですけれども、給与や子牛1頭ごとの栄養状態、給与管理を徹底することなどが重要であるということでございます。以上です。

21番（奥 輝人君） 分かりました。本当牛を見てですね、その内容が分かれば、本当プロの牛飼いだと私も思います。自分もまだまだプロになってませんけれど、そういった表面的外見的にはですね、ちょっと見る目があると思うんですけど、まだまだ購買者の見る目と生産農家がやっぱり育ててく牛というのはやっぱり若干違ってまして、やっぱり体高があり、体重がやっぱりその月齢に応じて乗っていると。240日齢なれば240キロぐらいから260キロとか。去勢の場合は1日のデージーが1キロ増えていかなければいけないとか、そういったいろいろな課題もあります。奄美においては、やはり今は子牛に関してはほとんどがもう分娩してから三日後にはすぐ離乳してミルクに飲まして、そして約2か月、3か月間自分で育てていくのが今の技術でありますので、そういったことを踏まえながらですね、生産農家のほうは購買者の方に好まれるような牛づくりを今頑張っているところでもあります。本当に牛についてはですね、今後本当に見込みがありますので、やはりこの牛の今後の先ほどの動向も踏まえてですね、今後はこの牛に対して、この奄美市の今後の取扱いについて今度は若干質問をしていきたいと思っております。

それではですね、まず（2）の新規参入者・新規就農者・後継者の確保対策についてを伺いたしたいと思います。①の現状と今後の見込みについてであります。過去における参入者や今後の見込みについてどのように推移されていくのかを伺いたしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 新規参入者・新規就農者・後継者の確保対策についての御質問でございますが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、本市ではですね、平成28年2月1日現在の肉用牛飼養農家が31戸で807頭の繁殖雌牛が飼養されております。5年前の平成23年と比較しますと、戸数で11戸、頭数で40頭の減となっております。1戸当たりの飼養頭数を比較しますと、平成23年度が20頭、平成28年度が26頭というふうに増加をしております。今後も飼養の管理や飼料作物、生産などの機械化の進展に伴い、規模拡大が進行するものと考えております。このような状況の中で、肉用牛の新規就農者は平成19年に笠利地区で1名、平成20年4月に住用地区で1名となっております。また、規模拡大の進展に伴ってですね、特に笠利地区においては、鹿児島県立農業大学の肉用牛学科を卒業し、後継者として就農してる方が4名となっております。現在後継者として鹿児島県立農業大学に在学中の方が今現在1名おられます。お尋ねの今後の新規就農者の見込みについては、厳しい状況にありますけれども、後継者による規模拡大というのはますます進んでいくものと考えております。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応今部長のほうから今後の推移などをちょっとお聞きしました。また、先ほど市長のほうからも、頭数等の数字も示されておりました。これ私のこれ総会資料ではありますけど、北大島肉用牛部会通常総会とか毎年あるんですけれど、その中でですね、やはりこの奄美市の肉用牛部会の会員数についてはですね、先ほど市長も言いましたけど、奄美市でやっぱり32戸ですね、32戸ということは、笠利地区の節田の方ではもう13農家あるんですよ。で、この一番

牛を飼ってるのはもう節田校区の13農家。でまた、笠利地区宇宿校区の方では2農家、そして笠利校区で2農家、屋仁校区でも2農家、赤木名校区で1農家、緑ヶ丘校区で2農家、計22農家が今笠利地区の方では牛飼いに頑張っております。以前はですね、先ほど市長の方にもあったんですけど、36農家とか、もう自分が就農した時の頃は笠利地区だけでだったんですけど、42農家がですね、1頭なりもしくは3頭なり、小規模で牛飼いを飼っていたことがありました。その方々ももう今はもう高齢となり、もうリタイアしてるということで、もうサトウキビにもう変えたということで、もう牛飼いをやめております。その後継者も何名か育っています。もう私も後継者ですけど、その後継者がどうにかこうやって今の笠利地区の牛農家を引っ張っていくという状況であります。またですね、この名瀬、住用の方でも、名瀬地区では3農家しかもういません。そして住用地区では7農家まだ現役で頑張っております。この名瀬地区も以前はあと聞くとところによりますと、8農家から9農家はやっていたんですけど、今もう3農家まで減少していると。また、住用地区においても、まだ10数名の農家いたんですけど、今7農家まで減少してると。特にこの住用地区においてはですね、もう高齢の方がやっぱり70歳、80歳の方がですね、牛をやっぱり20頭から25頭飼いながらですね、頑張ってる姿を見ております。その農家の方々もですね、やっぱり後継者がいないと、そして新規参入者もないと。今後どのように進むのかと言えば、もう自分の孫か、後はその身内、まだ今飼っているその若手の農家が一人いるんですけど、もうそれに譲渡するのかなあとというそういった話まで今聞かれるのが実情であります。そういった意味でですね、今後この地方創生に向けてですけど、これはもうこの件については私も平成27年3月議会でも取り上げていましたけど、今回はですね、前回と違って、前回は将来のビジョンでありましたけれど、今回はですね、もう今度は地方創生というそういったものに縛りをくくってですよ、キーワードがもう地方創生ということで、今後のですね、この牛農家のもう維持発展ですね、それと新規参入者・後継者の確保ですね、それに向けて地方創生と絡んで、今後どのようにしていくのか、部長、ちょっと聞きたいと思えます。地方創生に向けては、確保対策についてはですね、先ほど縷々説明がありましたけれど、やっぱり奄美での就職先を考えればですね、産業を考えれば、サトウキビもありますけど、牛農家のやっぱりそういった頑張りがやはり必要だと思います。今後新規参入、または新規就農者が出てくると仮定した場合、また、人口増加にもつながっていくと思えますので、特に生産牛への地方創生についてですけど、どのように考えているのか。生産牛に対しての地方創生ですね、将来の。それについてちょっと伺いたいと思えます。見解をお願いしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 地方創生に向けたその対策、協議の対策とかというのはどういうことかというお話なんですけど、の御質問ですけれども、答弁いたします。日本の農業における新規就農者を含む担い手の農地利用は、全農地の約50パーセントを占めております。農業従事者の高齢化、後継者不足に伴い、耕作放棄地の拡大が課題となっており、国においては農業を足腰の強い産業としていくための政策を実施しているところです。その一つとして、新規就農者の確保を図るために平成24年度から青年就農給付金制度を創設いたし、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の所得の確保を図るため給付金を支給しているところでございます。本市でも研修期間の1年間と就農後5年間、この制度を活用し、新規就農者の育成を図っているところでございます。更には、本市では先ほどもお話ししましたが、鹿児島県立農業大学校に通う学生に対しまして、卒業後の就職を目的として月2万円の奨学資金を支給し、新規就農者の確保を今図っているところでございます。更に、肉用牛を含む畜産につきましてはですね、奄美市独自の事業にて生産コストの低減を図るための畜産の簡易資材の補助事業を導入をし、支援しているところでございます。このようなことからですね、今後これまで実施しておりますこの施策を継続しながらですね、議員の御提言も参考にしながら、本市の人口減少の克服、人口増の対策を目的とした地方創生に向け、また新規就農者、担い手、後継者の確保のために農畜産業の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応今後のキーワードは、もう本当地方創生の生産業の振興だと私も思っておりますので、そこはもう十分にわきまえて頑張ってくださいと思います。先ほど部長のほうからの話もあったようにですね、今は地方創生ということで一応青年就農給付金もですね、45歳までは受け取られる仕組みになっております。その46歳から受け取られないんですけど、そういった都会から地方にですね、やっぱり就農先があれば、やはり何らかの情報があればですね、奄美に行って牛でも飼おうかなというそういった今後ですけど、定年退職してからでもやっぱりやりたいなあという人がたぶん一人二人ぐらい出てくるのかなという思いがしておりますので、そこら辺りも勘案してですね、やっぱり考えていただきたいと思います。今までに奄美市でも取り組んでいた事業がありまして、国の事業でですね、臨時雇用対策事業で3年間でありましたけれど、笠利地区の集合団地の方に1年間に2名ずつですね、一応そういった研修制度と言うか、雇用対策ということで一応それを3年間ぐらい続けた経緯があります。そこでその研修を受けた6名ですね、その6名の方の今どのようになっているのかというちょっと追跡をしたんですけど、ほとんど牛の牛に関わっていたんですけど、やっぱりそういった牛をやりたいといった農家二人いました。しかしながら、その二人はですね、やっぱり投資的経費とやっぱりそういった資金とかそういった畑とかそういった牛舎、牛も導入できないということでもう諦めた経緯があります。そういったこともありましたので、やはり牛に対する熱意はあるというそういった雇用者がですよ、やっぱり何らかの形で牛、今後の牛を引っ張っていきいたいというそういった牛農家になっていきいたいというそういった思いがあった方もですね、今はもう全然それにはもう牛の農業にもタッチしてないような状況であります。そういったことを考えればですね、次の質問になりますけど、今後のですね、この受け入れ態勢に入っていきますけど、やはりこの受け入れ態勢の整備をしなければですよ、この農業大学校で、また、専門学校で勉強してきたそういった方々は、ある程度の技術とかノウハウはやっぱり勉強して帰って来て、何らかの資金とか無利子関係の資金など借りながらですよ、また、複合経営をしながらやっていけるのかなあという思いがしておりますけど、今後のそういった新しく始まる人とか、新規に参入される方々への受け入れ態勢についてにちょっと聞いていきたいと思います。この営農センターの受入れについては、笠利の方では営農センター、また、名瀬の朝戸の方では農業研修センターがあります。その内容を見ればですね、ほとんど園芸ともう花きですね。その2種類がほとんどの研修の受け入れ制度となっておりますと思います。月1日4,500円を支払いながらですね、1年間研修させている訳でありますけど、その2施設にですよ、畜産科の一応そういった畜産を経営をするそういった研修センターですね、その中にその畜産科を設けることが今後の牛農家をこうやってやっぱり発展させていくためのもうまずは基礎だと思えますよ。農大科を卒業したそういった方と別に、またこういった45歳以上の方々とかのそういった受け入れ態勢について、こういったところに畜産科の講習とか講義とかできないものか、導入が図られないものか、そこをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） お答えします。営農センターにおける畜産コースができないかという御質問ですけれども、市ではですね、新たに就農の希望する者に対して農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるため、各種研修を実施し、将来本市で中核的農家として自立できるような人材の育成を目的に、名瀬地区の農業研修センターと笠利地区の笠利営農センターにおいて農業研修を実施しております。議員がお話したとおりでございます。研修人員についてはですね、両センター合わせて6名でございます。研修資格は農業を職業として選択し、本市の重点振興品目の栽培を主に希望する者で、自立経営農家を目指した就農意欲があると認められる者となっております。年齢はおおむね55歳以下となっております。研修期間は7月から翌年の6月までの1年間となっております。両センターの敷地内のハウスを活用したマンゴーやパッションフルーツの果樹、露地を活用したカボチャの栽培が主な研修となっております。議員が今お話したとおりでございます。先ほども述べましたとおり、国などの施策を活用し、足腰の強い担い手農家を育成するために研修期間の延長であったりですね、研修作物を含め、現在研修制

度の見直しを今現在今まさに検討しているところでございます。その中でですね、研修センター敷地内で研修できない作物などについては、市内の指導農業士の農園等を活用し、実施できないかなども今検討しております。したがって、このお尋ねの畜産については、今後大規模農家等への研修依頼などを含めてですね、先進地のまた研修地の事例などもまた参考にしながら、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。私が本当言いたいことはですね、やはりこの奄美大島本島内にですね、畜産科を高校でもいいんだけど作っていただきたいのが本当はやまやまなんですけど、今度古仁屋高校にですか、あの水産学部の方、何か検討してるというニュースを聞いたこともありますので、本当本来ならば、またそういった北高でもいいし、そういった高校にでもそういった畜産科があれば本当はいいのかなと思いますけど、その畜産科の場合はその上の農業大学とか、そういった専門学校がありますので、そこ辺りに行けばまた学生の方も勉強できると思うんですよ。ただ私が言いたいのはですね、キーワードは地方創生ですので、やっぱり都会から来る人、また、地元にいる人を対象に含めてですよ、こういった今牛の相場がよくて、今後牛を伸ばそうという気持ちがあればですよ、この研修施設内にですよ、畜産再編基盤総合整備事業ですか、9割補助の、そういった事業を活用して、畜産クラスター事業というのも今度昨年から今勉強会をやってるんですけど、そういった大型事業を導入してですよ、その牛舎などを建設していただき、そこに研修生を一応2年でも、大抵でも2年でも研修させると。牛もやっぱりこうやって奄美市が導入して、牛をこうやってノウハウを教えるために奄美市が導入して、そういった基礎的なものがなければ、なかなか育たないと思うんですよ。農家のせがれとか息子であれば、やっぱりその自分の家の牛を見ますけど、そうでない全く関係ない人なんかは、たぶん見ても、ああ、こんなことかなあということで、もう本当成長が厳しいのかなと思いますので、できればこの研修センター内にそういった施設も構えて、機械までそろえて、そして草地畑までそろえる。また、牛まで導入して、一応研修させて、そこからどうにか担い手などを育成していただければ、今後の畜産農家の発展がきっと見込めるのではないのかなあという思いがしておりますので、部長、そこら当たりどうでしょうか。

農政部長（奥 正幸君） 奥議員がおっしゃったのはまさにそのとおりだと思いますけれども、研修施設の科目として、この畜産だけでじゃなくてですね、他の作物などもまた要望などがありましてですね、特にあのタンカンなどについては非常に人気のある作物で、そういう研修などもできないかという要望とかもございます。いろんなその要望の中でですね、今この研修施設に最も適したものは何があるかというものをですね、先進地などの調査も踏まえてですね、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） できれば検討していただきたいと思います。自分もやっぱり生産牛というのは、やっぱり年数がかかるんですよ。やっぱり10年、5年から10年はもう初期投資の返済に充てなければいけないというのが牛農家の宿命であります。生産牛を1頭取ってもですよ、今は70万前後でありますけど、鹿児島に行ったらもう90万とかそういった牛を導入しなければいけない状況になってるんです。今は。自分たちは農家の皆さんはもう自家放流ですね、自分の牛を自分の母牛から生まれた雌牛をですよ、自家放流ということで放流していきますけど、そこら辺りはAランクまで近いんですけど、BランクからBランクの上のそういった牛になります。本当Aランクなればですね、もう90万円、100万という牛が相場で、新規就農者や新規参入者がなかなか手が出ないのが、取れないのが実情だともう本当思うんですよ。そういった生産牛の振興に対しては、もう本当苦労はあると思いますけど、是非ですね、こうやって畜産のこと思えば、奄美にもやっぱりそういった研修施設を造っていただきたいと、私の強い要望であります。先ほど部長から言われたように、いろいろ制度の面もありましたけど、

施設野菜をやったり、とか花きとかいろいろしてますので、また一応マンゴーとかもやってますけど、そこにもう生産牛までどうにかノウハウが教えられるような研修機関ができるように是非頑張っていたきたいと思います。それでですね、今後そういった話はまたちょっとまた変わりますけど、今度新しくまたこうやって生産牛を始めたいという方々に対しての今度のもう、ウになりますけど、生産牛の導入についてですけど、先ほどちょっと述べましたけど、今は本当子牛を導入するのに、鹿児島から取れば先ほど言ったように、もう90万から100万の手出しで取らなければ、もう本当に導入できないのが現状であります。今ですね、奄美市のほうでは、市有牛貸付け事業という事業があります。これはずっと続いていきますけど、国と県が33万円を出してですね、奄美市が今17万円をプラスして50万円までは無利子ですよ、5年間貸し付けて5年後に返済していただきたいというそういう助成事業があります。先ほど言われたように、今牛の高騰が高いです。で、5年後はですね、この返済期間の5年をですよ、10年辺りに伸ばしたりして、引き伸ばしをするなりですよ、この牛農家が牛を導入しやすいようなシステムですね、そういったことが考えていかなければ、今の現状ではどうも育成が難しいのかなと思っていますので、今の市有牛の貸付け事業が今5年間ですけど、それを10年に先送りしたりですね、そういったことが私たち自分もだけど、農家から結構聞こえますので、声が聞こえますので、そこ辺りをどう検討されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） はい、雌雄牛貸付事業における農家負担軽減についての御質問ですが、奥議員が言われたお話と重複するかも分かりませんが、奄美市の肉用牛貸付け事業については、国・県の資金を活用した奄美市肉用牛特別導入基金と、市単独の奄美市肉用牛貸付け基金がございます。御承知のとおりだと思いますが、この奄美市肉用牛特別導入基金については先ほどお話がありましたとおり、1頭当たり33万円を5年間無利子で貸し付ける制度でございます。また、奄美市肉用牛導入貸付基金、これ単独事業なんですけど、1頭当たり17万円を5年間無利子で貸し付ける事業で、両事業合わせて50万円まで無利子で対応できることになっております。先ほど議員が言われたとおりでございます。県の方において、鹿児島県家畜導入実施基準というのの一部見直しがございます、5年間の無利子貸付け期間を6年間に延長したことに伴ってですね、今年度から無利子貸付けの延長を行ってですね、農家の負担軽減を図りたいと考えております。この10年間というのは、なかなかどうなのかな、こういう要望があるということ踏まえてですね、更にこの延長というのができないかどうか、また県に要望とかいうことで働き掛けていきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。今のは地方創生を考えてですけど、やっぱり新規参入者とか新規就農者がやっぱり牛飼いを始めるとなった場合は、やっぱり5年間では全然元が取れませんので、やはり10年ぐらいのスパンを置いて育成していってもらわなければなかなか育たないと思います、これは。

次の種有牛の貸付けの助成についてですけど、これは今の既存の農家からの声でありますので、これ今の既存の生産農家からの声であります。一応この種有牛の貸付けの助成事業についてはですね、合併と同時に一応この補助金評価等委員会の中でですよ、一応もう不適ということで廃止になった経緯があります。この研究でも平成27年のですね、3月議会で私一般質問しておりますけど、その時もやっぱりこの事業は厳しいという回答はもらっています。その時は山下 修部長でありましたので、今回は奥部長になりましたけど、地方創生を考えてキーワードは地方創生ですので、とりあえずですね、この笠利の農家、また、北大島地区の肉用牛部会からの申し入れがありまして、再度ですよ、この助成金、これを旧笠利町で行っていたあの助成事業ですね、それを復活していただきたいという声が今拡大しているんですよ。それもこの前のあの送別会があった時に私もそうやって指摘をされましたので、それではもう1回この件については再度ちょっと要望していきましょねという話をしていました。その点についてですけど、部長、どのように考えているのか、お願いをしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） ただいまの件につきましてはですね、奥議員が言われたように、過去の定例会でも答弁したとおり、その奄美市が合併した時にですね、その補助金等評価委員会というのがございまして、旧笠利町が実施していた肉用牛奨励導入補助金というものが、子牛を購入する資金の補助金としてではなく、貸付金とする判断に至り廃止された経緯があるということでございます。これは御承知のとおりだと思いますけれども、このようなことから、農家への支援といたしましてはですね、先ほども説明した市独自の肉用牛導入事業の創設であったり、市単独のですね、簡易資材の購入、農畜産物重点品目生産向上対策事業補助金ということで、その畜産資材の補助などをする事業などもございます。これは単独事業ですけれども、というもので支援策を実施しているところでございます。したがって、肉用牛導入貸付け事業の自己負担分の補助金復活というものについてはですね、現段階においてはちょっと困難であるということを理解していただきたいというふうに思います。ただ、その貸付け限度額の増額などについてはですね、県に要望などを行ってですね、今後ともその農家の負担軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

21番（奥 輝人君） 分かりました。やっぱり前回の山下部長との答弁がもうほとんど一緒であります。私が言いたいのはやっぱり地方創生ですので、既存の農家からの要望がこうやって高まっているということは、やっぱり牛に対するやっぱりこの後継者やら、また、その牛を導入してやっぱりこの畜産農家が繁栄させる、そこ辺りを考えての質問でありますので、前回の27年についてはですね、それは将来のビジョンということで自分はそうやって言っていましたけど、それじゃですね、ちょっと聞くんですけど、この平成20年に補助金委員会のあったそういったそれはなぜ前回聞いてなかったんですけど、なぜ不適になったのか、そこ辺りをちょっと聞きたいと思いますが、その補助金委員会の説明では、どういったことでこの笠利町であったその助成制度が廃止になったのか、その理由など分かればちょっとお願いしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） その補助金等の評価委員会の中での廃止となった要因、理由ということでございますが、その言葉、その資料が残っていますんでお話しすると、子牛を購入する資金を援助するという趣旨であるから、資産の形成の一部を補完する、要するに個人の財産にするための補助金という位置付けではなくてですね、貸付金とすべきであるという判断、もうこういうことはですね、資産の形成の一部を補完する補助金ではなく、貸付金とすべきであるという判断を踏まえてですね、国の基金にプラスして市の貸付金を設定をして、基金制度への移行すべきであるということで、その補助金については廃止をしたといういきさつがございまして。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応その作業部会とかというそういった補助金委員会の中にはですよ、やっぱり牛に詳しい人が本当にいたんですかね。私そこがちょっと疑問で、それは皆言うんですけど、やっぱり貸付けを笠利町時代はそれがあって、今北大島地区にはですね、奄美市と龍郷町があります。2市町で北大島肉用牛部会とか設置されてるんですよ。この27年の時にも言ったんですけど、やっぱり龍郷町においてはですよ、龍郷町でもやっぱり10万円の助成をしているんですよ、これ確実に。奄美市なぜこれを廃止されたのかという話もこの前の飲み会の中でも話もあったんですけど、これ復活させた方がいいよねという話もあったもんだから、その補助金委員会のメンバーがですよ、本当にこの畜産に対しての理解度があつたのか、そこがちょっと自分ですけど、ちょっと引かかるんですよ。もしもそれが言ったらあれですけど、笠利町をその牛のそういった生理生態なんか分かる人なんか、そうして牛の導入に際してのそういった育成の仕方など理解する人があればですよ、あ、これはいい事業だから残してもいいんじゃないのというそういった意見があつてもよかったのかなあという気がするんですよ。そういった意見が全く聞かれないような感じですので、できれば地方創生ですので、

キーワードは。地方創生ですので、できればこれ奄美市だけが言っては悪いんですけど、助成事業が奄美本島内ではないんですよ。他の町村にはしっかりとあるんですよ。そこ辺りが全然補助金委員会のメンバーが何ら理解が薄かったのかなあという思いがしますよ。今の牛相場も90万で買ってきますよ。50万円までが無利子ですよ。だけど90万で買った場合、50万までは5年間で5年後に返せばいいと。しかしながら、40万円というのは直接支払わなければいけないですよ。直接購入して導入したら40万払ってくださいと、現金で。その現金ですよ。先ほどにちょっと戻るんですけど、5年間じゃなくてその既存の農家たちもですね、もし助成事業とかが組めないのであればですよ、7年でも8年でもそういった無利子の貸し付ける期間を据え置きをですよ、延ばしていただきたいというのが本音の気持ちなんです、これ。自分も牛を飼ってますけれど、自家放流していますけど、本当本来ならば鹿児島島の血統のいいAランクの牛を導入したいんですよ。今民間牛だけでも90万から100万ですので、その血統書の牛は。それ自分が導入した場合は、50万まで払いますと。そして40万から50万はもう手出しなんですよ、そこで。そこ辺りもちょっと考えていただければ、牛農家がますます発展していくと思われまますので、どうにかこの助成事業についてもそうですし、先ほどの据え置きの期間も延長できるようなそういう体制を奄美市も取っていただきたいなと思います。部長、どうですか。

農政部長（奥 正幸君） 無利子貸付け期間についてはですね、当然県などにもですね、県のその補助金というのを取り入れて基金造成をして貸し付けているんで、県の意向、県に要望を今5年から6年、1年延びましたけども、更に延長ができないかどうかというのは、改めて県に要望してまいりたいと。で、農家負担の軽減を図りたいというふうに考えております。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当あの牛の相場が高いですので、自分たちも雄は去勢は出せるけど、雌は自家放流でその農家がありますのでね、農家の皆さんもやっぱり自家放流子牛をしなければいけないということで、年と言うか、十産以上したらやっぱり子牛の価値観も下がってきます。また血統もですよ、今の血統が10年後には維持されるかというのじゃなくて、改良改良でいい血統が続々出てきてますので、そういったスーパーの種牛のその血統をやっぱり持ちたいというのが農家、今の既存の農家の考えですので、そこ辺りを考えてですね、やっぱり農家の負担を掛けない、また、まだまだ増頭、繁殖増頭させたい農家には、それなりの支援をしていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それではですね、次に④に移りたいと思います。郡の共進会開催についてであります。この共進会の開催についてはですね、今まで3年に一度大島群島内を持ち回りでやっていました。しかしながら、この奄美本島内においてはですね、北大島と南大島、古仁屋の方にもあるんですけど、そういった部会がありますけど、1回も開催されたことがありません。この共進会がですね、徳之島南部ですね、徳之島永良部、与論島においては3年おきに開催されております。来年度が与論町で開催されるということが決定されております。今後のこの北大島地区へのですね、この共進会の誘致についてどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 大島地区肉用牛振興大会、郡の共進会の誘致についての御質問でございますが、その施設はもちろん笠利家畜市場ということで整備されておりますので、奄美大島地区の肉用牛振興と改良増殖を図る上からもですね、是非ともその開催に向け検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。できればですね、この郡共進会というのは、やはり牛が一堂に集まって、やっぱりそういった品評会やら見栄えとか見ます。その内容もですよ、一応13か月から17か月までの若雌が一部で、17か月から23か月まで若雌二部というそういった二部構成で一応

開催されています。そういった群の牛を見てですね、やっぱりその農家も励みにもなるし、そういったことがあればやはり意欲も高まっていくと思いますので、是非この共進会をこの北大島地区にですね、できれば笠利の活性化施設が今ありますので、ああいう活性化施設も大いに有効利用していただければいいと思います。この北大島には奄美市と龍郷町、その1市1町で形成されていますので、今度龍郷町も含めてですよ、この主催は県の経済連であります。開催地を決めるのは、その開催を希望するこの市町村が手を挙げればできるんですよ、これ。今までそういったのがなかったもんだからできなかったと認識していますが、是非ですよ、来年が与論ですので、今度はこの大島本島内の北大島地区に開催地として奄美市、龍郷町両方ですよ、手を挙げていただきたいと思います。先ほど答弁もらいましたが、検討していると言っていましたけど、是非龍郷町と一応協力しながらですよ、郡共進会が開催できるように頑張ってくださいと思います。それとですね、この共進会を開催するに当たれば、やっぱり県の経済連が主催、そして農協方面が主催であります。各自治体は後援ということになりますけど、このJAあまみとの協力関係も密にしなければ、この共進会もやっぱり開催することだけではもったいないと思いますので、やっぱりJAあまみとのそのJAあまみの中にも肉用牛部会というありますので、この奄美大島本島内でもありますので、また、南の瀬戸内、古仁屋方面の方々ともこうやって連携が取れますので、そこ辺りも考えてやっていただきたいと思います。JAあまみとの協力関係について、協力体制についてですけど、今後の方針をちょっと伺いたいと思いますので、部長、お願いしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） JAとの協力体制の御質問ですけれども、開催が決定すればですね、主催者である県経済連と連携をしましてですね、自治体と奄美市、龍郷町を含めJAあまみさんも協賛とか後援団体になろうかと思っておりますので、協力連携をして取り組んでいかなければならないと考えております。以上です。

21番（奥 輝人君） その後のいろいろ経費とか、いろいろ開催する時にこの同じ奄美と北大島の方でもやっぱり若雌の一部と二部がありますけど、そこに対してこうやってもう1席、2席になった牛が譲渡されていくのがこの品評会でありますので、そういった費用関係ですね、その農家に対する費用関係とかも旧笠利町時代ではやっぱりこうやっぱり離島に行くのであれば、ひと月間の賄い料とかそういったのも一応助成をされていまして、そしてまた運搬とかも助成されていまして。船賃とかのそういったこともありましたので、そこ辺りも考えてですね、共進会ができるようお願いしたいと思います。それではもうこの共進会についてはこれで終わりたいと思います。

もう時間ありませんので、次にですね、ゆうのうセンターについてちょっとまた伺いたいと思います。ゆうのうセンターについてはですね、各地のきび堆肥・ゆうのう堆肥の利用状況について、そして（2）の堆肥舎、管理棟（仕込み場所）の確保について、この2点を挙げております。この2点について答弁をお願いしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） それでは1番目の利用状況でございますけれども、お尋ねのゆうのうセンター有機農業支援センターの直近の売上げですけれども、平成27年度販売実績ゆうのう1号が837トン、きび堆肥が653トンの計1,490トン、で、販売金額は配達料を含め約970万円となっております。

次に、堆肥舎、管理棟の確保についてでございますけれども、原料の搬入、それから堆肥の製造、次に堆肥販売という一連の工程がバランスよくいけば、現在の施設に余裕がある状況でございますけれども、製糖期の1月から3月にかけては原料や製品を保管する施設が足りなくなる状況でございます。施設内にある野積場に屋根と壁を作り原料庫にできないか、また、現在使用している2種類の堆肥を一元化し、製造過程の効率化が図れないか、また、新たな施設の拡張ができないかなど現在検討していると

ころでございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応ゆうのうセンターの現状についてはですね、やはり農家が使用する堆肥については、追いついていないのが現状だと私は思っております。この前もですね、農家の皆さんが、園芸農家であったんですけど、堆肥が必要だと言ったのに、もう足りないから一応予約だけしておきますけど、もう9月、10月にしか取れませんよというそういう話を聞いております。堆肥もゆうのうセンターの方も、年間のあれを2、500トンぐらいの生産量が本当は確保できる施設であります。しかしながら、今キビ堆肥の場合は、春植えて100ヘクタール、夏植えて100ヘクタールした場合、年間でも200ヘクタールの棚田で4トン入れてもですね、 $4 \times 5 = 20$ でやっぱり200トン、200トンは必ず必要なんですよ。で、現在でも50トンもないぐらいの感じなんですよね。これからキビ堆肥がばんばん売れてですよ、サトウキビの気力の向上に役立っていくと思しますので、そこ辺りもやっぱりキビ堆肥のこの量もですけど、先ほどの2番目のその仕込み場所とかもやっぱりもう狭くなってきてますので、どうかその仕込み場所も拡大ですね、拡大と言うか、その屋根付きのそこら辺りもやっぱり検討していただきたいと思えます。

最後になりますけど、その中で使うこの機械等についてですけど、機械等もですよ、もう耐用年数過ぎていて、その攪拌機ももう修理が多くて、年間のその修理代でも何かもうばかにならないと。もう100万とか80万から100万ぐらいの修理代が出ていると。新しいものに更新していただきたいという話もありましたので、この機械の更新等についてもですね、やはり早急にやっていただきたいと思えます。もう時間ありませんので、答弁は要らないと思えますけど、もうこれは要望ということでこのゆうのうセンターの利活用が実現できるようにですね、やっぱり堆肥は気力の向上ということで生産農家はやっぱり必要ですので、是非この要望を受け止めていただきたいと思えます。

以上で終わりたいと思えます。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

6番（大迫勝史君） 議場の皆様、こんにちは。平成28年第2回定例会大トリを務めさせていただきます公明党の大迫でございます。

冒頭に、4月14日、16日と相次いだ熊本地震におきまして被災されました方々の一日も早い復興復旧を願うとともに、尊い人命を落とされた方々の御冥福を祈り、深い哀悼の意を表します。地震や災害はいつ何時降りかかってくるかも分かりません。新しく改訂されました奄美市地域防災計画を元に行政、議会、地域住民一丸となり、しっかりと整備を進めていきたいと願うものでございます。

さて、本年度より子育て支援の施策の一環として、朝山市長の御英断により小児医療費の無料化が、小学校卒業時まで拡大されましたこと、誠にありがとうございます。小学生を持つ子育て世代の市民から大変感謝の言葉をいただいております。さて、公明党の強い主張により、厚生労働省に国保の地方に対するペナルティを検討する子ども医療費のあり方検討会が設置され、そのとりまとめが3月28日に発表されました。その内容は、子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、1億総活躍社会に向けて政府全体として子育て支援を推進する中で、地方自治体の子育て支援の取組を支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めたと明記をされました。このとりまとめを踏まえ、日本1億総活躍プラン平成28年6月2日閣議決定では、国保の減額調整について見直しを検討し、年末まで

に結論を得ると記述されました。今後來年度予算の概算要求に向けてその具体策が盛り込まれるかが焦点になります。しかし、先日崎田議員からも指摘がありましたように、政府内で子育て支援の財源確保のために国保への財政支援の一部を回す案が浮上しているとの報道がありました。2017年度に国保へ3,400億円投入は、昨年の1月安倍首相が本部長を務める社会保障制度改革推進本部で決定し、国と地方は同年2月に同意している事項で、地方の反発は必至であるとの報道でございました。今後の国の動向が注視されます。消費増税再延期の煽りを受け、子育て分野の財源確保のために国保の財政支援を削ることは、医療福祉と子育て支援の共食いであり、地方の努力に水を差す行為で、決して許されぬことであります。公明党の地方議員は、一丸となって阻止したいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。1、市長の政治姿勢、子どもの貧困問題について伺います。昨今子どもの貧困率が6分の1となり、社会問題化しています。国も子どもの貧困対策の推進に関する法律を定め、26年1月17日から施行され1年半になります。本市での状況把握の現状と見解を伺います、との質問でございますが、これまでお二人の同僚が同じ質問をしております。ですので、答弁内容は理解できているつもりです。同じ答弁を3度繰り返すのか、語り口が違うことを期待して質問いたします。

次の質問からは発言席にて質問いたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（伊東義久君） お答えいたします。子どもの貧困対策につきましては、平成26年1月の子どもの貧困対策の推進に関する法律や、平成27年4月の生活困窮者自立支援制度の施行を受け、福祉部門と教育委員会、学校などとの連携強化を図りながら、生活保護や準用保護等の経済的支援や、保護者に対して就労支援員を中心としたハローワークとのチーム支援に取り組んでいるところでございます。本市の状況把握の現状といたしましては、生活保護世帯や準用保護世帯、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、更には社会福祉協議会、児童相談所、税務課、水道課、建築住宅課などの関係先から情報提供があった世帯につきましては、必要な支援を実施しております。しかし、それ以外の世帯で一定の収入があるにも関わらず、公共料金や税金等を滞納している場合等につきましては、関係先からの情報提供がない限り把握できていないのが現状でございます。

6番（大迫勝史君） ありがとうございます。今までの答弁とは若干違った答弁をしていただいております。現代の貧困事情は衣服や見た目では分かりません。その子どもの背景を見ながら観察しないと、その貧困状態は困難であり、周りが気づかない場合も多いと思われれます。今後も子どもたちの生活環境の調査を行う考えがあるか、伺います。

福祉事務所長（伊東義久君） 子どもたちの生活環境の調査につきましては、調査内容が世帯の収入など個々のプライバシーに立ち入ることとなることから、慎重な取扱いが必要であり、早急な実施は困難であると思われれます。今後総務課、教育委員会、学校などの関係先や他自治体との連携を取りながら検討してまいりたいと思っております。

6番（大迫勝史君） 早急な対応は困難ということでございますが、やはりこの早期発見、早期支援ということが子どものためには大事じゃないかなと思います。あ、これは一例ですけども、東京の足立区では、小学校1年生の全世帯に協力を求め、貧困の実態調査を行いました。保護者の所得や公共料金の支払い状況、虫歯の有無など子どもの健康状態や食生活などを調べて明らかになった課題に重点的に取り組むためでございます。子どもの貧困は虐待や不登校、非行など様々な問題につながる恐れがあるため、子どもの将来に大きな影響を与えるため、深刻化する前に支援の手を差し伸べて個人のプライバシー

一に踏み込んで情報を集めることにしたそうでございます。また、同法の中に調査研究第14条、国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究、その他の必要な施策を講ずるものとするとあります。先ほどの①の現状把握並びにこれまでお二人の同僚議員にしてきた現状把握の中でその見えてきた課題は何か、また、その課題解決に向けての施策を展開する考えはあるか、伺います。

福祉事務所長（伊東義久君） 課題解決に向けての施策の展開につきましては、子どもの支援が必要な世帯は、経済的問題のみならず、社会的孤立、多重債務、仕事上の不安、トラブルなど複合的な課題を抱えている世帯が多いことから、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業を実施しております。また、生活保護、準用保護、ひとり親世帯に対する児童扶養手当やひとり親医療費助成制度などの経済的支援、保護者に対する就労の支援など現在の施策の充実強化を図りながら、相談内容の集計データ、主な相談内容、男女別、年齢別、相談経路などを分析するとともに、他自治体などとの連携を図りながら、本市の実情に応じた事業の実施を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

6番（大迫勝史君） 前段の部分はこの法律施行を受けてではなく、今までやっている施策でございます。この法律の中身はですね、調査で浮かび上がった課題に向けて自治体が対策を立て、国が財政面で後押しをして実効性のあるものにしていくというのがこの法律であると私は認識しております。今回施行された子ども貧困対策法では、生活の支援第11条関係、国及び地方の公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援に必要な施策を講ずるものとするとの条文があります。そこで子どもの食生活、また、貧困家庭のですね、食生活支援のために賞味期限切れ間近の食品を業者、あるいは家庭や公的機関の災害用備蓄食料の入替え時に集めるフードセンター的な構想について見解を伺います。

保健福祉部長（吉 富進君） ただいまフードセンター的構想についてのお尋ねでありますので、御回答させていただきます。フードセンター的な構想についてですが、先ほど議員がおっしゃられたとおり、包装の破損や印字ミス、賞味期限が近づいたなどといった理由から、品質には問題ないにも関わらず破棄されてしまう食品、食材を食品製造業者などの事業者から引き取り、福祉施設等へ無償で提供する活動については、アメリカでは40年の歴史があるようであります。日本においては2000年以降に活動が始まっているようであります。全国ではNPO法人など40団体がこのような活動を実施しており、鹿児島では鹿児島市にありますNPO法人フードバンク鹿児島がこのような活動を実施しております。このような活動のメリットといたしましては、食品ロスの削減による環境面での効果はもちろんですが、福祉分野においても、貧困家庭を食の面で支援することや、浮いた費用を本や遊具など他のものに充てることができることなどが想定されております。このようなことから、本市におきましては、貧困家庭の子どもに対する食生活支援のためのフードセンター的構想は現在ございませんが、議員が提案された構想については、子どもの貧困問題を解決する施策の参考にさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

6番（大迫勝史君） 是非ですね、前向きに検討をお願いいたします。これができればですね、先日渡議員が質問されてた子ども食堂もですね、立ち上げが容易になるのではないかと思います。子ども食堂は単なる食生活の支援だけが目的ではなく、孤食、つまり孤独な食事をすることなく、社会と交わる機会を作ることも大きな目的の一つであると言われております。同じく子どもの貧困対策の法律の第10条関係におきましては、国や地方公共団体の役割として、就学の援助や学資の援助はもちろんですが、学

習支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする
あります。貧困状態の子どもは、学習面においても厳しい状況の子が多いそうでございます。支援のた
めの予算付けが難しいのであれば、小規模な学習支援のボランティアを広報誌やホームページで募集し
て場所のみを提供する試みについていかがお思いでしょうか。

教育長（要田憲雄君） ボランティアによる学習支援が実施をされてる学校の実情について申し上げてお
きたいと思います。まず、金久中学校では奄美寺子屋として毎週木曜日18時30分から21時までライ
オンズクラブのボランティアの方々によって学習支援が行われているところでございます。現在は中
学生が5名、高校生が2名〜3名ほど参加しております。これまで数回訪問いたしまして様子を参観さ
せていただきましたが、ボランティアの指導者と児童・生徒の間できちんとした信頼関係ができており
まして、ほのぼのとした和やかな雰囲気の中で学習会が行われておりました。それから奄美小学校で
は、月1回第2または第3月曜日の16時から18時まで10名から30名の児童が参加する寺子屋と
呼ばれるものがございます。地域の高齢者の方々や保護者が3名から10名ほどでボランティアとして
参加されまして、学習支援だけではなくて、工作活動ですとか、その他いろんな活動を子どもたちが興
味を示して、子どもたちに喜ばれる活動が実施されているということでございます。もう一つ申し上げ
ますと、先般も申し上げましたが、名瀬小学校では年10回ほどでございますが、1年生から4年生の
全学級に対しまして、一人ないし二人のボランティアが入って、放課後の習熟を図るための学習支援が
行われているということでございます。現在のところ、これらの活動に対しまして教育委員会としての
周知を図っておりませんが、今後も現状の把握に努めながら、学校、家庭、地域との連携を図って、子
どもたちのために支援することについて探ってまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（大迫勝史君） ライオンズさんのあの寺子屋は知ってましたけども、大変いいことだと思います。
少しながら今のお話だと月1回とか年10回とかちょっと少ないのかなという気もします。是非この寺
子屋運動広めて進めていっていただけたらと思います。なにとぞその今提案したそのホームページとか
広報誌でそういう募集するのはどうかという提案に関しては、御答弁なかったような気がしますが
も、いかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君） このことについては特に金久中学校で去年始まった学習会でございましたが、私
も大変興味がありまして、向こう4回ほど参観をさしていただきました。先ほど申し上げたとおりで
ございます。そういう意味で考えれば、大変興味のあることでございますので、その方向で研究して進め
たいと考えております。

6番（大迫勝史君） 是非よろしくお願いを申し上げます。

続いていきます。（2）防災についてでございます。6月の頭に地域防災計画の改訂版をいただきま
した。自分的に関心の高い箇所を読ませていただきましたが、大変な御苦勞の跡が見受けられました。
関係者御一同に感謝申し上げます。さて、本市では災害時に備えて政府備蓄米等や公的な備蓄品での配
給計画のほか飲料水、食料、生活必需品等の調達を市内の大型店舗と協定を結んでいますが、災害の
折には店舗には一般市民もより多く買い物に訪れ、外海離島の地理的悪条件の下で供給が間に合わない
場合も想定されると思いますけど、必要な物品が確実に本市に提供できる担保があるか、伺います。

総務部長（東 美佐夫君） 災害時に必要な物資の提供についてという御質問でございますが、奄美市の
ほうでは住用、笠利総合支所の方で乾パン、アルファ米、缶詰等の食料品を備蓄をしております。た
だ、長期避難を余儀なくされる場合については、十分な備蓄とは言えない状況でございます。こうした
状況を踏まえて、物資提供が可能な企業をお願いをいたしまして、協定を結んでいるところでござい

す。まず、食料等につきましては、市内の大型店舗、こちらはイオンプラザの大島店ということになりますが、そちらの方と協定を結んで、本市が救援物資を必要とする際は食料品、衣料品、日用品等について優先的に供給していただく協定となっております。また、救援物資に不足が生じた場合ということですが、この場合には鹿児島県内及び九州管内のイオングループから補給されるというふうになっております。

次に飲料水のほうですが、市内の2事業者、こちらは吉田商事株式会社と株式会社でラ・ムールというところですが、2社と優先供給に関する協定を締結させていただいております。そういうことで被災地に対する飲料水の安定的な供給を図れるというふうを考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） 何ら問題はないということでありますので、大いに安心をいたしました。

次に、②の災害時に在宅の高齢者、障害者が避難する福祉避難所について伺います。この改訂版には載っておりましたが、この度の地域防災計画改訂版には、設置する所定の機関へ報告するとの4行の記載のみで終わっております。どこに指定するのか、そして収容人員はどの程度想定されているのか、伺います。

総務部長（東 美佐夫君） 福祉避難所の施設と収容人数ということでございます。福祉避難所のほうは通常の避難所とは異なりますので、高齢者や身体障害者の介護に必要な設備を備えて要配慮者が安心して避難生活を送れることができるという施設でございます。本市のほうでは平成23年度に大島郡の医師会病院、介護老人保健施設虹の丘、特別養護老人ホーム奄美佳南園の3か所、平成27年度に障害支援施設愛の浜園の1か所と併せて4か所を指定しております。この件についてはお配りした分厚い防災計画の2章の方に、はい、福祉避難所の設置という項目で明記をさせてもらっているところです。これらの事業所の方と災害時における福祉避難所の設営、運営に関する協定を併せて締結しておりますが、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障害者に対する日常生活の支援をお願いするということになります。収容人数の件ですが、配慮を要する方の障害の程度により受け入れできる数が左右されますことから、支援要請をした時点で各施設との協議を行うということにしております。以上です。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。避難期間がですね、仮に短期間1週間、2週間とか、それなら全然問題ないと思うんですけども、長期にわたった場合の対応について少し伺わせていただきます。熊本の避難所でもですね、スタッフ不足で機能が十分発揮されてないという現実があるようです。これについて介護福祉士や看護師の潜在有資格者、今現在お仕事されてない方ですね、家庭にいらっしゃる、こういう方のボランティア登録制度を平時に作っておいて、登録制度整備で有事に駆け付ける体制を作っておけば、その福祉避難所での生活が長期にわたった場合でも、ボランティアの方に応援をしていただけるんじゃないかと思いますが、一応前の豪雨災害の時にも、関係者から聞いた話ですと、やはりこのいるスタッフだけでこう回して、結構大変だったということを知りましたので、そういう潜在資格者の普段からのボランティア登録制度についてちょっとお伺いいたします。いかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の件については、住居等の建物が破壊されて、避難所の避難生活が長期化したというふうになっております。長期化になりますと避難所、特に高齢者、障害者の方々については、応急的な措置から持続的な支援というふうなのをどういうふうに確保するかというのが課題になるものと考えております。これらの支援については、看護師や介護士等の介護ができる方々が不可欠であるということは十分認識しております。今回国のほうでは全国に介護職員の募集を行っているということで、潜在資格者も多数参加されたというふうになって伺いました。議員御提案の今回の件についてですが、熊本のそういう対応を検証しながらですね、提案のマンパワーの確保をどう図っていくか、これについては医療福祉関係機関と連携をしながらですね、その意見交換を踏まえながら、今後検討してまいりた

いというふうに思いますので、御理解をお願いいたします。

6番（大迫勝史君） よろしくお願ひいたします。防災ということについて、防災行政もあらゆる面で備えようとするれば、大変きりがなく、これで万全とは絶対言い切れない際限がない難しいことだと思っております。私は時折市長が使われる四字熟語の中で先憂後楽という言葉が大変気に入っております。議場の皆さんには釈迦に説法ではございましょうが、中国北宋時代の忠臣ハンチュウエンという方が為政者の心得を述べた言葉でございしますが、天下の憂いに先んじて憂い、天下の楽しみには後れて楽しむ。また、転じて、先に苦勞、苦難を体験した者は、後に安樂を得られると。まさしくですね、平時に悩むだけ悩み苦勞しておけば、有事の際には被害を最小限にとどめると思っています。私どもも協力を惜しみませんので、どうか一緒に頑張ってもらいましょう。

続きまして、（3）の市職場環境についてお伺いをいたします。昨年の10月頃からナンバー制度の導入の関係だと思っておりますが、市の職員のネット環境が制限された状態にあります。部署によっては事務作業に不具合が生じてないか、大変危惧をしております。現状を伺います。

総務部長（東 美佐夫君） 今回のネット環境については、昨年の9月30日より庁内のインターネット環境について業務用のネットから分離をしているということでございます。これについては昨年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出の事案を受けまして、マイナンバー制度の開始に合わせて全国の市町村区が講ずべき措置として国のほうから通知があったことを受けて、本市においても実施したということでございます。インターネット環境分離の際に、庁内における各業務についての事前調査を実施いたしました。そこでインターネットが必要な業務の確認を行い、各課に1台ずつですが、インターネットの専用端末を設置をしたところでございます。業務上必要に応じて端末を追加をしておりますが、分離後の業務に支障が出ないように今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

6番（大迫勝史君） そのデータをこの見るのはもちろんですが、プリントアウトしたりするのちょっと大変だと思うんですけども、職員から直接苦情が出てるといことはないか。また、今後この状態が続いていくのか、見通しを伺います。

総務部長（東 美佐夫君） 職員からの苦情、これはもう当然支障が不便を来しているということは間違いないと思っておりますが、これまでインターネットの閲覧をメールの送受信については職員用の業務端末で利用できてたところでございます。分離後は職員用の業務端末からのインターネット接続はできないことから、端末を使い分けて業務を行う必要がありますので、先ほど申し上げたとおり、不便を感じるといことは事実だろうというふうに思います。今後の話になりますが、今回のインターネット分離に加えて、マイナンバーを取り扱う事務を分離して、更に3系統のネットワークを構築して、情報のセキュリティを高めようという取組を今行っております。ただし、今後ですが、インターネットの閲覧については細心のセキュリティ対策を講じて、職員用の業務端末、通常のもので、従来の端末からも閲覧できるように改善する計画を立てておりますので、今後については支障がないというふうに考えております。

6番（大迫勝史君） ありがとうございます。じゃあ、是非職員がですね、しっかりと効率の上がるような仕事ができるような状況づくりを環境づくりをよろしくお願ひいたします。

次に、（4）のLEDを活用した省エネルギーの街づくりについてということで質問をいたします。本市では自治会や町内会が管理する外灯のLED化に対する助成金をいただき、大変に助かっております。先月私どもの町内も60灯全てLEDに切り替えて街も明るくなり、住民も大変喜んでおります。この場を借りて御礼を申し上げます。さて、住宅リフォーム助成事業が好評でございしますが、照明器具

関係は除外をされている現実があります。住宅や店舗でLED照明に切り替える際に、補助金を交付して家庭の負担軽減と地域活性化に取り組んでいる自治体もあります。本市でも導入できる可能性はないか、伺います。

建設部長（本山末男君） それではLEDの前に住宅リフォームということで私のほうから答弁させていただきます。事業としましては、奄美市住宅リフォーム等経済対策事業と言いまして、平成23年度から導入されて、お話のありましたとおり、大変好評を得てますが、本制度の目的としましては、住宅リフォームの向上における建築施工業者、大工さんなどの個人業者への地域経済対策や雇用拡大を主な目的とした補助制度であり、照明器具などの家庭用電化製品の購入は建築工事とされますので、対象外とするものです。今申請の中でもですね、照明器具が付いて申請されてる方もいられてですね、受付の段階で、これは対象外ですよというお話をさせていただいています。したがいまして、LED照明器具におかれても、電化製品という観点から、本事業で補助対象とすることについては非常に厳しいものだと考えております。ここでですね、平成23年度から27年度、5年間の実績をちょっと報告させていただきます。まず、決定件数で名瀬地区1,113件、1,113件、住用地区41件、住用地区41件、笠利地区375件、計1,529件であります。これは5年間の小計です。補助額といたしまして1億5,063万5,000円、1億5,063万5,000円、リフォームの総工事費合計がですね、16億6,800万、約16億6,800万円となっております。本年度平成28年度も既に108件の申し込みがあり、決定したのが102件、約970万円の補助額が決定をしております。以上です。

6番（大迫勝史君） ですから、その今のそのリフォーム助成事業、住宅リフォーム助成事業には除外になるということですが、別の制度でですね、やっていただけないかという提案でございます。ちなみに、茨城県阿見町というところでは、LED照明の購入や交換工事にかかる費用が4,000円を超えると対象経費の半額が交付されております。上限は2万円。ただし、町内の家電販売店や電気工事店で購入した場合に限ると。現在制度の普及とともに、高齢者世帯から申請が相次いでいると言います。LEDは蛍光灯に比べて電気代も抑えられて、最低5倍は長持ちするとされ、町の担当者は、照明を交換する負担を軽減できるのが大きいのではと見ているとコメントしておりますが、こういう別なそのくりに事業として立ち上げは困難かどうかについて伺いたいということです。もう一度答弁をお願いします。

市民部長（前田和男君） ただいまの御質問については、私の方で答えさせていただきます。議員御紹介のとおり、LED照明については定格寿命が蛍光灯の5倍以上、照明すべて二酸化炭素排出量抑制につながると感じております。本市においても、温室効果ガスの排出によって地球温暖化防止の観点からLED照明に代表される省エネ家電の変換を推奨しているところでございます。また、議員の御質問の中にもございましたとおり、電球交換の手間が省けるということも大きなメリットであると考えております。現在本市ではプレミアム商品券の発行など家計の負担軽減にも資する制度もございますので、是非こういう制度を御活用いただいて、省エネ家電への変換を進めていただければと考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

6番（大迫勝史君） はい、よく分かりました。であればですね、しっかりLEDに交換したらこういう10年はもちますよとか、要するに効率が大変よくなるということを広報誌とかでもアピールしてですね、市民がそういうプレミアム商品券とか自費を使ってそういう運動が広がるような何か戦術でですね、やっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。毎掲載せるとかですね。

市民部長（前田和男君） この照明については、当然広報誌とかそういうところでも周知を図っていかねばいけぬものだと思っておりますし、また、いろんな機会をとらえて、そういう市民への周知を図っていくことで、地域の省エネ化が進んでいくというふうに努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6番（大迫勝史君） はい、なにとぞよろしくお願いいたします。

続いて、2の健康増進について。まずはチャレンジデイ2016秋田県能代市との対戦は、行政市民一体となり勝利できたことを称えたいと思います。議会も当日はグラウンドゴルフ大会を開催して、微力ながら貢献をさせていただきました。近年中高年の間でグラウンドゴルフ熱が高まり、愛好家が増加をしています。名瀬地区に公設のグラウンドゴルフ場が整備できないかと市民からよく要望を受けております。笠利地区あやまる岬に公設の施設があります。住用地区にはマングローブパーク内にコースがあります。名瀬地区の愛好家は、地元で練習場所は何とか確保できても、大会を開いたりする公式設備がなく、遠距離の移動をすることになります。以前赤崎公園の再整備の質問をしたことがありますけども、この赤崎公園にグラウンドゴルフ場が整備できないのかと思っておりますが、まず、赤崎公園の現在の状況をお聞かせいただきたいと思っております。市民の利用度も含めてお答えください。

建設部長（本山末男君） 赤崎公園の現状、市民の利用度についてお答えします。赤崎公園は、少年自然の家に行く手前の方に設置された公園でありまして、昭和62年に設置されておまして、全体の面積が33ヘクタール、そのうち7.6ヘクタールを供用開始しております。全体が自然林であり、子どもを対象とした遊具等を設置しておりますファミリー広場や遠足等で利用されます多目的広場、全長1.5キロメートルの遊歩道など地形を生かした遠路、広場を設けた総合広場となっております。市民の利用度につきましては、申請のありました団体のみ報告させていただきます。平成26年度が11団体630人、平成27年度7団体634人、今年度につきましては現時点で9団体730人が利用している状況となっております。保育園児から高校生まで名瀬、住用、笠利をはじめ、他の町村からも遠足等で利用されております。また、遊具や広い駐車場もありますので、休日には家族連れでの利用もあり、遊歩道につきましてはよい散歩コースにもなっているようで、多くの市民に利用されております。公園の現状につきましては、ファミリー広場に設置してあります遊具につきましては、部品が劣化しておまして、安全に使用できないものにつきましては、現在使用禁止になっているものもございまして、平成25年度に策定しました公園施設長寿命化計画に基づいて改修及び補修等を行っていく計画になっております。

6番（大迫勝史君） ちょっと意外でした。結構たくさんの方が行ってらっしゃるんですね。この多目的広場に遠足に行くということでもよろしいのでしょうか。

建設部長（本山末男君） 公園に関してその多目的広場を含めてですね、利用、公園、多目的広場を含めた中で使用が出てると思っています。

6番（大迫勝史君） 最近赤崎公園に行った方はいらっしゃいますかね。あの状況を見てそこに来てどこで遊ぶんだろうと思うんですけど、大変な状況ですよ。何年か前に行った時には芝と言うか、あの多目的広場のあちこちとかイノシシが掘り返してるぐらいでしたけども、この質問のために視察に行った時には、もう草スキーのグレンデのところはススキが生い茂り、木も生えていて、その多目的広場と言うか、原野になってる。あそこでどうやって遠足に行つて遊ぶのか。危なくてしょうがないと思うんですけど、どなたか現場見に行かれましたか。どうでした。私が言って、これは違いますか。

建設部長（本山末男君） 今多目的広場のみの回答でよろしいでしょうか。それとも人工芝はまた後でということでもよろしいでしょうか。たぶん年に4回ほど多目的広場の伐採等はさしておりますが、その間はまたちょっと草が生い茂る時期もありますが、定期的に5月の遠足の前につきましては、5月の遠足に合わせて4月、5月遠足の時期が対象が多いもんですから、4月の方に草刈りを行っております。年に4回計画しておりますが、3か月に一度は草刈りを行う予定になっておりますが、やはり草が生い茂るとするのは早いもんですから、たぶんそういう時期に行かれたのかなあとっております。

6番（大迫勝史君） 4月に草を刈ったら、私は5月の末辺りに行ったんですけどね、そんなになるものかな。いいでしょう。実際の話、赤崎公園にそのグラウンドゴルフ場やその付帯設備を整備する可能性について伺います。

建設部長（本山末男君） 先ほど申し上げました赤崎公園の多目的広場の設置の目的はですね、遠足等で利用されてですね、今後もですね、多目的広場、誰でも自由に使えるという形で利用していただきたいと位置付けをしております。グラウンドゴルフ場設置という御提言ではございますが、整備に当たっては芝の整備や管理棟の設置、その維持管理に加え、イノシシ等の被害がたくさん出ていますので、柵等のイノシシ対策を講じる必要もあることから、多額の経費を伴うこととなります。また、グラウンドゴルフ大会につきましては、市内に2か所設置されており、また、近隣の既設グラウンドゴルフ場があり、施設は十分充実していることや、名瀬運動公園の陸上競技場で大会等の開催もできることから、利用者のニーズにも十分対応できているのではないかと考えております。このようなことから、赤崎公園でのグラウンドゴルフ場の整備については難しいものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。それでそのあの草スキーのゲレンデをきれいに再整備しなおしていただけるということは無理ですか。

建設部長（本山末男君） 草スキーにつきましてはですね、広島県でちょっと死亡事故等が発生しまして、その関係でその当時ですね、平成16年ですね、広島の方で死亡事故が発生して、その後安全に使用ができないということで使用禁止になっております。現在また安全面の確保、予算の財源の確保等を含めてですね、検討しますが、やはり草スキーを含めてですね、整備のほうはちょっと厳しいと考えております。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。できなきゃできないで残骸を残してほしくないとは思いますが、

それでも。
それでは次にいきます。ピロリ菌検査について質問をいたします。胃がんは日本国内で毎年12万人が発見され、そのうち約5万人が亡くなっています。胃がんの死者数は40年間横ばいであり、日本の胃がん対策は必ずしも功を奏しているとは言えません。2011年2月、公明党の医学博士でもある秋野公造参議院議員の質問により、厚生労働省はヘリコバクターピロリ菌が胃がんの発がん因子であると認め、2013年にピロリ菌除菌について慢性胃炎の段階にまで保険適用の拡大を実施しました。がん予防の権威である浅香正博北海道大学特認教授は、胃がん検診の受診率を上げてピロリ菌除菌を推進することにより胃がんの死亡者も減少し、治療にかかる国の医療費も大幅に抑えることができると言われております。特定検診時に導入する自治体も増え、中高生全員を対象にする自治体もあります。私も以前一度質問で取り上げましたが、検討すらされていない状況のようです。厚生労働省の研究班の調査によると、感染者の約3,500万人と推定されます。50歳以上では感染率40パーセントを超えていますが、40代では約30パーセント、30代は約21パーセント、20代は約11パーセントでした。

10代、10歳以下では更に減っていきます。別の調査では感染者は500万人から600万人で、40歳以上の8割が感染しているとの報告もあります。本市では今年度から従来の複合検診がミニ人間ドックと名称が改められております。名称が変わっただけでは進歩がありませんので、この機会に是非尿や便、または血液検査や呼気検査等でピロリ菌検査が導入できないものか、考えをお聞かせ願います。

市長（朝山 毅君） 大迫議員にお答えいたします。先日も大迫議員をはじめピロリ菌のことについて伺いました。現実には胃がんを引き起こす大きな原因の一つは、ピロリ菌であるというふうに最近広く言われております。それらを踏まえ、血液や尿、便、呼気によってピロリ菌の感染症の有無や胃粘膜の状況を調べることで、胃がんになりやすいかどうかのリスク分類を行うことができるため、がん予防や早期発見につながるものとその有用性が示されております。現在本市の胃がん対策といたしましては、ミニ人間ドックの中で胃がん検診を実施いたしております。統計の中でも胃がんは肺、気管支のがんに次いで多く、胃がんの予防や早期発見については、重点的に取り組む必要があると認識をいたしております。現在胃がん検診の受診率向上に力を入れているところでございますが、このような状況を踏まえ、胃がんになりやすいリスクが分かるピロリ菌検査については、集団検診として実施すべきかについて現在県内で導入しております13町村への情報収集を行っているところであります。ピロリ菌検査につきましては、現在国が死亡率減少効果について検証を行っているところであります。国が示すがん検診の指針には現在含まれておりません。既に実施している町村の中には、検査実施後の精度管理等の把握が十分でないということも言われております。本市としてはそれらのことを踏まえ、若い時代からがん予防の意識の向上を図り、早期発見、早期治療へつながる施策を今後も講じてまいりたいと考えております。したがって、ピロリ菌検査につきましても国の指針や他市の状況など、また、精度管理など検討しながら務めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

6番（大迫勝史君） ただいま答弁いただきましてありがとうございます。6月の10日にですね、私も公明党奄美市議団は、このピロリ菌検査の導入を要望する市民の8,621名の署名簿を提出いたしております。これを受けての今後の対応について今答弁もいただきましたが、当局としての対応をお尋ねいたします。

保健福祉部長（吉 富進君） 先ほど議員がおっしゃられたとおり、6月10日に8,628名の署名を添えまして要望書を受理したところでありますが、先ほども市長が答弁申し上げるとおり、検査項目に追加することや検査費用の助成等は現在国の方針や県下他市町村の状況を把握しながら検討させていただきたいと思っております。なお、要望書の3点目にごございましたピロリ菌の重要性並びに除菌が保険適用となされていることなどの周知を図ることとありました点につきましては、説明会の機会があるごとに説明をしてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。ただいま市長も答弁の中で、県内13の町村で行われていると言いましたが、大島郡の中で10町村は大島郡島内です。このしかしですね、この10町村で行っているのはJ A厚生連の検査でオプションでありまして、全額自己負担3,240円もかかっております。和泊町のみ2,000円の公費助成をしていますが、はたして3,240円も自己負担する検査の受診率は高くないであろうと思っております。他県の自治体は自己負担1,000円程度とかで行ってるようでございますが、それはなぜかと言いますと、最終的に内視鏡を使わないと除菌が保険適用にならないんですが、その前にやはり可能性としてピロリ菌検査を訴えてるところでございまして、この内視鏡は実際もう2万円前後いたしますが、尿や血液、便だと1,000円程度でできるそうであります。中高生を対象にした検査を行っている自治体が増えていると言いましたが、費用の面や簡便さから、尿の検査がほとんどだということです。是非調査研究をお願いして、次の質問にまいります。

安心・安全対策でございますが、国道58号タイヨー平田店前の危険性について。これまで複数の市民から市民相談として要望をされています。当該地域は片側のみ歩道があり、バス停は川に張り出して設置され、歩道を作る幅員はなく、横断歩道へ移動するのも危険であり、車両が絶えない道路を横切って店に入ったり、バス停へ移動したりする状況をどう認識されているか、まずお聞きをいたします。

建設部長（本山末男君） タイヨー平田店前のバス停につきましてですが、市内中心部より瀬戸内方向へ向かう車線のバス停留所真名津前は河川護岸上に設置されておりまして、停留所側には歩道が未設置となっております。この停留所に向かうのはですね、名瀬中学校前の横断歩道、エブリワン前の信号機がある横断歩道を通して車道路肩を歩くか、もしくは道路を横断して停留所に行くという危険な停留所であると国道を管理する県も認識しております。今後このバス停留所の移動などを含めた安全対策の協議を行っていかねばならないと考えております。

6番（大迫勝史君） この新川にですね、この張り出しの歩道整備は難しいでしょうか。

建設部長（本山末男君） 新川に張り出しの歩道整備はできないかということではありますが、新川、2級河川上になりますので、新川に張り出し歩道の場合は道路構造の検討と、また、河川管理者である県との協議など多くの課題もありますので、バス利用者の安全確保が図れる対策につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、バス停留所の移動などを含めたバス事業者との協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

6番（大迫勝史君） ただいま2級河川で県の管轄だとおっしゃいましたけども、現在の平田町にある今のバス停はどこが整備したのか。その際県に正式に申請し認可を受けているのか、伺います。

建設部長（本山末男君） 県大島支庁の建設課に確認したところ、道路占用河川占用の申請が上がってないということで、どちらが設置したか確認はされていないということで報告を受けております。

6番（大迫勝史君） 結局ね、どこが造ったか分からんということですよ。以前あった会社だと思いつけども。それではですね、おがみ山ルート建設の際の歩道設置の状況をお願いします。説明を。

建設部長（本山末男君） おがみ山ルートにつきましては、奄美市におきましては重要な事業だと認識しております。今後も県に要望等していきたいと考えておりますが、現在まだ未着手でございますので、想定はできませんので、現在今答弁してとおり、既存の施設の中でどういう安全が図れるかどうかという形で答弁させていただきます。

6番（大迫勝史君） その図面を見た時には両側が通っているように見えたんですけども。分かりました。もうちょっと時間が余っておりますが、このおがみ山ルート、知事選もあと3日後に告示になります。早期着工に期待を持って質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お謀りいたします。

議案等調整のため、明日21日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日 21 日を休会といたします。6 月 21 日午前 9 時 30 分本会議を開きます。
本日はこれをもって散会といたします。（午後 3 時 42 分）

第 2 回 定 例 会
平成 28 年 6 月 22 日
(第 5 日 目)

6月22日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	15 番	関 誠 之 君
16 番	三 島 照 君	17 番	崎田 信正 君
18 番	師玉 敏代 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

14 番	西 公 郎 君	19 番	多田 義一 君
------	---------	------	---------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長 事務所長	元多 政重 君	総 務 部 長	東 美佐夫 君
総 務 課 長	奥田 敏文 君	企画調整課長	三原 裕樹 君
財 政 課 長	國分 正大 君	市 民 部 長	前田 和男 君
市民課長(笠利)	寿山 一昭 君	保健福祉部長	吉 富 進 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	商水情報課長	高 一 也 君
農 政 部 長	奥 正 幸 君	農林振興課長	山下 仁司 君
建 設 部 長	本山 末男 君	都市整備課長	武下 義広 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	水 道 課 長	山下 一弘 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	森山 直樹 君	教育委員会総務課長 兼行革調整監給食 センター整備対策監	徳永 恵三 君

6月22日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 上原 公也 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 前田 賢一郎 君

庶務係長 向井 渉 君 議事係主査 麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりでございます。

日程第1、議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第75号 奄美市市道路線の廃止及び認定についてまでの15件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案15件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、そして市民の皆さん、インターネットで拝聴している皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

早速、議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について質疑をさせていただきます。

まず最初に、10ページ、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金7,264万9,000円について、2項目にわたって質疑をさせていただきます。

一つ、決算確定前に前年度繰越金として7,264万9,000円の補正額が示されておりますけれども、この額について適正な額だと思うのか、見解をお示してください。

二つ目は、地方財政法第7条の規定による地方債の繰上償還の基金積立金の額をお示してください。

二つ目は、議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について、11ページ、2款1項15目地方再生推進費、19節負担金251万4,000円、大学等設立可能性調査事業負担金について質疑をいたします。

国の地方創生加速化交付金事業において、不採択となった理由、ほかに不採択となった事業を示すとともに、その事業は今後どのようなようになるのか、お示してください。

二つ目は、大学等設立可能性調査事業の具体的な事業内容についてお示しをいただきたいと思いません。

あと議案第65号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について、7ページの1款1項7目朝日地区簡易水道区域拡張事業、委託料1,800万円について、一つ目、委託料1,800万円の委託内容について具体的にお示しをいただきたいと思えます。

二つ目は、委託料1,800万円の財源について、具体的に説明をお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） おはようございます。それでは、答弁をさせていただきます。

まず、一つ、2点ありますが、この2点につきまして、あらかじめ説明の上で必要ですので、平成27年度の一般会計の決算の見込み額を申し上げた上で説明をさせていただきます。

27年度の一般会計の決算額ですが、まず、歳入総額が328億2,357万9,000円、対しまして歳出総額316億7,675万円となります。この額から、単純に差し引きました形式収支額と言いますが、これが11億4,682万9,000円となります。更にこの数字から翌年度へ繰り越すべき財源としまして8,033万を差し引きましたいわゆる実質収支額、こちらが10億6,652万6,000円を見込んでおります。これを踏まえまして、ただいまの質問に入りますが、このうち決算

上よとして積み立てる額、これが5億5,000万円、御質問に関係します前年度剰余繰越金額、これが5億1,652万6,000円を見込んでおります。今回の補正額7,264万9,000円ですが、これはですね、補正予算の財源として十分確保できるという見通しから適正な者だと判断をしたところです。

次に、質問の2番目です。地方財政法に関わります積立額の話です。こちらは、地方財政法第7条で規定されておりますが、当該剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないという規定がございます。これは、先ほど言いました実質収支額、こちらの中の2分の1を下らない額ということになりますので、この額のうち5億5,000万円を積み立てということにさせていただきます。残りの額の5億1,652万6,000円を繰越財源となります。よって、御質問の繰上償還の積み立てではなく、財政調整基金への将来に向けた財源の確保ということでの積み立てということに理解をいただきたいと思っております。以上です。

企画調整課長（三原裕樹君） おはようございます。まず、1点目の大学等設立可能性調査事業の不採択理由についてお答えをいたします。

今回、地方創生加速化交付金に申請をいたしました事業のうち、広域連携事業におきましては、7事業中5事業が採択、2事業が不採択となりました。また、市単独事業におきましては申請をいたしました2事業が不採択となったところでございます。今後の参考とするため、国へ直接不採択理由を確認いたしましたものの、個別の具体的な不採択理由につきましては明確にされなかったところでございますが、県とのやりとりの中で、大学設立可能性調査事業につきましては、あくまでも設立に関する可能性の調査ということから、現段階では交付金活用による事業成果の見込みが明らかでないという点が不採択の要因の一つではないかと分析しているところでございます。

また、本事業以外に加速化交付金の不採択となった事業につきましては、市単独事業といたしました移住促進情報発信強化事業、これは地図情報システムの整備事業でございます。それから、一集落1ブランド推進事業、これは一集落1ブランドのイベント開催事業でございます。それと、広域連携事業といたしまして、観光振興に向けた都市部とのネットワーク構築事業、これは都市部での奄美にタベ開催事業でございますが、この計4事業となっております。

不採択事業の対応といたしましては、移住促進情報発信強化事業につきましては、事業費が4,500万円と多額であることから、他の補助事業等の活用を現在検討をしているところでございます。

また、一集落1ブランド推進事業につきましては、一般財源事業として今年度に繰り越し、予定どおり実施することとしております。観光振興に向けた都市部とのネットワーク構築事業につきましては、奄美市単独の一般財源事業としまして、今回補正予算に計上させていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の大学等設立可能性調査事業の具体的な事業内容についてお答えをいたします。

本調査事業の目的につきましては、奄美大島への大学設立を検討するための基礎資料を整理するとともに、設立するとした場合の課題や解決策を明確にすることにあります。調査内容につきましては、18歳人口や進学率の動向、また、大学制度や運営を巡る動向など、全国的な情勢と環境条件、それから、大学設置によって得られる効果や、奄美らしい学部の検討など、基本的視点の整理、また、当然財源が必要となってまいりますので、設立や運営に係る費用、それから、施設の規模を含めた収支計画など、設立可能性の検討などを実施する予定となっております。以上でございます。

水道課長（山下一弘君） おはようございます。お答えいたします。

まず一つ目の、朝日地区簡易水道区域拡張事業に係る委託料1,800万円の委託内容につきましては、陸上自衛隊奄美駐屯地及び朝日地区の民生用に係る水源試掘調査業務となっております。調査候補地としましては、現在、朝日地区浦上川沿いに3か所ほど候補地を選定しており、具体的な試掘地点に

つきましては電気探査及び水量・水質等を踏まえ、総合的に判断したいと考えております。現在、自衛隊基地建設予定地は給水区域外となっておりますが、実務上、隣接する給水区域の変更認可申請を行い、給水区域を拡張することとしております。

二つ目の、財源についてですが、当初、水道事業の自己財源にて対応を予定しておりますが、自衛隊に係る分については今後の協議としております。本市の基本方針としては、他自治体での先行事例も踏まえ、自衛隊に特化した分については自衛隊の全額負担とし、民生用等の供用部分につきましては、水量での案分負担として協議を進めており、支払方法は年度末精算払いを考えております。

議長（竹山耕平君） 再質問はございますか。

15番（関 誠之君） 大きく言えば3点質問をさせていただきましたが、一つ目の予算の関係でありますけれども、繰越総額と実質収支の予定額についてはお答えいただきましたので、その次のですね、平成23年度からちょっと調べてみますと、実質収支が12億から9億円程度出ていると思います。そこで伺いをいたしますけれども、実質収支の望ましい黒字額というのは、標準財政規模の3パーセントから5パーセントだといわれております。奄美市の標準財政規模は約170億円ぐらいですから、これからすると5億から8億5,000万円ぐらいが適当な実質収支の額ではないかなというふうに思いますけれども、先ほど10億実質収支ですか、10億ですか、6,600万円ほどあるというふうに聞いておりますけれども、調べてみますとですね、やっぱりかなり、この実質収支が出ていると、決して悪いことではないんですけれども、この収支がやはり多く出るといえるのは、予算、後もって少し議論をしたいと思っておりますけれども、予算の執行率との関わりが出てくると思っておりますけれども、そういったことで、この実質収支の額や繰越金、この額がやや多いように思われますけれども、その辺についての見解をお示しいただきたいということです。

可能性調査の関係ですけれども、奄美市の負担金が251万4,000円ということでありますから、その他の負担すべき自治体の額はどのようになったのか。当初と同じではないかと推測されますが、そういう中で、いくら可能性調査ということでありますけれども、新聞紙上によりますと、国際大学の設立に関してですね、地元の盛り上げが鍵との報道がなされておまして、新聞にも出ておりましたけれども、奄美観光株式会社の渡 洋史会長の地元の雰囲気作りも重要になるということで、できるかできないかの調査だということは、重々承知はしておりますけれども、そういったものは過去にもなされておまして、民間の方々はまだ先行してですね、この誘致を図っているのが今現実でありますから、この辺との今から可能性調査をするというものの整合性といいますか、つなぎはどのようになっているのかということも含めてですね、官民一体となったこの推進協議会なるものは考えられないだろうか。やっぱり雰囲気、そういった市民の気持ちの醸成といいますか、そういったのが大変必要になると思いますが、そこら辺のことについて見解がありましたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

水道事業の補正予算につきまして、今、説明がありましたが、自衛隊の水源、いわゆる、を浦上川の3か所の地区で予定をしているということでありましたが、陸上自衛隊の奄美駐屯地の水源確保に伴う調査料ということでありますけれども、給水区域外の駐屯地のための水源確保に伴う調査委託料を出す根拠ですね、そういったのがあるのかないのか分かりませんが、根拠があればお示しをいただきたい。今、協議によって、自衛隊と民間の分のは案分をするということでありますけれども、この協議もなされないまま、前にですね、こういった支出が予算として出てくるというのが、私には少し不思議に思いますが、終わった後に、いや、そんなことは知りませんよと、何の文書の協議もない、また、自衛隊も着工しておりませんから、恐らく周辺整備事業の、そういったものもないというふうに思いますけれども、その辺のところはどういうふうになるのか。

二つ目は、いわゆる駐屯地は給水の、給水外の区域となりますけれども、給水外区域においては水道

施設は受益者において負担を、今までほとんどのところができておるんですけども、その辺を水道施設の整備ということで市がやるというのも、少し理解に苦しむところがありますけれども、この辺のところの見解はどのように考えておられるのか。具体的に申し上げますと、同敷地内の区域にあるゴルフ場、これは自分たちで井戸を掘って水源施設を造ってですね、やっております。そしてまた、国道58号線沿いにあるスーパータイヨーやパチンコ屋が先にありますけれども、これも自らの水道施設を整備して営業しておるわけですけども、そういったところとの不公平、不平等感が出てくるように思われますけれども、それに対する見解をお示しをいただきたいと思えます。

参考までに、朝日地区簡易水道事業で先ほど言ったラーメンとん太からずっとパチンコ屋の付近まで管路を入れて、いわゆる給水区域の変更をやっておりますけれども、7,000万円ぐらいの投資をしたんじゃないかというふうに思いますが、その朝日地区簡易水道で7,000万円を投資してやったんですが、その後、その辺の、前の答弁では、確か市長は大口需要者が切り替えてくれるから、水道事業としては成り立って行くんだというふうなことだったと思えますけれども、現状はどうか、参考までにお聞かせをいただきたいと思えます。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） それでは、実質収支額と繰越金が多いのではないかというものの見解につきまして回答させていただきます。

平成27年度の奄美市の行政財政規模は、議員御案内のとおり約171億4,000万円となっております。平成27年度の決算見込みに対します実質収支額の見込みは、標準財政規模の約6.2パーセントとなる見込みでございます。確かに実質収支額が5パーセント以上になるということは、一般的にいわれております3パーセントから5パーセントの範囲を超えているものでございますが、ここ数年、5パーセントから7パーセントの推移であることは間違いございません。こちらにつきましての、主要因としまして考えられることはですね、まず、一般財源となっております主なもので市税とか、特別交付税、これをですね、歳入の予算の編成時に厳しく見込んでいるということが一つの要因であると考えております。あくまでも目安でございますが、この財源確保ということも考えて、歳入の一般財源というものの厳しく見込んだ結果が、今こういう要因の一つとなっているというふうに理解いただきたいと思えます。以上です。

企画調整課長（三原裕樹君） まず、大学設立可能性調査の負担金についてでございますが、御案内のとおり加速化交付金につきましては100パーセント事業というふうになっておりました。今回、単独事業ということになりますことから、各5市町村で協議をいたしまして、各市町その負担割合を全体事業費は500万円という中で、広域の負担割合、均等割の40パー、人口割の60パーということで割り崩して負担をいただくということにしております。

それから、官民一体となった推進協議会の件についてでございますが、具体的に大学を設立するとなった場合には、地元紙の報道にもありましたとおり、地元の盛り上げや雰囲気づくりが重要になってまいります。また、設立の検討にあたりましては、関係団体や住民の意見なども重要でございますので、本調査においてニーズ調査を実施することとしております。過去に、議員がおっしゃったように旧名瀬市や奄振研で同様の調査が行われておりますが、時代背景も変わっておりまして、地元紙の報道や総合戦略のワークショップや戦略会議の中でも大学設立調査に対する議論が交わされ、今回、総合戦略に位置付けられたところでございます。

議員御提案の官民一体となった推進協議会につきましては、議員同様、必要性は認識しておりますし、本年第1回定例会に同様の審議会発足に関する陳情も提出されているところでございます。そのためにも、設立運営経費のシミュレーションなど、議論するための基礎的な資料が必要となってまいりま

すので、まずは本調査を実施し、そのうちに推進体制の一つとして検討をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

水道課長（山下一弘君） まず一つ目ですが、公営企業の基本原則には企業の経済性の発揮と、公共の福祉の増進がうたわれており、先月5月に自衛隊より正式に依頼を受けたことに伴い、この原則に照らして検討し、本市で対応することとしております。現在は給水区域外となっておりますが、先ほど申し上げましたように、実務上隣接する給水区域の変更認可申請を行い、給水区域を拡張することとしております。また、調査費等の負担については、これも先ほど申しましたように、現在、自衛隊との供用の部分については応分負担、自衛隊に特化する部分は自衛隊の全額負担という基本認識で、現在、協議を開始しております。

それと、三つ目の質問ですが、議員御指摘の企業に関しましては、先方の都合で必要となり、自ら施設整備をしたものと考えております。今回の件に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、自衛隊に特化した分につきましては自衛隊の全額負担として協議を進めているところであり、特に不公平、不平等をもたらすことではないと考えております。

また、具体的に朝日地区、未普及地区についてお尋ねがありましたので、現在をお答えしたいと思います。

朝日地区未普及解消地域に14世帯の家屋、企業等が立地しておりますが、現在、14件中12件が給水申し込みを受けて、水道事業のお客となっているところでございます。

議長（竹山耕平君） 再々質問はございますか。

15番（関 誠之君） 最後ですので、少し市長の見解をお聞かせをいただきたいと思いますが、今、財政の関係で議論をさせていただきましたけども、質疑をさせていただきましたが、いわゆる先ほど説明がありましたとおり、実質収支は、いわゆる経常収支から翌年に繰り越す財源を控除した額ということで、これは翌年に繰り越す額ですから、繰越明許費も含めてだろうというふうに思いますけれども、そういった繰越明許の額まで合算するとですね、予算に対してかなりの執行率が低くなってくるんじゃないか、繰り越しが多くなるわけですから。予算というのは、必要があるからそこに予算を組んで、また、もっと必要になれば補正予算、または必要でなければ減額予算ということで補正でやるわけですけども、そういったことに対してですね、やはり組んだ予算というのはしっかり執行すべきじゃないかと。そういう中で実質収支が先ほど言った3パーセントから5パーセントが、人間のやることですから完全に100はできないだろうというようなことがあって、もちろん財政の弾力性の問題も含めて、そういったことになるのではないかとというふうに思います。

参考までに申し上げますと、平成27年度の繰越明許繰越計算書によりますと、事業総額、額で、総額で言いますと11億3,864万3,000円、翌年度の繰越額はこのうち8億9,739万7,450円と、そして平成26年度の繰越額、これも16億円、平成25年度が23億円というふうに繰越明許の総額ですけども、ありますが、そういった中で、やはり予算の使い方によって地域の経済の、やはり問題が出てくるのではないかなというふうに思いますが、この辺について予算執行にあたってですね、財政執行当局としてはどのようなことを考えておられるのか、この辺について見解を少しお聞かせいただきたいというのが一つ。

二つ目は、今、14世帯で12申し込みということがありますが、完全に切り替えを終わっておるかどうかということで、特に、向こうの、いわゆる大口需要になるであろうパチンコ屋さん、手前のスーパータイヨーですか、そこは切り替えが終わっておるか、水道として営業はどのようにかけておるのか、その辺まで具体的にちょっとお聞かせをいただきたいということ。7,000万円、配管で払ったというのは、これはちょっと私も自信がありませんが、そのとおりなのかということが二つ目。

最後になりますけれども、やっぱり駐屯地に給水するとなれば、駐屯地までの配管というのは、水道事業が今の事業法で言いますと、企業のことは分かりませんが、家庭で言えば止水栓の手前までは止水栓までは水道が責任を持ってやるわけですから、そこまで配管をするようになるんだらうなというふうに思いますけれども、先ほど言ったように、協議を開始している中での予算の、補正予算だということからすれば、その辺はしっかり、やっぱり詰めてやるべきではなかったかなというふうに思いますけれども、その辺と、先ほど言いました配管の、全然想像でしかできないかも分かりませんが、予定として、駐屯地までの配管をすれば、相当な水を使いますから、100か50か分かりませんが、そういったパイプを270メートルぐらいですか、までもっていくわけですよ。そうするとポンプを何段かに分けてやらにゃいかんけれども、その辺の事業総額というのはそちらのほうで、大体押えておるのか、また、その持ち分がどうなるのか。水道事業者としての今言った、全体的な問題ですから、細かいのは事務当局のほうで答えていただいて。

それと、先ほど言いました朝日地区の簡易水道区域の水源から区域外の陸上自衛隊の奄美駐屯地に大量に送水を、いわゆる取水をして送水をしなきゃいけないんですけれども、地下権というのがないように思われますけれども、しかし、そこで住んでいる人たちの水といいますか、を含めて送水することになりますけれども、その辺に問題点はないのか、法的な何か、ことは押えておるのか。この3点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 私に対する基本的な考えということでありますので申し上げますが、まず、予算の編成にあたりましては、歳出については確実に積み上げていくこと、歳入については不確定要素もあるので、厳しく辛く見ていただきたいということで、毎年11月、12月の予算編成時には申し上げているつもりであります。そういう中において、今年度は約2億1,000万円ほどの財政調整基金を取り崩して317億7,000万円ほどの予算を編成いたしました。そういう中において、今年度決算の予定であります、10億6,000万円相当の単年度収支でありますから純利益が出たということあります。企業で言いますと純利益です。この純利益の中の半分以上については、ルールに従って次年度以降、また補正財源、原資としての積み立てをして、財政をしっかり安定したのものにしたいということで、財政調整基金に5億5,000万円ほど積むということあります。そして、残りの5億1,000万円余りについては、補正財源としていかなる事態が発生しようとも、留保財源としてしっかり持って、市民のニーズに応える、もしくは想定しえない事案に備えるということで、財政の予算を編成し、結果として、まだ詳細についてはこれから決算が出てくるわけですが、一応、そういう概略は概算が出ております。そういう中において、極端に言いますと、利益率が3から5と言われますが、6パーセント余ります。私はすばらしいことだと思います。この積み上げに、毎年の積み上げによって、50億相当でしかなかった現金預金の残高が約120億円になったと、これはとりもなおさず議会の皆さん方の御理解と御協力のおかげ、そして職員の努力のおかげによって成し得た、私は数値じゃないかと思えます。その中で、予算のかい離とおっしゃいましたが、したがって、そういう前提で見ているので、仮にそれが100と100とだったらどういたしましょう。経常収支比率も大変悪くなります。そういう中において、予算収入は辛く見積り、歳出については確実に積み上げていって、そこで努力をし、経費を圧縮し、また、歳入の一番最も大きな交付税を辛く見積り、税金についても社会情勢、経済情勢を踏まえて、確実な数値を把握しようという中において、そこに収入が予算よりも多かったと。また、経費については、みんなが努力をして消耗品を含めて、圧縮してきたと。その結果、10億円余りの純利益が出たと。この純利益については、次年度以降の予算編成に流動的に耐え得るような財政調整基金。当時、47、8年、合併前については、10億円もなかった財政調整基金です。今後、2億1,700万円の当初を崩しましたが、5億円積んだ場合38億円ぐらいになります。一般会計当初予算の

1割ぐらいは財政調整する基金を持たなければいけないということ、私は常に申し上げているつもりです。そういう中において、一応、38億円ぐらい、今年積んだ場合ですよ、5億5,000万円を、38億円相当の財政調整基金が造成されます。そして、今までの利益の積み上げが公共施設整備基金の積み上げ、庁舎建設基金の積み上げ、などなど含めて基金が貯まってきたと。その経営結果として現状に立っているということをお理解いただきたいと思っております。

もう1点、繰越明許については、事業の繰り越しなどについては、確かに単年度収支でありますので、予算でありますから、議会の御理解をいただいて予算を編成し、事業執行の計画を立てたわけですから、これが繰り越したりすることについては、やはり議会に対しても申し訳ない部分がありますので、そこら辺は事業執行については責任を持ってやりなさいと申し上げておりますものの、やはり御案内のとおり国・県の補助金、国・県の内示をいただかないと、事業執行が遅れるという事案もあります。もとより、災害とか、いろんな不測の事態もございます。そういうもろもろのことを含めて3年とか5年とか、中長期に渡る事業であったり、もしくはどうしても事業執行上、繰り越さざるを得ない、一部繰り越さざるを得ないものがあつたりいたしますことは、我々も留意をしながら、御指摘を受けてしっかり単年度いただいた、議決いただいた予算は、単年度で確実に完結できるような執行を心がけていきたいと思っておりますので、どうか御理解くださいと、私は多ければ多いほどいいと思っておりますよ。ただ、予算と確実に利益は確保できるような努力をしていかなければいけない。そういう意味で予算と決算とのかい離が、極端に言いますと6パーセントと、7パーセントぐらいあつたということについては、決して悪いことではないと、私自身思っておりますが、繰越明許とか、そういう事業の執行状況とかいうことについては留意しながらやっていきたいと思う。もし、それら3パーセント以下、ゼロであったり、マイナスだったりしたら大変なことなんです、これ。だから、利益率が多ければ多いほど、ただし、議会に対して、皆さん方に対して、確実な執行をやるという、この気持ちだけは職員一丸となって、今後とも努めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

水道課長（山下一弘君） お答えいたします。議員指摘の2企業につきましては、現在のところ給水申請がなされておりましたが、当市としましては引き続き水道への切り替えをお願いしてまいりたいと思っております。

次に、朝日地区未普及事業の総事業費についてですが、7,000万円で竣工しております。

3番目の自衛隊の施設整備に係る概算費用についてですが、現在のところ概算ではありますが、約6億円を見込んでおります。

次に四つ目に、地下水の基本的権利の関係についてお尋ねと思いますが、地上の流水と違いまして水利権となるものが地下水には設定されておられませんので、特段取水制限なり、そういうことは生じないと認識しております。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第66号、議案第70号、議案第72号から議案第74号及び議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての6件は、これを総務企画委員会へ、議案第62号から議案第64号、議案第67号、議案第68号及び議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての6件は、これを文教厚生委員会に、議案第65号、議案第69号、議案第71号、議案第75号及び議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての5件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日２３日から３０日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日２３日から３０日まで休会とすることに決定いたしました。

７月１日、午前９時３０分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午前１０時１１分）

第 2 回 定 例 会
平成 28 年 7 月 1 日
(第 6 日 目)

7月1日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
市 民 部 参 事	柴 一 夫 君	保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君
福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	高 一 也 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
土 地 対 策 課 長	前 島 有 為 生 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
建 築 住 宅 課 長	備 孝 朗 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
水 道 課 長	山 下 一 弘 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君
		事 務 局 長	

7月1日(6日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監 徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 上 原 公 也 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 長 森 尚 宣 君 議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）から、議案第75号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの15件について、一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（渡 雅之君） おはようございます。文教厚生委員会付託案件の委員長報告を行います。

文教厚生委員会は、6月23日木曜日の1日間開会し、慎重に審査いたしました。

本議会において当委員会に付託されました議案第61号から議案第64号まで及び議案第67号、議案第68号の6件の議案につきましては、お手元に配付いたしました文教厚生員会審査報告書のとおりすべて全会一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案審査の質疑内容について報告いたします。

はじめに、議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項民生費及び衛生費について当局から補足説明があり、委員より、業務効率化推進事業補助金と放課後児童クラブ環境改善事業補助金はシステム導入となっているが、現在の職員で対応できるのか。また、個人のパソコンを使用しているが、個人情報管理についてただしたところ、当局より、事務の効率のためシステム導入を図るもの。また、共有するパソコン導入で個人情報の管理を指導したい。

委員より、保育士の賃金はどのようになったのか。また、保育士が不足する原因はなぜかとの質疑に、当局から、月額1万1,000円上げて1万4,500円に改定した。また、社会福祉事業団はそれほど変わらないが、民間事業所は処遇改善補助金を利用して賞与に反映しており、年収で上回っている。なお、この処遇改善補助金制度は民間保育所に提供される制度であると答弁。

このほかにも関連する質疑がありましたが、この際、省略します。

委員より、生活保護の社会福祉事業の社会福祉主事の資格取得の位置付けについて質疑があり、当局から、社会福祉法で社会福祉主事の配置が義務付けられており、国・県の監査でも指摘されているとの答弁がありました。

ほかにも関連する質疑がありましたが、この際、省略します。

委員より、介護保険特別会計の繰出金の詳しい説明が求められ、当局から、住所地特例制度により他の自治体の施設に入所した場合、出身地自治体が負担金を払うこととなる旨、答弁がありました。

ほかにも関連する質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、教育について当局から補足説明があり、委員より、学校司書関連の質疑があり、当局から、小中学校9校で一般職非常勤職員となっており、有資格者は2名である。また、平成27年に学校図書法の一部改正があり、選任の学校司書の配置が求められたことにより、今年度から循環型として3地区に配備したとのこと。

委員より、理科教育整備費等補助金の質疑があり、当局より、複式のある小学校11校に4名の理科支援を配置している。理科支援については、国庫補助が3分の1であり、これを利用しているとのこと。

ほかにも関連する質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第62号 平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1

号)について、当局から補足説明があり、委員より、笠利診療所の利用率が4.4パーセントとなっているが、評価が悪いのかとの質疑に、当局から、龍郷町を含め歯科診療所が4か所開業している。また、患者を送迎しているところもある。今回は、歯科医師から再契約しないと断られ、ほかに医師の確保が困難となり、やむなく休診となったもので、条件を整えば再度検討したいとのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第63号 平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、当局から補足説明があり、委員より、筋膜ケアとは具体的にどのようなものかとの質疑に、当局から、平成26年度に地域の健康教室のリーダーを対象に実施した。その際、地域の健康教室でも継続的に実施してほしいとの声があり、その旨計画したところである。身体、体全体を覆う膜を刺激することで、血液循環の改善、認知症予防等に役立つとのこと。

元気度アップ事業への質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第64号 平成28年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、当局から補足説明があり、委員より、龍郷町の施設に入所している3名の費用はとの質疑がありましたが。また、年度途中で入所者に変動が生じた場合、補正で対応するのかとの質疑に、当局から、龍郷町で総合事業を始めるにあたり、各種メニューがあります。1人当たり年間28万円程度を見込み計上しました。また、年度途中で入所者に変動が生じた場合は補正で対応したいとのことでありました。

次に、議案第67号 奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第68号 奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、当局から補足説明があり、委員より、この改正は今まで県に申請していたが、市町村事業となったための改正なのか。また、具体的に改正した条文はどこかとの質疑に、当局から、介護保険法において、今回、一部通所介護事業所の指導、監督権限が市町村に移行するのに伴って、地域密着型サービスの基準のついて条例改定するもので、第67号中第3章の2に地域密着型通所介護を付け加え、国の基準と同じように人員や設備等の基準を新たに設けたとのこと。

ほかにも関連する質疑がありましたが、省略します。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力をいただいております。以上です。

議長(竹山耕平君) 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長(多田義一君) おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は、6月の23日の1日間開会し、慎重に審査を行いました。

議案第61号 平成28年奄美市一般会計補正予算(第1号)中関係事項についてから、議案第75号 奄美市道路の廃止及び認定についてまでの5件は、すべて原案可決すべきものと決しております。

主な質疑を御報告申し上げます。

まず、議案第61号 平成28年奄美市一般会計補正予算(第1号)中関係事項について、先に2款総務費、6款農林水産業費及び7款商工費について、当局より補足説明があり、委員より、あまみんちゅ結事業について具体的な内容はとの質疑があり、この事業は平成26年から行っており、全国の主要な奄美会において奄美の夕べという形で郷土から生の情報や郷土芸能などをお伝えし、連携を強めていくものである。また、島出身者の方だけではなく、業者など、多くの関係する方などをお呼びして、奄美のPRを兼ねてイベントを行っていくものである。平成26年度は中部の奄美会の記念式典に参加させていただき、関東ではタンカンのトップセールスに合わせて群島観光物産店などで開催している。平成27年度は中部で奄美をPRするイベントがあり、そちらへの支援と福岡や沖縄での奄美の夕べという形でそれぞれ開催しており、内容としては芸能の発表のほか、奄美に全銘柄の黒糖焼酎や郷土料理を

持参し、味わっていただいた。その他、ふるさと納税などの情報発信を兼ねた場ということで活動を行っているとのこと。

委員より、畜産基盤再総合事業費負担金について、住用地区での負担金という説明であったが、件数と支払先についての質疑があり、当局より、対象件数は1件で、この事業は大島本島と喜界島が対象区域で、広域的に取り組んでいる事業となっており、事業主体は鹿児島県地域振興公社である。雑入でいれた受益者負担金については、地域振興公社に支払うことになるとのこと。

その他にも、農林水産加工センター管理業務についてや、あやまる公園管理についての質疑がありました。

次に、8款土木費及び11款災害復旧費について当局より補足説明があり、委員より、設計積算システム機械使用料の内容と契約先についての質疑があり、当局より、このシステムは土木課、都市整備課、笠川建設課、下水道課の4課で使用しており、富士通株式会社から賃借しているとのこと。

委員より、土木機器借上料について質疑があり、当局より、らんかん山の災害の中で、民家に影響を与えそうな箇所があり、そこに応急的な対応を行っているとのこと。

その他に、一般補助職員の賃金の件など質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第65号 奄美市水道事業会計補正予算（第1）について、当局より、朝日地区簡易水道区域拡張事業の概要について説明があり、当該事業は5月に熊本防衛主局長より自衛隊奄美駐屯地への給水施設整備依頼に基づき実施する事業であり、水源調査に基づいて新たな水源を確保し、この源水を大熊町にある朝日第3浄水場にて浄水した後、自衛隊駐屯地に約4,000メートルの送水管を埋設し、給水する計画である。水源施設につきましては、民生用と共同施設となり、浄水施設及び送水施設については自衛隊に特化した施設と見込んでいる。今年度のまず水源調査を実施した上で、基本設計、実施設計、用地確保を得て29年、30年度の2か年において工事施工を行い、31年に供用開始を予定しているとの説明があり、委員より、予算書には朝日地区簡易水道区域拡張事業とあるが、説明を聞いて初めて自衛隊の事業と分かるのはなぜか、そのような記載になったのかとの質疑があり、当局より、今回、民生用も含まれており、給水区域外となっているため、この区域を拡張する事業であることから、今回の事業名となったとのこと。

委員より、費用の負担はどのようになるのかとの質疑があり、当局より、今回、正式な依頼に基づきインフラ整備を行っておきます。費用の負担については、現在協議中だが、基本的な考え方として自衛隊に特化した部分は全額自衛隊負担をお願いしている。供用部分は案分する方向で調整しているとのこと。

委員より、5月に自衛隊から相談があったとのことだが、市長に報告はしているのかとの質疑があり、あくまでも現時点ではお願ひしますと言う依頼文しかきていない。他の自治体の例を参考にし、3年弱で工事を進めていくという非常にタイトなスケジュールであり、今回6月補正で対応させていただきたい。予算を計上しているので、市長は分かっているものと理解をしているとのこと。

また、委員外委員より、今回の給水で水道使用料はどの程度見込んでいるのかとの質疑があり、概算の数字であるが日量200トンと自衛隊から聞いているので、住人換算すると約600人余りの水道収入が得られると考えており、金額にして年間1,000万円程度の収入が見込まれる。建設コストは自衛隊が支払うことということを考えて、公営企業として経済性に合致すると考えているとのこと。

また、委員より、契約も交わしていない中で、1,800万円もの予算を組むというのは、公的な機関としてはおかしいのではないのかとの質疑があり、当局より、確約とのことだが、まずは水源調査をしなければ200トン送れるか分からない。調査が終われば大熊までの送水管の件、そして大熊からの駐屯地までの金額的なこともおおよそ見えてくるもので、9月議会までの実施設計等までは何も分からないということで、あくまでも国の機関として確約に近いものがあるとし、今回の事業を行うということと、第3条での企業の経営方針として、私ども企業の、経済性と公共福祉の増進という二つの観点から事情を勘案した中、自衛隊にも供給するべきと判断したことを御理解してほしいとのこと。

その他にも質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

次に、議案第71号 奄美市特別用途区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、補足説明で今回の条例改正についてはお客さんにダンスをさせるダンスホールやナイトクラブというような形態の施設について、ダンスは健全なものであるとのことから、今回、風営法の適用から外すという内容に一部改正されたということで、建築基準法においても風営法を除いた施設という規定となったため、それにあわせて条例を変えていくものとの説明があり、委員より、制限地域はどの地域になるのかとの質疑があり、当局より、工業地域と準工業地域に対する規制であり、長浜、塩浜、小浜、大熊、鳩浜、伊津部の一部となっているとのこと。

埋立地が完成した後を想定しているのかとの質疑があり、マリンタウン地区については用途の決定がまだされていないので、今後検討されていく。大規模集客施設を中心市街地に誘導していくねらいがあるとのこと。

その他、質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

次に、議案第75号 奄美市道路線の認定及び認定については、質疑はございませんでした。

次に、議案第69号 奄美市土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、委員より、新たな事業を取りやすくなるのかとの質疑があり、今回、県営水質保全対策事業ということ、事業を笠利に取り入れるにあたり、土地改良事業に追加するものであるとのこと。

その他、特段の質疑はありませんでした。

以上で報告を終わりますが、質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 次に、総務企画委員長の報告を求めます。

総務企画委員長（橋口和仁君） おはようございます。御報告申し上げます。

総務企画委員会は、6月24日金曜日、1日間開催し、当委員会に付託されました議案第61号から議案第66号、議案第70号、議案第72号、議案第73号、議案第74号の6件を慎重に審査いたしました。

これらの議案6件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

まず、議案第61号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中総務企画委員会関係事項について、当局から歳入について説明があり、市民課に関係する分について、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の個人番号マイナンバーカード交付事業費補助金として637万6,000円を計上のこと。歳出については、企画調整課分として2款総務費、1項総務管理費、15目地方創生推進費、19節負担金補助及び交付金のうち、大学等設立可能性調査事業負担金251万4,000円につきましては、地方創生加速化交付金事業として不採択となったことを受け、今回奄美大島5市町村で協議を行い、一般財源として改めて計上したとのこと。また、市民課所管分として、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料の737万6,000円については、マイナンバーカードの作成、発行等を行う地方公共団体情報システム機構への委託料との補足説明があり、委員より、マイナンバーカードの進捗状況と進捗の遅れについて、住基カードとの関連について質疑があり、当局からは、5月31日現在の本市の進捗率は約9.3パーセントの4,131人で、県平均が7.9パーセント、全国平均が8.7パーセントのこと。進捗の遅れについては、使用する頻度が少ないことが考えられ、今後、このカードで住民票や戸籍が取れるような整備がなされると増えていくと考えているとこととでありました。また、住基カードについては、マ

インナンバーカードの交付で廃止になり、切り替え時に回収するとのことでもございました。

次に、大学等設立可能性調査事業負担金の今後の進め方と民間の声を聞く場はあるのかとの質疑に対し、補正予算可決後に速やかに公募を行い、7月下旬に委託業者を決定し、来年3月までの8か月で調査を行う予定で、設立に関するニーズ調査において、例えば専門学校や高校の進学に関する意見等も調査していく予定であるとのことでもございました。

委員より、今後の職員数について、そして欠員の考え方と時間外勤務についての質疑があり、当局から、職員数については、合併時の各支所の職員数について、名瀬479人、住用72人、笠利163人の714人で、平成28年度については、名瀬445人、住用38人、笠利103人の586人であるとのこと。今後、財政課、企画課とも協議しながら、職員数については615人程度は必要であるとの答弁でありました。そして、欠員の考え方と時間外勤務については、今後、時間外勤務が多い部署については、職員を減らすことは難しいと考えており、業務量等について各課から聞き取りをして判断し、臨時職員で対応していただく。そして、時間外勤務職員については、健康面も考慮し、担当課長や係長への聞き取りを行い、今後、職員の配置等も含めて改善して行きたいとの答弁でありました。

そのほかにも委員から他の質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第66号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、当局より、平成28年3月30日に市長より諮問された奄美市特別職報酬等審議会は、特別職及び審議会議員の報酬及び改定の時期について答申をし、市長の給与を82万円に、副市長を64万円、教育長の給与を60万円として、議員の報酬について答申はしないと、この答申を受けて条例改正しようとするもので、期末手当については特別職及び議員とも県内各市に合わせ人事院勧告に準拠させるとの補足説明後に、委員より、改正により差額はどれぐらいか。増額分の財源は地方交付税の措置がなされるのかとの質疑がなされ、当局より、市長の給料月額5万1,000円、副市長月額1,000円、教育長1万円との答弁。また、増額分の財源は一般財源であるとの答弁でありました。

そのほかにも委員から他の質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第70号 奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、平成20年度より定住促進住宅整備事業がなされており、今回、住用町川内集落と笠利町赤木名里地区の民間の住宅を整備し、貸し出し可能な状況になったとの補足説明があり、委員より、定住促進住宅の全体の戸数と入居率等はの質疑があり、現在、整備済み住宅は32戸で、そのうち空き家が2戸とのこと。また、移住者から家賃が高いのでは、更に相場的にはどうなのか、安価にできないのかとの質疑があり、当局より、地域の家賃の相場を考慮していると、改修にかかった費用や建物の保険を考慮していると、そして今回、笠利地区では13件の問い合わせが、住用では2件の問い合わせがあったとの答弁でありました。

次に、議案第72号 奄美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、奄美市防災会議の委員には、名瀬測候所、海上保安部、県大島支庁及び警察署、消防組合、消防団、市の関係部署、ライフラインを担う電力会社、ガス会社、あまみFM及び社会福祉協議会等、そして、今回、自治会や他の自治組織の3名と地域防災アドバイザーや防災の専門家などで48人から58人以内との補足説明があり、委員より、協議内容は避難所運営の女性視点でのあり方はどうなのかとの質疑に対し、協議の内容は条例で明確に規定し、具体的に奄美豪雨災害のような大規模な災害等の場合を想定している。避難所運営の女性の視点でのあり方においては、プライバシー等の問題も出てくるので女性の視点で協議をしている。

そのほかにも委員から他の質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第73号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、まず、当局より、平成27年度に名瀬辺地、住用辺地、笠利辺地における総合整備計画期間が終了し、継続して辺地債を適用するためには、新たに5か年の総合整備計画の策定が必要であるとのことの補足説明の後に、委員より、小規模学校区内において、教員住宅居住者を確保することにより地域活性化に資することが明記さ

れているが、すべての教職員が校区内に居住しているのかとの質疑に対し、他の区域から通勤している方もおり、その一つの要因として教職員住宅がかなり老朽化していることもあるので、その地域に住んでいただけるような住居の環境整備に行いたいとの答弁でありました。

そのほかにも委員から他の質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第74号 財産の取得について、当局より、住用方面隊の水槽付き消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、更新配備をすることのこと。今回、導入予定の消防車両は、火災時の放水の際、消火薬剤を混合放水できる装置を備え、更に、四輪駆動車で車両床面も高く、冠水した道路等も走行できる仕様となっているとの説明がありましたが、質疑がございました。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で討論するよう願います。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

はじめに、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は議案の65号、平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び議案第66号 奄美市長及び副市長、特別職3役と議会のこの給与に関する条例等の一部改正をする条例の制定についての2件について、いずれも反対の立場で討論を行います。

まず、議案第65号、水道会計の補正予算についてですが、6月22日の関議員への総括質疑の答弁書でもありましたように、先ほどの委員長報告にもありましたように、この予算は何ら契約ができていないわけでもないし、併せて、その事業についての具体的な討論、議論がされてない。結局のところ、その内容は、自衛隊基地、最初にも委員長報告でもありましたように、朝日地区簡易水道区域拡張事業ということで最初は見えていたんですけど、総括質疑や委員会での討論を踏まえて、結局は自衛隊基地建設のための調査委託料ということが説明されました。しかし、この予算を計上するにあたっては、今後の対応などについても、何も具体的に相談されておりません。具体的には予算計上やる前に、5月頃からこの話が自衛隊からあったということです。しかし、関議員の総括質疑の中で明らかになりましたように、具体的にはどういう説明があって、どういう内容で契約が交わされたかという点についても、どこからもそういう報告はありません。だから、経費をどこが負担し、市と自衛隊がどうするかも決まっていません。しかも、この間、自衛隊問題ではいろんな質疑もありましたけど、あの6月のときの自衛隊のこの説明に、配備についての文書の中においても、自衛隊側の質問も、ただ各隊舎が配備されるということはいわれていますけど、ここで現在、もうこれ6月4日ですからね、現在、そういう方向に向けて相談をしているという報告も、市長からもどこからもありません。本来、役所の公的な一般会計の予算を見ても分かりますように、契約も、今後のどういう方向も決まらないのに、しかし、具体的な相談しているとは言え、今の段階でこれが本当に正しいのか、先ほどの委員会質疑で聞いて、初めて分かったのは、今後、細かい相談して、9月議会ぐらいには何とかという話です。それなら、改めて9月議会にちゃんと説明できる資料を付けて予算要求をすべきじゃないかというふうに思っています。今後、この基地に、基地建設に伴うインフラ整備に市の予算がどれほどつぎ込まれるか分からないままでは、将来

に禍根を残すことになりかねません。よって、私はこの補正予算に賛成することはできません。議員の皆さんが、本来の予算の在り方、計上の仕方などを含めて、議会としてのチェック機能を発揮して、反対の態度を示していただきますようお願いしまして反対討論をします。

次に、議案第66号の市長及び副市長の給与に関する条例についてです。この議案は、奄美市長及び副市長の給与に関する条例になってはいますが、その第3条では奄美市議会の議員報酬の弁償に関する条例もついています。期末手当を現行より引き上げるという内容になっています。今回の引き上げについて、人事院勧告を理由にする向きもあります。しかし、私たちはこれまで人事院勧告によらない職員の給与の引き下げには反対の態度を示してきました。それは、人事院勧告は公務員の首都圏などの本来労働者に与えられるべき労働基本権を誓約した、その代償としての機能を持っているのが人事院勧告です。公務員の給与水準を社会情勢に適応した適正な給与を確保するための民間企業従業員の給与水準に合わせる、いわゆる民間準拠を基本としています。ですから、職員給与と違う議員報酬、特別職の報酬は人事院勧告による職員給与の増減に引きずられるものではありません。ましてや、議員の報酬については、その地域の経済の状況や市民生活との関係で議論されなければなりません。まだまだ市民生活が改善したとは、私には思えません。そういう状況の中で引き上げる環境では全くないと考えています。市民の理解を得られるものではありません。だからこそ、議会として12月の奄美市に報酬審議会の回答などを踏まえて、慎重に協議する場の必要性が議論され、前回、6月27日に議会運営委員会で議員定数と報酬を見直す特別委員会を設置することが確認しました。特別委員会での協議を待たずして、今回改正することは、明らかに時期尚早であり、賛成することはできないと申し上げ、反対討論を終わります。

議長（竹山耕平君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関誠之でございます。

議案第65号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について、反対討論を行います。

私は、この奄美市水道事業会計補正予算に対して、総括質疑でも質疑をしてみました。まず、議案第65号に対して、最初に反対の理由を3点申し上げます。皆様のお手元に通告書があると思いますが、まず1点目は、公営企業の原則に照らしても、今回の給水区域外である陸上自衛隊奄美駐屯地への給水区域変更認可申請は、公営企業が従来指導してきた区域外の給水は受益者において独自に給水装置を設置をさせていたことを考えますと、不公正、不公平、不平等であると考えます。二つ目は、水源確保に伴う調査委託料の根拠が不明確であること、その後の計画が不明瞭であり、議会や住民への説明責任が果たされているとは言えないこと。三つ目は、予算計上にあたって防衛省と協議中で、調査委託の支払い契約文書もない中で、年度末払いの精算払いと、年度末の精算払いと説明をしております。公営企業が口約束でものごとを進めることは、法的には問題ないかもしれませんが、大変不適切なことであると考えております。このようなことで、防衛省の支払いを担保するものは何もなく、公営企業としても商工費としてもやるべきことではないというふうに考えております。

はじめに、先ほど申し上げました第一の反対理由について御説明を申し上げます。公営企業の基本原則には、企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進がうたわれております。この原則に照らしあわせて検討し、本市で対応するというものでありましたが、自衛隊が企業でないことは当局も産業経済委員会で認めております。公営企業の基本原則に反するような行為であり、給水する理由そのものの前提が成り立たないものだと考えております。自治体は何人に対しても公正・公平・平等でなければなりません。今日まで給水区域外の給水に対してはとても慎重で東丘団地への給水、朝日地区簡易水道の区域外のスーパータイヨー、パチンコ店の地域、また、ゴルフ場等に対しても受益者の負担による給水施設の設備

を求め、給水区域外の企業や市民は自己責任で給水を行ってまいっております。どうしても給水区域外の自衛隊の駐屯地に給水をするのであれば、市長は自衛隊誘致の考え方を含め、自らの政策、政治判断で行うことを市民に対してきめ細やかにその説明責任を果たすべきではないでしょうか。今回の議会の中における説明だけでは不十分であります。

二つ目の反対理由について、御説明を申し上げます。自衛隊誘致のために住民に対する全体像を示そうとしないで、既成事実を積み上げ、なし崩し的に認めさせていこうとする方法は、住民参加の民主的なまちづくりであると評価できるものではありません。もっとオープンに全体像を示し、住民の議論をしっかりと受けるような姿勢が必要だと考えます。でないと、逆に市民に疑心暗鬼を持たれるのではないだろうかと思います。

最後に、三つ目の理由について御説明を申し上げます。法を順守しなければならない奄美市の水道事業と防衛省が、水源確保に伴う調査委託料の支払いを、何の契約書を交わすことなく、事業を急ぐばかりに、年度末精算払いで調査委託料の持ち分については、水量の案分負担として協議を進めることは責任のないことだと考えます。まず、協議がしっかり成立してからでも、補正予算は遅くないのに、何をそんなに焦るのか、理解ができません。既成事実をつくって反対する議論を封じ込めていこうとするような手段は、議会制民主主義から考えて、到底容認できるものではありません。調査委託料の持ち分については、自衛隊と民生用の水量での案分負担として協議を進めるとのことですが、自衛隊として使用水量実績もないのに、何を根拠に案分できるのか、大変疑問が残ります。自衛隊と民生用の供用の水源、いわゆる配水池となりますと、かなり大規模な施設が必要になることが考えられ、自衛隊の使用水量によっては民生用に支障を来す恐れもあります。その建設費の案分によっては、水道事業の財政的に一時的な支障が出るかもしれません。

以上、申し上げました理由により議案第65号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）の反対討論といたします。各議員の御理解をお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

最初に、議案第65号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第65号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、これを原案可決することに決しました。

次に、議案第66号について、採決を行います。

（戸内恭次君 退席）

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第66号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり、これを原案可決することに決しました。

(戸内恭次君 着席)

次に、議案第65号及び議案第66号を除く議案第61号から議案第75号までの13件を一括して採決いたします。

この議案13件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案13件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この議案13件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長(竹山耕平君) 日程第2、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2017年度政府予算に係る請願所採択の要請について及び請願第2号 受動喫煙防止運動の展開についての2件を一括して議題といたします。

ただいまの請願第1号及び請願第2号に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長(渡 雅之君) おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生員会は、6月23日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。当委員会に付託されました請願第1号並びに請願第2号の2件について、審査結果を報告いたします。

最初に、請願第1号について報告いたします。

請願第1号については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、採決すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

請願第1号は、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2017年度政府予算に係る請願書採択の要請について、本請願は、奄美市名瀬和光町にお住まいの鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の高 幸広さんからであります。請願事項は、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

冒頭、紹介議員より趣旨説明がありました。委員より、現状について質疑があり、当局より、本市及び鹿児島県の施策が報告され、更に定数等の算定についての答弁がありました。

ほかに特段の質疑はありませんでした。

請願第1号については、慎重審査の結果、全会一致により採決すべきものと決しました。

なお、ただいま報告いたしました請願第1号に関しては、採決と決した際には後刻文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、請願第2号 受動喫煙防止運動の展開についてを報告いたします。

請願第2号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、不採択とすべきものと決しております。

以下、主な審査内容について報告いたします。

請願第2号は、受動喫煙防止運動の展開について、本請願は日置市伊集院町にお住まいの涉 秀憲さんからあります。

請願事項は、1、名瀬保健所と協力して健康に関する情報交換を積極的に行い、情報共有に努めること。2、受動喫煙の健康被害について、市広報紙、保健所長の講話、関係者による講習会等、あらゆる

手段を駆使して広く周知に努めること。3, 飲食店業界の情報収集に努め, 業界を所管する組合等に加盟店の喫煙化を要請することであります。

冒頭, 紹介議員から趣旨説明がありました。本請願に対する特段の質疑はありませんでした。

よって, 請願第2号については, 賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で請願第1号並びに請願第2号の審査報告を終わりますが, 御質問がございましたら, ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） これから, 委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって, 質疑を終結いたします。

これから, 討論に入ります。

通告がありますので, 発言を許可いたします。

なお, 本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので, 採択することに賛成の討論を先に許可いたします。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は請願第2号 受動喫煙防止運動の展開について, 採択すべきとの立場で討論を行います。日本は受動喫煙の防止対策では大きく立ち遅れている現状にあるといわれています。喫煙のみならず受動喫煙による健康被害は, 科学的に明白となっているところです。受動喫煙は, たばこを吸わない人が有害物質を含むたばこの煙を吸わされることでありますけれども, このたばこの煙には有害物質200種類以上, 発がん物質は60種類以上が火元から副流煙に高濃度に含まれていると指摘をされております。喫煙者が吸い込む主流煙に比べ副流煙はより毒性が強く, 周囲の人に健康被害をもたらします。厚生労働省の研究班は, 受動喫煙を原因とする年間死亡者数を1万5,000人と推計しています。交通事故の年間死亡者数は約4,100人で, この3.6倍に上るということであります。日本学術会議は, 2015年5月20日にオリンピックが開催される東京都に対して, 東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言を出しており, ここでは東京都が受動喫煙に対して何の措置も行わずにオリンピック・パラリンピックを開催することになれば, 世界のたばこによる健康障害防止の流れを阻害するものとなることを指摘したいと述べております。奄美も世界自然遺産登録を目前にし, 世界から観光客を受け入れる準備が始まっております。既に神奈川県や兵庫県では受動喫煙防止条例が制定をされております。また, 禁煙化により飲食店の売上が落ちるとの意見もありますけれども, 愛知県の調査では禁煙化した飲食店の95パーセントで影響が出なかったということでございます。この請願の内容でありますけれども, 奄美市では登録飲食店817店中, 禁煙化の店はわずか5店で, 0.61パーセントにすぎないと指摘をし, 情報共有に努めること, 受動喫煙の健康被害について, 広く周知に努めること, 禁煙化を要請することなどの3点について求めているものであり, ここで強調したいのは, 全国では既にこの方法で動き始めているというものであります。市長の施政方針でも, 健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現, 観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの実現を掲げています。請願の内容はごく緩やかなもので, 私は必要だと思うんですが, 健康防止条例の制定を求めているものではないということでもあります。再度申し上げたい。奄美は自然豊かで長寿の島, そして, 世界自然遺産登録を目指し, 観光立島を目指しております。これらのことを考えたとき, この請願を不採択にする理由はないものと確信をいたします。文教厚生委員会では4対3で不採択となりましたけれども, 是非この本会議では採択されることを強く願い, 採択を求めた討論といたします。よろしく願いをいたします。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、請願第1号及び請願第2号について採決いたします。

採決は、これを分割して行います。

最初に、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための2017年度政府予算に係る請願書採択の要請についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 受動喫煙防止運動の展開についてを採決いたします。

これから、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、評決にあたっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、請願第2号 受動喫煙防止運動の展開については不採択とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3，発議第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出に先につきましては、議長に一任願います。

○

議長(竹山耕平君) 日程第4、発議第4号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

15番(関 誠之君) おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

発議4号 地方財政の充実強化を求める意見書の提案理由を御説明申し上げます。

地方自治体は子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定実行など、新たな政策課題に直面をしています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を求めると、進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。こうした状況にも関わらず、社会保障と地域地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、今年度から開始されたトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。インセンティブ改革と併せて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。本来必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかであります。このため、2017年度の政府予算地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積り、人的サービスをしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、地方自治法99条による議会議決、意見採択提出を求めるものであります。議員の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

議長(竹山耕平君) これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

発議第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

議長（竹山耕平君） 日程第5，発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具，住宅改修の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

1番（橋口耕太郎君） おはようございます。公明党の橋口耕太郎でございます。意見書の提案理由を御説明いたします。

平成27年6月30日に閣議決定された骨太の方針の中で，次期介護保険制度改革2018年度で，軽度者要介護2以下に対する福祉用具利用の給付抑制を検討することが盛り込まれました。更に，平成27年12月24日に経済財政諮問会議より提示された経済財政再生計画改革工程表の社会保障分野の負担能力に応じた公平な負担，給付の適正化において，軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について，地域差の是正の観点も踏まえつつ，関係審議会等において具体的内容を検討し，2016年末までに結論とし，2017年度末までに関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるとの計画が示されました。

ここでもし，一律に軽度者に対する福祉用具，住宅改修の利用が原則自己負担になれば，特に低所得者世帯等，弱者の切り捨てになりかねず，また，福祉用具，住宅改修の利用が抑制され，重度化が進展し，結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し，給付費が増大する恐れがあります。

したがって，次期介護保険制度改正における福祉用具，住宅改修の見直しにおいては，高齢者の自立を支援し，介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から，現制度の維持を強く求める意見書を提出するものであります。

以上，御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決をいたします。

発議第5号は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具，住宅改修の見直しに関する意見書の提出については，原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

議長（竹山耕平君） 日程第6，「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

委員長に報告を求めます。

「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上

げます。

当委員会は、ミカンコミバエに関する現状を調査し提言を行うため、これまでに委員会を3回開催し、農林水産省門司植物防疫所、鹿児島県奄美市名瀬中央青果株式会社及び名瀬青果食品協同組合の方々から現状の聴取や意見交換等を行いました。その中で、早急な対応が必要と判断された事案については、平成28年2月に奄美市市議会議長から鹿児島県議会議長に要望書を送付したところであり、それらを踏まえ、ミカンコミバエの蔓延防止、早期根絶及び再発防止に向け、現時点でとりまとめた本委員会の提言を報告いたします。

ミカンコミバエの問題の影響は、生産者にとどまらず流通、卸小売、加工業者、その他、関係者へ大きな影響を与え、奄美市をはじめ、奄美群島全体の経済に影響を与えるものであるため、早急な是正、対応を強く要望し、ミカンコミバエ問題に関する特別委員会からの中間報告といたします。

1、情報開示の遅れが被害の拡大につながったことから、各関係機関は今回の情報開示の検証を行い、今後対策を講じる必要がある。

2、国・県・市、各関係機関において迅速な密な連携を取ることができるよう連携体制の構築が必要である。

3、初動体制の見直しを含め、今後、迅速な防除ができるよう、初動マニュアルの改訂が必要である。

4、ミカンコミバエの分布地が台湾、東南アジア、中国と近いことから、年間を通じた防除対策を講じる必要がある。

5、農家等生産者のみならず、被害の範囲は流通、卸小売、加工業者等、多くの分野に波及している現状から、資金繰りに対する金融支援措置等、新たな救済制度を設ける必要がある。

6、放任園地等における寄種作物の除去対策について、今後、法改正もしくは条例制定が必要と考えられる。

7、ミカンコミバエ対策の先進地である沖縄県との情報交換及び連携を図ること。

以上で報告を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、ミカンコミバエ問題に関する特別委員会の中間報告を終了いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第7、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び常任委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成28年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前10時46分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	竹山 耕平
奄美市議会議員	津畑 誠
奄美市議会議員	安田 壮平
奄美市議会議員	橋口 和仁

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第61号	平成28年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第62号	平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第63号	平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第64号	平成28年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第67号	奄美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第68号	奄美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	請願第1号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2017年度政府予算に係る請願書採択の要請について	採択すべきもの
(8)	請願第2号	受動喫煙防止運動の展開について	不採択とすべきもの

平成28年7月1日

文教厚生委員長 渡 雅之

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第61号	平成28年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第65号	平成28年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第69号	奄美市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第71号	奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第75号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの

平成28年7月1日

産業建設委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 61 号	平成 28 年度奄美市一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 66 号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 70 号	奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 72 号	奄美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 73 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第 74 号	財産の取得について	原案可決すべきもの

平成 28 年 7 月 1 日

総務企画委員長　橋口 和仁

奄美市議会議長　竹山 耕平 殿

平成28年7月1日

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

議会運営委員長 大迫 勝史
総務企画委員長 橋口 和仁
産業建設委員長 多田 義一

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 平成27年陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情
- 2 陳情第2号 「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情

○ 産業建設委員会

- 1 平成27年陳情第16号 「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情

「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会中間報告

平成 28 年 7 月 1 日

奄美市議会

「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会

○特別委員会の設置等

1. 「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の設置

平成 27 年 12 月 24 日

2. 付託事件

「ミカンコミバエ問題」に関する調査

3. 調査期限

本特別委員会は、2に掲げる事件の調査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

4. 委員会構成

委員数：10人

委員長：多田 義一

副委員長：奥 輝人

委員：林山 克巳，戸内 恭次，橋口 耕太郎，関 誠之，里 秀和
安田 壮平，三島 照，師玉 敏代

5. 委員会開催状況

回	開催日	協議内容
1	H28年1月13日	1. 農林水産省門司植物防疫所及び門司植物防疫所名瀬支所におけるミカンコミバエ問題の現状及び今後の取り組み，課題について 2. 奄美市（農政部）におけるポンカン・タンカンの買い上げ等について 3. 奄美市奄美大島選果場でのポンカン・タンカンの買上・廃棄作業確認（現地確認）
2	H28年2月2日	鹿児島県（大島支庁農林水産部及び総務企画部）におけるミカンコミバエ問題の現状及び今後の取り組み，課題について
3	H28年2月16日	名瀬中央青果株式会社及び名瀬青果食品協同組合におけるミカンコミバエ問題の現状及び今後の取り組み，課題について
-	H28年2月22日	鹿児島県議会議長宛にミカンコミバエ問題に関する要望書を提出

○「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会中間報告書

1. 経緯

本委員会は、平成 27 年 6 月 30 日に名瀬地区においてミカンコミバエの誘殺が確認され、同年 11 月 13 日付で植物防疫法の規定に基づく緊急防除に関する省令が告示され、12 月 13 日から施行された事により、奄美市において、生産者、流通、卸小売、加工業者その他関係者において、甚大な被害の発生が予想されるなかで、ミカンコミバエのまん延防止、早期根絶及び再発防止に向け、これまでの経緯及び今後の課題を検証するため設置した委員会である。

2. 緊急防除等の実績

ミカンコミバエトラップ調査を、平成 28 年 2 月 9 日までは名瀬地区 77 箇所、住用地区 55 箇所、笠利地区 20 箇所、平成 28 年 2 月 19 日以降は名瀬地区 54 箇所、住用地区 43 箇所、笠利地区 20 箇所の合計 269 箇所において、週 2 回、合計 58 回実施した。

3. テックス板設置状況

平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月までの間に、名瀬地区 2 万 3,946 枚、住用地区 1 万 5,604 枚、笠利地区 1 万 4,450 枚、合計 5 万 4,000 枚を設置した。

また航空防除を 5 回実施し、奄美大島本島で 82 万 2,000 枚を投下している。

4. 緊急防除に伴う果実廃棄、買い上げ実績

緊急防除に伴う果実の廃棄、買い上げ実績については、タンカンをはじめ、ポンカン、はるみ、その他かんきつ、パッション、パパイヤ、ミニトマトなど、数量約 920 トン、金額約 3 億 1,000 万円、戸数約 430 戸となっている。

5. 提言

当委員会はミカンコミバエ問題に関する現状を調査し提言を行うため、これまでに委員会を 3 回開催し、農林水産省門司植物防疫所、鹿児島県、奄美市、名瀬中央青果株式会社及び名瀬青果食品協同組合の方々から現況の聴取や意見交換等を行いました。その中で、早急な対応が必要と判断された事案については、平成 28 年 2 月に奄美市議会議長から鹿児島県議会議長に要望書を送付したところであり、それらを踏まえ、ミカンコミバエのまん延防止、早期根絶及び再発防止に向け、現時点で取りまとめた本委員会の提言を報告します。

ミカンコミバエ問題の影響は、生産者にとどまらず、流通・卸小売・加工業者その他関係者へ大きな影響を与え、奄美市をはじめ、奄美群島全体の経済に影響を与えるものであるため、早急な是正、対応を強く要望し、「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会からの中間報告とします。

1. 情報開示の遅れが被害の拡大につながったことから、各関係機関は今回の情報開示の検証を行い、今後対策を講じる必要がある。
2. 国、県、市及び各関係機関において、迅速で密な連携を取ることができるよう、連携体制の構築が必要である。
3. 初動体制の見直しを含め、今後迅速な防除が出来るように初動マニュアルの改定が必要である。
4. ミカンコミバエの分布地が台湾、東南アジア、中国と近いことから、年間を通した防除対策を講じる必要がある。
5. 農家等生産者のみならず、被害の範囲は流通・卸小売・加工業者等多くの分野に波及している現状から、資金繰りに対する金融支援措置等、新たな救済制度を設ける必要がある。
6. 放任農地等における寄主作物の除去対策について、今後法改正もしくは条例制定が必要と考えられる。
7. ミカンコミバエ対策の先進地である沖縄県との情報交換及び連携を図ること。

以 上

参 考 资 料
(意 见 书 等)

米軍属による女性遺体遺棄事件に対する抗議決議

沖縄県でまた、米軍関係者による、許しがたい事件が起こった。元米海兵隊員の軍属による「女性遺体遺棄事件」である。

沖縄県うるま市の20歳の女性会社員が遺体でみつきり、容疑者の米空軍嘉手納基地の軍属の元海兵隊員は、米海兵隊キャンプ・ハンセン近くの恩納村の雑木林で、女性の首を絞めナイフで刺したと供述している。これからの人生に夢と希望を抱いていたであろう若い女性の命を無残にも奪った残虐な事件に激しい憤りを禁じえない。

今回の事件が沖縄県民に与えた衝撃、怒りと悲しみの深さは想像に難くなく、強く抗議するものである。

沖縄では、戦後71年、日本復帰から44年もの間、米軍関係者による事件・事故が絶えず繰り返されている。沖縄県の資料によれば、1972年の復帰から2015年末まで米軍関係者による犯罪の検挙状況は5,896件に上る。このうち殺人、性的暴行、強盗、放火といった「凶悪犯」は574件と1割近くを占めている。

県民の命と暮らしを危険にさらし、深い悲しみと苦しみを強いる事態をこれ以上放置することはできないとして、沖縄県内の各議会が次々と抗議の決議を挙げている。5月30日の沖縄タイムス配信によると、今帰仁村（なきじんそん）議会の5月30日の臨時議会では、「県民は戦後70年を経た今もなお、基地があるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられている」と指摘し、事件に対し「渾身の怒りを込めて厳重に抗議する」とする抗議決議を全会一致で可決したことを報じている。

この事件を受け、日米政府から「再発防止」や「綱紀粛正」の声が聞かれるが、事件・事故の度に繰り返されるが、約束が守られたためしはない。

奄美は、歴史的、文化的交流から古くから沖縄を兄弟島としてきている。その沖縄が抱える苦悩を思うとき、二度とこのような残虐で悲しい事件が起こら

ないように遺族への謝罪と完全な補償を行うとともに，これまでも幾度と言われて来た「再発防止」「綱紀肅正」を唱えるだけでなく，実効性あるものにするために，米軍基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを求めるものである。

以上，決議する。

平成28年 6 月15日

奄 美 市 議 会

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2017 年度政府予算に係る意見書

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの表れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 7 月 1 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の 2016 年度以降も継続すること。また、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 28 年 7 月 1 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，財務大臣，経済産業大臣，経済再生担当大臣，地方創生担当大臣

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から、現制度を維持することを強く求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 7 月 1 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣，厚生労働大臣